

第12章 環境影響評価準備書と補正前の環境影響評価書の相違点

環境影響評価書の作成にあたっては、環境影響評価法第20条第1項に基づく山梨県知事意見を勘案するとともに、同法第18条第1項に基づく環境の保全の見地からの意見に配意して、環境影響評価準備書の記載事項について検討を加え、必要な追記・修正を行った。

環境影響評価準備書からの主な相違点を、表12-1に示す。

なお、表現の適正化及び誤字・脱字等の訂正については、適宜行っている。

表 12-1 環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 3-8 3-4 対象事業の内容 ① 地形・地質等の制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・活断層は、回避する、もしくは、やむを得ず通過する場合は通過する延長をできる限り短くする。また、近接して並行することは避けて計画する。 ・トンネル坑口は、地形・地質的に安定した箇所を選定する。 ・地上部で交差する主要河川は、約60度以上の交差角とすることを基本とする。 ・トンネル土被りはできる限り小さくすることを基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活断層は、回避する、もしくは、やむを得ず通過する場合は通過する延長をできる限り短くする。また、近接して並行することは避けて計画する。 ・トンネル坑口は、地形・地質的に安定した箇所を選定する。 ・地上部で交差する主要河川は、約60度以上の交差角とすることを基本とする。 ・トンネルの勾配は、湧水の自然流下による排水が可能となるよう設定する。 ・トンネル土被りはできる限り小さくすることを基本とする。
p. 3-30 (3)各施設 表 3-4-1 各施設の対象事業実施区域	—	追記
p. 3-35 6)保守基地	保守基地は、路線沿線に50km程度の間隔で設置する計画であり、車両基地がある場合には併設する計画としている。敷地面積は、約3haを想定している。保守基地の概要を図3-4-10に示す。	保守基地は、路線沿線に50km程度の間隔で設置する計画であり、車両基地がある場合には併設する計画としている。敷地面積は、約3haを想定している。 <u>保守基地は、構造物や電気設備の検査、交換等に必要な保守用車両について、留置、検査、整備を行うための施設であり、保守用車両（規格は通常の大型トラックと同程度）を留置するためのスペースの他、車庫、検修庫、作業庫、資材庫等を設置する。なお、整備等に使用する機器は従来の新幹線と同様のものを考えており、それらは建屋の中に設置する。</u> 保守基地の概要を図3-4-11に示す。
p. 3-39 ウ. 山岳トンネル部 (非常口含む)	山岳トンネルの施工に際しては、坑口部からの施工を開始することを基本とするが、一部区域においては、図3-4-15に示すように、非常口からトンネル本坑へ掘り進める。	山岳トンネルの施工に際しては、坑口部からの施工を開始することを基本とするが、一部区域においては、図3-4-16に示すように、非常口からトンネル本坑へ掘り進める。 <u>非常口のトンネル断面は本坑より小さい30～60m²程度を考えており、本坑と同様の方法で施工を行うが、防水工や覆工コンクリートについては必要に応じて設置する。</u>
p. 3-39 ウ. 山岳トンネル部 (非常口含む)	工事の実施にあたり、必要に応じて工事用道路及び非常口等に工事施工ヤード等を設ける。工事施工ヤードでは、周囲に工事用のフェンスを設置するとともに、発生土の仮置き、濁水処理設備の設置、必要に応じてコンクリートプラント等を設置する	工事の実施にあたり、必要に応じて工事用道路及び非常口等に工事施工ヤード等を設ける。工事施工ヤードでは、周囲に工事用のフェンスを設置するとともに、発生土の仮置き、濁水処理設備の設置、必要に応じてコンクリートプラント等を設置する

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
	予定としている。なお、工事施工ヤードの面積は 0.5~1.0ha を標準として考えている。	予定としている。 <u>また、周辺に住居等が存在する場合は、非常口出口に防音扉を設置する。</u> なお、工事施工ヤードの面積は 0.5~1.0ha を標準として考えている。
p. 4-2-1-39~47 図 4-2-1-8(1)~(5) 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度に係る区域指定の状況図	—	追記
p. 4-2-1-49~57 図 4-2-1-9(1)~(5) 特定建設作業に係る騒音の規制基準で定める区域指定の状況図	—	追記
p. 4-2-1-161 イ. 地質	山梨県は、東北日本と西南日本を分ける中央地溝帯の南部に位置している。最も古い地層は、中世代から新世代古第三紀にかけ堆積した四万十層群で、南アルプスと関東山地に分布し、激しい褶曲作用を受けている。次に堆積した新世代新第三紀中新世の御坂層群は、主に緑色凝灰岩類（海底火山活動により噴出した凝灰岩が海水と接触して緑色に変質したもの（グリーン・タフ））からなり、御坂山地や巨摩山地に分布している。続いて、新世代新第三紀中新世から鮮新世にかけて、泥岩・砂岩・礫岩を主とした富士川層群が峠南地域に堆積した。四万十層群、御坂層群及び富士川層群は、いずれも海成層（海底で堆積した地層）で、生成後、陸化を伴う構造運動を受けたものであり、崩壊や地滑りをひき起こしやすい脆弱な地質である。	山梨県は、東北日本と西南日本を分ける中央地溝帯の南部に位置している。最も古い地層は、中世代から新世代古第三紀にかけ堆積した四万十層群で、南アルプスと関東山地に分布し、激しい褶曲作用を受けている。次に堆積した新世代新第三紀中新世の御坂層群は、主に緑色凝灰岩類（海底火山活動により噴出した凝灰岩が海水と接触して緑色に変質したもの（グリーン・タフ））からなり、御坂山地や巨摩山地に分布している。続いて、新世代新第三紀中新世から鮮新世にかけて、泥岩・砂岩・礫岩を主とした富士川層群が峠南地域に堆積した。四万十層群、御坂層群及び富士川層群は、いずれも海成層（海底で堆積した地層）で、生成後、陸化を伴う構造運動を受けたものであり、崩壊や地滑りをひき起こしやすい脆弱な地質である。
p. 4-2-1-163~171 図 4-2-1-16 (1) ~ (5) 表層地質図	資料：「日本の活断層」（平成 3 年、活断層研究会）	資料：「日本の活断層」（平成 3 年、活断層研究会） p146-147、p170-171
p. 4-2-1-177 表 4-2-1-62 鉱山の分布状況	資料：「関東地方土木地質図解説書」（平成 8 年 3 月、関東地方土木地質図編纂委員会）	資料：「関東地方土木地質図解説書」（平成 8 年 3 月、関東地方土木地質図編纂委員会） p. 711
p. 4-2-1-179~187 図 4-2-1-17 (1) ~ (5) 鉱山の分布図	資料：「関東地方土木地質図解説書」（平成 8 年 3 月、関東地方土木地質図編纂委員会）	資料：「関東地方土木地質図解説書」（平成 8 年 3 月、関東地方土木地質図編纂委員会） p. 711
p. 4-2-1-206 表 4-2-1-66(2) 対象事業実施区域を含むメッショで繁殖情報が確認された鳥類	資料：「日本産鳥類の繁殖分布（第 2 回自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）動物分布調査（鳥類）報告書）」（昭和 56 年、環境庁）	資料：「日本産鳥類の繁殖分布（第 2 回自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）動物分布調査（鳥類）報告書）」（昭和 56 年、環境庁） p. 30~429
p. 4-2-2-9 2) 土地利用指定状況	なお、指定内容は都市計画法に基づく都市計画区域と用途地域、国土利用計画法に基づく 5 地域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜崩壊危険区域、砂防法に基づく砂防指定地、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域、森林法に基づく保安林指定地及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区である。	なお、指定内容は都市計画法に基づく都市計画区域と用途地域及び <u>都市計画公園、都市計画緑地</u> 、国土利用計画法に基づく 5 地域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜崩壊危険区域、砂防法に基づく砂防指定地、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域、森林法に基づく保安林指定地及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 4-2-2-9～13 表 4-2-2-5(1)～(5) 各種土地利用指定地域調査表	—	護区である。 都市計画公園、都市計画緑地を追記
p. 4-2-2-13～16	市町村別の土地利用指定状況	市町村別の土地利用指定状況に都市計画公園、都市計画緑地を追記
p. 4-2-2-17～25 図 4-2-2-1(1)～(5) 都市地域等の指定状況図	—	都市計画公園、都市計画緑地を追記
p. 4-2-2-37～41 表 4-2-2-6(1)～(9) 都市計画用途地域別面積	—	都市計画公園、都市計画緑地を追記
p. 4-2-2-43～51 図 4-2-2-3(1)～(5) 用途地域図	—	都市計画公園、都市計画緑地を追記
p. 4-2-2-81～82 表 4-2-2-12(1)～(2) 対象事業実施区域の学校等一覧	—	図書館を追記
p. 4-2-2-83～91 図 4-2-2-6(1)～(5) 学校等の分布図	—	図書館を追記
p. 4-2-2-137 表 4-2-2-23 県内の産業廃棄物の最終処分量及び目標値	資料：「第2次山梨県廃棄物総合計画」(平成23年8月、山梨県)	資料：「第2次山梨県廃棄物総合計画」(平成23年8月、山梨県) p.55
p. 4-2-2-138 表 4-2-2-24 県内の温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量	資料：「山梨県地球温暖化対策実行計画」(平成21年3月、山梨県)	資料：「山梨県地球温暖化対策実行計画」(平成21年3月、山梨県) p.35
p. 5-1～15 5-1 計画段階配慮事項(東京都・名古屋市間)	—	追記
p. 5-16～21 5-2 計画段階配慮事項(山梨県)	—	追記
p. 5-22～96 5-3 計画段階配慮事項の内容ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの	資材運搬等の車両の運行 トンネル・切土の工事等 残土の処分地	(記載内容の統一) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 切土工等又は既存の工作物の除去 トンネルの工事 発生土置き場
p. 7-7 7-2-2 予測及び評価の前提とする区域	—	追記
p. 7-23 表 7-2-1(1) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由 大気質 二酸化窒素・	(調査の基本的な手法) 2. 調査の基本的な手法 文献調査；既存の地方気象台における気象観測データ及び大気測定期における大気質データを収集し、整理する。	(調査の基本的な手法) 2. 調査の基本的な手法 文献調査；既存の地方気象台における気象観測データ及び一般環境大気測定期、自動車排出ガス測定期における大気質データを収集し、整理する。

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
浮遊粒子状物質(建設機械の稼働)		
p. 7-23 表 7-2-1(1) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由 大気質 二酸化窒素・浮遊粒子状物質(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	(調査の基本的な手法) 2. 調査の基本的な手法 文献調査；既存の地方気象台における気象観測データ及び大気測定局における大気質データを収集し、整理する。	(調査の基本的な手法) 2. 調査の基本的な手法 文献調査；既存の地方気象台における気象観測データ及び <u>一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局</u> における大気質データを収集し、整理する。
p. 7-31 表 7-2-1(5) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由 水質(水の汚れ)	(調査の基本的な手法) 1. 調査すべき項目 水素イオン濃度(pH)の状況	(調査の基本的な手法) 1. 調査すべき項目 <u>水素イオン濃度(pH)の状況、気象の状況、自然由来の重金属等の状況</u>
p. 7-33 表 7-2-1(6) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由 地下水(トンネルの工事)	(予測の基本的な手法) 3. 予測地域 トンネルの工事に係る地下水への影響が生じるおそれがあると認められる地域 <u>として、調査地域と同様</u> とする。	(予測の基本的な手法) 3. 予測地域 トンネルの工事に係る地下水への影響が生じるおそれがあると認められる地域とする。
p. 7-33 表 7-2-1(6) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由 地下水(鉄道施設(トンネル)の存在)	(予測の基本的な手法) 3. 予測地域 鉄道施設の存在に係る地下水への影響が生じるおそれがあると認められる地域 <u>として、調査地域と同様</u> とする。	(予測の基本的な手法) 3. 予測地域 鉄道施設の存在に係る地下水への影響が生じるおそれがあると認められる地域とする。
p. 7-37 表 7-2-1(8) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由 土壤汚染(工事の実施)	—	(工事の実施) (調査の基本的な手法) 現地調査；調査地域において構成されている代表的な地質を選定する。
p. 7-41 表 7-2-1(10) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由 動物(工事の実施)	(調査の基本的な手法) 2. 調査の基本的な手法 鳥類(一般鳥類)：任意 <u>観察</u> (鳴声、目視、夜間)、 <u>ラインセンサス法</u> 、 <u>定点観察法</u>	(調査の基本的な手法) 2. 調査の基本的な手法 鳥類(一般鳥類)：任意 <u>確認</u> (鳴声、目視、夜間)、 <u>ラインセンサス法</u> 、 <u>ポイントセンサス法</u>
p. 7-41 表 7-2-1(10) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由 動物(工事の実施)	(調査の基本的な手法) 2. 調査の基本的な手法 鳥類(希少猛禽類)：定点観察法	(調査の基本的な手法) 2. 調査の基本的な手法 鳥類(希少猛禽類)：定点観察法、 <u>営巣地調査</u>

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 7-41 表 7-2-1(10) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由 動物（工事の実施）	(調査の基本的な手法) 5. 調査期間等 鳥類（一般鳥類）：5回（春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季）	(調査の基本的な手法) 5. 調査期間等 鳥類（一般鳥類）：5回（春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季） <u>繁殖期とは個別の鳥類の繁殖する時期を意味するものではなく、春季と夏季の間の期間をいう。</u>
p. 7-41 表 7-2-1(10) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由 動物（工事の実施）	(調査の基本的な手法) 5. 調査期間等 昆虫類：3季（春季、夏季、秋季）	(調査の基本的な手法) 5. 調査期間等 昆虫類：4季（春季、夏季、秋季、冬季）
p. 7-41 表 7-2-1(10) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由 動物（工事の実施）	(予測の基本的な手法) 3. 予測地域 工事の実施に係る重要な種の生息地への影響が生じるおそれがあると認められる地域とする。	(予測の基本的な手法) 3. 予測地域 工事の実施に係る重要な種の生息地への影響が生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とする。
p. 7-41 表 7-2-1(10) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由 動物（存在及び供用）	(調査の基本的な手法) 2. 調査の基本的な手法 鳥類（一般鳥類）：任意観察（鳴声、目視、夜間）、ラインセンサス法、 <u>定点観察法</u>	(調査の基本的な手法) 2. 調査の基本的な手法 鳥類（一般鳥類）：任意確認（鳴声、目視、夜間）、ラインセンサス法、 <u>ポイントセンサス法</u>
p. 7-41 表 7-2-1(10) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由 動物（存在及び供用）	(調査の基本的な手法) 2. 調査の基本的な手法 鳥類（希少猛禽類）：定点観察法	(調査の基本的な手法) 2. 調査の基本的な手法 鳥類（希少猛禽類）：定点観察法、 <u>営巣地調査</u>
p. 7-41 表 7-2-1(10) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由 動物（存在及び供用）	(調査の基本的な手法) 5. 調査期間等 鳥類（一般鳥類）：5回（春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季）	(調査の基本的な手法) 5. 調査期間等 鳥類（一般鳥類）：5回（春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季） <u>繁殖期とは個別の鳥類の繁殖する時期を意味するものではなく、春季と夏季の間の期間をいう。</u>
p. 7-41 表 7-2-1(10) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由 動物（存在及び供用）	(調査の基本的な手法) 5. 調査期間等 昆虫類：3季（春季、夏季、秋季）	(調査の基本的な手法) 5. 調査期間等 昆虫類：4季（春季、夏季、秋季、冬季）
p. 7-41 表 7-2-1(10) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由 動物（存在及び供用）	(予測の基本的な手法) 3. 予測地域 鉄道施設の存在に係る重要な種の生息地への影響が生じるおそれがあると認められる地域とする。	(予測の基本的な手法) 3. 予測地域 鉄道施設の存在に係る重要な種の生息地への影響が生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とする。
p. 7-43 表 7-2-1(11) 環境	(予測の基本的な手法) 3. 予測地域	(予測の基本的な手法) 3. 予測地域

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由 植物（存在及び供用）	鉄道施設の存在に係る重要な種の生息地への影響が生じるおそれがあると認められる地域とする。	鉄道施設の存在に係る重要な種の生息地への影響が生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とする。
p.7-45 表 7-2-1(12) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由 景観（存在及び供用）	(予測の基本的な手法) 2.予測の基本的な手法 主要な眺望点及び日常的な視点場並びに景観資源と鉄道施設が存在する区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置及び程度を予測する。 また、 <u>主要な眺望点からの眺望景観</u> について、 <u>フォトモンタージュ法</u> を用いて眺望の変化の程度を予測する。	(予測の基本的な手法) 2.予測の基本的な手法 主要な眺望点及び日常的な視点場並びに景観資源と鉄道施設が存在する区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置及び程度を予測する。 また、 <u>主要な眺望景観</u> 及び日常的な視点場からの <u>景観</u> について、 <u>フォトモンタージュ法</u> を用いて眺望の変化の程度を予測する。
p7-51 表 7-3-1(3) 主な技術的助言の内容	(動物、魚類、底生動物、大学) ・里山の河川やため池に生息する魚類の生息環境の把握に努める必要がある。 ・国内外来種も含め、外来種の拡大や、外来種の定着状況が分かるよう、個体数や体長分布なども踏まえて、調査結果をとりまとめる必要がある。今後の事後調査等でも役に立つと思われる。 ・濁水の処理にあたっては、適切な大きさの沈砂池を設置する必要がある。	(動物、魚類、底生動物、大学) ・里山の河川やため池に生息する魚類の生息環境の把握に努める必要がある。 ・国内外来種も含め、外来種の拡大や、外来種の定着状況が分かるよう、個体数や体長分布なども踏まえて、調査結果をとりまとめる必要がある。今後の事後調査等でも役に立つと思われる。 ・濁水の処理にあたっては、適切な大きさの沈砂池を設置する必要がある。 <u>・地下水位の低下により沢や湿地への影響が生じる恐れがある場合にあっては、山岳トンネル上部に位置する沢や湿地を対象に、工事前に代表的な地点を選定し、動植物の状況を把握しておくとともに、工事中は流量観測等により減水の傾向をつかみ、工事による影響が懸念される場合は、該当する沢や湿地について、詳細なモニタリングを系統的に実施する必要がある。</u>
p. 8-1-1-14 表 8-1-1-5 文献調査期間（大気質）	(気象庁気象観測所の調査期間) 平成 15 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日 (10 年間)	(気象庁気象観測所の調査期間) 平成 15 年 5 月 1 日～平成 25 年 5 月 15 日
p. 8-1-1-18 ②Pasquill 大気安定度	通年で調査をしている地点では 1 年間の風速、 <u>甲府地方気象台の日射量及び雲量から大気安定度を算出した</u> 。また、これ以外の地点では対応する四季環境測定地点の風速、 <u>甲府地方気象台の日射量及び雲量</u> を用いて、Pasquill 安定度を算出した。	算出にあたっては、通年で調査をしている地点では 1 年間の風速、 <u>それ以外の地点では対応する四季環境測定地点の風速を用いた</u> 。ただし、一般環境大気測定期と現地調査結果との間に高い相関が確認された場合は、相関関係により補正した一般環境大気測定期の風速データを用いた。 <u>これらの風速データと甲府地方気象台の日射量及び雲量を用いて、Pasquill 安定度を算出した</u> 。
p. 8-1-1-29 表 8-1-1-13 有風時の拡散パラメータ(σ_z , σ_y)	資料：「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」（平成 12 年 12 月、公害研究対策センター）	資料：「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」（平成 12 年 12 月、公害研究対策センター） p. 208
p. 8-1-1-29 表 8-1-1-14 弱風時の拡散パラメータ	資料：「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」（平成 12 年 12 月、公害研究対策センター）	資料：「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」（平成 12 年 12 月、公害研究対策センター） p. 210
p. 8-1-1-30 表 8-1-1-15 予測地点(建設機械の稼働に係る大気質)	—	地点番号 06 西下条町 を追記

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-1-1-31 e) 予測対象時期	建設機械の稼働による環境影響が最大となる時期とし、各予測地点において建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の排出量が最大になると想定される1年間とした。 予測地点別の予測時期を表8-1-1-16に示す。	建設機械の稼働による環境影響が最大となる時期とし、各予測地点において建設機械の稼働に係る窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出量が最大になると想定される1年間とした。予測地点別の予測対象時期を表8-1-1-16に示す。 <u>地上部工事における建設機械の稼働は、日稼働時間を8~17時(12時台を除く)の8時間/日、月稼働日数は22日/月と想定した。トンネル工事における建設機械の稼働は24時間稼働を前提とするとともに、月稼働日数は22日/月(早川以西の一部は28日/月)と想定した。</u>
p. 8-1-1-31 表8-1-1-16 予測対象時期(建設機械の稼働に係る大気質)	(地点番号05、予測対象時期) 窒素酸化物：工事開始後 <u>2~3</u> 年目の間の1年間 浮遊粒子状物質：工事開始後 <u>2~3</u> 年目の間の1年間	(地点番号05、予測対象時期) 窒素酸化物：工事開始後 <u>1~2</u> 年目の間の1年間 浮遊粒子状物質：工事開始後 <u>1~2</u> 年目の間の1年間
p. 8-1-1-31 表8-1-1-16 予測対象時期(建設機械の稼働に係る大気質)	—	地点番号06 西下条町 を追記
p. 8-1-1-32 ②排出源の位置及び高さ	排出源の位置は、各計画施設の工事計画により、稼働範囲に応じ、点煙源を面的に並べて設定した。	排出源の位置は、各計画施設の工事計画により、稼働範囲に応じ、点煙源を面的に並べて設定した(「資料編1-7建設機械に関する発生源配置の考え方」参照)。
p. 8-1-1-33 表8-1-1-18 予測に用いた気象及び大気質データ	—	予測に使用した気象データの調査地点を追記
p. 8-1-1-35 表8-1-1-20(1) 予測結果(建設機械の稼働に係る二酸化窒素)	(地点番号05) ※単位: ppm 最大濃度地点 建設機械寄与濃度: 0.00388 バックグラウンド濃度: 0.008 環境濃度: 0.01188 寄与率: 32.7% 直近住居等 建設機械寄与濃度: 0.00388 バックグラウンド濃度: 0.008 環境濃度: 0.01188 寄与率: 32.7%	(地点番号05) ※単位: ppm 最大濃度地点 建設機械寄与濃度: 0.00272 バックグラウンド濃度: 0.008 環境濃度: 0.01072 寄与率: 25.4% 直近住居等 建設機械寄与濃度: 0.00030 バックグラウンド濃度: 0.008 環境濃度: 0.00830 寄与率: 3.6%
p. 8-1-1-35 表8-1-1-20(1) 予測結果(建設機械の稼働に係る二酸化窒素)	—	地点番号06 西下条町 を追記
p. 8-1-1-36 表8-1-1-20(2) 予測結果(建設機械の稼働に係る浮遊粒子状物質)	(地点番号05) ※単位: mg/m ³ 最大濃度地点 建設機械寄与濃度: 0.00051 バックグラウンド濃度: 0.0160 環境濃度: 0.01651 寄与率: 3.1% 直近住居等 建設機械寄与濃度: 0.00051 バックグラウンド濃度: 0.0160 環境濃度: 0.01651 寄与率: 3.1%	(地点番号05) ※単位: mg/m ³ 最大濃度地点 建設機械寄与濃度: 0.00035 バックグラウンド濃度: 0.0160 環境濃度: 0.01635 寄与率: 2.1% 直近住居等 建設機械寄与濃度: 0.00005 バックグラウンド濃度: 0.0160 環境濃度: 0.01605 寄与率: 0.3%
p. 8-1-1-36 表8-1-1-20(2) 予	—	地点番号06 西下条町 を追記

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																							
測結果(建設機械の稼働に係る浮遊粒子状物質)																																									
p. 8-1-1-37～47 図 8-1-1-6(1)～(10) 予測地点及び予測結果(建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)	—	図中に予測地点ごとの予測結果 及び 地点番号 06 西下条町 を追記																																							
p. 8-1-1-48 表 8-1-1-21 環境保全措置の検討の状況(建設機械の稼働に係る大気質)	<p>表 8-1-1-21 環境保全措置の検討の状況(建設機械の稼働に係る大気質)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出ガス対策型建設機械の採用</td> <td>適</td> <td>排出ガス対策型建設機械の採用により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事規模に合わせた建設機械の設定</td> <td>適</td> <td>適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>建設機械の使用における配慮</td> <td>適</td> <td>工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングストップの推進等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>建設機械の点検及び整備による性能維持</td> <td>適</td> <td>適切な点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td> <td>適</td> <td>改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えられることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	排出ガス対策型建設機械の採用	適	排出ガス対策型建設機械の採用により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事規模に合わせた建設機械の設定	適	適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	建設機械の使用における配慮	適	工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングストップの推進等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	建設機械の点検及び整備による性能維持	適	適切な点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	適	改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えられることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	<p>表 8-1-1-21 環境保全措置の検討の状況(建設機械の稼働に係る大気質)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出ガス対策型建設機械の採用</td> <td>適</td> <td>排出ガス対策型建設機械の採用により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事規模に合わせた建設機械の設定</td> <td>適</td> <td>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配慮及び稼働をしならじめよう計画することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>建設機械の使用における配慮</td> <td>適</td> <td>工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングストップの推進等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>建設機械の点検及び整備による性能維持</td> <td>適</td> <td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td> <td>適</td> <td>改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えられることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>揮発性有機化合物(以下、VOCといふ)の排出抑制</td> <td>適</td> <td>工事の実施において、低 VOC 塗料等の使用に努めることで、浮遊粒子状物質の生成を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	排出ガス対策型建設機械の採用	適	排出ガス対策型建設機械の採用により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事規模に合わせた建設機械の設定	適	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配慮及び稼働をしならじめよう計画することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	建設機械の使用における配慮	適	工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングストップの推進等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	建設機械の点検及び整備による性能維持	適	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	適	改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えられることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	揮発性有機化合物(以下、VOCといふ)の排出抑制	適	工事の実施において、低 VOC 塗料等の使用に努めることで、浮遊粒子状物質の生成を低減できることから、環境保全措置として採用する。
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																																							
排出ガス対策型建設機械の採用	適	排出ガス対策型建設機械の採用により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																							
工事規模に合わせた建設機械の設定	適	適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																							
建設機械の使用における配慮	適	工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングストップの推進等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																							
建設機械の点検及び整備による性能維持	適	適切な点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																							
工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	適	改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えられることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																							
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																																							
排出ガス対策型建設機械の採用	適	排出ガス対策型建設機械の採用により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																							
工事規模に合わせた建設機械の設定	適	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配慮及び稼働をしならじめよう計画することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																							
建設機械の使用における配慮	適	工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングストップの推進等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																							
建設機械の点検及び整備による性能維持	適	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																							
工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	適	改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えられることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																							
揮発性有機化合物(以下、VOCといふ)の排出抑制	適	工事の実施において、低 VOC 塗料等の使用に努めることで、浮遊粒子状物質の生成を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																							
p. 8-1-1-49 表 8-1-1-22(2) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働に係る大気質)	<p>表 8-1-1-22(2) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働に係る大気質)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>建設機械の点検及び整備による性能維持</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施内容</td> <td> <p>位置・範囲：計画路線全線</p> <p>時期・期間：工事中</p> </td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	建設機械の点検及び整備による性能維持	実施内容	<p>位置・範囲：計画路線全線</p> <p>時期・期間：工事中</p>	環境保全措置の効果	適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-1-1-22(2) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働に係る大気質)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>建設機械の点検及び整備による性能維持</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施内容</td> <td> <p>位置・範囲：計画路線全線</p> <p>時期・期間：工事中</p> </td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>工事中の定期による定期的な点検や日々の点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	建設機械の点検及び整備による性能維持	実施内容	<p>位置・範囲：計画路線全線</p> <p>時期・期間：工事中</p>	環境保全措置の効果	工事中の定期による定期的な点検や日々の点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし															
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																								
種類・方法	建設機械の点検及び整備による性能維持																																								
実施内容	<p>位置・範囲：計画路線全線</p> <p>時期・期間：工事中</p>																																								
環境保全措置の効果	適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。																																								
効果の不確実性	なし																																								
他の環境への影響	なし																																								
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																								
種類・方法	建設機械の点検及び整備による性能維持																																								
実施内容	<p>位置・範囲：計画路線全線</p> <p>時期・期間：工事中</p>																																								
環境保全措置の効果	工事中の定期による定期的な点検や日々の点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。																																								
効果の不確実性	なし																																								
他の環境への影響	なし																																								
p. 8-1-1-49 表 8-1-1-22(4) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働に係る大気質)	<p>表 8-1-1-22(4) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働に係る大気質)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>建設機械の点検及び整備による性能維持</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施内容</td> <td> <p>位置・範囲：計画路線全線</p> <p>時期・期間：工事中</p> </td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>適切な点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	建設機械の点検及び整備による性能維持	実施内容	<p>位置・範囲：計画路線全線</p> <p>時期・期間：工事中</p>	環境保全措置の効果	適切な点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-1-1-22(4) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働に係る大気質)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>建設機械の点検及び整備による性能維持</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施内容</td> <td> <p>位置・範囲：計画路線全線</p> <p>時期・期間：工事中</p> </td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>工事中の定期による定期的な点検や日々の点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	建設機械の点検及び整備による性能維持	実施内容	<p>位置・範囲：計画路線全線</p> <p>時期・期間：工事中</p>	環境保全措置の効果	工事中の定期による定期的な点検や日々の点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし															
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																								
種類・方法	建設機械の点検及び整備による性能維持																																								
実施内容	<p>位置・範囲：計画路線全線</p> <p>時期・期間：工事中</p>																																								
環境保全措置の効果	適切な点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。																																								
効果の不確実性	なし																																								
他の環境への影響	なし																																								
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																								
種類・方法	建設機械の点検及び整備による性能維持																																								
実施内容	<p>位置・範囲：計画路線全線</p> <p>時期・期間：工事中</p>																																								
環境保全措置の効果	工事中の定期による定期的な点検や日々の点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。																																								
効果の不確実性	なし																																								
他の環境への影響	なし																																								
p. 8-1-1-50 表 8-1-1-22(6) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働に係る大気質)	—																																								
p. 8-1-1-51 ①回避又は低減に係る評価	<p>本事業では、建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響を低減させるため、表 8-1-1-22 に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。</p>	<p>建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果並びに現況値に対する寄与率の程度は表 8-1-1-20 に示したとおりである。</p> <p>二酸化窒素については、地点番号 20 (富士川町高下)において最大濃度地点で寄与率 93.9%と最大となり、直近住居等で寄与率 61.0%となる。また、その他の地点についても最大濃度地点で 20.3%～83.3%、直近住居等で 3.6%～80.1%となるが、これらはあくまで工事期間中における最大の値であり、その値が観測されるのは工事中の限られた期間にとどまる。</p> <p>浮遊粒子状物質については、地点番号 20 (富士川町高下)において最大濃度地点で寄与率 38.4%と最大となり、直近住居等で寄与率 1.0%となる。また、その他の地点についても最大濃度地点で 0.2%～5.3%、直近住居等で 0.2%～4.1%となる。なお、「資料編 1-5 使用する気象データの期間代表性及び地域代表性による誤差の程度について」に示すとおり、これら予</p>																																							

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
		<p><u>測定には気象データの期間代表性及び地域代表性、バックグラウンド濃度の期間代表性に起因する誤差が考えられるものの、その影響は環境基準値に対して最大0.03%程度であると試算される。</u></p> <p><u>本事業では、これらの状況に加え、表8-1-1-22に示した環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境影響について低減が図られていると評価する。</u></p>
p. 8-1-1-52 表 8-1-1-24(1) 基準又は目標との整合の状況（二酸化窒素）	(地点番号 05) ※単位 : ppm 最大濃度地点 年平均値 : <u>0.01188</u> 年間 98%値 : <u>0.024</u> 直近住居等 年平均値 : <u>0.01188</u> 年間 98%値 : <u>0.024</u>	(地点番号 05) ※単位 : ppm 最大濃度地点 年平均値 : <u>0.01072</u> 年間 98%値 : <u>0.023</u> 直近住居等 年平均値 : <u>0.00830</u> 年間 98%値 : <u>0.020</u>
p. 8-1-1-52 表 8-1-1-24(1) 基準又は目標との整合の状況（二酸化窒素）	—	地点番号 06 西下条町 を追記
p. 8-1-1-53 表 8-1-1-24(2) 基準又は目標との整合の状況（浮遊粒子状物質）	(地点番号 05) ※単位 : mg/m ³ 最大濃度地点 年平均値 : <u>0.01651</u> 日平均値の 2%除外値 : 0.042 直近住居等 年平均値 : <u>0.01651</u> 日平均値の 2%除外値 : <u>0.042</u>	(地点番号 05) ※単位 : mg/m ³ 最大濃度地点 年平均値 : <u>0.01635</u> 日平均値の 2%除外値 : 0.042 直近住居等 年平均値 : <u>0.01605</u> 日平均値の 2%除外値 : <u>0.041</u>
p. 8-1-1-53 表 8-1-1-24(2) 基準又は目標との整合の状況（浮遊粒子状物質）	—	地点番号 06 西下条町 を追記
p. 8-1-1-59 e)予測対象時期	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による環境影響が最大となる時期とし、各予測地点において資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の排出量が最大になると想定される1年間とした。 予測地点別の予測対象時期を表 8-1-1-26に示す。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による環境影響が最大となる時期とし、各予測地点において資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出量が最大になると想定される1年間とした。予測地点別の予測対象時期を表 8-1-1-26に示す。 <u>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時間は、8~17時（12時台を除く）の8時間/日と想定した。地上部工事では月稼働日数を22日/月、トンネル工事では月稼働日数を22日/月（早川以西の一部は28日/月）と想定した。</u>
p. 8-1-1-62 表 8-1-1-29 予測に用いた気象及び大気質データ	—	予測に使用した気象データの調査地点を追記
p. 8-1-1-64～73 図 8-1-1-10(1)～(10) 予測地点及び予測結果（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素	—	図中に予測地点ごとの予測結果を追記

評価書の該当箇所 及び浮遊粒子状物質)	環境影響評価準備書	環境影響評価書																												
p. 8-1-1-74 表 8-1-1-31 環境保全措置の検討の状況 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質)	<p align="center">表 8-1-1-31 環境保全措置の検討の状況 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</td> <td>適</td> <td>適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮</td> <td>適</td> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化及び法定速度の遵守等を行うことにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	適	適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化及び法定速度の遵守等を行うことにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	<p align="center">表 8-1-1-31 環境保全措置の検討の状況 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</td> <td>適</td> <td>走合上のために上昇定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮</td> <td>適</td> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化等を行うことから、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>環境負荷低減を意識した運転の徹底</td> <td>適</td> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、アイドリングストップ及び急発進や急加減の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>揮発性有機化合物 (以下、「VOC」とい) り) の排出抑制</td> <td>適</td> <td>工事の実施において、低 VOC 漆料等の使用を禁めることで、浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	適	走合上のために上昇定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化等を行うことから、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	環境負荷低減を意識した運転の徹底	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、アイドリングストップ及び急発進や急加減の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	揮発性有機化合物 (以下、「VOC」とい) り) の排出抑制	適	工事の実施において、低 VOC 漆料等の使用を禁めることで、浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。				
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																												
資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	適	適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																												
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化及び法定速度の遵守等を行うことにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																												
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																												
資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	適	走合上のために上昇定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																												
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化等を行うことから、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																												
環境負荷低減を意識した運転の徹底	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、アイドリングストップ及び急発進や急加減の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																												
揮発性有機化合物 (以下、「VOC」とい) り) の排出抑制	適	工事の実施において、低 VOC 漆料等の使用を禁めることで、浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																												
p. 8-1-1-74 表 8-1-1-32(1) 環境保全措置の内容(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質)	<p align="center">表 8-1-1-32(1) 環境保全措置の内容(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>位置・範囲 計画中線全線</th> </tr> <tr> <th>時期・期間</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	実施内容	位置・範囲 計画中線全線	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p align="center">表 8-1-1-32(1) 環境保全措置の内容(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>位置・範囲 工事施工範囲周辺の沿道</th> </tr> <tr> <th>時期・期間</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>走合上のためによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲周辺の沿道	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	走合上のためによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持																													
実施内容	位置・範囲 計画中線全線																													
時期・期間	工事中																													
環境保全措置の効果	適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持																													
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲周辺の沿道																													
時期・期間	工事中																													
環境保全措置の効果	走合上のためによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
p. 8-1-1-75 表 8-1-1-32(3) 環境保全措置の内容(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質)	—	<p align="center">表 8-1-1-32(3) 環境保全措置の内容(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>環境負荷低減を意識した運転の徹底</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>位置・範囲 工事施工範囲周辺の沿道</th> </tr> <tr> <th>時期・期間</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>資材及び機械の運搬に用いた車両の法定速度の遵守、アイドリングストップ及び急発進や急加減の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	環境負荷低減を意識した運転の徹底	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲周辺の沿道	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	資材及び機械の運搬に用いた車両の法定速度の遵守、アイドリングストップ及び急発進や急加減の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし														
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	環境負荷低減を意識した運転の徹底																													
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲周辺の沿道																													
時期・期間	工事中																													
環境保全措置の効果	資材及び機械の運搬に用いた車両の法定速度の遵守、アイドリングストップ及び急発進や急加減の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
p. 8-1-1-75 表 8-1-1-32(4) 環境保全措置の内容(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質)	—	<p align="center">表 8-1-1-32(4) 環境保全措置の内容(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>VOCの排出抑制</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>位置・範囲 工事施工範囲周辺の沿道</th> </tr> <tr> <th>時期・期間</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>工事の実施において、低 VOC 漆料等の使用を禁めることで、浮遊粒子状物質の生成を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	VOCの排出抑制	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲周辺の沿道	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	工事の実施において、低 VOC 漆料等の使用を禁めることで、浮遊粒子状物質の生成を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし														
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	VOCの排出抑制																													
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲周辺の沿道																													
時期・期間	工事中																													
環境保全措置の効果	工事の実施において、低 VOC 漆料等の使用を禁めることで、浮遊粒子状物質の生成を低減できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
p. 8-1-1-76 ①回避又は低減に係る評価	<p>本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境影響を回避又は低減させるため、表 8-1-1-31 に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。</p>	<p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果並びに現況値に対する寄与率の程度は表 8-1-1-30 に示したとおりである。</p> <p>二酸化窒素については、地点番号 13 (県道 37 号)において寄与率 12.4%と最大となり、その他の地点についても 0.3%~11.8%となる。</p> <p>浮遊粒子状物質については、地点番号 13 (県道 37 号)において寄与率 0.4%と最大となり、その他の地点についても 0.1%~0.3%となる。</p> <p>なお、「資料編 1-6 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う予測地点より勾配及びカーブが急な箇所並びに道路の幅員が十分でない箇所への影響について」に示すとおり、これら予測値には道路の勾配に起因する誤差が考えられるものの、その影響は環境基準値に対して最大 0.48%程度であると試算される。</p> <p>本事業では、これらの状況に加え、表 8-1-1-32 に示した環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境影響について低減が図られていると評価する。</p>																												
p. 8-1-1-79 b) 予測の基本的な手法	予測に用いる風向、風速データとしては、現地調査結果と相関が確認できた場合は一般環境大気測定局のデータを用いた。そ	予測に用いる風向、風速データとしては、一般環境大気測定局と現地調査結果との間で高い相関が確認できた場合は一般環																												

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																				
	うでない場合は現地調査結果を用いた。	境大気測定期のデータを補正して用い、そ うでない場合は現地調査結果を用いた。																																				
p. 8-1-1-81 e)予測対象時期	建設機械の稼働による環境影響が最も大きくなると想定される時期とした。	建設機械の稼働に係る粉じん等の環境影響が最大になると想定される時期とした。 また、建設機械の稼働の日稼働時間及び月稼働日数は、「(1) 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質」と同様とした。																																				
p. 8-1-1-82 表 8-1-1-35 予測対象ユニット	—	地点番号 06 西下条町 を追記																																				
p. 8-1-1-82 ②基準降下ばいじん量 a 及び降下ばいじんの拡散を表す係数 c	—	盛土工におけるユニット近傍での降下ばいじん量を追記																																				
p. 8-1-1-82 表 8-1-1-36 基準降下ばいじん量 a 及び降下ばいじんの拡散を表す係数 c	資料：「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」	資料：「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」 p. 2-3-27																																				
p. 8-1-1-84 表 8-1-1-38 予測結果（建設機械の稼働に係る降下ばいじん）	(地点番号 05) ※単位 : t/km ² /月 最大濃度地点 春季 : 2.06 夏季 : 2.85 秋季 : 3.19 冬季 : 3.47 直近住居等 春季 : 2.06 夏季 : 2.43 秋季 : 2.84 冬季 : 3.47	(地点番号 05) ※単位 : t/km ² /月 最大濃度地点 春季 : 1.10 夏季 : 1.67 秋季 : 1.90 冬季 : 1.36 直近住居等 春季 : 0.05 夏季 : 0.08 秋季 : 0.09 冬季 : 0.07																																				
p. 8-1-1-84 表 8-1-1-38 予測結果（建設機械の稼働に係る降下ばいじん）	—	地点番号 06 西下条町 を追記																																				
p. 8-1-1-85~94 図 8-1-1-13(1) ~ (10) 予測地点及び予測結果（建設機械の稼働に係る降下ばいじん）	—	図中に予測地点ごとの予測結果及び 地点番号 06 西下条町 を追記																																				
p. 8-1-1-95 表 8-1-1-39 環境保全措置の検討の状況（建設機械の稼働に係る降下ばいじん）	表 8-1-1-39 環境保全措置の検討の状況（建設機械の稼働に係る降下ばいじん） <table border="1"><tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr><tr><td>工事規格に合わせた建設機械の設定</td><td>適</td><td>適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、粉じん等の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr><tr><td>工事現場の清掃及び散水</td><td>適</td><td>工事現場の清掃及び散水を行うことで、粉じん等の発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。</td></tr><tr><td>仮囲いの設置</td><td>適</td><td>仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr><tr><td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td><td>適</td><td>改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、粉じん等の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr><tr><td>工事の平準化</td><td>適</td><td>工事の平準化により片寄った施工を避けることで、粉じん等の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr></table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	工事規格に合わせた建設機械の設定	適	適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、粉じん等の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事現場の清掃及び散水	適	工事現場の清掃及び散水を行うことで、粉じん等の発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。	仮囲いの設置	適	仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	適	改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、粉じん等の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事の平準化	適	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、粉じん等の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	表 8-1-1-39 環境保全措置の検討の状況（建設機械の稼働に係る降下ばいじん） <table border="1"><tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr><tr><td>工事規格に合わせた建設機械の設定</td><td>適</td><td>工事規格に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働をしならなければならないうに計画する上で、粉じん等の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr><tr><td>工事現場の清掃及び散水</td><td>適</td><td>工事現場の清掃及び散水を行うことで、粉じん等の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr><tr><td>仮囲いの設置</td><td>適</td><td>仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr><tr><td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td><td>適</td><td>改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、粉じん等の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr><tr><td>工事の平準化</td><td>適</td><td>工事の平準化により片寄った施工を避けることで、粉じん等の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr></table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	工事規格に合わせた建設機械の設定	適	工事規格に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働をしならなければならないうに計画する上で、粉じん等の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事現場の清掃及び散水	適	工事現場の清掃及び散水を行うことで、粉じん等の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	仮囲いの設置	適	仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	適	改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、粉じん等の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事の平準化	適	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、粉じん等の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																																				
工事規格に合わせた建設機械の設定	適	適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、粉じん等の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																				
工事現場の清掃及び散水	適	工事現場の清掃及び散水を行うことで、粉じん等の発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。																																				
仮囲いの設置	適	仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																				
工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	適	改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、粉じん等の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																				
工事の平準化	適	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、粉じん等の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																				
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																																				
工事規格に合わせた建設機械の設定	適	工事規格に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働をしならなければならないうに計画する上で、粉じん等の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																				
工事現場の清掃及び散水	適	工事現場の清掃及び散水を行うことで、粉じん等の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																				
仮囲いの設置	適	仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																				
工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	適	改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、粉じん等の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																				
工事の平準化	適	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、粉じん等の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																				
p. 8-1-1-95 表 8-1-1-40(1) 環境保全措置の内容（建設機械の稼働に係る降下ばいじん）	表 8-1-1-40(1) 環境保全措置の内容（建設機械の稼働に係る降下ばいじん） <table border="1"><tr><th>実施主体</th><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr><tr><th>種類・方法</th><td>工事規格に合わせた建設機械の設定</td></tr><tr><th>実施内容</th><td>位置・範囲：計画路線全線 時期・期間：工事中</td></tr><tr><th>環境保全措置の効果</th><td>適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置、稼働を避けろることで、粉じん等の発生を低減できる。</td></tr><tr><th>効果の不確実性</th><td>なし</td></tr><tr><th>他の環境への影響</th><td>なし</td></tr></table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	工事規格に合わせた建設機械の設定	実施内容	位置・範囲：計画路線全線 時期・期間：工事中	環境保全措置の効果	適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置、稼働を避けろることで、粉じん等の発生を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	表 8-1-1-40(1) 環境保全措置の内容（建設機械の稼働に係る降下ばいじん） <table border="1"><tr><th>実施主体</th><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr><tr><th>種類・方法</th><td>工事規格に合わせた建設機械の設定</td></tr><tr><th>実施内容</th><td>位置・範囲：計画路線全線 時期・期間：工事中</td></tr><tr><th>環境保全措置の効果</th><td>工事規格に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、粉じん等の発生を低減できる。</td></tr><tr><th>効果の不確実性</th><td>なし</td></tr><tr><th>他の環境への影響</th><td>なし</td></tr></table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	工事規格に合わせた建設機械の設定	実施内容	位置・範囲：計画路線全線 時期・期間：工事中	環境保全措置の効果	工事規格に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、粉じん等の発生を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし												
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																					
種類・方法	工事規格に合わせた建設機械の設定																																					
実施内容	位置・範囲：計画路線全線 時期・期間：工事中																																					
環境保全措置の効果	適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置、稼働を避けろることで、粉じん等の発生を低減できる。																																					
効果の不確実性	なし																																					
他の環境への影響	なし																																					
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																					
種類・方法	工事規格に合わせた建設機械の設定																																					
実施内容	位置・範囲：計画路線全線 時期・期間：工事中																																					
環境保全措置の効果	工事規格に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、粉じん等の発生を低減できる。																																					
効果の不確実性	なし																																					
他の環境への影響	なし																																					
p. 8-1-1-96 表 8-1-1-40(3) 環境保全措置の内容（建設機械の稼働に係る降下ばいじん）	表 8-1-1-40(3) 環境保全措置の内容（建設機械の稼働に係る降下ばいじん） <table border="1"><tr><th>実施主体</th><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr><tr><th>種類・方法</th><td>仮囲いの設置</td></tr><tr><th>実施内容</th><td>位置・範囲：地上で建設機械が稼働する工事区域 時期・期間：工事中</td></tr><tr><th>環境保全措置の効果</th><td>仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できる。</td></tr><tr><th>効果の不確実性</th><td>なし</td></tr><tr><th>他の環境への影響</th><td>なし</td></tr></table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	仮囲いの設置	実施内容	位置・範囲：地上で建設機械が稼働する工事区域 時期・期間：工事中	環境保全措置の効果	仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	表 8-1-1-40(3) 環境保全措置の内容（建設機械の稼働に係る降下ばいじん） <table border="1"><tr><th>実施主体</th><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr><tr><th>種類・方法</th><td>仮囲いの設置</td></tr><tr><th>実施内容</th><td>位置・範囲：地上で建設機械が稼働する工事区域 時期・期間：工事中</td></tr><tr><th>環境保全措置の効果</th><td>仮囲い周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで仮囲いを設置する。</td></tr><tr><th>効果の不確実性</th><td>なし</td></tr><tr><th>他の環境への影響</th><td>なし</td></tr></table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	仮囲いの設置	実施内容	位置・範囲：地上で建設機械が稼働する工事区域 時期・期間：工事中	環境保全措置の効果	仮囲い周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで仮囲いを設置する。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし												
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																					
種類・方法	仮囲いの設置																																					
実施内容	位置・範囲：地上で建設機械が稼働する工事区域 時期・期間：工事中																																					
環境保全措置の効果	仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できる。																																					
効果の不確実性	なし																																					
他の環境への影響	なし																																					
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																					
種類・方法	仮囲いの設置																																					
実施内容	位置・範囲：地上で建設機械が稼働する工事区域 時期・期間：工事中																																					
環境保全措置の効果	仮囲い周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで仮囲いを設置する。																																					
効果の不確実性	なし																																					
他の環境への影響	なし																																					

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-1-1-97 表 8-1-1-41 整合を図るべき基準等	資料：「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」	資料：「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」p. 2-3-30
p. 8-1-1-97 ①回避又は低減に係る評価	本事業では、建設機械の稼働による粉じん等の影響を回避又は低減させるため、表8-1-1-40に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。	本事業では、表8-1-1-40に示した環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働に係る粉じん等の環境影響について低減が図られていると評価する。
p. 8-1-1-98 表 8-1-1-42 基準又は目標との整合の状況	(地点番号 05) ※単位 : t/km ² /月 最大濃度地点 春季 : 2.06 夏季 : 2.85 秋季 : 3.19 冬季 : 3.47 直近住居等 春季 : 2.06 夏季 : 2.43 秋季 : 2.84 冬季 : 3.47	(地点番号 05) ※単位 : t/km ² /月 最大濃度地点 春季 : 1.10 夏季 : 1.67 秋季 : 1.90 冬季 : 1.36 直近住居等 春季 : 0.05 夏季 : 0.08 秋季 : 0.09 冬季 : 0.07
p. 8-1-1-98 表 8-1-1-42 基準又は目標との整合の状況	—	地点番号 06 西下条町を追記
p. 8-1-1-101 e)予測対象時期	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による環境影響が最も大きくなると想定される時期とした。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等の環境影響が最大になると想定される時期とした。また、資材及び機械の運搬に用いる車両の日運行時間及び月稼働日数は、「(1) 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質」と同様とした。
p. 8-1-1-101 表 8-1-1-43 基準降下ばいじん量 a 及び降下ばいじんの拡散を表す係数 c	資料：「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」	資料：「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」p. 2-4-18
p. 8-1-1-103～112 図 8-1-1-16(1)～(10) 予測地点及び予測結果（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る降下ばいじん）	—	図中に予測地点ごとの予測結果を追記
p. 8-1-1-115 表 8-1-1-48 整合を図るべき基準等	資料：「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」	資料：「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」p. 2-4-22
p. 8-1-1-115 ①回避又は低減に係る評価	本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じん等の影響を低減させるため、表8-1-1-47に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。	本事業では、表8-1-1-47に示した環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等の環境影響について低減が図られていると評価する。
p. 8-1-2-20 b)予測式	—	工事範囲境界の説明を追記
p. 8-1-2-21 表 8-1-2-11 予測地点（建設機械の稼働に係る騒音）	—	予測地点 06 西下条町を追記
p. 8-1-2-22 c)予測対象時期	工事により発生する稼働機械の騒音が最大となる時期とした。 予測地点別の予測対象時期を表8-1-2-12に示	工事により発生する稼働機械の騒音が最大になると想定される時期とした。予測地点別の予測対象時期を表8-1-2-12に示

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																																
	に示す。	す。 地上部工事における建設機械の稼働は、日稼働時間を8~17時(12時台を除く)の8時間/日、月稼働日数は22日/月と想定した。トンネル工事における建設機械の稼働は24時間稼働を前提とするとともに、月稼働日数は22日/月(早川以西の一部は28日/月)と想定した。																																																
p. 8-1-2-22 表 8-1-2-12 予測対象時期(建設機械の稼働に係る騒音)	(予測地点05、予測対象時期) 工事開始後2年目の内の <u>3</u> ヶ月	(予測地点05、予測対象時期) 工事開始後2年目の内の <u>2</u> ヶ月																																																
p. 8-1-2-22 表 8-1-2-12 予測対象時期(建設機械の稼働に係る騒音)	—	予測地点06 西下条町 を追記																																																
p. 8-1-2-23 表 8-1-2-13 建設機械の騒音パワーレベル	資料3:「環境アセスメントの技術」(平成11年、(社)環境情報科学センター)	資料3:「環境アセスメントの技術」(平成11年、(社)環境情報科学センター) p.316 ~318																																																
p. 8-1-2-25 表 8-1-2-14(2) 予測結果(建設機械の稼働に係る騒音)	—	予測地点06 西下条町 を追記																																																
p. 8-1-2-28~37 図 8-1-2-5(1)~(10) 予測地点及び予測結果(建設機械の稼働に係る騒音)	—	図中に予測地点ごとの予測結果 及び 予測地点06 西下条町 を追記																																																
p. 8-1-2-38 表 8-1-2-15 環境保全措置の検討の状況(建設機械の稼働に係る騒音)	<p>表 8-1-2-15 環境保全措置の検討の状況(建設機械の稼働に係る騒音)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低騒音型建設機械の採用</td> <td>適</td> <td>低騒音型建設機械の採用により、工事に伴う騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策</td> <td>適</td> <td>仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事規模に合わせた建設機械の設定</td> <td>適</td> <td>適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>建設機械の使用時における配慮</td> <td>適</td> <td>工事実施にあわせて、高負荷運転の防止、アイドリング時間の削減により、騒音の発生を低減することから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>建設機械の点検及び整備</td> <td>適</td> <td>適切な点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td> <td>適</td> <td>改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えことで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事の平準化</td> <td>適</td> <td>工事の平準化により片寄った施工を避けることで、騒音の局地的な発生を低減できるこから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	低騒音型建設機械の採用	適	低騒音型建設機械の採用により、工事に伴う騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策	適	仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれることから、環境保全措置として採用する。	工事規模に合わせた建設機械の設定	適	適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	建設機械の使用時における配慮	適	工事実施にあわせて、高負荷運転の防止、アイドリング時間の削減により、騒音の発生を低減することから、環境保全措置として採用する。	建設機械の点検及び整備	適	適切な点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	適	改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えことで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事の平準化	適	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、騒音の局地的な発生を低減できるこから、環境保全措置として採用する。	<p>表 8-1-2-15 環境保全措置の検討の状況(建設機械の稼働に係る騒音)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低騒音型建設機械の採用</td> <td>適</td> <td>低騒音型建設機械の採用により、工事に伴う騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策</td> <td>適</td> <td>住居等周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事規模に合わせた建設機械の設定</td> <td>適</td> <td>工事実施に合わせて必要以上の建設機械の規格、配慮及び稼働とならないよう計画することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>建設機械の使用時における配慮</td> <td>適</td> <td>工事の実施にあわせて、高負荷運転の防止、アイドリング時間の削減により、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>建設機械の点検及び整備</td> <td>適</td> <td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td> <td>適</td> <td>改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えことで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事の平準化</td> <td>適</td> <td>工事の平準化により片寄った施工を避けることで、騒音の局地的な発生を低減できるこから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	低騒音型建設機械の採用	適	低騒音型建設機械の採用により、工事に伴う騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策	適	住居等周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれることから、環境保全措置として採用する。	工事規模に合わせた建設機械の設定	適	工事実施に合わせて必要以上の建設機械の規格、配慮及び稼働とならないよう計画することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	建設機械の使用時における配慮	適	工事の実施にあわせて、高負荷運転の防止、アイドリング時間の削減により、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	建設機械の点検及び整備	適	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	適	改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えことで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事の平準化	適	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、騒音の局地的な発生を低減できるこから、環境保全措置として採用する。
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																																																
低騒音型建設機械の採用	適	低騒音型建設機械の採用により、工事に伴う騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																
仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策	適	仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれることから、環境保全措置として採用する。																																																
工事規模に合わせた建設機械の設定	適	適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																
建設機械の使用時における配慮	適	工事実施にあわせて、高負荷運転の防止、アイドリング時間の削減により、騒音の発生を低減することから、環境保全措置として採用する。																																																
建設機械の点検及び整備	適	適切な点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																
工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	適	改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えことで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																
工事の平準化	適	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、騒音の局地的な発生を低減できるこから、環境保全措置として採用する。																																																
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																																																
低騒音型建設機械の採用	適	低騒音型建設機械の採用により、工事に伴う騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																
仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策	適	住居等周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれることから、環境保全措置として採用する。																																																
工事規模に合わせた建設機械の設定	適	工事実施に合わせて必要以上の建設機械の規格、配慮及び稼働とならないよう計画することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																
建設機械の使用時における配慮	適	工事の実施にあわせて、高負荷運転の防止、アイドリング時間の削減により、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																
建設機械の点検及び整備	適	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																
工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	適	改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えことで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																
工事の平準化	適	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、騒音の局地的な発生を低減できるこから、環境保全措置として採用する。																																																
p. 8-1-2-39 表 8-1-2-16 (2) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働に係る騒音)	<p>表 8-1-2-16(2) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働に係る騒音)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>位置・範囲 工事施工範囲内</th> </tr> <tr> <th>時期・期間</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-1-2-16(2) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働に係る騒音)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>位置・範囲 工事施工範囲内</th> </tr> <tr> <th>時期・期間</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>住居等周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	住居等周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし																				
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																																	
種類・方法	仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策																																																	
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内																																																	
時期・期間	工事中																																																	
環境保全措置の効果	仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。																																																	
効果の不確実性	なし																																																	
他の環境への影響	なし																																																	
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																																	
種類・方法	仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策																																																	
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内																																																	
時期・期間	工事中																																																	
環境保全措置の効果	住居等周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。																																																	
効果の不確実性	なし																																																	
他の環境への影響	なし																																																	
p. 8-1-2-39 表 8-1-2-16 (3) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働に係る騒音)	<p>表 8-1-2-16(3) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働に係る騒音)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>工事規模に合わせた建設機械の設定</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>位置・範囲 工事施工範囲内</th> </tr> <tr> <th>時期・期間</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、騒音の発生を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	工事規模に合わせた建設機械の設定	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、騒音の発生を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-1-2-16(3) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働に係る騒音)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>建設機械の点検及び整備による性能維持</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>位置・範囲 工事施工範囲内</th> </tr> <tr> <th>時期・期間</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配慮及び稼働とならないよう計画することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	建設機械の点検及び整備による性能維持	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配慮及び稼働とならないよう計画することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし																				
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																																	
種類・方法	工事規模に合わせた建設機械の設定																																																	
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内																																																	
時期・期間	工事中																																																	
環境保全措置の効果	適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、騒音の発生を低減できる。																																																	
効果の不確実性	なし																																																	
他の環境への影響	なし																																																	
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																																	
種類・方法	建設機械の点検及び整備による性能維持																																																	
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内																																																	
時期・期間	工事中																																																	
環境保全措置の効果	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配慮及び稼働とならないよう計画することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																	
効果の不確実性	なし																																																	
他の環境への影響	なし																																																	
p. 8-1-2-39 表 8-1-2-16 (5) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働に係る騒音)	<p>表 8-1-2-16(5) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働に係る騒音)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>建設機械の点検及び整備による性能維持</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>位置・範囲 工事施工範囲内</th> </tr> <tr> <th>時期・期間</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>適切な点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	建設機械の点検及び整備による性能維持	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	適切な点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-1-2-16(5) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働に係る騒音)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>建設機械の点検及び整備による性能維持</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>位置・範囲 工事施工範囲内</th> </tr> <tr> <th>時期・期間</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>法令上の定めに上る定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	建設機械の点検及び整備による性能維持	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	法令上の定めに上る定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし																				
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																																	
種類・方法	建設機械の点検及び整備による性能維持																																																	
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内																																																	
時期・期間	工事中																																																	
環境保全措置の効果	適切な点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。																																																	
効果の不確実性	なし																																																	
他の環境への影響	なし																																																	
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																																	
種類・方法	建設機械の点検及び整備による性能維持																																																	
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内																																																	
時期・期間	工事中																																																	
環境保全措置の効果	法令上の定めに上る定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。																																																	
効果の不確実性	なし																																																	
他の環境への影響	なし																																																	

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																											
p. 8-1-2-41 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、建設機械の稼働による騒音の影響を低減させるため、表 8-1-2-16 に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。	<u>建設機械の稼働による各地点の騒音レベルの予測値は 68~83dB となるが、これらはあくまで工事期間中における最大の値であり、その値が観測されるのは工事中の限られた期間にとどまる。</u> <u>本事業では、これらの状況に加え、表 8-1-2-16 に示した環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働に係る騒音の環境影響について低減が図られていると評価する。</u>																											
p. 8-1-2-42 表 8-1-2-18 評価結果(建設機械の稼働に係る騒音)	—	予測地点 06 西下条町 を追記																											
p. 8-1-2-45 ①予測対象時期	工事により発生する資材及び機械の運搬に用いる車両台数が <u>最大となる</u> 時期とした。 予測地点別の予測対象時期を表 8-1-2-19 に示す。	工事により発生する資材及び機械の運搬に用いる車両台数が <u>最大になると想定される</u> 時期とした。予測地点別の予測対象時期を表 8-1-2-19 に示す。 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時間は、8~17 時 (12 時台を除く) の 8 時間/日と想定した。地上部工事では月稼働日数を 22 日/月、トンネル工事では月稼働日数を 22 日/月 (早川以西の一部は 28 日/月) と想定した。																											
p. 8-1-2-46 表 8-1-2-20 予測条件(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音)	発生集中交通量	発生交通量																											
p. 8-1-2-46 表 8-1-2-21 予測結果(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音)	(地点番号 04、寄与分) 0.2	(地点番号 04、寄与分) 0.3																											
p. 8-1-2-47~56 図 8-1-2-7(1) ~ (10) 予測地点及び予測結果(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音)	—	図中に予測地点ごとの予測結果を追記																											
p. 8-1-2-57 表 8-1-2-22 環境保全措置の検討の状況(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音)	<p>表 8-1-1-22 環境保全措置の検討の状況 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</td> <td>適</td> <td>適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮</td> <td>適</td> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化及び走行速度の適度等を行うことにより、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事の平準化</td> <td>適</td> <td>工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、騒音の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	適	適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化及び走行速度の適度等を行うことにより、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事の平準化	適	工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、騒音の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	<p>表 8-1-2-22 環境保全措置の検討の状況 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</td> <td>適</td> <td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮</td> <td>適</td> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化等を行うことにより、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>環境負荷低減を意識した運転の徹底</td> <td>適</td> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の法令の遵守、会場進や急加減の回避を始めとしたエコドライバーの徹底により、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事の平準化</td> <td>適</td> <td>工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、騒音の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	適	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化等を行うことにより、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	環境負荷低減を意識した運転の徹底	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の法令の遵守、会場進や急加減の回避を始めとしたエコドライバーの徹底により、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事の平準化	適	工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、騒音の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																											
資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	適	適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																											
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化及び走行速度の適度等を行うことにより、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																											
工事の平準化	適	工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、騒音の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																											
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																											
資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	適	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																											
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化等を行うことにより、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																											
環境負荷低減を意識した運転の徹底	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の法令の遵守、会場進や急加減の回避を始めとしたエコドライバーの徹底により、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																											
工事の平準化	適	工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、騒音の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																											
p. 8-1-2-57 表 8-1-2-23(1) 環境保全措置の内容(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音)	<p>表 8-1-2-23(1) 環境保全措置の内容(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲 工事施工範囲周辺の沿道 時期・期間 工事中</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不能実現性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲周辺の沿道 時期・期間 工事中	環境保全措置の効果	適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。	効果の不能実現性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-1-2-23(1) 環境保全措置の内容(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲 工事施工範囲周辺の沿道 時期・期間 工事中</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不能実現性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲周辺の沿道 時期・期間 工事中	環境保全措置の効果	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。	効果の不能実現性	なし	他の環境への影響	なし			
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																												
種類・方法	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持																												
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲周辺の沿道 時期・期間 工事中																												
環境保全措置の効果	適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。																												
効果の不能実現性	なし																												
他の環境への影響	なし																												
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																												
種類・方法	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持																												
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲周辺の沿道 時期・期間 工事中																												
環境保全措置の効果	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。																												
効果の不能実現性	なし																												
他の環境への影響	なし																												

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書														
p. 8-1-2-58 表 8-1-2-23(3) 環境保全措置の内容(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音)	—	<p>表 8-1-2-23(3) 環境保全措置の内容(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音)</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>東海旅客鉄道株式会社</td> </tr> <tr> <td>種類・方法</td> <td>車両運搬時に発生した運転の騒音</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲 工事施工範囲の沿線</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>工事中</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、急登進や急加速の回避を始めたしたエコドライブの徹底により、騒音の発生を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の正確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	車両運搬時に発生した運転の騒音	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲の沿線	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、急登進や急加速の回避を始めたしたエコドライブの徹底により、騒音の発生を低減できる。	効果の正確実性	なし	他の環境への影響	なし
実施主体	東海旅客鉄道株式会社															
種類・方法	車両運搬時に発生した運転の騒音															
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲の沿線															
時期・期間	工事中															
環境保全措置の効果	資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、急登進や急加速の回避を始めたしたエコドライブの徹底により、騒音の発生を低減できる。															
効果の正確実性	なし															
他の環境への影響	なし															
p. 8-1-2-60 a) 回避又は低減に係る評価	本事業では、 <u>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音の影響を低減させるため</u> 、表 8-1-2-23 に示した環境保全措置を確実に実施することから、 <u>事業者により実行可能な範囲内で低減が図られている</u> と評価する。	<p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による各地点で予測される騒音レベルのうち、事業の実施に伴う寄与分は最大 4.7dB となるが、これはあくまで工事期間中における最大の値であり、その値が観測されるのは工事中の限られた期間にとどまる。</p> <p>本事業では、<u>これらの状況に加え、表 8-1-2-23 に示した環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の環境影響について低減が図られている</u>と評価する。</p>														
p. 8-1-2-60 b) 基準又は目標との整合性の検討	地点番号 04 (国道 140 号) は、現況においても 70dB であるが、工事用車両の運行による寄与分は 0.2dB 程度であり、工事の平準化などによる対策等を講じることにより、できる限りその影響の低減に努める。	地点番号 04 (国道 140 号) は、現況においても 70dB であるが、工事用車両の運行による寄与分は 0.3dB 程度であり、工事の平準化などによる対策等を講じることにより、できる限りその影響の低減に努める。														
p. 8-1-2-60 表 8-1-2-25 評価結果(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音)	(地点番号 04、寄与分) <u>0.2</u>	(地点番号 04、寄与分) <u>0.3</u>														
p. 8-1-2-69 b) 各音源の音響パワー・レベル	—	追記														
p. 8-1-2-69 c) 環境対策工	高さ 2.0m の防音壁の設置を基本とし、現在の土地利用状況に応じ、騒音対策上必要な場合は高さ 3.5m の防音壁又は防音防災フードを設置することを予測の前提とした。 <u>なお、防音壁の高さは施工基面から上の部分の高さであり、防音防災フードはコンクリート製とした</u> 。	高さ 2.0m の防音壁の設置を基本とし、現在の土地利用状況に応じ、騒音対策上必要な場合は高さ 3.5m の防音壁又は防音防災フードを設置することを予測の前提とした。防音壁の高さは施工基面から上の部分の高さであり、防音壁、防音防災フードともコンクリート製とした。 <u>なお、山梨リニア実験線における防音壁は約 10cm の厚みがあり、高架橋両側に設けた支柱の間に、線路方向にコンクリート板を設置している。また、防音防災フードは約 20cm の厚みがあり、線路方向の幅は約 2~3m で、円弧上に 3 分割（長さ約 10m）したコンクリートの部材を PC 鋼材で結合する構造である。</u>														
p. 8-1-2-74~85 図 8-1-2-13(1) ~ (10) 予測地点及び予測結果(列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に係る騒音)	—	図中に予測地点ごとの予測結果を追記														

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																										
p. 8-1-2-86 表 8-1-2-31 環境保全措置の検討の状況（列車の走行に係る騒音）	<p>表 8-1-2-30 環境保全措置の検討の状況（列車の走行に係る騒音）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防音壁、防音防災フードの設置</td> <td>適</td> <td>騒音対策が必要な区域の防音壁又は防音防災フードを設置することで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>防音防災フードの目地の維持管理の徹底</td> <td>適</td> <td>防音防災フードの目地の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>桁間の目地の維持管理の徹底</td> <td>適</td> <td>桁間の目地の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>防音壁の改良</td> <td>適</td> <td>防音壁の嵩上げ又は防音壁に吸音機能を備えることで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>個別家庭対策</td> <td>適</td> <td>家の外壁上部等を行なうことにより、騒音の影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>沿線の土地利用対策</td> <td>適</td> <td>新幹線計画と整合した公共施設（道路、公園、緑地等）を配置する等の土地利用対策を推進するよう関係機関に協力の要請をすることで、距離減衰により住居等における騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	実施の適否	適否の理由	防音壁、防音防災フードの設置	適	騒音対策が必要な区域の防音壁又は防音防災フードを設置することで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。	防音防災フードの目地の維持管理の徹底	適	防音防災フードの目地の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。	桁間の目地の維持管理の徹底	適	桁間の目地の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。	防音壁の改良	適	防音壁の嵩上げ又は防音壁に吸音機能を備えることで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。	個別家庭対策	適	家の外壁上部等を行なうことにより、騒音の影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	沿線の土地利用対策	適	新幹線計画と整合した公共施設（道路、公園、緑地等）を配置する等の土地利用対策を推進するよう関係機関に協力の要請をすることで、距離減衰により住居等における騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。	<p>表 8-1-2-31 環境保全措置の検討の状況（列車の走行に係る騒音）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防音壁、防音防災フードの設置</td> <td>適</td> <td>騒音対策が必要な区域の防音壁又は防音防災フードを設置することで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>防音防災フードの目地の維持管理の徹底</td> <td>適</td> <td>防音防災フードの目地の嵩上げ又は防音防災フードの設置の際の接合部の取扱付け部材上の接着の強度や目地材の接着の有無等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの増設めやす目地材の交換等を行うことにより、その性能を維持することで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>桁間の目地の維持管理の徹底</td> <td>適</td> <td>桁間の目地の嵩上げ又は防音壁に吸音機能を備えることで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>防音壁の改良</td> <td>適</td> <td>防音壁の嵩上げ又は防音壁に吸音機能を備えることで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>個別家庭対策</td> <td>適</td> <td>家の外壁上部等を行なうことにより、騒音の影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>沿線の土地利用対策</td> <td>適</td> <td>新幹線計画と整合した公共施設（道路、公園、緑地等）を配置する等の土地利用対策を推進するよう関係機関に協力の要請をすることで、鉄道施設との距離を確保することにより住居等における騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	実施の適否	適否の理由	防音壁、防音防災フードの設置	適	騒音対策が必要な区域の防音壁又は防音防災フードを設置することで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。	防音防災フードの目地の維持管理の徹底	適	防音防災フードの目地の嵩上げ又は防音防災フードの設置の際の接合部の取扱付け部材上の接着の強度や目地材の接着の有無等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの増設めやす目地材の交換等を行うことにより、その性能を維持することで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。	桁間の目地の維持管理の徹底	適	桁間の目地の嵩上げ又は防音壁に吸音機能を備えることで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。	防音壁の改良	適	防音壁の嵩上げ又は防音壁に吸音機能を備えることで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。	個別家庭対策	適	家の外壁上部等を行なうことにより、騒音の影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	沿線の土地利用対策	適	新幹線計画と整合した公共施設（道路、公園、緑地等）を配置する等の土地利用対策を推進するよう関係機関に協力の要請をすることで、鉄道施設との距離を確保することにより住居等における騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。
実施主体	実施の適否	適否の理由																																										
防音壁、防音防災フードの設置	適	騒音対策が必要な区域の防音壁又は防音防災フードを設置することで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
防音防災フードの目地の維持管理の徹底	適	防音防災フードの目地の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
桁間の目地の維持管理の徹底	適	桁間の目地の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
防音壁の改良	適	防音壁の嵩上げ又は防音壁に吸音機能を備えることで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
個別家庭対策	適	家の外壁上部等を行なうことにより、騒音の影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
沿線の土地利用対策	適	新幹線計画と整合した公共施設（道路、公園、緑地等）を配置する等の土地利用対策を推進するよう関係機関に協力の要請をすることで、距離減衰により住居等における騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
実施主体	実施の適否	適否の理由																																										
防音壁、防音防災フードの設置	適	騒音対策が必要な区域の防音壁又は防音防災フードを設置することで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
防音防災フードの目地の維持管理の徹底	適	防音防災フードの目地の嵩上げ又は防音防災フードの設置の際の接合部の取扱付け部材上の接着の強度や目地材の接着の有無等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの増設めやす目地材の交換等を行うことにより、その性能を維持することで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
桁間の目地の維持管理の徹底	適	桁間の目地の嵩上げ又は防音壁に吸音機能を備えることで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
防音壁の改良	適	防音壁の嵩上げ又は防音壁に吸音機能を備えることで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
個別家庭対策	適	家の外壁上部等を行なうことにより、騒音の影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
沿線の土地利用対策	適	新幹線計画と整合した公共施設（道路、公園、緑地等）を配置する等の土地利用対策を推進するよう関係機関に協力の要請をすることで、鉄道施設との距離を確保することにより住居等における騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
p. 8-1-2-87 表 8-1-2-32(2) 環境保全措置の内容（列車の走行に係る騒音）	<p>表 8-1-2-31(2) 環境保全措置の内容（列車の走行に係る騒音）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>実施の適否</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>種類・方法</td> <td>防音防災フードの目地の維持管理の徹底</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲</td> <td>防音防災フード設置部</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>時期・期間</td> <td>供用時</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>効果の不確実性</td> <td>防音防災フードの目地の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、騒音を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	実施の適否	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	種類・方法	防音防災フードの目地の維持管理の徹底	実施内容	位置・範囲	防音防災フード設置部	時期・期間	時期・期間	供用時	環境保全措置の効果	効果の不確実性	防音防災フードの目地の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、騒音を低減できる。	他の環境への影響	他の環境への影響	なし	<p>表 8-1-2-32(2) 環境保全措置の内容（列車の走行に係る騒音）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>実施の適否</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>種類・方法</td> <td>防音防災フードの目地の維持管理の徹底</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲</td> <td>防音防災フード設置部</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>時期・期間</td> <td>供用時</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>効果の不確実性</td> <td>防音防災フードの目地の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、騒音を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	実施の適否	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	種類・方法	防音防災フードの目地の維持管理の徹底	実施内容	位置・範囲	防音防災フード設置部	時期・期間	時期・期間	供用時	環境保全措置の効果	効果の不確実性	防音防災フードの目地の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、騒音を低減できる。	他の環境への影響	他の環境への影響	なし						
実施主体	実施の適否	東海旅客鉄道株式会社																																										
種類・方法	種類・方法	防音防災フードの目地の維持管理の徹底																																										
実施内容	位置・範囲	防音防災フード設置部																																										
時期・期間	時期・期間	供用時																																										
環境保全措置の効果	効果の不確実性	防音防災フードの目地の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、騒音を低減できる。																																										
他の環境への影響	他の環境への影響	なし																																										
実施主体	実施の適否	東海旅客鉄道株式会社																																										
種類・方法	種類・方法	防音防災フードの目地の維持管理の徹底																																										
実施内容	位置・範囲	防音防災フード設置部																																										
時期・期間	時期・期間	供用時																																										
環境保全措置の効果	効果の不確実性	防音防災フードの目地の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、騒音を低減できる。																																										
他の環境への影響	他の環境への影響	なし																																										
p. 8-1-2-87 表 8-1-2-32(3) 環境保全措置の内容（列車の走行に係る騒音）	<p>表 8-1-2-31(3) 環境保全措置の内容（列車の走行に係る騒音）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>実施の適否</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>種類・方法</td> <td>桁間の目地の維持管理の徹底</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲</td> <td>高架橋、橋梁部</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>時期・期間</td> <td>供用時</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>効果の不確実性</td> <td>桁間の目地の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、騒音を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	実施の適否	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	種類・方法	桁間の目地の維持管理の徹底	実施内容	位置・範囲	高架橋、橋梁部	時期・期間	時期・期間	供用時	環境保全措置の効果	効果の不確実性	桁間の目地の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、騒音を低減できる。	他の環境への影響	他の環境への影響	なし	<p>表 8-1-2-32(3) 環境保全措置の内容（列車の走行に係る騒音）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>実施の適否</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>種類・方法</td> <td>桁間の目地の維持管理の徹底</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲</td> <td>高架橋、橋梁部</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>時期・期間</td> <td>供用時</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>効果の不確実性</td> <td>桁間の目地の適切な点検及び整備を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの増設めやす目地材の嵩込みの検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、その性能を維持することで、騒音を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	実施の適否	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	種類・方法	桁間の目地の維持管理の徹底	実施内容	位置・範囲	高架橋、橋梁部	時期・期間	時期・期間	供用時	環境保全措置の効果	効果の不確実性	桁間の目地の適切な点検及び整備を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの増設めやす目地材の嵩込みの検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、その性能を維持することで、騒音を低減できる。	他の環境への影響	他の環境への影響	なし						
実施主体	実施の適否	東海旅客鉄道株式会社																																										
種類・方法	種類・方法	桁間の目地の維持管理の徹底																																										
実施内容	位置・範囲	高架橋、橋梁部																																										
時期・期間	時期・期間	供用時																																										
環境保全措置の効果	効果の不確実性	桁間の目地の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、騒音を低減できる。																																										
他の環境への影響	他の環境への影響	なし																																										
実施主体	実施の適否	東海旅客鉄道株式会社																																										
種類・方法	種類・方法	桁間の目地の維持管理の徹底																																										
実施内容	位置・範囲	高架橋、橋梁部																																										
時期・期間	時期・期間	供用時																																										
環境保全措置の効果	効果の不確実性	桁間の目地の適切な点検及び整備を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの増設めやす目地材の嵩込みの検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、その性能を維持することで、騒音を低減できる。																																										
他の環境への影響	他の環境への影響	なし																																										
p. 8-1-2-88 表 8-1-2-32(6) 環境保全措置の内容（列車の走行に係る騒音）	<p>表 8-1-2-31(6) 環境保全措置の内容（列車の走行に係る騒音）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>実施の適否</th> <th>事業者以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>種類・方法</td> <td>沿線の土地利用対策</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲</td> <td>計画路線周辺</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>時期・期間</td> <td>計画時及び供用時</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>効果の不確実性</td> <td>新幹線計画と整合した公共施設（道路、公園、緑地等）を配置する等の土地利用対策を推進することで、距離減衰により住居等における騒音を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	実施の適否	事業者以外	種類・方法	種類・方法	沿線の土地利用対策	実施内容	位置・範囲	計画路線周辺	時期・期間	時期・期間	計画時及び供用時	環境保全措置の効果	効果の不確実性	新幹線計画と整合した公共施設（道路、公園、緑地等）を配置する等の土地利用対策を推進することで、距離減衰により住居等における騒音を低減できる。	他の環境への影響	他の環境への影響	なし	<p>表 8-1-2-32(6) 環境保全措置の内容（列車の走行に係る騒音）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>実施の適否</th> <th>事業者以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>種類・方法</td> <td>沿線の土地利用対策</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲</td> <td>計画路線周辺</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>時期・期間</td> <td>計画時及び供用時</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>効果の不確実性</td> <td>新幹線計画と整合した公共施設（道路、公園、緑地等）を配置する等の土地利用対策を推進することで、鉄道施設との距離を確保することにより、住居等における騒音を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	実施の適否	事業者以外	種類・方法	種類・方法	沿線の土地利用対策	実施内容	位置・範囲	計画路線周辺	時期・期間	時期・期間	計画時及び供用時	環境保全措置の効果	効果の不確実性	新幹線計画と整合した公共施設（道路、公園、緑地等）を配置する等の土地利用対策を推進することで、鉄道施設との距離を確保することにより、住居等における騒音を低減できる。	他の環境への影響	他の環境への影響	なし						
実施主体	実施の適否	事業者以外																																										
種類・方法	種類・方法	沿線の土地利用対策																																										
実施内容	位置・範囲	計画路線周辺																																										
時期・期間	時期・期間	計画時及び供用時																																										
環境保全措置の効果	効果の不確実性	新幹線計画と整合した公共施設（道路、公園、緑地等）を配置する等の土地利用対策を推進することで、距離減衰により住居等における騒音を低減できる。																																										
他の環境への影響	他の環境への影響	なし																																										
実施主体	実施の適否	事業者以外																																										
種類・方法	種類・方法	沿線の土地利用対策																																										
実施内容	位置・範囲	計画路線周辺																																										
時期・期間	時期・期間	計画時及び供用時																																										
環境保全措置の効果	効果の不確実性	新幹線計画と整合した公共施設（道路、公園、緑地等）を配置する等の土地利用対策を推進することで、鉄道施設との距離を確保することにより、住居等における騒音を低減できる。																																										
他の環境への影響	他の環境への影響	なし																																										
p. 8-1-2-89 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、 <u>列車の走行（地下を走行する場合を除く。）による騒音の影響を低減させるため、表 8-1-2-31 に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。</u>	列車の走行（地下を走行する場合を除く。）による各地点の予測値は表 8-1-2-30 及び図 8-1-2-13 に示したとおりとなるが、これらはあくまでピーク値であり、その値が観測されるのは列車が走行する極めて短い時間にとどまる。																																										
p. 8-1-3-19 表 8-1-3-10 内部摩擦係数	資料：「道路環境影響評価の技術手法」（平成 24 年度版）	本事業では、 <u>これらの状況に加え、表 8-1-2-32 に示した環境保全措置を確実に実施することから、列車の走行（地下を走行する場合を除く。）に係る騒音の環境影響について低減が図られていると評価する。</u>																																										
p. 8-1-3-20 表 8-1-3-11 予測地点（建設機械の稼働に係る振動）	一	資料：「道路環境影響評価の技術手法」（平成 24 年度版） p. 6-2-20																																										
p. 8-1-3-21 a)予測対象時期	工事により発生する稼働機械の振動が最大となる時期とした。 予測地点別の予測対象時期を表 8-1-3-12 に示す。	工事により発生する稼働機械の振動が最大になると想定される時期とした。予測地点別の予測対象時期を表 8-1-3-12 に示す。 <u>地上部工事における建設機械の稼働は、日稼働時間を 8～17 時（12 時台を除く）の 8 時間/日、月稼働日数は 22 日/月と想定した。トンネル工事における建設機械の稼働は 24 時間稼働を前提とするとともに、月稼働日数は 22 日/月（早川以西の一部は</u>																																										

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																										
p. 8-1-3-21 表 8-1-3-12 予測対象時期(建設機械の稼働に係る振動)	(予測地点 02、予測対象時期) 工事開始後 1年目の内の <u>3</u> ヶ月	(予測地点 02、予測対象時期) 工事開始後 1年目の内の <u>5</u> ヶ月																																										
p. 8-1-3-21 表 8-1-3-12 予測対象時期(建設機械の稼働に係る振動)	(予測地点 05、予測対象時期) 工事開始後 2年目の内の <u>3</u> ヶ月	(予測地点 05、予測対象時期) 工事開始後 2年目の内の <u>2</u> ヶ月																																										
p. 8-1-3-21 表 8-1-3-12 予測対象時期(建設機械の稼働に係る振動)	—	地点番号 06 西下条町 を追記																																										
p. 8-1-3-21 表 8-1-3-12 予測対象時期(建設機械の稼働に係る振動)	(予測地点 17、予測対象時期) 工事開始後 <u>5</u> 年目の内の 2ヶ月	(予測地点 18、予測対象時期) 工事開始後 <u>6~7</u> 年目の内の 2ヶ月																																										
p. 8-1-3-23 表 8-1-3-14(1) 予測結果(建設機械の稼働に係る振動)	—	地点番号 06 西下条町 を追記																																										
p. 8-1-3-26~35 図 8-1-3-4(1)~(10) 予測地点及び予測結果(建設機械の稼働に係る振動)	—	図中に予測地点ごとの予測結果 及び 地点番号 06 西下条町 を追記																																										
p. 8-1-3-36 表 8-1-3-15 環境保全措置の検討の状況(建設機械の稼働に係る振動)	<p>表 8-1-3-15 環境保全措置の検討の状況(建設機械の稼働に係る振動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低振動型建設機械の採用</td> <td>適</td> <td>低振動型建設機械の採用により、工事に伴う振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事規模に合わせた建設機械の設定</td> <td>適</td> <td>適切な機械の設営により必要以上の建設機械の配置及び騒音を避けることで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>建設機械の使用時における配慮</td> <td>適</td> <td>工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングスリップの削減等により、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>建設機械の点検及び整備による性能維持</td> <td>適</td> <td>適切な点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td> <td>適</td> <td>改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事の平準化</td> <td>適</td> <td>工事の平準化により片寄った施工を避けることで、振動の局的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	低振動型建設機械の採用	適	低振動型建設機械の採用により、工事に伴う振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事規模に合わせた建設機械の設定	適	適切な機械の設営により必要以上の建設機械の配置及び騒音を避けることで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	建設機械の使用時における配慮	適	工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングスリップの削減等により、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	建設機械の点検及び整備による性能維持	適	適切な点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	適	改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事の平準化	適	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、振動の局的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	<p>表 8-1-3-15 環境保全措置の検討の状況(建設機械の稼働に係る振動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低振動型建設機械の採用</td> <td>適</td> <td>低振動型建設機械の採用により、工事に伴う振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事規模に合わせた建設機械の設定</td> <td>適</td> <td>工事規模に合わせせば必要以上の建設機械の規格、配置及び振動とならないように計画するここと、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>建設機械の使用時における配慮</td> <td>適</td> <td>工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングスリップ等の削減等により、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>建設機械の点検及び整備による性能維持</td> <td>適</td> <td>工事の実施にあたって、建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>改変区域をできる限り小さくする</td> <td>適</td> <td>改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事の平準化</td> <td>適</td> <td>工事の平準化により片寄った施工を避けることで、振動の局的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	低振動型建設機械の採用	適	低振動型建設機械の採用により、工事に伴う振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事規模に合わせた建設機械の設定	適	工事規模に合わせせば必要以上の建設機械の規格、配置及び振動とならないように計画するここと、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	建設機械の使用時における配慮	適	工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングスリップ等の削減等により、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	建設機械の点検及び整備による性能維持	適	工事の実施にあたって、建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	改変区域をできる限り小さくする	適	改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事の平準化	適	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、振動の局的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																																										
低振動型建設機械の採用	適	低振動型建設機械の採用により、工事に伴う振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
工事規模に合わせた建設機械の設定	適	適切な機械の設営により必要以上の建設機械の配置及び騒音を避けることで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
建設機械の使用時における配慮	適	工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングスリップの削減等により、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
建設機械の点検及び整備による性能維持	適	適切な点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	適	改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
工事の平準化	適	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、振動の局的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																																										
低振動型建設機械の採用	適	低振動型建設機械の採用により、工事に伴う振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
工事規模に合わせた建設機械の設定	適	工事規模に合わせせば必要以上の建設機械の規格、配置及び振動とならないように計画するここと、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
建設機械の使用時における配慮	適	工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングスリップ等の削減等により、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
建設機械の点検及び整備による性能維持	適	工事の実施にあたって、建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
改変区域をできる限り小さくする	適	改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
工事の平準化	適	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、振動の局的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
p. 8-1-3-37 表 8-1-3-16(2) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働に係る振動)	<p>表 8-1-3-16(2) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働に係る振動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>工事規模に合わせた建設機械の設定</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>位置・範囲 工事施工範囲内 時期・期間 工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>適切な機械の設営により必要以上の建設機械の配置及び騒音を避けることで、振動の発生を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	工事規模に合わせた建設機械の設定	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内 時期・期間 工事中	環境保全措置の効果	適切な機械の設営により必要以上の建設機械の配置及び騒音を避けることで、振動の発生を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-1-3-16(2) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働に係る振動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>工事規模に合わせた建設機械の設定</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>位置・範囲 工事施工範囲内 時期・期間 工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び振動となるよう計画することにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、振動の発生を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	工事規模に合わせた建設機械の設定	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内 時期・期間 工事中	環境保全措置の効果	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び振動となるよう計画することにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、振動の発生を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし																		
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																											
種類・方法	工事規模に合わせた建設機械の設定																																											
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内 時期・期間 工事中																																											
環境保全措置の効果	適切な機械の設営により必要以上の建設機械の配置及び騒音を避けることで、振動の発生を低減できる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																											
種類・方法	工事規模に合わせた建設機械の設定																																											
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内 時期・期間 工事中																																											
環境保全措置の効果	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び振動となるよう計画することにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、振動の発生を低減できる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
p. 8-1-3-37 表 8-1-3-16(4) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働に係る振動)	<p>表 8-1-3-16(4) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働に係る振動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>建設機械の点検及び整備による性能維持</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>位置・範囲 工事施工範囲内 時期・期間 工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>適切な点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	建設機械の点検及び整備による性能維持	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内 時期・期間 工事中	環境保全措置の効果	適切な点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-1-3-16(4) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働に係る振動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>建設機械の点検及び整備による性能維持</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>位置・範囲 工事施工範囲内 時期・期間 工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>工事の実施にあたって必要な定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	建設機械の点検及び整備による性能維持	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内 時期・期間 工事中	環境保全措置の効果	工事の実施にあたって必要な定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし																		
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																											
種類・方法	建設機械の点検及び整備による性能維持																																											
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内 時期・期間 工事中																																											
環境保全措置の効果	適切な点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																											
種類・方法	建設機械の点検及び整備による性能維持																																											
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内 時期・期間 工事中																																											
環境保全措置の効果	工事の実施にあたって必要な定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
p. 8-1-3-39 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、建設機械の稼働による振動の影響を低減するため、表 8-1-3-16 に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。	<p>建設機械の稼働による各地点の振動レベルの予測値は 63~74dB となるが、これらはあくまで工事期間中における最大の値であり、その値が観測されるのは工事中の限られた期間にとどまる。</p> <p>本事業では、これらの状況に加え、表 8-1-3-16 に示した環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働に係る振動の環境影響について低減が図られていると評価する。</p>																																										

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																
p.8-1-3-39 表 8-1-3-18 評価結果(建設機械の稼働に係る振動)	—	地点番号 06 西下条町 を追記																																
p.8-1-3-41 ①予測対象時期	工事により発生する資材及び機械の運搬に用いる車両台数が最大となる時期とした。 予測地点別の予測対象時期を表 8-1-3-19 に示す。	工事により発生する資材及び機械の運搬に用いる車両台数が最大になると想定される時期とした。予測地点別の予測対象時期を表 8-1-3-19 に示す。 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時間は、8~17 時 (12 時台を除く) の 8 時間/日と想定した。地上部工事では月稼働日数を 22 日/月、トンネル工事では月稼働日数を 22 日/月 (早川以西の一部は 28 日/月) と想定した。																																
p.8-1-3-42 表 8-1-3-20 予測条件(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動)	発生集中交通量	発生交通量																																
p.8-1-3-44~53 図 8-1-3-6(1)~(10) 予測地点及び予測結果(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動)	—	図中に予測地点ごとの予測結果を追記																																
p.8-1-3-54 表 8-1-3-22 環境保全措置の検討の状況 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動)	<p>表 8-1-3-22 環境保全措置の検討の状況 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</td> <td>適</td> <td>適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮</td> <td>適</td> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化及び法定速度の遵守等を行うことにより、振動の発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事の平準化</td> <td>適</td> <td>工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、振動の局地的な発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	適	適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化及び法定速度の遵守等を行うことにより、振動の発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。	工事の平準化	適	工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、振動の局地的な発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。	<p>表 8-1-3-22 環境保全措置の検討の状況 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</td> <td>適</td> <td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮</td> <td>適</td> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化を行なうことにより、振動の発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>環境負荷低減を意識した運転の徹底</td> <td>適</td> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、急発進や急加速の回避を始めたことドライブの徹底により、振動の発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事の平準化</td> <td>適</td> <td>工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、振動の局地的な発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	適	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化を行なうことにより、振動の発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。	環境負荷低減を意識した運転の徹底	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、急発進や急加速の回避を始めたことドライブの徹底により、振動の発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。	工事の平準化	適	工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、振動の局地的な発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。					
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																																
資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	適	適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。																																
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化及び法定速度の遵守等を行うことにより、振動の発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。																																
工事の平準化	適	工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、振動の局地的な発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。																																
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																																
資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	適	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。																																
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化を行なうことにより、振動の発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。																																
環境負荷低減を意識した運転の徹底	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、急発進や急加速の回避を始めたことドライブの徹底により、振動の発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。																																
工事の平準化	適	工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、振動の局地的な発生を低減できるから、環境保全措置として採用する。																																
p.8-1-3-54 表 8-1-3-23(1) 環境保全措置の内容(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動)	<p>表 8-1-3-23(1) 環境保全措置の内容(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>工事施工範囲周辺の沿道</td> </tr> <tr> <td>位置・範囲</td> <td>工事中</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	実施内容	工事施工範囲周辺の沿道	位置・範囲	工事中	時期・期間	適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。	環境保全措置の効果	なし	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-1-3-23(1) 環境保全措置の内容(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>工事施工範囲周辺の沿道</td> </tr> <tr> <td>位置・範囲</td> <td>工事中</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	実施内容	工事施工範囲周辺の沿道	位置・範囲	工事中	時期・期間	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。	環境保全措置の効果	なし	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																	
種類・方法	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持																																	
実施内容	工事施工範囲周辺の沿道																																	
位置・範囲	工事中																																	
時期・期間	適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。																																	
環境保全措置の効果	なし																																	
効果の不確実性	なし																																	
他の環境への影響	なし																																	
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																	
種類・方法	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持																																	
実施内容	工事施工範囲周辺の沿道																																	
位置・範囲	工事中																																	
時期・期間	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。																																	
環境保全措置の効果	なし																																	
効果の不確実性	なし																																	
他の環境への影響	なし																																	
p.8-1-3-55 表 8-1-3-23(3) 環境保全措置の内容(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動)	—																																	
p.8-1-3-56 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動の影響を低減させるため、表 8-1-3-23 に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による各地点で予測される振動レベルのうち、事業の実施に伴う寄与分は現況値の小さい地点で最大 11.8dB となるが、これらはあくまで工事期間中における最大の値であり、その値が観測されるのは工事中の限られた期間にとどまる。 本事業では、これらの状況に加え、表 8-1-3-23 に示した環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動の環境影響について低減が図られていると評価する。																																

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																												
p. 8-1-3-64~73 図 8-1-3-10(1) ~ (10) 予測地点及び予測結果(列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に係る振動)	—	図中に予測地点ごとの予測結果を追記																												
p. 8-1-3-74 表 8-1-3-31 環境保全措置の検討の状況 (列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に係る振動)	<p>表 8-1-3-31 環境保全措置の検討の状況 (列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に係る振動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桁支承部の維持管理の徹底</td> <td>適</td> <td>桁支承部の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、振動を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>ガイドウェイの維持管理の徹底</td> <td>適</td> <td>ガイドウェイの適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、振動を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	桁支承部の維持管理の徹底	適	桁支承部の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、振動を低減できることから、環境保全措置として採用する。	ガイドウェイの維持管理の徹底	適	ガイドウェイの適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、振動を低減できることから、環境保全措置として採用する。	<p>表 8-1-3-31 環境保全措置の検討の状況 (列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に係る振動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桁支承部の維持管理の徹底</td> <td>適</td> <td>桁支承部の監査や魚眼の有無、取り付け状況の確認、支承取り付け部分のコンクリートのひび割れの有無等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、支承や取り付け部分のコンクリートの補修等を行うことにより、その性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>ガイドウェイの維持管理の徹底</td> <td>適</td> <td>ガイドウェイの取り付けボルトの緩みや取り付け状況の確認、ガイドウェイコンクリートのひび割れ、欠け等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの締めやガイドウェイの補修、交換等を行うことにより、その性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	桁支承部の維持管理の徹底	適	桁支承部の監査や魚眼の有無、取り付け状況の確認、支承取り付け部分のコンクリートのひび割れの有無等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、支承や取り付け部分のコンクリートの補修等を行うことにより、その性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	ガイドウェイの維持管理の徹底	適	ガイドウェイの取り付けボルトの緩みや取り付け状況の確認、ガイドウェイコンクリートのひび割れ、欠け等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの締めやガイドウェイの補修、交換等を行うことにより、その性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。										
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																												
桁支承部の維持管理の徹底	適	桁支承部の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、振動を低減できることから、環境保全措置として採用する。																												
ガイドウェイの維持管理の徹底	適	ガイドウェイの適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、振動を低減できることから、環境保全措置として採用する。																												
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																												
桁支承部の維持管理の徹底	適	桁支承部の監査や魚眼の有無、取り付け状況の確認、支承取り付け部分のコンクリートのひび割れの有無等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、支承や取り付け部分のコンクリートの補修等を行うことにより、その性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																												
ガイドウェイの維持管理の徹底	適	ガイドウェイの取り付けボルトの緩みや取り付け状況の確認、ガイドウェイコンクリートのひび割れ、欠け等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの締めやガイドウェイの補修、交換等を行うことにより、その性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																												
p. 8-1-3-74 表 8-1-3-32(1) 環境保全措置の内容(列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に係る振動)	<p>表 8-1-3-32(1) 環境保全措置の内容 (列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に係る振動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>ガイドウェイの維持管理の徹底</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲 高架橋、橋梁区間</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>供用時</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>桁支承部の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、振動を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	ガイドウェイの維持管理の徹底	実施内容	位置・範囲 高架橋、橋梁区間	時期・期間	供用時	環境保全措置の効果	桁支承部の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、振動を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-1-3-32(1) 環境保全措置の内容 (列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に係る振動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>ガイドウェイの維持管理の徹底</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲 高架橋、橋梁区間</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>供用時</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>桁支承部の監査や魚眼の有無、取り付け状況の確認、支承取り付け部分のコンクリートのひび割れ、欠け等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、支承や取り付け部分のコンクリートの補修等を行うことにより、その性能を維持することで、振動の発生を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	ガイドウェイの維持管理の徹底	実施内容	位置・範囲 高架橋、橋梁区間	時期・期間	供用時	環境保全措置の効果	桁支承部の監査や魚眼の有無、取り付け状況の確認、支承取り付け部分のコンクリートのひび割れ、欠け等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、支承や取り付け部分のコンクリートの補修等を行うことにより、その性能を維持することで、振動の発生を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	ガイドウェイの維持管理の徹底																													
実施内容	位置・範囲 高架橋、橋梁区間																													
時期・期間	供用時																													
環境保全措置の効果	桁支承部の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、振動を低減できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	ガイドウェイの維持管理の徹底																													
実施内容	位置・範囲 高架橋、橋梁区間																													
時期・期間	供用時																													
環境保全措置の効果	桁支承部の監査や魚眼の有無、取り付け状況の確認、支承取り付け部分のコンクリートのひび割れ、欠け等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、支承や取り付け部分のコンクリートの補修等を行うことにより、その性能を維持することで、振動の発生を低減できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
p. 8-1-3-75 表 8-1-3-32(2) 環境保全措置の内容(列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に係る振動)	<p>表 8-1-3-32(2) 環境保全措置の内容 (列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に係る振動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>ガイドウェイの維持管理の徹底</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲 高架橋、橋梁区間</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>供用時</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>ガイドウェイの適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、振動を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	ガイドウェイの維持管理の徹底	実施内容	位置・範囲 高架橋、橋梁区間	時期・期間	供用時	環境保全措置の効果	ガイドウェイの適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、振動を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-1-3-32(2) 環境保全措置の内容 (列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に係る振動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>ガイドウェイの維持管理の徹底</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲 高架橋、橋梁区間</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>供用時</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>ガイドウェイの取り付けボルトの緩みや取り付け状況の確認、ガイドウェイコンクリートのひび割れ、欠け等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの締めやガイドウェイの補修、交換等を行うことにより、その性能を維持することで、振動の発生を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	ガイドウェイの維持管理の徹底	実施内容	位置・範囲 高架橋、橋梁区間	時期・期間	供用時	環境保全措置の効果	ガイドウェイの取り付けボルトの緩みや取り付け状況の確認、ガイドウェイコンクリートのひび割れ、欠け等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの締めやガイドウェイの補修、交換等を行うことにより、その性能を維持することで、振動の発生を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	ガイドウェイの維持管理の徹底																													
実施内容	位置・範囲 高架橋、橋梁区間																													
時期・期間	供用時																													
環境保全措置の効果	ガイドウェイの適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、振動を低減できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	ガイドウェイの維持管理の徹底																													
実施内容	位置・範囲 高架橋、橋梁区間																													
時期・期間	供用時																													
環境保全措置の効果	ガイドウェイの取り付けボルトの緩みや取り付け状況の確認、ガイドウェイコンクリートのひび割れ、欠け等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの締めやガイドウェイの補修、交換等を行うことにより、その性能を維持することで、振動の発生を低減できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
p. 8-1-3-75 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、列車の走行(地下を走行する場合を除く。)による振動の影響を低減させるため、表 8-1-3-32 に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。	列車の走行(地下を走行する場合を除く。)による各地点の予測値は表 8-1-3-29 に示したとおりとなるが、これらはあくまでピーク値であり、その値が観測されるのは列車が走行する極めて短い時間にとどまる。本事業では、これらの状況に加え、表 8-1-3-32 に示した環境保全措置を確実に実施することから、列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に係る振動の環境影響について低減が図られていると評価する。																												
p. 8-1-3-80~89 図 8-1-3-14(1) ~ (10) 予測地点及び予測結果(列車の走行(地下を走行する場合に限る。)に係る振動)	—	図中に予測地点ごとの予測結果を追記																												
p. 8-1-3-90 表 8-1-3-38 環境保全措置の検討の状況 (列車の走行(地下を走行する場合に限る。)に係る振動)	<p>表 8-1-3-38 環境保全措置の検討の状況 (列車の走行(地下を走行する場合に限る。)に係る振動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガイドウェイの維持管理の徹底</td> <td>適</td> <td>ガイドウェイの適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、振動を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	ガイドウェイの維持管理の徹底	適	ガイドウェイの適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、振動を低減できることから、環境保全措置として採用する。	<p>表 8-1-3-38 環境保全措置の検討の状況 (列車の走行(地下を走行する場合に限る。)に係る振動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガイドウェイの維持管理の徹底</td> <td>適</td> <td>ガイドウェイの取り付けボルトの緩みや取り付け状況の確認、ガイドウェイコンクリートのひび割れ、欠け等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの締めやガイドウェイの補修、交換等を行うことにより、その性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	ガイドウェイの維持管理の徹底	適	ガイドウェイの取り付けボルトの緩みや取り付け状況の確認、ガイドウェイコンクリートのひび割れ、欠け等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの締めやガイドウェイの補修、交換等を行うことにより、その性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																												
ガイドウェイの維持管理の徹底	適	ガイドウェイの適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、振動を低減できることから、環境保全措置として採用する。																												
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																												
ガイドウェイの維持管理の徹底	適	ガイドウェイの取り付けボルトの緩みや取り付け状況の確認、ガイドウェイコンクリートのひび割れ、欠け等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの締めやガイドウェイの補修、交換等を行うことにより、その性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																												

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																		
p. 8-1-3-90 表 8-1-3-39 環境保全措置の内容(列車の走行(地下を走行する場合に限る。)に係る振動)	<p>表 8-1-3-39 環境保全措置の内容(列車の走行(地下を走行する場合に限る。)に係る振動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr> <tr> <th>種類・方法</th><th>ガイドウェイの維持管理の徹底</th></tr> <tr> <th>実施内容</th><th>位置・範囲 トンネル区間 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 ガイドウェイの適切な点検及び整備を行い、その性能を維持すること 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし</th></tr> </thead> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	ガイドウェイの維持管理の徹底	実施内容	位置・範囲 トンネル区間 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 ガイドウェイの適切な点検及び整備を行い、その性能を維持すること 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし	<p>表 8-1-3-39 環境保全措置の内容(列車の走行(地下を走行する場合に限る。)に係る振動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr> <tr> <th>種類・方法</th><th>ガイドウェイの維持管理の徹底</th></tr> <tr> <th>実施内容</th><th>位置・範囲 トンネル区間 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 ガイドウェイの取り付けボルトの緩みや取り付け状況の確認、ガイドウェイコンクリートのひび割れ、穴等の検査を行い、検査結果をもとに必要な対応にて、取り付けボルトの締めめやガイドウェイの補修、交換等を行うことにより、その性能を維持することで、振動の発生を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし</th></tr> </thead> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	ガイドウェイの維持管理の徹底	実施内容	位置・範囲 トンネル区間 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 ガイドウェイの取り付けボルトの緩みや取り付け状況の確認、ガイドウェイコンクリートのひび割れ、穴等の検査を行い、検査結果をもとに必要な対応にて、取り付けボルトの締めめやガイドウェイの補修、交換等を行うことにより、その性能を維持することで、振動の発生を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし						
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																			
種類・方法	ガイドウェイの維持管理の徹底																			
実施内容	位置・範囲 トンネル区間 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 ガイドウェイの適切な点検及び整備を行い、その性能を維持すること 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし																			
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																			
種類・方法	ガイドウェイの維持管理の徹底																			
実施内容	位置・範囲 トンネル区間 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 ガイドウェイの取り付けボルトの緩みや取り付け状況の確認、ガイドウェイコンクリートのひび割れ、穴等の検査を行い、検査結果をもとに必要な対応にて、取り付けボルトの締めめやガイドウェイの補修、交換等を行うことにより、その性能を維持することで、振動の発生を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし																			
p. 8-1-3-91 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、 <u>列車の走行(地下を走行する場合に限る。)</u> による振動の影響を低減させるため、表 8-1-3-39 に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。	列車の走行(地下を走行する場合に限る。)による各地点の予測値は表 8-1-3-37 に示したとおりとなるが、これらはあくまでピーク値であり、その値が観測されるのは列車が走行する極めて短い時間にとどまる。本事業では、これらの状況に加え、表 8-1-3-39 に示した環境保全措置を確実に実施することから、 <u>列車の走行(地下を走行する場合に限る。)</u> に係る振動の環境影響について低減が図られていると評価する。																		
p. 8-1-4-6 d)予測地点	予測地点には、表 8-1-4-2 に示す緩衝工端部中心からの主な距離を設定した。	予測地点には、表 8-1-4-2 に示す緩衝工端部中心からの主な距離を設定した。 <u>微気圧波</u> は、一般的に坑口中心から離れるとその値は小さくなる。20m 地点は、 <u>微気圧波</u> の基準値である「坑口中心から 20m 地点で原則 50Pa 以下」との整合性の検討を行ったため、50m 及び 80m 地点は、段階的に <u>微気圧波</u> が小さくなることを示すため予測を実施した。																		
p. 8-1-4-7 表 8-1-4-5 環境保全措置の検討の状況(列車の走行に係る微気圧波)	<p>表 8-1-4-5 環境保全措置の検討の状況(列車の走行に係る微気圧波)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緩衝工の設置</td><td>適</td><td>適切に緩衝工を設置することにより微気圧波の低減効果が期待でき、また、山梨リニア実験線においても微気圧波の低減対策として実績があることから、環境保全措置として採用する。</td></tr> <tr> <td>緩衝工の維持管理の徹底</td><td>適</td><td>緩衝工の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、微気圧波を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	緩衝工の設置	適	適切に緩衝工を設置することにより微気圧波の低減効果が期待でき、また、山梨リニア実験線においても微気圧波の低減対策として実績があることから、環境保全措置として採用する。	緩衝工の維持管理の徹底	適	緩衝工の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、微気圧波を低減できることから、環境保全措置として採用する。	<p>表 8-1-4-5 環境保全措置の検討の状況(列車の走行に係る微気圧波)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緩衝工の設置</td><td>適</td><td>微気圧波対策が必要な箇所であるトンネル及び防音防災フードの出入口に適切に緩衝工を設置することにより、微気圧波を低減できる。</td></tr> <tr> <td>緩衝工の維持管理の徹底</td><td>適</td><td>緩衝工の性能を維持するため、開口部の機械物等による閉塞の有無、開口部の機械の有無等の検査を行い、その結果をもとに必要な対応にて、浮遊物の除去や開口部の補修等を行って、微気圧波を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	緩衝工の設置	適	微気圧波対策が必要な箇所であるトンネル及び防音防災フードの出入口に適切に緩衝工を設置することにより、微気圧波を低減できる。	緩衝工の維持管理の徹底	適	緩衝工の性能を維持するため、開口部の機械物等による閉塞の有無、開口部の機械の有無等の検査を行い、その結果をもとに必要な対応にて、浮遊物の除去や開口部の補修等を行って、微気圧波を低減できることから、環境保全措置として採用する。
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																		
緩衝工の設置	適	適切に緩衝工を設置することにより微気圧波の低減効果が期待でき、また、山梨リニア実験線においても微気圧波の低減対策として実績があることから、環境保全措置として採用する。																		
緩衝工の維持管理の徹底	適	緩衝工の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、微気圧波を低減できることから、環境保全措置として採用する。																		
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																		
緩衝工の設置	適	微気圧波対策が必要な箇所であるトンネル及び防音防災フードの出入口に適切に緩衝工を設置することにより、微気圧波を低減できる。																		
緩衝工の維持管理の徹底	適	緩衝工の性能を維持するため、開口部の機械物等による閉塞の有無、開口部の機械の有無等の検査を行い、その結果をもとに必要な対応にて、浮遊物の除去や開口部の補修等を行って、微気圧波を低減できることから、環境保全措置として採用する。																		
p. 8-1-4-7 表 8-1-4-6(1) 環境保全措置の内容(列車の走行に係る微気圧波)	<p>表 8-1-4-6(1) 環境保全措置の内容(列車の走行に係る微気圧波)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr> <tr> <th>種類・方法</th><th>緩衝工の設置</th></tr> <tr> <th>実施内容</th><th>位置・範囲 トンネル及び防音防災フードの出入口 時期・期間 計画時 環境保全措置の効果 微気圧波対策が必要な箇所であるトンネル及び防音防災フードの出入口に適切に緩衝工を設置することにより、微気圧波を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 緩衝工を設置することにより、景観、眺望の変化、日照阻害、電波障害の影響が生じる可能性がある。</th></tr> </thead> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	緩衝工の設置	実施内容	位置・範囲 トンネル及び防音防災フードの出入口 時期・期間 計画時 環境保全措置の効果 微気圧波対策が必要な箇所であるトンネル及び防音防災フードの出入口に適切に緩衝工を設置することにより、微気圧波を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 緩衝工を設置することにより、景観、眺望の変化、日照阻害、電波障害の影響が生じる可能性がある。	<p>表 8-1-4-6(1) 環境保全措置の内容(列車の走行に係る微気圧波)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr> <tr> <th>種類・方法</th><th>緩衝工の設置</th></tr> <tr> <th>実施内容</th><th>位置・範囲 トンネル及び防音防災フードの出入口 時期・期間 計画時 環境保全措置の効果 微気圧波対策が必要な箇所であるトンネル及び防音防災フードの出入口に、周辺の住居分布等による閉塞の有無、開口部の機械物等による閉塞の有無等の検査を行い、その結果をもとに必要な対応にて、浮遊物の除去や開口部の補修等を行って、微気圧波を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 緩衝工を設置することにより、景観、眺望の変化、日照阻害、電波障害の影響が生じる可能性がある。</th></tr> </thead> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	緩衝工の設置	実施内容	位置・範囲 トンネル及び防音防災フードの出入口 時期・期間 計画時 環境保全措置の効果 微気圧波対策が必要な箇所であるトンネル及び防音防災フードの出入口に、周辺の住居分布等による閉塞の有無、開口部の機械物等による閉塞の有無等の検査を行い、その結果をもとに必要な対応にて、浮遊物の除去や開口部の補修等を行って、微気圧波を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 緩衝工を設置することにより、景観、眺望の変化、日照阻害、電波障害の影響が生じる可能性がある。						
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																			
種類・方法	緩衝工の設置																			
実施内容	位置・範囲 トンネル及び防音防災フードの出入口 時期・期間 計画時 環境保全措置の効果 微気圧波対策が必要な箇所であるトンネル及び防音防災フードの出入口に適切に緩衝工を設置することにより、微気圧波を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 緩衝工を設置することにより、景観、眺望の変化、日照阻害、電波障害の影響が生じる可能性がある。																			
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																			
種類・方法	緩衝工の設置																			
実施内容	位置・範囲 トンネル及び防音防災フードの出入口 時期・期間 計画時 環境保全措置の効果 微気圧波対策が必要な箇所であるトンネル及び防音防災フードの出入口に、周辺の住居分布等による閉塞の有無、開口部の機械物等による閉塞の有無等の検査を行い、その結果をもとに必要な対応にて、浮遊物の除去や開口部の補修等を行って、微気圧波を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 緩衝工を設置することにより、景観、眺望の変化、日照阻害、電波障害の影響が生じる可能性がある。																			
p. 8-1-4-8 表 8-1-4-6(2) 環境保全措置の内容(列車の走行に係る微気圧波)	<p>表 8-1-4-6(2) 環境保全措置の内容(列車の走行に係る微気圧波)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr> <tr> <th>種類・方法</th><th>緩衝工の維持管理の徹底</th></tr> <tr> <th>実施内容</th><th>位置・範囲 緩衝工の設置箇所 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 緩衝工の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、微気圧波を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし</th></tr> </thead> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	緩衝工の維持管理の徹底	実施内容	位置・範囲 緩衝工の設置箇所 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 緩衝工の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、微気圧波を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし	<p>表 8-1-4-6(2) 環境保全措置の内容(列車の走行に係る微気圧波)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr> <tr> <th>種類・方法</th><th>緩衝工の維持管理の徹底</th></tr> <tr> <th>実施内容</th><th>位置・範囲 緩衝工の設置箇所 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 緩衝工の性能を維持するため、開口部の機械物等による閉塞の有無、開口部の機械の有無等の検査を行い、その結果をもとに必要な対応にて、浮遊物の除去や開口部の補修等を行って、微気圧波を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし</th></tr> </thead> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	緩衝工の維持管理の徹底	実施内容	位置・範囲 緩衝工の設置箇所 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 緩衝工の性能を維持するため、開口部の機械物等による閉塞の有無、開口部の機械の有無等の検査を行い、その結果をもとに必要な対応にて、浮遊物の除去や開口部の補修等を行って、微気圧波を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし						
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																			
種類・方法	緩衝工の維持管理の徹底																			
実施内容	位置・範囲 緩衝工の設置箇所 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 緩衝工の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、微気圧波を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし																			
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																			
種類・方法	緩衝工の維持管理の徹底																			
実施内容	位置・範囲 緩衝工の設置箇所 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 緩衝工の性能を維持するため、開口部の機械物等による閉塞の有無、開口部の機械の有無等の検査を行い、その結果をもとに必要な対応にて、浮遊物の除去や開口部の補修等を行って、微気圧波を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし																			
p. 8-1-4-8 表 8-1-4-7 微気圧波の基準値	注 1. 資料：山岳トンネル設計施工標準・同解説、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、平成 20 年 4 月	注 1. 資料：山岳トンネル設計施工標準・同解説、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、平成 20 年 4 月 p. 119																		
p. 8-1-4-9 ①回避又は低減に係る評価	本事業では、列車の走行による微気圧波の影響を低減させるため、表 8-1-4-6 に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。	本事業では、表 8-1-4-6 に示した環境保全措置を確実に実施することから、 <u>列車の走行に係るトンネル及び防音防災フードの出入口</u> から発生する微気圧波の環境影響について低減が図られていると評価する。																		
p. 8-2-1-14 表 8-2-1-4 現地調査期間(水の濁り)	(低水時、調査日) 平成 25 年 1 月 23、24、25、28、29 日	(低水時、調査日) 平成 25 年 1 月 23、24、25、28、29 日 平成 26 年 1 月 27 日																		
p. 8-2-1-14 表 8-2-1-5(1) 文献調査結果(浮遊物質量)	(地点番号 02、H22) 最小～最大： $<1 \sim 31$	(地点番号 02、H22) 最小～最大： $<1 \sim 9$																		

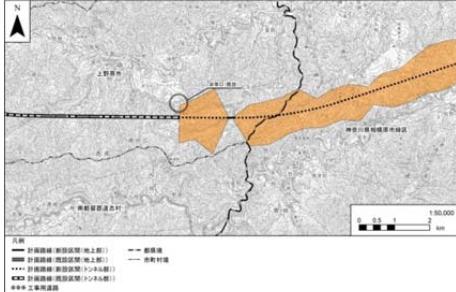
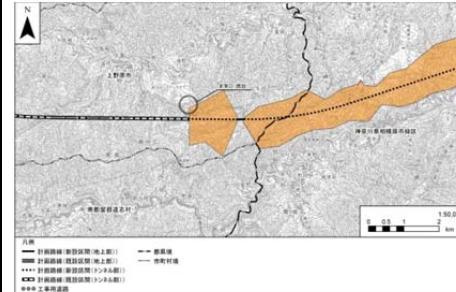
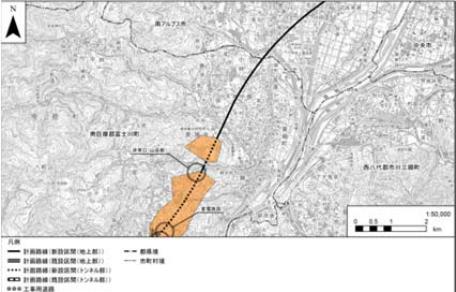
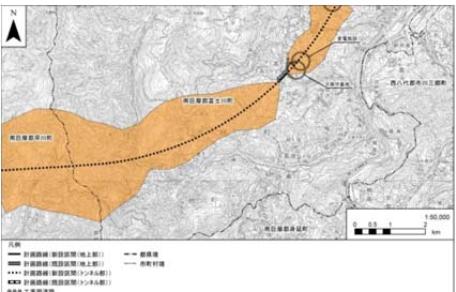
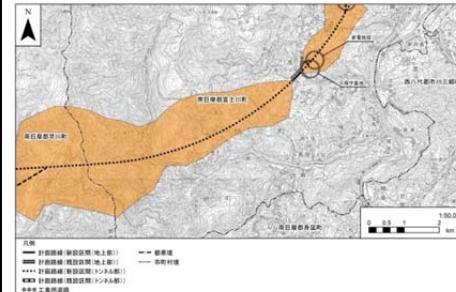
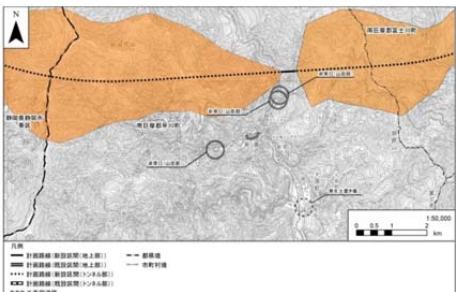
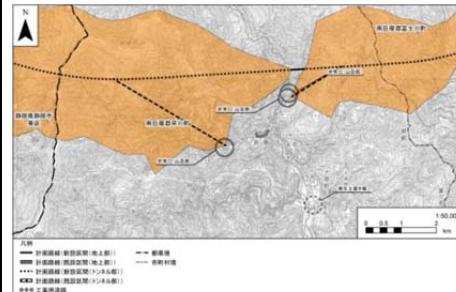
評価書の該当箇所 (SS)	環境影響評価準備書	環境影響評価書																					
p. 8-2-1-14 表 8-2-1-5(1) 文献 調査結果(浮遊物質量 (SS))	(地点番号 08、H23) 最小～最大 : 5～ <u>29</u>	(地点番号 08、H23) 最小～最大 : 5～ <u>26</u>																					
p. 8-2-1-14 表 8-2-1-5(1) 文献 調査結果(浮遊物質量 (SS))	(地点番号 09、H20) 最小～最大 : 3～ <u>20</u>	(地点番号 09、H20) 最小～最大 : 8～ <u>57</u>																					
p. 8-2-1-15 表 8-2-1-6(1) 現地 調査結果(浮遊物質量 (SS) 及び流量の状 況)	(地点番号 08、低水時) SS : <u>120mg/L</u> 流量 : <u>0.027m³/s</u>	(地点番号 08、低水時) SS : <u>16mg/L</u> 流量 : <u>0.041m³/s</u>																					
p. 8-2-1-16 表 8-2-1-6(2) 現地 調査結果(気象の状 況)	(地点番号 08、低水時) 調査日 : <u>H25. 1. 24</u> 天候 : 晴れ	(地点番号 08、低水時) 調査日 : <u>H26. 1. 27</u> 天候 : 晴れ																					
p. 8-2-1-28 g) 予測結果	切土工等又は既存の工作物の除去に係る地盤の掘削及び高架橋、橋梁並びに地上駅の施工等を含めた土地の改変に伴い発生する濁水は、沈砂池等による処理のほか、必要に応じ、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用海域へ排水する。	切土工等又は既存の工作物の除去に係る地盤の掘削及び高架橋、橋梁並びに地上駅の施工等を含めた土地の改変に伴い発生する濁水は、沈砂池等による処理のほか、必要に応じ、水質汚濁防止法に基づく排水基準(昭和46年総理府令第35号、改正平成24年環境省令第15号)等を踏まえ、適切に処理をして公共用海域へ排水する。																					
p. 8-2-1-29 表 8-2-1-8 環境保全措置の検討の状況(切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の濁り)	<p>表 8-2-1-8 環境保全措置の検討の状況(切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の濁り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適合</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事排水の適切な処理</td> <td>適</td> <td>工事により発生する濁水には必要に応じ、濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用海域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td> <td>適</td> <td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくすることで、水の渦りの発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>仮縫切工の実施</td> <td>適</td> <td>公共用海域内の工事に際し止水性の高い仮縫切工を行うことにより、改変により巻き上げられる浮遊物質の周辺公共用海域への流出を防止することで、水の渦りに係る影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>水路等の切回しの実施</td> <td>適</td> <td>公共用海域内の工事に際し止水路等の切回しを実施することにより、改変により巻き上げられる浮遊物質の周辺公共用海域への流出を防止することで、水の渦りに係る影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事排水の監視</td> <td>適</td> <td>工事排水の水の渦りを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>処理装置の点検・整備による性能維持</td> <td>適</td> <td>処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>		環境保全措置	実施の適合	適否の理由	工事排水の適切な処理	適	工事により発生する濁水には必要に応じ、濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用海域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	適	工事に伴う改変区域をできる限り小さくすることで、水の渦りの発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	仮縫切工の実施	適	公共用海域内の工事に際し止水性の高い仮縫切工を行うことにより、改変により巻き上げられる浮遊物質の周辺公共用海域への流出を防止することで、水の渦りに係る影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	水路等の切回しの実施	適	公共用海域内の工事に際し止水路等の切回しを実施することにより、改変により巻き上げられる浮遊物質の周辺公共用海域への流出を防止することで、水の渦りに係る影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事排水の監視	適	工事排水の水の渦りを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。	処理装置の点検・整備による性能維持	適	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。
環境保全措置	実施の適合	適否の理由																					
工事排水の適切な処理	適	工事により発生する濁水には必要に応じ、濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用海域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																					
工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	適	工事に伴う改変区域をできる限り小さくすることで、水の渦りの発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																					
仮縫切工の実施	適	公共用海域内の工事に際し止水性の高い仮縫切工を行うことにより、改変により巻き上げられる浮遊物質の周辺公共用海域への流出を防止することで、水の渦りに係る影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																					
水路等の切回しの実施	適	公共用海域内の工事に際し止水路等の切回しを実施することにより、改変により巻き上げられる浮遊物質の周辺公共用海域への流出を防止することで、水の渦りに係る影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																					
工事排水の監視	適	工事排水の水の渦りを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。																					
処理装置の点検・整備による性能維持	適	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。																					
p. 8-2-1-29 表 8-2-1-9(1) 環境保全措置の内容(切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の濁り)	<p>表 8-2-1-9(1) 環境保全措置の内容(切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の濁り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>工事排水の適切な処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲: 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所 時期・期間: 工事中</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>工事により発生する濁水は必要に応じ、濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用海域への影響を低減することができる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>		実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	工事排水の適切な処理	実施内容	位置・範囲: 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所 時期・期間: 工事中	環境保全措置の効果	工事により発生する濁水は必要に応じ、濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用海域への影響を低減することができる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし									
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																						
種類・方法	工事排水の適切な処理																						
実施内容	位置・範囲: 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所 時期・期間: 工事中																						
環境保全措置の効果	工事により発生する濁水は必要に応じ、濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用海域への影響を低減することができる。																						
効果の不確実性	なし																						
他の環境への影響	なし																						
p. 8-2-1-30 表 8-2-1-9(6) 環境保全措置の内容(切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の濁り)	<p>表 8-2-1-9(6) 環境保全措置の内容(切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の濁り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>処理装置の点検・整備による性能維持</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲: 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所 時期・期間: 工事中</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>		実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	処理装置の点検・整備による性能維持	実施内容	位置・範囲: 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所 時期・期間: 工事中	環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし									
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																						
種類・方法	処理装置の点検・整備による性能維持																						
実施内容	位置・範囲: 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所 時期・期間: 工事中																						
環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。																						
効果の不確実性	なし																						
他の環境への影響	なし																						
p. 8-2-1-31 ①回避又は低減に係る評価	本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の濁りの影響を低減させるため、表 8-2-1-9 に示した環境保全措置を実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、表 8-2-1-9 に示した環境保全措置を実施することから、切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の濁りの環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。																					
p. 8-2-1-32～33 g) 予測結果	トンネルの工事に係る地山掘削に伴う地下水の湧出により発生し、トンネル坑口及	トンネルの工事に係る地山掘削に伴う地下水の湧出により発生し、トンネル坑口及																					

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																											
	び非常口(山岳部)から排水される濁水は、必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、公共用水域の水の濁りの影響は小さいと予測する。	び非常口(山岳部)から排水される濁水は、発生水量を考慮した処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、水質汚濁防止法に基づく排水基準(昭和46年総理府令第35号、改正平成24年環境省令第15号)等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、公共用水域の水の濁りの影響は小さいと予測する。																											
p.8-2-1-33 表 8-2-1-11 環境保全措置の検討の状況(トンネルの工事に係る水の濁り)	表 8-2-1-11 環境保全措置の検討の状況(トンネルの工事に係る水の濁り) <table border="1"><thead><tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr></thead><tbody><tr><td>工事排水の適切な処理</td><td>適</td><td>工事により発生する濁水は濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。</td></tr><tr><td>工事排水の監視</td><td>適</td><td>工事排水の水の濁りを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。</td></tr><tr><td>処理装置の点検・整備による性能維持</td><td>適</td><td>処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。</td></tr></tbody></table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	工事排水の適切な処理	適	工事により発生する濁水は濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。	工事排水の監視	適	工事排水の水の濁りを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。	処理装置の点検・整備による性能維持	適	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。	表 8-2-1-11 環境保全措置の検討の状況(トンネルの工事に係る水の濁り) <table border="1"><thead><tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr></thead><tbody><tr><td>工事排水の適切な処理</td><td>適</td><td>工事により発生する濁水は必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濁過等、濁りを低減させたための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr><tr><td>工事排水の監視</td><td>適</td><td>工事排水の水の濁りを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。</td></tr><tr><td>処理装置の点検・整備による性能維持</td><td>適</td><td>処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。</td></tr></tbody></table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	工事排水の適切な処理	適	工事により発生する濁水は必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濁過等、濁りを低減させたための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事排水の監視	適	工事排水の水の濁りを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。	処理装置の点検・整備による性能維持	適	処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。			
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																											
工事排水の適切な処理	適	工事により発生する濁水は濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。																											
工事排水の監視	適	工事排水の水の濁りを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。																											
処理装置の点検・整備による性能維持	適	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。																											
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																											
工事排水の適切な処理	適	工事により発生する濁水は必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濁過等、濁りを低減させたための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																											
工事排水の監視	適	工事排水の水の濁りを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。																											
処理装置の点検・整備による性能維持	適	処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。																											
p.8-2-1-33 表 8-2-1-12(1) 環境保全措置の内容(トンネルの工事に係る水の濁り)	表 8-2-1-12(1) 環境保全措置の内容(トンネルの工事に係る水の濁り) <table border="1"><thead><tr><th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>種類・方法</td><td>工事排水の濁水の適切な処理</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>位置・範囲: トンネルの工事を実施する箇所 時期・期間: 工事中</td></tr><tr><td>環境保全措置の効果</td><td>工事により発生する濁水は濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。</td></tr><tr><td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr><tr><td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></tbody></table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	工事排水の濁水の適切な処理	実施内容	位置・範囲: トンネルの工事を実施する箇所 時期・期間: 工事中	環境保全措置の効果	工事により発生する濁水は濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	表 8-2-1-12(1) 環境保全措置の内容(トンネルの工事に係る水の濁り) <table border="1"><thead><tr><th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>種類・方法</td><td>工事排水の濁水の適切な処理</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>位置・範囲: トンネルの工事を実施する箇所 時期・期間: 工事中</td></tr><tr><td>環境保全措置の効果</td><td>工事により発生する濁水は必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濁過等、濁りを低減させたための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。</td></tr><tr><td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr><tr><td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></tbody></table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	工事排水の濁水の適切な処理	実施内容	位置・範囲: トンネルの工事を実施する箇所 時期・期間: 工事中	環境保全措置の効果	工事により発生する濁水は必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濁過等、濁りを低減させたための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし			
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																												
種類・方法	工事排水の濁水の適切な処理																												
実施内容	位置・範囲: トンネルの工事を実施する箇所 時期・期間: 工事中																												
環境保全措置の効果	工事により発生する濁水は濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。																												
効果の不確実性	なし																												
他の環境への影響	なし																												
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																												
種類・方法	工事排水の濁水の適切な処理																												
実施内容	位置・範囲: トンネルの工事を実施する箇所 時期・期間: 工事中																												
環境保全措置の効果	工事により発生する濁水は必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濁過等、濁りを低減させたための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。																												
効果の不確実性	なし																												
他の環境への影響	なし																												
p.8-2-1-34 表 8-2-1-12(3) 環境保全措置の内容(トンネルの工事に係る水の濁り)	表 8-2-1-12(3) 環境保全措置の内容(トンネルの工事に係る水の濁り) <table border="1"><thead><tr><th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>種類・方法</td><td>処理装置の点検・整備による性能維持</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>位置・範囲: トンネルの工事を実施する箇所 時期・期間: 工事中</td></tr><tr><td>環境保全措置の効果</td><td>処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。</td></tr><tr><td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr><tr><td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></tbody></table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	処理装置の点検・整備による性能維持	実施内容	位置・範囲: トンネルの工事を実施する箇所 時期・期間: 工事中	環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	表 8-2-1-12(3) 環境保全措置の内容(トンネルの工事に係る水の濁り) <table border="1"><thead><tr><th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>種類・方法</td><td>処理装置の点検・整備による性能維持</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>位置・範囲: トンネルの工事を実施する箇所 時期・期間: 工事中</td></tr><tr><td>環境保全措置の効果</td><td>処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。</td></tr><tr><td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr><tr><td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></tbody></table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	処理装置の点検・整備による性能維持	実施内容	位置・範囲: トンネルの工事を実施する箇所 時期・期間: 工事中	環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし			
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																												
種類・方法	処理装置の点検・整備による性能維持																												
実施内容	位置・範囲: トンネルの工事を実施する箇所 時期・期間: 工事中																												
環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。																												
効果の不確実性	なし																												
他の環境への影響	なし																												
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																												
種類・方法	処理装置の点検・整備による性能維持																												
実施内容	位置・範囲: トンネルの工事を実施する箇所 時期・期間: 工事中																												
環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。																												
効果の不確実性	なし																												
他の環境への影響	なし																												
p.8-2-1-34 ①回避又は低減に係る評価	本事業では、トンネルの工事に係る水の濁りの影響を低減させるため、表 8-2-1-12 に示した環境保全措置を実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、表 8-2-1-12 に示した環境保全措置を実施することから、トンネルの工事に係る水の濁りの影響の回避又は低減が図られていると評価する。																											
p.8-2-1-36 g)予測結果	工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る切土、盛土等による造成、作業構台等の設置による土地の改変に伴い発生する濁水は、沈砂池等による処理のほか、必要に応じ、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、周辺公共水域への水の濁りの影響は小さいと予測する。	工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る切土、盛土等による造成、作業構台等の設置による土地の改変に伴い発生する濁水は、沈砂池等による処理のほか、必要に応じ、水質汚濁防止法に基づく排水基準(昭和46年総理府令第35号、改正平成24年環境省令第15号)等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、周辺公共水域への水の濁りの影響は小さいと予測する。																											
p.8-2-1-36 表 8-2-1-14 環境保全措置の検討の状況(工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る水の濁り)	表 8-2-1-14 環境保全措置の検討の状況(工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る水の濁り) <table border="1"><thead><tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr></thead><tbody><tr><td>工事排水の適切な処理</td><td>適</td><td>工事により発生する濁水は必要に応じ、濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr><tr><td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td><td>適</td><td>工事に伴う改変区域ができる限り小さくすることで、水の濁りの発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr><tr><td>工事排水の監視</td><td>適</td><td>工事排水の水の濁りを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。</td></tr><tr><td>処理装置の点検・整備による性能維持</td><td>適</td><td>処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。</td></tr></tbody></table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	工事排水の適切な処理	適	工事により発生する濁水は必要に応じ、濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	適	工事に伴う改変区域ができる限り小さくすることで、水の濁りの発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事排水の監視	適	工事排水の水の濁りを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。	処理装置の点検・整備による性能維持	適	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。	表 8-2-1-14 環境保全措置の検討の状況(工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る水の濁り) <table border="1"><thead><tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr></thead><tbody><tr><td>工事排水の適切な処理</td><td>適</td><td>工事により発生する濁水は必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濁過等、濁りを低減させたための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr><tr><td>工事排水の監視</td><td>適</td><td>工事排水の水の濁りを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。</td></tr><tr><td>処理装置の点検・整備による性能維持</td><td>適</td><td>処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。</td></tr></tbody></table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	工事排水の適切な処理	適	工事により発生する濁水は必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濁過等、濁りを低減させたための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事排水の監視	適	工事排水の水の濁りを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。	処理装置の点検・整備による性能維持	適	処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																											
工事排水の適切な処理	適	工事により発生する濁水は必要に応じ、濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																											
工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	適	工事に伴う改変区域ができる限り小さくすることで、水の濁りの発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																											
工事排水の監視	適	工事排水の水の濁りを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。																											
処理装置の点検・整備による性能維持	適	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。																											
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																											
工事排水の適切な処理	適	工事により発生する濁水は必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濁過等、濁りを低減させたための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																											
工事排水の監視	適	工事排水の水の濁りを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。																											
処理装置の点検・整備による性能維持	適	処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。																											
p.8-2-1-37 表 8-2-1-15(1) 環境保全措置の内容(工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る水の濁り)	表 8-2-1-15(1) 環境保全措置の内容(工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る水の濁り) <table border="1"><thead><tr><th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>種類・方法</td><td>工事排水の適切な処理</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>位置・範囲: 工事施工ヤード及び工事用道路の設置を実施する箇所 時期・期間: 工事中</td></tr><tr><td>環境保全措置の効果</td><td>工事により発生する濁水は必要に応じ、濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。</td></tr><tr><td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr><tr><td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></tbody></table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	工事排水の適切な処理	実施内容	位置・範囲: 工事施工ヤード及び工事用道路の設置を実施する箇所 時期・期間: 工事中	環境保全措置の効果	工事により発生する濁水は必要に応じ、濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	表 8-2-1-15(1) 環境保全措置の内容(工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る水の濁り) <table border="1"><thead><tr><th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>種類・方法</td><td>工事排水の適切な処理</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>位置・範囲: 工事施工ヤード及び工事用道路の設置を実施する箇所 時期・期間: 工事中</td></tr><tr><td>環境保全措置の効果</td><td>工事により発生する濁水は必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濁過等、濁りを低減させたための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。</td></tr><tr><td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr><tr><td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></tbody></table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	工事排水の適切な処理	実施内容	位置・範囲: 工事施工ヤード及び工事用道路の設置を実施する箇所 時期・期間: 工事中	環境保全措置の効果	工事により発生する濁水は必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濁過等、濁りを低減させたための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし			
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																												
種類・方法	工事排水の適切な処理																												
実施内容	位置・範囲: 工事施工ヤード及び工事用道路の設置を実施する箇所 時期・期間: 工事中																												
環境保全措置の効果	工事により発生する濁水は必要に応じ、濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。																												
効果の不確実性	なし																												
他の環境への影響	なし																												
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																												
種類・方法	工事排水の適切な処理																												
実施内容	位置・範囲: 工事施工ヤード及び工事用道路の設置を実施する箇所 時期・期間: 工事中																												
環境保全措置の効果	工事により発生する濁水は必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濁過等、濁りを低減させたための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。																												
効果の不確実性	なし																												
他の環境への影響	なし																												

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																										
p. 8-2-1-37 表 8-2-1-15(4) 環境保全措置の内容(工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る水の濁り)	<p>表 8-2-1-15(4) 環境保全措置の内容(工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る水の濁り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr> <tr> <th>種類・方法</th><th>工事用道路の点検・整備による性能維持</th></tr> <tr> <th>実施内容</th><td> <p>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</p> <p>時期・期間 工事中</p> </td></tr> <tr> <th>環境保全措置の効果</th><td>処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。</td></tr> <tr> <th>効果の不確実性</th><td>なし</td></tr> <tr> <th>他の環境への影響</th><td>なし</td></tr> </thead> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	工事用道路の点検・整備による性能維持	実施内容	<p>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</p> <p>時期・期間 工事中</p>	環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-2-1-15(4) 環境保全措置の内容(工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る水の濁り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr> <tr> <th>種類・方法</th><th>工事用道路の点検・整備による性能維持</th></tr> <tr> <th>実施内容</th><td> <p>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</p> <p>時期・期間 工事中</p> </td></tr> <tr> <th>環境保全措置の効果</th><td>処理装置を設置する場合は、直接・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。</td></tr> <tr> <th>効果の不確実性</th><td>なし</td></tr> <tr> <th>他の環境への影響</th><td>なし</td></tr> </thead> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	工事用道路の点検・整備による性能維持	実施内容	<p>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</p> <p>時期・期間 工事中</p>	環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、直接・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし																		
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																											
種類・方法	工事用道路の点検・整備による性能維持																																											
実施内容	<p>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</p> <p>時期・期間 工事中</p>																																											
環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																											
種類・方法	工事用道路の点検・整備による性能維持																																											
実施内容	<p>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</p> <p>時期・期間 工事中</p>																																											
環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、直接・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
p. 8-2-1-38 ①回避又は低減に係る評価	本事業では、 <u>工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る水の濁りの影響を低減させるため、表 8-2-1-15 に示した環境保全措置を実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。</u>	本事業では、表 8-2-1-15 に示した環境保全措置を実施することから、 <u>工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る水の濁りの環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。</u>																																										
p. 8-2-1-41 表 8-2-1-19 現地調査期間(水の汚れ)	(低水時、調査日) 平成 25 年 1 月 23、24、25、28、29 日	(低水時、調査日) 平成 25 年 1 月 23、24、25、28、29 日 平成 26 年 1 月 27 日																																										
p. 8-2-1-41 表 8-2-1-20 文献調査結果(水素イオン濃度(pH))	(地点番号 08、H22) <u>7.5~8.4</u>	(地点番号 08、H22) <u>7.6~8.4</u>																																										
p. 8-2-1-42 表 8-2-1-21 現地調査結果(水素イオン濃度(pH))	(地点番号 08、低水時) pH : <u>8.3</u>	(地点番号 08、低水時) pH : <u>7.5</u>																																										
p. 8-2-1-44 g)予測結果	切土工等又は既存の工作物の除去に係る高架橋、橋梁、地上駅、変電施設及び保守基地の施工のコンクリート打設に伴い発生するアルカリ排水は、必要に応じ、 <u>法令に基づく排水基準等</u> を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水する。	切土工等又は既存の工作物の除去に係る高架橋、橋梁、地上駅、変電施設及び保守基地の施工のコンクリート打設に伴い発生するアルカリ排水は、必要に応じ、 <u>水質汚濁防止法に基づく排水基準(昭和 46 年総理府令第 35 号、改正平成 24 年環境省令第 15 号)</u> 等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水する。																																										
p. 8-2-1-45 表 8-2-1-23 環境保全措置の検討の状況(切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の汚れ)	<p>表 8-2-1-23 環境保全措置の検討の状況(切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の汚れ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事排水の適切な処理</td><td>適</td><td>工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、<u>直接の整備を図ること</u>により、工事排水の適切な処理を行えること、<u>公共用水域への影響を低減できる</u>ことから、環境保全措置として採用する。</td></tr> <tr> <td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td><td>適</td><td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくすることで、水の汚れの発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr> <tr> <td>仮縫切工の実施</td><td>適</td><td>公共用水域内の工事に際し止水性の高い仮縫切工を行うことにより、コンクリート打設により発生するアルカリ排水の周辺公共用水域への流出を防止することで、水の汚れに係る影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr> <tr> <td>水路等の切回しの実施</td><td>適</td><td>公共用水域内の工事に際し止水性の高い仮縫切工を行うことにより、コンクリート打設により発生するアルカリ排水の周辺公共用水域への流れを防止することで、水の汚れに係る影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr> <tr> <td>工事排水の監視</td><td>適</td><td>工事排水の水の汚れを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。</td></tr> <tr> <td>処理装置の点検・整備による性能維持</td><td>適</td><td>処理装置を設置する場合は、<u>適切な点検・整備による性能維持</u>により、工事排水の適正処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。</td></tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	工事排水の適切な処理	適	工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、 <u>直接の整備を図ること</u> により、工事排水の適切な処理を行えること、 <u>公共用水域への影響を低減できる</u> ことから、環境保全措置として採用する。	工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	適	工事に伴う改変区域をできる限り小さくすることで、水の汚れの発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	仮縫切工の実施	適	公共用水域内の工事に際し止水性の高い仮縫切工を行うことにより、コンクリート打設により発生するアルカリ排水の周辺公共用水域への流出を防止することで、水の汚れに係る影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	水路等の切回しの実施	適	公共用水域内の工事に際し止水性の高い仮縫切工を行うことにより、コンクリート打設により発生するアルカリ排水の周辺公共用水域への流れを防止することで、水の汚れに係る影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事排水の監視	適	工事排水の水の汚れを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。	処理装置の点検・整備による性能維持	適	処理装置を設置する場合は、 <u>適切な点検・整備による性能維持</u> により、工事排水の適正処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。	<p>表 8-2-1-23 環境保全措置の検討の状況(切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の汚れ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事排水の適切な処理</td><td>適</td><td>工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、<u>直接の整備を図ること</u>により、工事排水の適切な処理を行えること、<u>公共用水域への影響を低減できる</u>ことから、環境保全措置として採用する。</td></tr> <tr> <td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td><td>適</td><td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくすることで、水の汚れの発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr> <tr> <td>仮縫切工の実施</td><td>適</td><td>公共用水域内の工事に際し止水性の高い仮縫切工を行うことにより、コンクリート打設により発生するアルカリ排水の周辺公共用水域への流れを防止することで、水の汚れに係る影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr> <tr> <td>水路等の切回しの実施</td><td>適</td><td>公共用水域内の工事に際し止水性の高い仮縫切工を行うことにより、コンクリート打設により発生するアルカリ排水の周辺公共用水域への流れを防止することで、水の汚れに係る影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr> <tr> <td>工事排水の監視</td><td>適</td><td>工事排水の水の汚れを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。</td></tr> <tr> <td>処理装置の点検・整備による性能維持</td><td>適</td><td>処理装置を設置する場合は、<u>直接・整備を確実に行い、性能を維持する</u>ことにより、工事排水の処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。</td></tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	工事排水の適切な処理	適	工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、 <u>直接の整備を図ること</u> により、工事排水の適切な処理を行えること、 <u>公共用水域への影響を低減できる</u> ことから、環境保全措置として採用する。	工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	適	工事に伴う改変区域をできる限り小さくすることで、水の汚れの発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	仮縫切工の実施	適	公共用水域内の工事に際し止水性の高い仮縫切工を行うことにより、コンクリート打設により発生するアルカリ排水の周辺公共用水域への流れを防止することで、水の汚れに係る影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	水路等の切回しの実施	適	公共用水域内の工事に際し止水性の高い仮縫切工を行うことにより、コンクリート打設により発生するアルカリ排水の周辺公共用水域への流れを防止することで、水の汚れに係る影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事排水の監視	適	工事排水の水の汚れを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。	処理装置の点検・整備による性能維持	適	処理装置を設置する場合は、 <u>直接・整備を確実に行い、性能を維持する</u> ことにより、工事排水の処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																																										
工事排水の適切な処理	適	工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、 <u>直接の整備を図ること</u> により、工事排水の適切な処理を行えること、 <u>公共用水域への影響を低減できる</u> ことから、環境保全措置として採用する。																																										
工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	適	工事に伴う改変区域をできる限り小さくすることで、水の汚れの発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
仮縫切工の実施	適	公共用水域内の工事に際し止水性の高い仮縫切工を行うことにより、コンクリート打設により発生するアルカリ排水の周辺公共用水域への流出を防止することで、水の汚れに係る影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
水路等の切回しの実施	適	公共用水域内の工事に際し止水性の高い仮縫切工を行うことにより、コンクリート打設により発生するアルカリ排水の周辺公共用水域への流れを防止することで、水の汚れに係る影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
工事排水の監視	適	工事排水の水の汚れを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。																																										
処理装置の点検・整備による性能維持	適	処理装置を設置する場合は、 <u>適切な点検・整備による性能維持</u> により、工事排水の適正処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。																																										
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																																										
工事排水の適切な処理	適	工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、 <u>直接の整備を図ること</u> により、工事排水の適切な処理を行えること、 <u>公共用水域への影響を低減できる</u> ことから、環境保全措置として採用する。																																										
工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	適	工事に伴う改変区域をできる限り小さくすることで、水の汚れの発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
仮縫切工の実施	適	公共用水域内の工事に際し止水性の高い仮縫切工を行うことにより、コンクリート打設により発生するアルカリ排水の周辺公共用水域への流れを防止することで、水の汚れに係る影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
水路等の切回しの実施	適	公共用水域内の工事に際し止水性の高い仮縫切工を行うことにより、コンクリート打設により発生するアルカリ排水の周辺公共用水域への流れを防止することで、水の汚れに係る影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
工事排水の監視	適	工事排水の水の汚れを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。																																										
処理装置の点検・整備による性能維持	適	処理装置を設置する場合は、 <u>直接・整備を確実に行い、性能を維持する</u> ことにより、工事排水の処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。																																										
p. 8-2-1-45 表 8-2-1-24(1) 環境保全措置の内容(切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の汚れ)	<p>表 8-2-1-24(1) 環境保全措置の内容(切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の汚れ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr> <tr> <th>種類・方法</th><th>工事排水の適切な処理</th></tr> <tr> <th>実施内容</th><td> <p>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</p> <p>時期・期間 工事中</p> </td></tr> <tr> <th>環境保全措置の効果</th><td>工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、<u>直接の改善を図るために排水して公共用水域へ排水することで、公共用水域への影響を低減する</u>ことができる。</td></tr> <tr> <th>効果の不確実性</th><td>なし</td></tr> <tr> <th>他の環境への影響</th><td>なし</td></tr> </thead> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	工事排水の適切な処理	実施内容	<p>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</p> <p>時期・期間 工事中</p>	環境保全措置の効果	工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、 <u>直接の改善を図るために排水して公共用水域へ排水することで、公共用水域への影響を低減する</u> ことができる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-2-1-24(1) 環境保全措置の内容(切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の汚れ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr> <tr> <th>種類・方法</th><th>工事排水の適切な処理</th></tr> <tr> <th>実施内容</th><td> <p>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</p> <p>時期・期間 工事中</p> </td></tr> <tr> <th>環境保全措置の効果</th><td>工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、<u>直接の改善を図るために排水して公共用水域へ排水することで、公共用水域への影響を低減する</u>ことができる。</td></tr> <tr> <th>効果の不確実性</th><td>なし</td></tr> <tr> <th>他の環境への影響</th><td>なし</td></tr> </thead> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	工事排水の適切な処理	実施内容	<p>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</p> <p>時期・期間 工事中</p>	環境保全措置の効果	工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、 <u>直接の改善を図るために排水して公共用水域へ排水することで、公共用水域への影響を低減する</u> ことができる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし																		
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																											
種類・方法	工事排水の適切な処理																																											
実施内容	<p>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</p> <p>時期・期間 工事中</p>																																											
環境保全措置の効果	工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、 <u>直接の改善を図るために排水して公共用水域へ排水することで、公共用水域への影響を低減する</u> ことができる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																											
種類・方法	工事排水の適切な処理																																											
実施内容	<p>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</p> <p>時期・期間 工事中</p>																																											
環境保全措置の効果	工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、 <u>直接の改善を図るために排水して公共用水域へ排水することで、公共用水域への影響を低減する</u> ことができる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
p. 8-2-1-46 表 8-2-1-24(6) 環境保全措置の内容(切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の汚れ)	<p>表 8-2-1-24(6) 環境保全措置の内容(切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の汚れ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr> <tr> <th>種類・方法</th><th>処理装置の点検・整備による性能維持</th></tr> <tr> <th>実施内容</th><td> <p>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</p> <p>時期・期間 工事中</p> </td></tr> <tr> <th>環境保全措置の効果</th><td>処理装置を設置する場合は、<u>適切な点検・整備による性能維持</u>により、工事排水の適正処理を徹底することができる。</td></tr> <tr> <th>効果の不確実性</th><td>なし</td></tr> <tr> <th>他の環境への影響</th><td>なし</td></tr> </thead> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	処理装置の点検・整備による性能維持	実施内容	<p>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</p> <p>時期・期間 工事中</p>	環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、 <u>適切な点検・整備による性能維持</u> により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-2-1-24(6) 環境保全措置の内容(切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の汚れ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr> <tr> <th>種類・方法</th><th>処理装置の点検・整備による性能維持</th></tr> <tr> <th>実施内容</th><td> <p>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</p> <p>時期・期間 工事中</p> </td></tr> <tr> <th>環境保全措置の効果</th><td>処理装置を設置する場合は、<u>直接・整備を確実に行い、性能を維持する</u>ことにより、工事排水の処理を徹底することができる。</td></tr> <tr> <th>効果の不確実性</th><td>なし</td></tr> <tr> <th>他の環境への影響</th><td>なし</td></tr> </thead> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	処理装置の点検・整備による性能維持	実施内容	<p>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</p> <p>時期・期間 工事中</p>	環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、 <u>直接・整備を確実に行い、性能を維持する</u> ことにより、工事排水の処理を徹底することができる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし																		
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																											
種類・方法	処理装置の点検・整備による性能維持																																											
実施内容	<p>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</p> <p>時期・期間 工事中</p>																																											
環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、 <u>適切な点検・整備による性能維持</u> により、工事排水の適正処理を徹底することができる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																											
種類・方法	処理装置の点検・整備による性能維持																																											
実施内容	<p>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</p> <p>時期・期間 工事中</p>																																											
環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、 <u>直接・整備を確実に行い、性能を維持する</u> ことにより、工事排水の処理を徹底することができる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
p. 8-2-1-47 ①回避又は低減に係る評価	本事業では、 <u>切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の汚れの影響を低減させるため、表 8-2-1-24 に示した環境保全措置</u>	本事業では、表 8-2-1-24 に示した環境保全措置を実施することから、 <u>切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の汚れの環境</u>																																										

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																										
	を実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	境影響の回避又は低減が図られていると評価する。																																										
p.8-2-1-48～49 g)予測結果	トンネルの工事の実施に係る吹付コンクリートの施工等に伴い発生し、トンネル坑口及び非常口（山岳部）から排水されるアルカリ排水は、発生水量を考慮した処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、公共用水域への水の汚れの影響は小さいと予測する。	トンネルの工事の実施に係る吹付コンクリートの施工等に伴い発生し、トンネル坑口及び非常口（山岳部）から排水されるアルカリ排水は、発生水量を考慮した処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、 <u>水質汚濁防止法</u> に基づく排水基準（昭和46年総理府令第35号、改正平成24年環境省令第15号）等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、公共用水域への水の汚れの影響は小さいと予測する。																																										
p.8-2-1-49 表8-2-1-26 環境保全措置の検討の状況（トンネルの工事に係る水の汚れ）	<p>表8-2-1-26 環境保全措置の検討の状況（トンネルの工事に係る水の汚れ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適合</th> <th>適合の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事排水の適切な処理</td> <td>適</td> <td>工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事排水の監視</td> <td>適</td> <td>工事排水の水の汚れを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>処理装置の点検・整備による性能維持</td> <td>適</td> <td>処理装置を設置する場合は、<u>点検・整備による性能維持</u>により、工事排水の適正処理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適合	適合の理由	工事排水の適切な処理	適	工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事排水の監視	適	工事排水の水の汚れを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。	処理装置の点検・整備による性能維持	適	処理装置を設置する場合は、 <u>点検・整備による性能維持</u> により、工事排水の適正処理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。	<p>表8-2-1-26 環境保全措置の検討の状況（トンネルの工事に係る水の汚れ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適合</th> <th>適合の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事排水の適切な処理</td> <td>適</td> <td>工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、出水の改善を図るために処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事排水の監視</td> <td>適</td> <td>工事排水の水の汚れを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>処理装置の点検・整備による性能維持</td> <td>適</td> <td>処理装置を設置する場合は、<u>点検・整備による性能維持</u>により、工事排水の適正処理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適合	適合の理由	工事排水の適切な処理	適	工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、出水の改善を図るために処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事排水の監視	適	工事排水の水の汚れを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。	処理装置の点検・整備による性能維持	適	処理装置を設置する場合は、 <u>点検・整備による性能維持</u> により、工事排水の適正処理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。																		
環境保全措置	実施の適合	適合の理由																																										
工事排水の適切な処理	適	工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
工事排水の監視	適	工事排水の水の汚れを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。																																										
処理装置の点検・整備による性能維持	適	処理装置を設置する場合は、 <u>点検・整備による性能維持</u> により、工事排水の適正処理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。																																										
環境保全措置	実施の適合	適合の理由																																										
工事排水の適切な処理	適	工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、出水の改善を図るために処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
工事排水の監視	適	工事排水の水の汚れを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。																																										
処理装置の点検・整備による性能維持	適	処理装置を設置する場合は、 <u>点検・整備による性能維持</u> により、工事排水の適正処理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。																																										
p.8-2-1-50 表8-2-1-27(1) 環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る汚れ）	<p>表8-2-1-27(1) 環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る水の汚れ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> <th>適合の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>工事排水の適切な処理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲</td> <td>トンネルの工事を実施する箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>時期・期間</td> <td>工事中</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td colspan="2">工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令等に基づき、排水基準に適合するよう処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	適合の理由	種類・方法	工事排水の適切な処理		実施内容	位置・範囲	トンネルの工事を実施する箇所		時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令等に基づき、排水基準に適合するよう処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。		効果の不確実性	なし		他の環境への影響	なし		<p>表8-2-1-27(1) 環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る水の汚れ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> <th>適合の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>工事排水の適切な処理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲</td> <td>トンネルの工事を実施する箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>時期・期間</td> <td>工事中</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td colspan="2">工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令等に基づき排水基準等を踏まえ、pH値の改善を図るために処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	適合の理由	種類・方法	工事排水の適切な処理		実施内容	位置・範囲	トンネルの工事を実施する箇所		時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令等に基づき排水基準等を踏まえ、pH値の改善を図るために処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。		効果の不確実性	なし		他の環境への影響	なし	
実施主体	東海旅客鉄道株式会社	適合の理由																																										
種類・方法	工事排水の適切な処理																																											
実施内容	位置・範囲	トンネルの工事を実施する箇所																																										
	時期・期間	工事中																																										
環境保全措置の効果	工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令等に基づき、排水基準に適合するよう処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
実施主体	東海旅客鉄道株式会社	適合の理由																																										
種類・方法	工事排水の適切な処理																																											
実施内容	位置・範囲	トンネルの工事を実施する箇所																																										
	時期・期間	工事中																																										
環境保全措置の効果	工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令等に基づき排水基準等を踏まえ、pH値の改善を図るために処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
p.8-2-1-50 表8-2-1-27(3) 環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る汚れ）	<p>表8-2-1-27(3) 環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る水の汚れ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> <th>適合の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>処理装置の点検・整備による性能維持</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲</td> <td>トンネルの工事を実施する箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>時期・期間</td> <td>工事中</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td colspan="2">処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	適合の理由	種類・方法	処理装置の点検・整備による性能維持		実施内容	位置・範囲	トンネルの工事を実施する箇所		時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。		効果の不確実性	なし		他の環境への影響	なし		<p>表8-2-1-27(3) 環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る水の汚れ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> <th>適合の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>処理装置の点検・整備による性能維持</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲</td> <td>トンネルの工事を実施する箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>時期・期間</td> <td>工事中</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td colspan="2">処理装置を設置する場合は、<u>点検・整備による性能維持</u>により、工事排水の処理を徹底することができる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	適合の理由	種類・方法	処理装置の点検・整備による性能維持		実施内容	位置・範囲	トンネルの工事を実施する箇所		時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、 <u>点検・整備による性能維持</u> により、工事排水の処理を徹底することができる。		効果の不確実性	なし		他の環境への影響	なし	
実施主体	東海旅客鉄道株式会社	適合の理由																																										
種類・方法	処理装置の点検・整備による性能維持																																											
実施内容	位置・範囲	トンネルの工事を実施する箇所																																										
	時期・期間	工事中																																										
環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
実施主体	東海旅客鉄道株式会社	適合の理由																																										
種類・方法	処理装置の点検・整備による性能維持																																											
実施内容	位置・範囲	トンネルの工事を実施する箇所																																										
	時期・期間	工事中																																										
環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、 <u>点検・整備による性能維持</u> により、工事排水の処理を徹底することができる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
p.8-2-1-51 ①回避又は低減に係る評価	本事業では、トンネルの工事に係る水の汚れの影響を低減させるため、表8-2-1-27に示した環境保全措置を実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、表8-2-1-27に示した環境保全措置を実施することから、 <u>トンネルの工事に係る水の汚れの環境影響の回避又は低減が図られている</u> と評価する。																																										
p.8-2-2-13 表8-2-2-3 環境保全措置の検討の状況（切土工等又は既存の工作物の除去に係る水底の底質）	<p>表8-2-2-3 環境保全措置の検討の状況（切土工等又は既存の工作物の除去に係る水底の底質）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適合</th> <th>適合の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川内工事における工事排水の適切な処理</td> <td>適</td> <td>河川内工事において工事により排出する水は、必要に応じて適切に処理したうえで排水することで、水底の底質への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適合	適合の理由	河川内工事における工事排水の適切な処理	適	河川内工事において工事により排出する水は、必要に応じて適切に処理したうえで排水することで、水底の底質への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	<p>表8-2-2-3 環境保全措置の検討の状況（切土工等又は既存の工作物の除去に係る水底の底質）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適合</th> <th>適合の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川内工事における工事排水の適切な処理</td> <td>適</td> <td>河川内工事において工事により排出する水は、必要に応じて底質の改善を図るために処理をしたうえで排水することで、水底の底質への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適合	適合の理由	河川内工事における工事排水の適切な処理	適	河川内工事において工事により排出する水は、必要に応じて底質の改善を図るために処理をしたうえで排水することで、水底の底質への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																														
環境保全措置	実施の適合	適合の理由																																										
河川内工事における工事排水の適切な処理	適	河川内工事において工事により排出する水は、必要に応じて適切に処理したうえで排水することで、水底の底質への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
環境保全措置	実施の適合	適合の理由																																										
河川内工事における工事排水の適切な処理	適	河川内工事において工事により排出する水は、必要に応じて底質の改善を図るために処理をしたうえで排水することで、水底の底質への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																										
p.8-2-2-13 表8-2-2-4 環境保全措置の内容（切土工等又は既存の工作物の除去に係る水底の底質）	<p>表8-2-2-4 環境保全措置の内容（切土工等又は既存の工作物の除去に係る水底の底質）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> <th>適合の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>河川内工事における工事排水の適切な処理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲</td> <td>河川内施工個所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>時期・期間</td> <td>工事中</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td colspan="2">河川内工事において工事により排出する水は、必要に応じて適切に処理したうえで排水することで、水底の底質への影響を低減することができる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	適合の理由	種類・方法	河川内工事における工事排水の適切な処理		実施内容	位置・範囲	河川内施工個所		時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	河川内工事において工事により排出する水は、必要に応じて適切に処理したうえで排水することで、水底の底質への影響を低減することができる。		効果の不確実性	なし		他の環境への影響	なし		<p>表8-2-2-4 環境保全措置の内容（切土工等又は既存の工作物の除去に係る水底の底質）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> <th>適合の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>河川内工事における工事排水の適切な処理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲</td> <td>河川内施工個所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>時期・期間</td> <td>工事中</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td colspan="2">河川内工事において工事により排出する水は、必要に応じて底質の改善を図るために処理をしたうえで排水することで、水底の底質への影響を低減することができる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	適合の理由	種類・方法	河川内工事における工事排水の適切な処理		実施内容	位置・範囲	河川内施工個所		時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	河川内工事において工事により排出する水は、必要に応じて底質の改善を図るために処理をしたうえで排水することで、水底の底質への影響を低減することができる。		効果の不確実性	なし		他の環境への影響	なし	
実施主体	東海旅客鉄道株式会社	適合の理由																																										
種類・方法	河川内工事における工事排水の適切な処理																																											
実施内容	位置・範囲	河川内施工個所																																										
	時期・期間	工事中																																										
環境保全措置の効果	河川内工事において工事により排出する水は、必要に応じて適切に処理したうえで排水することで、水底の底質への影響を低減することができる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
実施主体	東海旅客鉄道株式会社	適合の理由																																										
種類・方法	河川内工事における工事排水の適切な処理																																											
実施内容	位置・範囲	河川内施工個所																																										
	時期・期間	工事中																																										
環境保全措置の効果	河川内工事において工事により排出する水は、必要に応じて底質の改善を図るために処理をしたうえで排水することで、水底の底質への影響を低減することができる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
p.8-2-2-14 ア)回避又は低減に係る評価	本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去に伴う水底の底質への影響を低減させるため、表8-2-2-4に示した環境保全措置を実施することから、水底の底質への影響は事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去に伴う水底の底質への影響を低減させるため、表8-2-2-4に示した環境保全措置を実施することから、水底の底質への影響は回避又は低減が図られていると評価する。																																										

評価書の該当箇所				環境影響評価準備書						環境影響評価書												
				表 8-2-3-5(1) 地下水の水質及び水位の現地調査地点（既存の井戸）						表 8-2-3-5(1) 地下水の水質及び水位の現地調査地点（既存の井戸）												
地点番号	市町村名	所在地	備考	調査項目						調査項目												
				水質	pH、水温、透視度、電気伝導率	自然由来の重金属等、酸性化項目	水位及び流量			水質	pH、水温、透視度、電気伝導率	自然由来の重金属等、酸性化項目	水位及び流量									
01	上野原市	秋山安寺沢	井戸（井戸の深さ約100m）	○	○	○	○			○	○	○	○									
	富士川町	仙洞田	徳積簡易水道水源（仙洞田）（井戸の深さ50m）	○	○	○	○			○	○	○	○									
		十谷	井戸（井戸の深さ728m）	—	—	—	○			○*	—	—	○									
				※ヒアリングに基づく「温泉分析書」の値を記載																		
p. 8-2-3-4	表 8-2-3-5(2) 地下水の水質及び水位の現地調査地点（湧水）						表 8-2-3-5(2) 地下水の水質及び水位の現地調査地点（湧水）															
	地点番号	市町村名	所在地	備考	調査項目						調査項目											
					水質	pH、水温、透視度、電気伝導率	自然由来の重金属等、酸性化項目	水位及び流量			水質	pH、水温、透視度、電気伝導率	自然由来の重金属等、酸性化項目	水位及び流量								
02	上野原市	秋山安寺沢	個人水源	○	—	○				○	—	○										
03		小室	徳積簡易水道水源（上手）	○	—	○				○	—	○										
05	富士川町	上高下	上高下簡易水道水源	○	—	○				○	—	○										
07		十谷	湧水	—	—	○				○*	—	○										
08		新倉	湯島湧水	○	—	○				○	—	○										
09		新倉	新倉湧水	○	—	○				○	—	○										
10	早川町	新倉	新倉簡易水道水源（明川T）	○	○	○				○	○	○										
11		新倉	新倉簡易水道水源（湧水）	○	—	○				○	—	○										
12		新倉	中洲簡易水道水源	○	—	○				○	—	○										
				※ヒアリングに基づく「温泉分析書」の値を記載																		
p. 8-2-3-7	▲4（水質・水位（湧水））						●4（水質・水位（既存の井戸））															
	図 8-2-3-2(3) 現地調査地点図（地下水の水質及び水位）																					
	注1. 地点番号は図 8-2-3-2 参照。 ※ヒアリングに基づく「温泉分析書」の値を記載																					
p. 8-2-3-11	表 8-2-3-8(1) 地下水の水質の現地調査結果（既存の井戸）						表 8-2-3-8(1) 地下水の水質の現地調査結果（既存の井戸）						表 8-2-3-8(1) 地下水の水質の現地調査結果（既存の井戸）									
	地点番号	市町村	所在地	備考	水温	pH	透視度	電気伝導率		水温	pH	透視度	電気伝導率									
					(℃)	(—)	(度)	(mS/m)		(℃)	(—)	(度)	(mS/m)									
01	上野原市	秋山安寺沢	個人井戸		11.5	7.3	50	21		11.5	7.3	50	21									
04	富士川町	仙洞田	徳積簡易水道水源（仙洞田）		11.5	7.9	50	30		11.5	7.9	50	30									
				注1. 地点番号は図 8-2-3-2 参照。 ※ヒアリングに基づく「温泉分析書」の値を記載																		
p. 8-2-3-11	表 8-2-3-8(2) 地下水の水質の現地調査結果（湧水）						表 8-2-3-8(2) 地下水の水質の現地調査結果（湧水）						表 8-2-3-8(2) 地下水の水質の現地調査結果（湧水）									
地点番号	市町村	所在地	備考	水温	pH	透視度	電気伝導率		水温	pH	透視度	電気伝導率										
				(℃)	(—)	(度)	(mS/m)		(℃)	(—)	(度)	(mS/m)										
02	上野原市	秋山安寺沢	個人水源	10.3	7.7	50	14		10.3	7.7	50	14										
03	富士川町	小室	徳積簡易水道水源（上手）	10.9	7.9	50	14		10.9	7.9	50	14										
05		上高下	上高下簡易水道水源	9.9	7.7	50	11		9.9	7.7	50	11										
08		湯島	湯島湧水	7.2	8.0	50	15		7.2	8.0	50	15										
09		新倉	新倉湧水	11.4	7.5	50	15		11.4	7.5	50	15										
10	早川町	新倉	新倉簡易水道水源1	9.7	7.7	50	15		9.7	7.7	50	15										
11		新倉	新倉簡易水道水源2	8.8	7.8	50	23		8.8	7.8	50	23										
12		新倉	中洲簡易水道水源	12.8	8.1	50	11		12.8	8.1	50	11										
				注1. 地点番号は図 8-2-3-2 参照。 ※ヒアリングに基づく「温泉分析書」の値を記載																		
p. 8-2-3-12	(地点番号 06) ※単位 : L/min 春季 : <u>9</u> 夏季 : <u>7</u> 秋季 : <u>7</u> 冬季 : <u>3</u>						(地点番号 06) ※単位 : L/min 春季 : <u>100</u> 夏季 : <u>91</u> 秋季 : <u>84</u> 冬季 : <u>75</u>						(地点番号 06) ※単位 : L/min 春季 : <u>100</u> 夏季 : <u>91</u> 秋季 : <u>84</u> 冬季 : <u>75</u>									
	注1. 地点番号は図 8-2-3-2 参照。 ※ヒアリングに基づく「温泉分析書」の値を記載																					
	注1. 地点番号は図 8-2-3-2 参照。 ※ヒアリングに基づく「温泉分析書」の値を記載																					
p. 8-2-3-13	表 8-2-3-9(3) 地下水の水位の現地調査結果（湧水）						(地点番号 07) ※単位 : L/min 春季 : <u>100</u> 夏季 : <u>91</u> 秋季 : <u>84</u> 冬季 : <u>75</u>						(地点番号 07) ※単位 : L/min 春季 : <u>9</u> 夏季 : <u>7</u> 秋季 : <u>7</u> 冬季 : <u>3</u>									
	注1. 地点番号は図 8-2-3-2 参照。 ※ヒアリングに基づく「温泉分析書」の値を記載																					
	注1. 地点番号は図 8-2-3-2 参照。 ※ヒアリングに基づく「温泉分析書」の値を記載																					

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-2-3-15~19 本文、図 8-2-3-3~5 予測検討範囲	b)地下水の水位 ①予測検討範囲 高橋の水文学的方法による予測検討範囲を、 	b)地下水の水位 ①予測検討範囲 高橋の水文学的方法による 非常口（山岳部） を含めた予測検討範囲を、 
	図 8-2-3-3 予測検討範囲 (神奈川県境から実験線東端までのトンネル)	図 8-2-3-3 予測検討範囲 (神奈川県境から実験線東端までのトンネル)
		
	図 8-2-3-4(1) 予測検討範囲 (戸川から早川までのトンネル)	図 8-2-3-4(1) 予測検討範囲 (戸川から早川までのトンネル)
		
	図 8-2-3-4(2) 予測検討範囲 (戸川から早川までのトンネル)	図 8-2-3-4(2) 予測検討範囲 (戸川から早川までのトンネル)
		
	図 8-2-3-5 予測検討範囲 (早川から静岡県境までのトンネル)	図 8-2-3-5 予測検討範囲 (早川から静岡県境までのトンネル)
p. 8-2-3-20~21 図 8-2-3-6 地質縦断図	図面右を西、図面左を東に記載	図面右を東、図面左を西に変更
p. 8-2-3-21~22 ③水位への影響 (a)神奈川県境から実験線東端まで(丹沢山	以上より、破碎帶等の周辺の一部においては、地下水の水位への影響を及ぼす可能性があるものの、全体としてトンネルの工事及び鉄道施設(トンネル)の存在による地	以上より、 <u>トンネルの工事及び鉄道施設(トンネル)の存在による地下水の水位への影響は、神奈川県境から実験線東端までのトンネル区間全般としては小さいもの</u>

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																						
地)	下水の水位への影響は小さいと予測する。	の、破碎帯等の周辺の一部においては、地下水の水位へ影響を及ぼす可能性があるものと予測する。																																						
p. 8-2-3-22 ③水位への影響 (b) 戸川から早川まで (巨摩山地)	以上より、破碎帯等の周辺の一部においては、地下水の水位への影響を及ぼす可能性があるものの、全体としてトンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在による地下水の水位への影響は小さいと予測する。	以上より、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在による地下水の水位への影響は、戸川から早川までのトンネル区間全般としては小さいものの、破碎帯等の周辺の一部においては、地下水の水位へ影響を及ぼす可能性があるものと予測する。																																						
p. 8-2-3-23 ③水位への影響 (c) 早川から静岡県境まで（赤石山脈）	以上より、破碎帯等の周辺の一部においては、地下水の水位への影響を及ぼす可能性があるものの、全体としてトンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在による地下水の水位への影響は小さいと予測する。	以上より、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在による地下水の水位への影響は、早川から静岡県境までのトンネル区間全般としては小さいものの、破碎帯等の周辺の一部においては、地下水の水位へ影響を及ぼす可能性があるものと予測する。																																						
p. 8-2-3-24 表 8-2-3-10 環境保全措置の検討の状況（トンネルの工事及び鉄道施設の存在による地下水の水質及び水位）	表 8-2-3-10 環境保全措置の検討の状況（トンネルの工事及び鉄道施設の存在による地下水の水質及び水位） <table border="1"><thead><tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr></thead><tbody><tr><td>薬液注入工法における指針の順守</td><td>適</td><td>薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和 49 年 7 月、建設省）に基づき適切に実施することで地下水の水質への影響を低減できることが確認されたことから環境保全措置として採用する。</td></tr><tr><td>適切な構造及び工法の採用</td><td>適</td><td>工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を採用することで、地下水への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</td></tr></tbody></table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	薬液注入工法における指針の順守	適	薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和 49 年 7 月、建設省）に基づき適切に実施することで地下水の水質への影響を低減できることが確認されたことから環境保全措置として採用する。	適切な構造及び工法の採用	適	工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を採用することで、地下水への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。	表 8-2-3-10 環境保全措置の検討の状況（トンネルの工事及び鉄道施設の存在による地下水の水質及び水位） <table border="1"><thead><tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr></thead><tbody><tr><td>薬液注入工法における指針の順守</td><td>適</td><td>薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和 49 年 7 月、建設省）に基づき適切に実施することで地下水の水質への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</td></tr><tr><td>適切な構造及び工法の採用</td><td>適</td><td>工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、工事コンクリートの施工方法等を適切に選択することにより、必要に応じて薬液注入工法を施工することなどにより、地下水への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr></tbody></table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	薬液注入工法における指針の順守	適	薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和 49 年 7 月、建設省）に基づき適切に実施することで地下水の水質への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。	適切な構造及び工法の採用	適	工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、工事コンクリートの施工方法等を適切に選択することにより、必要に応じて薬液注入工法を施工することなどにより、地下水への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																				
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																																						
薬液注入工法における指針の順守	適	薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和 49 年 7 月、建設省）に基づき適切に実施することで地下水の水質への影響を低減できることが確認されたことから環境保全措置として採用する。																																						
適切な構造及び工法の採用	適	工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を採用することで、地下水への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。																																						
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																																						
薬液注入工法における指針の順守	適	薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和 49 年 7 月、建設省）に基づき適切に実施することで地下水の水質への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。																																						
適切な構造及び工法の採用	適	工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、工事コンクリートの施工方法等を適切に選択することにより、必要に応じて薬液注入工法を施工することなどにより、地下水への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																						
p. 8-2-3-24 表 8-2-3-11(2) 環境保全措置の内容（トンネルの工事及び鉄道施設の存在による地下水の水質及び水位）	表 8-2-3-11(2) 環境保全措置の内容（トンネルの工事及び鉄道施設の存在による地下水の水質及び水位） <table border="1"><thead><tr><th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>種類・方法</td><td>適切な構造及び工法の採用</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>位置・範囲 トンネルの工事を実施する箇所 時期・期間 計画時及び工事中</td></tr><tr><td>環境保全措置の効果</td><td>工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を採用することにより影響を低減できる。</td></tr><tr><td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr><tr><td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></tbody></table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	適切な構造及び工法の採用	実施内容	位置・範囲 トンネルの工事を実施する箇所 時期・期間 計画時及び工事中	環境保全措置の効果	工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を採用することにより影響を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	表 8-2-3-11(2) 環境保全措置の内容（トンネルの工事及び鉄道施設の存在による地下水の水質及び水位） <table border="1"><thead><tr><th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>種類・方法</td><td>適切な構造及び工法の採用</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>位置・範囲 トンネルの工事を実施する箇所 時期・期間 計画時及び工事中</td></tr><tr><td>環境保全措置の効果</td><td>工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、コンクリートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工法を実施することなどにより、地下水への影響を低減できる。</td></tr><tr><td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr><tr><td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></tbody></table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	適切な構造及び工法の採用	実施内容	位置・範囲 トンネルの工事を実施する箇所 時期・期間 計画時及び工事中	環境保全措置の効果	工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、コンクリートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工法を実施することなどにより、地下水への影響を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし														
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																							
種類・方法	適切な構造及び工法の採用																																							
実施内容	位置・範囲 トンネルの工事を実施する箇所 時期・期間 計画時及び工事中																																							
環境保全措置の効果	工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を採用することにより影響を低減できる。																																							
効果の不確実性	なし																																							
他の環境への影響	なし																																							
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																							
種類・方法	適切な構造及び工法の採用																																							
実施内容	位置・範囲 トンネルの工事を実施する箇所 時期・期間 計画時及び工事中																																							
環境保全措置の効果	工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、コンクリートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工法を実施することなどにより、地下水への影響を低減できる。																																							
効果の不確実性	なし																																							
他の環境への影響	なし																																							
p. 8-2-3-25 a) 回避又は低減に係る評価	本事業では、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在に伴う地下水への影響を低減させるため、表 8-2-3-11 に示した環境保全措置を確実に実施することから、地下水への影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在に係る地下水への影響について、一部の地域において影響があると予測したものの、表 8-2-3-11 に示した環境保全措置を確実に実施することから、地下水に係る環境影響の低減が図られていると評価する。																																						
p. 8-2-4-3～6 図 8-2-4-1(1)～(4) 飲料用水の利用状況	—	河川の流域界を追記																																						
p. 8-2-4-10 表 8-2-4-6 発電用取水の状況	表 8-2-4-6 発電用取水の状況 <table border="1"><thead><tr><th>地域</th><th>発電所名(事業者)</th><th>取水地点</th><th>取水河川</th><th>最大使用水量(m³/s)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">早川町</td><td rowspan="3">田代川第二(東京電力)</td><td rowspan="3">早川町新倉</td><td>大井川</td><td rowspan="3">5. 34</td></tr><tr><td>内河内川</td></tr><tr><td>保利沢川</td></tr><tr><td>田代川第一(東京電力)</td><td>早川町新倉</td><td>(第二発電所) 内河内川 濁沢川 黒桂河内川</td><td>6. 03</td></tr></tbody></table>	地域	発電所名(事業者)	取水地点	取水河川	最大使用水量(m ³ /s)	早川町	田代川第二(東京電力)	早川町新倉	大井川	5. 34	内河内川	保利沢川	田代川第一(東京電力)	早川町新倉	(第二発電所) 内河内川 濁沢川 黒桂河内川	6. 03	表 8-2-4-6 発電用取水の状況 <table border="1"><thead><tr><th>地点番号</th><th>地域</th><th>発電所名(事業者)</th><th>取水地点</th><th>取水河川</th><th>最大使用水量(m³/s)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">01</td><td rowspan="3">早川町</td><td rowspan="3">田代川第二(東京電力)</td><td>静岡市葵区</td><td>大井川</td><td rowspan="3">5. 34</td></tr><tr><td>内河内川</td></tr><tr><td>保利沢川</td></tr><tr><td rowspan="4">02</td><td rowspan="4">早川町</td><td rowspan="4">田代川第一(東京電力)</td><td>(第二発電所) 内河内川</td><td rowspan="4">6. 03</td></tr><tr><td>濁沢川</td></tr><tr><td>黒桂河内川</td></tr><tr><td>河川の流域界を追記</td></tr></tbody></table>	地点番号	地域	発電所名(事業者)	取水地点	取水河川	最大使用水量(m ³ /s)	01	早川町	田代川第二(東京電力)	静岡市葵区	大井川	5. 34	内河内川	保利沢川	02	早川町	田代川第一(東京電力)	(第二発電所) 内河内川	6. 03	濁沢川	黒桂河内川	河川の流域界を追記
地域	発電所名(事業者)	取水地点	取水河川	最大使用水量(m ³ /s)																																				
早川町	田代川第二(東京電力)	早川町新倉	大井川	5. 34																																				
			内河内川																																					
			保利沢川																																					
	田代川第一(東京電力)	早川町新倉	(第二発電所) 内河内川 濁沢川 黒桂河内川	6. 03																																				
地点番号	地域	発電所名(事業者)	取水地点	取水河川	最大使用水量(m ³ /s)																																			
01	早川町	田代川第二(東京電力)	静岡市葵区	大井川	5. 34																																			
			内河内川																																					
			保利沢川																																					
02	早川町	田代川第一(東京電力)	(第二発電所) 内河内川	6. 03																																				
			濁沢川																																					
			黒桂河内川																																					
			河川の流域界を追記																																					
p. 8-2-4-11 図 8-2-4-3 温泉の利用状況	—	河川の流域界を追記																																						
p. 8-2-4-12 図 8-2-4-4 発電所及び発電用水の利用状況	—	河川の流域界を追記																																						
p. 8-2-4-14 c) 地下水の水位に係	以上より、破碎帯等の周辺の一部においては、水資源への影響を及ぼす可能性がある	以上より、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在による地下水の水位へ																																						

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																																						
る水資源への影響 ①神奈川県境から実験線東端まで(丹沢山地)	<u>ものの、全体として水資源への影響は小さいと予測する。</u>	<u>の影響は、神奈川県境から実験線東端までのトンネル区間全般としては小さいものの、破碎帶等の周辺の一部においては、水資源へ影響を及ぼす可能性があるものと予測する。</u>																																																						
p.8-2-4-14 c)地下水の水位に係る水資源への影響 ②戸川から早川まで(巨摩山地)	<u>以上より、破碎帶等の周辺の一部においては、水資源への影響を及ぼす可能性があるものの、全体として水資源への影響は小さいと予測する。</u>	<u>以上より、トンネルの工事及び鉄道施設(トンネル)の存在による地下水の水位への影響は、戸川から早川までのトンネル区間全般としては小さいものの、破碎帶等の周辺の一部においては、水資源へ影響を及ぼす可能性があるものと予測する。</u>																																																						
p.8-2-4-15 c)地下水の水位に係る水資源への影響 ③早川から静岡県境まで(赤石山脈)	<u>以上より、破碎帶等の周辺の一部においては、水資源への影響を及ぼす可能性があるものの、全体として水資源への影響は小さいと予測する。</u>	<u>以上より、トンネルの工事及び鉄道施設(トンネル)の存在による地下水の水位への影響は、早川から静岡県境までのトンネル区間全般としては小さいものの、破碎帶等の周辺の一部においては、水資源へ影響を及ぼす可能性があるものと予測する。</u>																																																						
p.8-2-4-18 キ)予測結果	トンネルの工事及び鉄道施設(トンネル)の存在に伴う河川流量の変化を表8-2-4-8に示す。なお、新倉簡易水道は、小土かぶりの明川トンネルからの湧水を水源として利用しており、この湧水は、近傍河川である早川の流量との関係が深いと考えられるため、早川の流量により予測することとした。 表8-2-4-8に示すとおり、発電所が取水している河川の内、一部の河川流量が減少するものの、取水河川の全体水量への影響は小さいと予測する。また、新倉簡易水道(明川トンネル)に関しては影響がないと予測する。	トンネルの工事及び鉄道施設(トンネル)の存在に伴う河川流量の変化を表8-2-4-8に示す。なお、新倉簡易水道は、小土かぶりの明川トンネルからの湧水を水源として利用しており、この湧水は、近傍河川である早川の流量との関係が深いと考えられるため、早川の流量により予測することとした。 表8-2-4-8に示すとおり、発電所が取水している河川の内、一部の河川流量が減少するものの、取水河川の全体水量への影響は小さいと予測する。また、新倉簡易水道(明川トンネル)に関しては影響がないと予測する。 なお、今回の河川流量の予測は、覆工コンクリート、防水シート及び薬液注入等の環境保全措置を何も実施していない最も厳しい条件下での計算の結果であり、事業の実施にあたってはさまざまな環境保全措置を実施することから、河川流量の減少量を少なくできると考えている。																																																						
p.8-2-4-18 表8-2-4-8(1)発電所予測結果	(大井川、完成後の流量) <u>9.98m³/s</u>	(大井川、完成後の流量) <u>9.99m³/s</u>																																																						
p.8-2-4-19 表8-2-4-9環境保全措置の検討の状況	<p>表8-2-4-9 環境保全措置の検討の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事排水の適切な処理</td> <td>適</td> <td>工事により排出する水は必ずしもして雨水処理装置の対象により、適切に排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事排水の監視</td> <td>適</td> <td>工事排水の水質を監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>処理施設の点検・整備による性能維持</td> <td>適</td> <td>処理施設を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>適切な構造及び工法の採用</td> <td>適</td> <td>工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を採用することで、地下水への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>薬液注入工法における指針の順守</td> <td>適</td> <td>薬液注入工法を施す際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和49年7月、建設省)に基づき適切に実施することで地下水への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>地下水等の監視</td> <td>適</td> <td>工事着手前、工事着手後において、地下水の水位等の状況を定期的に監視し把握することで、地下水位の低下等の変状の兆候を早期に発見し、対策を実施することで影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>応急措置の体制整備</td> <td>適</td> <td>地下水等の監視の状況から地下水低下等の傾向がみられた場合に、速やかに給水設備等を備える体制を整えることで、水資源の継続的な利用への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>代替水源の確保</td> <td>適</td> <td>水量の不足等、重要な水源の機能を確保できなくなった場合は、速やかにその他の水源を確保することで、水資源の利用への影響を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	工事排水の適切な処理	適	工事により排出する水は必ずしもして雨水処理装置の対象により、適切に排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事排水の監視	適	工事排水の水質を監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。	処理施設の点検・整備による性能維持	適	処理施設を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。	適切な構造及び工法の採用	適	工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を採用することで、地下水への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。	薬液注入工法における指針の順守	適	薬液注入工法を施す際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和49年7月、建設省)に基づき適切に実施することで地下水への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。	地下水等の監視	適	工事着手前、工事着手後において、地下水の水位等の状況を定期的に監視し把握することで、地下水位の低下等の変状の兆候を早期に発見し、対策を実施することで影響を低減できることから環境保全措置として採用する。	応急措置の体制整備	適	地下水等の監視の状況から地下水低下等の傾向がみられた場合に、速やかに給水設備等を備える体制を整えることで、水資源の継続的な利用への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	代替水源の確保	適	水量の不足等、重要な水源の機能を確保できなくなった場合は、速やかにその他の水源を確保することで、水資源の利用への影響を回避できることから、環境保全措置として採用する。	<p>表8-2-4-9 環境保全措置の検討の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事排水の適切な処理</td> <td>適</td> <td>工事により発生する水は必ずしもして歩道・遮断・中和池の対象により、適切に排水することで、公共用水域を保護するための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事排水の監視</td> <td>適</td> <td>工事排水の水質を監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>処理施設の点検・整備による性能維持</td> <td>適</td> <td>処理施設を設置する場合は、点検・整備を実行し、性能維持を確実に行うことにより、工事排水の適正処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>適切な構造及び工法の採用</td> <td>適</td> <td>工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、覆工コンクリート、防水シート等の設置を行ったとともに、必要に応じて薬液注入工法を実施することなどにより、地下水への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>薬液注入工法における指針の順守</td> <td>適</td> <td>薬液注入工法を施す際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和49年7月、建設省)に基づき適切に実施することで地下水への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>地下水等の監視</td> <td>適</td> <td>工事着手前、工事着手後において、地下水の水位等の状況を定期的に監視し把握することで、地下水位の低下等の変状の兆候を早期に発見し、対策を実施することで影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>応急措置の体制整備</td> <td>適</td> <td>地下水等の監視の状況から地下水低下等の傾向がみられた場合に、速やかに給水設備等を確保する体制を整えることで、水資源の継続的な利用への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>代替水源の確保</td> <td>適</td> <td>水量の不足等、重要な水源の機能を確保できなくなった場合は、速やかにその他の水源を確保することで、水資源の利用への影響を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	工事排水の適切な処理	適	工事により発生する水は必ずしもして歩道・遮断・中和池の対象により、適切に排水することで、公共用水域を保護するための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事排水の監視	適	工事排水の水質を監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。	処理施設の点検・整備による性能維持	適	処理施設を設置する場合は、点検・整備を実行し、性能維持を確実に行うことにより、工事排水の適正処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。	適切な構造及び工法の採用	適	工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、覆工コンクリート、防水シート等の設置を行ったとともに、必要に応じて薬液注入工法を実施することなどにより、地下水への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	薬液注入工法における指針の順守	適	薬液注入工法を施す際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和49年7月、建設省)に基づき適切に実施することで地下水への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。	地下水等の監視	適	工事着手前、工事着手後において、地下水の水位等の状況を定期的に監視し把握することで、地下水位の低下等の変状の兆候を早期に発見し、対策を実施することで影響を低減できることから環境保全措置として採用する。	応急措置の体制整備	適	地下水等の監視の状況から地下水低下等の傾向がみられた場合に、速やかに給水設備等を確保する体制を整えることで、水資源の継続的な利用への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	代替水源の確保	適	水量の不足等、重要な水源の機能を確保できなくなった場合は、速やかにその他の水源を確保することで、水資源の利用への影響を回避できることから、環境保全措置として採用する。
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																																																						
工事排水の適切な処理	適	工事により排出する水は必ずしもして雨水処理装置の対象により、適切に排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																						
工事排水の監視	適	工事排水の水質を監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。																																																						
処理施設の点検・整備による性能維持	適	処理施設を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。																																																						
適切な構造及び工法の採用	適	工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を採用することで、地下水への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。																																																						
薬液注入工法における指針の順守	適	薬液注入工法を施す際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和49年7月、建設省)に基づき適切に実施することで地下水への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。																																																						
地下水等の監視	適	工事着手前、工事着手後において、地下水の水位等の状況を定期的に監視し把握することで、地下水位の低下等の変状の兆候を早期に発見し、対策を実施することで影響を低減できることから環境保全措置として採用する。																																																						
応急措置の体制整備	適	地下水等の監視の状況から地下水低下等の傾向がみられた場合に、速やかに給水設備等を備える体制を整えることで、水資源の継続的な利用への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																						
代替水源の確保	適	水量の不足等、重要な水源の機能を確保できなくなった場合は、速やかにその他の水源を確保することで、水資源の利用への影響を回避できることから、環境保全措置として採用する。																																																						
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																																																						
工事排水の適切な処理	適	工事により発生する水は必ずしもして歩道・遮断・中和池の対象により、適切に排水することで、公共用水域を保護するための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																						
工事排水の監視	適	工事排水の水質を監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。																																																						
処理施設の点検・整備による性能維持	適	処理施設を設置する場合は、点検・整備を実行し、性能維持を確実に行うことにより、工事排水の適正処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。																																																						
適切な構造及び工法の採用	適	工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、覆工コンクリート、防水シート等の設置を行ったとともに、必要に応じて薬液注入工法を実施することなどにより、地下水への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																						
薬液注入工法における指針の順守	適	薬液注入工法を施す際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和49年7月、建設省)に基づき適切に実施することで地下水への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。																																																						
地下水等の監視	適	工事着手前、工事着手後において、地下水の水位等の状況を定期的に監視し把握することで、地下水位の低下等の変状の兆候を早期に発見し、対策を実施することで影響を低減できることから環境保全措置として採用する。																																																						
応急措置の体制整備	適	地下水等の監視の状況から地下水低下等の傾向がみられた場合に、速やかに給水設備等を確保する体制を整えることで、水資源の継続的な利用への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																						
代替水源の確保	適	水量の不足等、重要な水源の機能を確保できなくなった場合は、速やかにその他の水源を確保することで、水資源の利用への影響を回避できることから、環境保全措置として採用する。																																																						

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																												
p. 8-2-4-20 表 8-2-4-10(1) 環境保全措置の内容	<p>表 8-2-4-10(1) 環境保全措置の内容</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr> <td>種類・方法</td><td>事務手続の適切な処理</td></tr> <tr> <td>実施内容</td><td>位置・範囲 トunnel工事を実施する箇所</td></tr> <tr> <td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td><td>工事により排出する水は必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理した上で排出することで、公共用水域への影響を低減することができる。</td></tr> <tr> <td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	事務手続の適切な処理	実施内容	位置・範囲 トunnel工事を実施する箇所	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	工事により排出する水は必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理した上で排出することで、公共用水域への影響を低減することができる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-2-4-10(1) 環境保全措置の内容</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr> <td>種類・方法</td><td>事務手続の適切な処理</td></tr> <tr> <td>実施内容</td><td>位置・範囲 トunnel工事を実施する箇所</td></tr> <tr> <td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td><td>工事により排出する水は必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理した上で排出することで、公共用水域への影響を低減することができる。</td></tr> <tr> <td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	事務手続の適切な処理	実施内容	位置・範囲 トunnel工事を実施する箇所	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	工事により排出する水は必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理した上で排出することで、公共用水域への影響を低減することができる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	事務手続の適切な処理																													
実施内容	位置・範囲 トunnel工事を実施する箇所																													
時期・期間	工事中																													
環境保全措置の効果	工事により排出する水は必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理した上で排出することで、公共用水域への影響を低減することができる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	事務手続の適切な処理																													
実施内容	位置・範囲 トunnel工事を実施する箇所																													
時期・期間	工事中																													
環境保全措置の効果	工事により排出する水は必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理した上で排出することで、公共用水域への影響を低減することができる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
p. 8-2-4-20 表 8-2-4-10(3) 環境保全措置の内容	<p>表 8-2-4-10(3) 環境保全措置の内容</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr> <td>種類・方法</td><td>処理装置の点検・整備による性能維持</td></tr> <tr> <td>実施内容</td><td>位置・範囲 トンネル工事を実施する箇所</td></tr> <tr> <td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td><td>処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、上工事水の適正処理を徹底することができる。</td></tr> <tr> <td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	処理装置の点検・整備による性能維持	実施内容	位置・範囲 トンネル工事を実施する箇所	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、上工事水の適正処理を徹底することができる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-2-4-10(3) 環境保全措置の内容</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr> <td>種類・方法</td><td>処理装置の点検・整備による性能維持</td></tr> <tr> <td>実施内容</td><td>位置・範囲 トンネル工事を実施する箇所</td></tr> <tr> <td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td><td>処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、上工事水の適正処理を徹底することができる。</td></tr> <tr> <td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	処理装置の点検・整備による性能維持	実施内容	位置・範囲 トンネル工事を実施する箇所	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、上工事水の適正処理を徹底することができる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	処理装置の点検・整備による性能維持																													
実施内容	位置・範囲 トンネル工事を実施する箇所																													
時期・期間	工事中																													
環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、上工事水の適正処理を徹底することができる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	処理装置の点検・整備による性能維持																													
実施内容	位置・範囲 トンネル工事を実施する箇所																													
時期・期間	工事中																													
環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、上工事水の適正処理を徹底することができる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
p. 8-2-4-20 表 8-2-4-10(4) 環境保全措置の内容	<p>表 8-2-4-10(4) 環境保全措置の内容</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr> <td>種類・方法</td><td>適切な構造及び工法の採用</td></tr> <tr> <td>実施内容</td><td>位置・範囲 トunnel工事を実施する箇所</td></tr> <tr> <td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td><td>工事の施工に先立ち地質・地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を検討し採用することにより影響を低減できる。</td></tr> <tr> <td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	適切な構造及び工法の採用	実施内容	位置・範囲 トunnel工事を実施する箇所	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	工事の施工に先立ち地質・地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を検討し採用することにより影響を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-2-4-10(4) 環境保全措置の内容</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr> <td>種類・方法</td><td>適切な構造及び工法の採用</td></tr> <tr> <td>実施内容</td><td>位置・範囲 トunnel工事を実施する箇所</td></tr> <tr> <td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td><td>工事の施工に先立ち地質・地下水の調査を実施し、適切な構造及び工法の採用により、地下水への影響を低減できる。</td></tr> <tr> <td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	適切な構造及び工法の採用	実施内容	位置・範囲 トunnel工事を実施する箇所	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	工事の施工に先立ち地質・地下水の調査を実施し、適切な構造及び工法の採用により、地下水への影響を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	適切な構造及び工法の採用																													
実施内容	位置・範囲 トunnel工事を実施する箇所																													
時期・期間	工事中																													
環境保全措置の効果	工事の施工に先立ち地質・地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を検討し採用することにより影響を低減できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	適切な構造及び工法の採用																													
実施内容	位置・範囲 トunnel工事を実施する箇所																													
時期・期間	工事中																													
環境保全措置の効果	工事の施工に先立ち地質・地下水の調査を実施し、適切な構造及び工法の採用により、地下水への影響を低減できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
p. 8-2-4-20 表 8-2-4-10(5) 環境保全措置の内容	<p>表 8-2-4-10(5) 環境保全措置の内容</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr> <td>種類・方法</td><td>代償措置による確保</td></tr> <tr> <td>実施内容</td><td>位置・範囲 水資源への影響</td></tr> <tr> <td>時期・期間</td><td>工事中又は供用時</td></tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td><td>他の環境保全措置を実施した上で、水量の不足等重要な水源の機能を確保できなくなった場合は、代償措置として、水資源の周辺地域においてその他の水源を確保することで、水資源の利用への影響を代償できる。なお、本措置においては、他のトンネル工事においても実績があることから、確実な効果が見込まれる。</td></tr> <tr> <td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	代償措置による確保	実施内容	位置・範囲 水資源への影響	時期・期間	工事中又は供用時	環境保全措置の効果	他の環境保全措置を実施した上で、水量の不足等重要な水源の機能を確保できなくなった場合は、代償措置として、水資源の周辺地域においてその他の水源を確保することで、水資源の利用への影響を代償できる。なお、本措置においては、他のトンネル工事においても実績があることから、確実な効果が見込まれる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-2-4-10(5) 環境保全措置の内容</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr> <td>種類・方法</td><td>代償措置による確保</td></tr> <tr> <td>実施内容</td><td>位置・範囲 水資源への影響</td></tr> <tr> <td>時期・期間</td><td>工事中又は供用時</td></tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td><td>他の環境保全措置を実施した上で、水量の不足等重要な水源の機能を確保できなくなった場合は、代償措置として、水資源の周辺地域においてその他の水源を確保することで、水資源の利用への影響を代償できる。</td></tr> <tr> <td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	代償措置による確保	実施内容	位置・範囲 水資源への影響	時期・期間	工事中又は供用時	環境保全措置の効果	他の環境保全措置を実施した上で、水量の不足等重要な水源の機能を確保できなくなった場合は、代償措置として、水資源の周辺地域においてその他の水源を確保することで、水資源の利用への影響を代償できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	代償措置による確保																													
実施内容	位置・範囲 水資源への影響																													
時期・期間	工事中又は供用時																													
環境保全措置の効果	他の環境保全措置を実施した上で、水量の不足等重要な水源の機能を確保できなくなった場合は、代償措置として、水資源の周辺地域においてその他の水源を確保することで、水資源の利用への影響を代償できる。なお、本措置においては、他のトンネル工事においても実績があることから、確実な効果が見込まれる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	代償措置による確保																													
実施内容	位置・範囲 水資源への影響																													
時期・期間	工事中又は供用時																													
環境保全措置の効果	他の環境保全措置を実施した上で、水量の不足等重要な水源の機能を確保できなくなった場合は、代償措置として、水資源の周辺地域においてその他の水源を確保することで、水資源の利用への影響を代償できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
p. 8-2-4-22～23 表 8-2-4-11(1)～(2) 事後調査の内容	<p>表 8-2-4-11 事後調査の内容</p> <table border="1"> <tr> <th>調査項目</th> <th>調査内容</th> <th>実施主体</th> </tr> <tr> <td>地下水の水位</td> <td>○調査期間 工事前、工事中、工事完了後一定期間 ○調査地點 トンネル計画路線周辺の主な井戸 ○調査方法 「地下水調査及び観測指針（案）」（平成5年 建設省河川局）</td> <td>東海旅客鉄道株式会社</td> </tr> <tr> <td>地表水の流量</td> <td>○調査機関 工事前、工事中、工事完了後一定期間 ○調査地點 トンネル計画路線周辺の主な河川 ○調査方法 「地下水調査及び観測指針（案）」（平成5年 建設省河川局）</td> <td>東海旅客鉄道株式会社</td> </tr> </table>	調査項目	調査内容	実施主体	地下水の水位	○調査期間 工事前、工事中、工事完了後一定期間 ○調査地點 トンネル計画路線周辺の主な井戸 ○調査方法 「地下水調査及び観測指針（案）」（平成5年 建設省河川局）	東海旅客鉄道株式会社	地表水の流量	○調査機関 工事前、工事中、工事完了後一定期間 ○調査地點 トンネル計画路線周辺の主な河川 ○調査方法 「地下水調査及び観測指針（案）」（平成5年 建設省河川局）	東海旅客鉄道株式会社	<p>表 8-2-4-11(1) 事後調査の内容</p> <table border="1"> <tr> <th>調査項目</th> <th>調査内容</th> <th>実施主体</th> </tr> <tr> <td>地下水の水位</td> <td>1. 井戸の利用状況等（井戸の形式、使用量、標高等） ○調査期間 工事前、工事中、工事完了後一定期間 ○調査地點 主な井戸 ○調査方法 予測検討範囲及びその周囲の個人井戸を中心とした水源 ○調査方法 聞き取り調査等</td> <td>東海旅客鉄道株式会社</td> </tr> <tr> <td>地表水の流量</td> <td>2. 地下水の水位、水温、PH、電気伝導率、透視度 ○調査期間 工事前、工事中、工事完了後一定期間 ○調査地點 主な河川 ○調査方法 井戸における文書調査及び現地調査で把握した井戸 ○調査範囲 ・井戸の分布状況、標高、地形や地質、トンネルとの位置関係等を考慮して、主な河川の集落の位置で調査地点を割り当てる。 ・河川の位置を踏まえ、現地調査時に既に記載された調査範囲についても調査地点を検討する。 ・自治体からの調査の要請があった井戸についても検討する。 ○調査方法 「地下水調査及び観測指針（案）」（平成5年、建設省河川局）に準拠</td> <td>東海旅客鉄道株式会社</td> </tr> </table>	調査項目	調査内容	実施主体	地下水の水位	1. 井戸の利用状況等（井戸の形式、使用量、標高等） ○調査期間 工事前、工事中、工事完了後一定期間 ○調査地點 主な井戸 ○調査方法 予測検討範囲及びその周囲の個人井戸を中心とした水源 ○調査方法 聞き取り調査等	東海旅客鉄道株式会社	地表水の流量	2. 地下水の水位、水温、PH、電気伝導率、透視度 ○調査期間 工事前、工事中、工事完了後一定期間 ○調査地點 主な河川 ○調査方法 井戸における文書調査及び現地調査で把握した井戸 ○調査範囲 ・井戸の分布状況、標高、地形や地質、トンネルとの位置関係等を考慮して、主な河川の集落の位置で調査地点を割り当てる。 ・河川の位置を踏まえ、現地調査時に既に記載された調査範囲についても調査地点を検討する。 ・自治体からの調査の要請があった井戸についても検討する。 ○調査方法 「地下水調査及び観測指針（案）」（平成5年、建設省河川局）に準拠	東海旅客鉄道株式会社										
調査項目	調査内容	実施主体																												
地下水の水位	○調査期間 工事前、工事中、工事完了後一定期間 ○調査地點 トンネル計画路線周辺の主な井戸 ○調査方法 「地下水調査及び観測指針（案）」（平成5年 建設省河川局）	東海旅客鉄道株式会社																												
地表水の流量	○調査機関 工事前、工事中、工事完了後一定期間 ○調査地點 トンネル計画路線周辺の主な河川 ○調査方法 「地下水調査及び観測指針（案）」（平成5年 建設省河川局）	東海旅客鉄道株式会社																												
調査項目	調査内容	実施主体																												
地下水の水位	1. 井戸の利用状況等（井戸の形式、使用量、標高等） ○調査期間 工事前、工事中、工事完了後一定期間 ○調査地點 主な井戸 ○調査方法 予測検討範囲及びその周囲の個人井戸を中心とした水源 ○調査方法 聞き取り調査等	東海旅客鉄道株式会社																												
地表水の流量	2. 地下水の水位、水温、PH、電気伝導率、透視度 ○調査期間 工事前、工事中、工事完了後一定期間 ○調査地點 主な河川 ○調査方法 井戸における文書調査及び現地調査で把握した井戸 ○調査範囲 ・井戸の分布状況、標高、地形や地質、トンネルとの位置関係等を考慮して、主な河川の集落の位置で調査地点を割り当てる。 ・河川の位置を踏まえ、現地調査時に既に記載された調査範囲についても調査地点を検討する。 ・自治体からの調査の要請があった井戸についても検討する。 ○調査方法 「地下水調査及び観測指針（案）」（平成5年、建設省河川局）に準拠	東海旅客鉄道株式会社																												
p. 8-2-4-23 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在に係る水資源への影響について、一部の地域において影響があると予測したものの、その影響を低減させるため、表 8-2-4-10 に示した環境保全措置を確実に実施することから、水資源への影響は事業者実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在に係る水資源への影響について、一部の地域において影響があると予測したものの、表 8-2-4-10 に示した環境保全措置を確実に実施することから、水資源に係る環境影響の低減が図られていると評価する。																												
p. 8-3-1-22 a)回避又は低減に係る評価	工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い、重要な地形及び地質の一部が改変されるが、表 8-3-1-7 に示す環境保全措置を確実に実施することから、重要な地形及び地質への影響は、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る重要な地形及び地質への影響について、一部の地域において影響があると予測したもの、表 8-3-1-7 に示す環境保全措置を確実に実施することから、重要な地形及び地質に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。																												

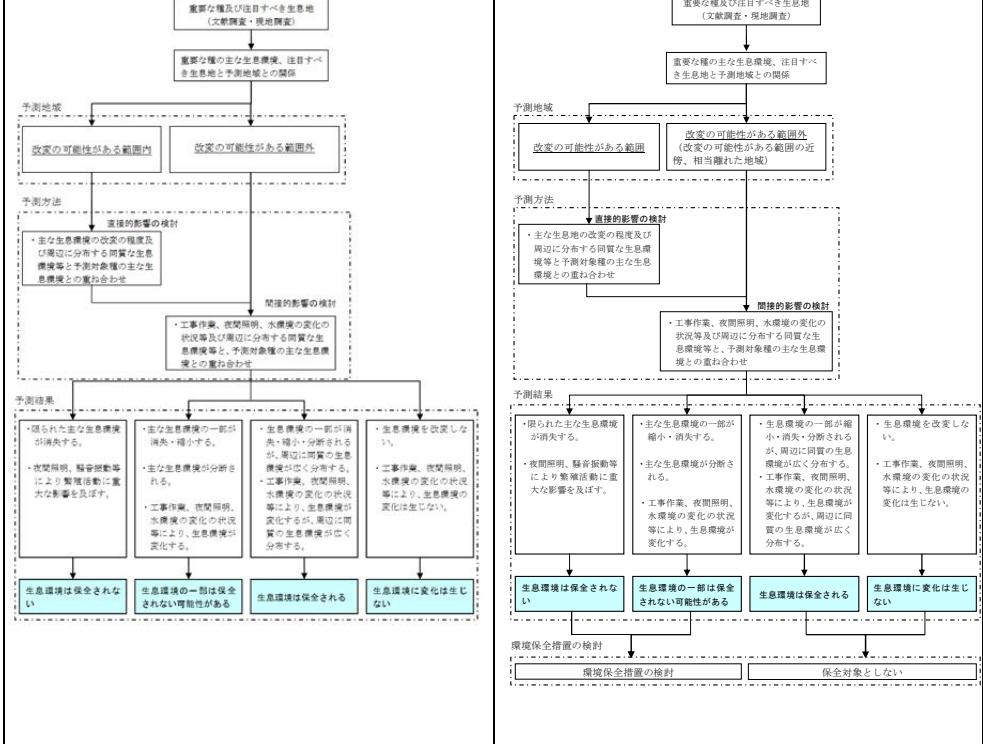
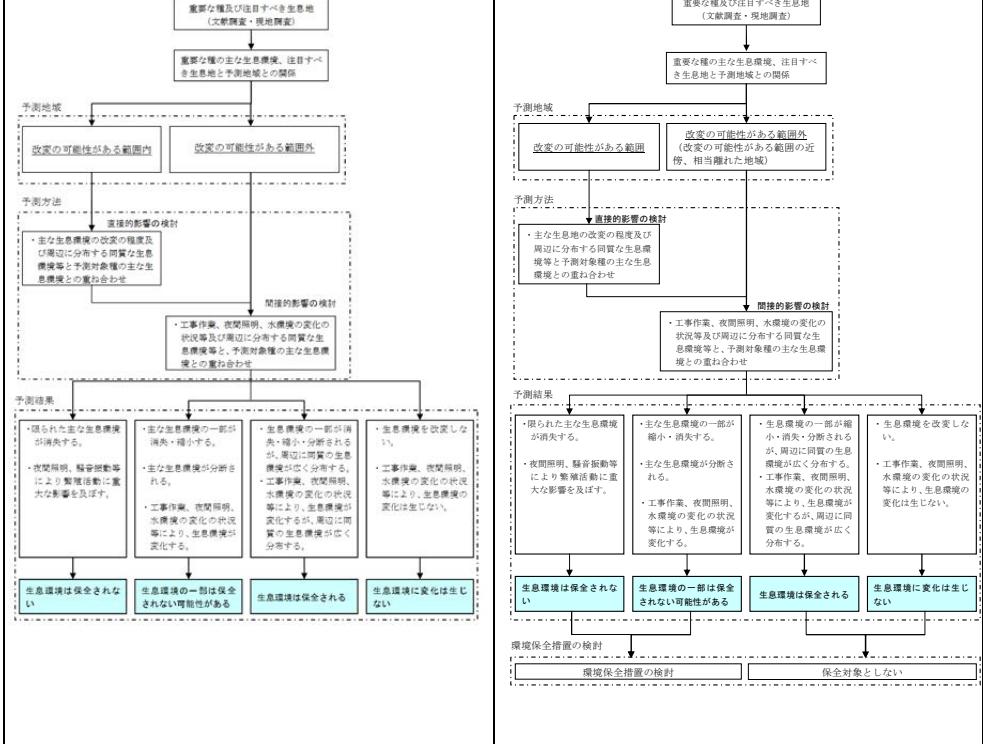
評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書								
p. 8-3-1-25 a)回避又は低減に係る評価	鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に伴い、重要な地形及び地質の一部が改変されるが、表 8-3-1-10 に示した環境保全措置を確実に実施することから、重要な地形及び地質への影響は、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る重要な地形及び地質への影響について一部の地域において影響があると予測したもの、表 8-3-1-10 に示す環境保全措置を確実に実施することから、重要な地形及び地質に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。								
p. 8-3-2-3 a)回避又は低減に係る評価	トンネルの工事に伴い、土被りが小さい区間等で地山が緩むおそれのある箇所では、地質の状況に応じて表 8-3-2-2 に示した環境保全措置を適切に採用することによって地盤沈下はないと考える。以上のことから、本事業による環境影響を事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、「適切な構造及び工法の採用」の環境保全措置を確実に実施することから、トンネルの工事に伴う地盤沈下に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。								
p. 8-3-3-1 表 8-3-3-2(1) 自然由来の重金属等(溶出量試験)の試験方法	表 8-3-3-2(1) 自然由来の重金属等(溶出量試験)の試験方法 <table border="1"><thead><tr><th>試験項目</th><th>試験方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>ふつ素</td><td>JIS K 0102 34.1 又は 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)付表 1</td></tr></tbody></table>	試験項目	試験方法	ふつ素	JIS K 0102 34.1 又は 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)付表 1	表 8-3-3-2(1) 自然由来の重金属等(溶出量試験)の試験方法 <table border="1"><thead><tr><th>試験項目</th><th>試験方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>ふつ素</td><td>JIS K 0102 34.1 又は JIS K 0102 34.1c (注(6)第 3 文を除く。)に定める方法(懸滴物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略できる。)及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)付表 6</td></tr></tbody></table>	試験項目	試験方法	ふつ素	JIS K 0102 34.1 又は JIS K 0102 34.1c (注(6)第 3 文を除く。)に定める方法(懸滴物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略できる。)及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)付表 6
試験項目	試験方法									
ふつ素	JIS K 0102 34.1 又は 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)付表 1									
試験項目	試験方法									
ふつ素	JIS K 0102 34.1 又は JIS K 0102 34.1c (注(6)第 3 文を除く。)に定める方法(懸滴物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略できる。)及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)付表 6									
p. 8-3-3-2 表 8-3-3-2(2) 自然由来の重金属等(含有量試験)の試験方法	表 8-3-3-2(2) 自然由来の重金属等(含有量試験)の試験方法 <table border="1"><thead><tr><th>試験項目</th><th>試験方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>ふつ素</td><td>JIS K 0102 34.1 又は 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)付表 6</td></tr></tbody></table>	試験項目	試験方法	ふつ素	JIS K 0102 34.1 又は 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)付表 6	表 8-3-3-2(2) 自然由来の重金属等(含有量試験)の試験方法 <table border="1"><thead><tr><th>試験項目</th><th>試験方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>ふつ素</td><td>JIS K 0102 34.1 又は JIS K 0102 34.1c (注(6)第 3 文を除く。)に定める方法及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)付表 6</td></tr></tbody></table>	試験項目	試験方法	ふつ素	JIS K 0102 34.1 又は JIS K 0102 34.1c (注(6)第 3 文を除く。)に定める方法及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)付表 6
試験項目	試験方法									
ふつ素	JIS K 0102 34.1 又は 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)付表 6									
試験項目	試験方法									
ふつ素	JIS K 0102 34.1 又は JIS K 0102 34.1c (注(6)第 3 文を除く。)に定める方法及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)付表 6									
p. 8-3-3-2 表 8-3-3-3 現地調査地点(土壤汚染)	—	調査深度を追記								
p. 8-3-3-2 表 8-3-3-3 現地調査地点(土壤汚染)	(地点番号 03、対象地質) 四万十層群	(地点番号 03、対象地質) 四万十帶								
p. 8-3-3-13 6)調査結果 ア. 土壤汚染の状況	現地調査における、自然由来の重金属等の調査結果及び酸性化可能性の結果を、表 8-3-3-5 に示す。調査結果より、全ての地点で土壤汚染対策法における土壤溶出量及び土壤含有量の指定基準値を満足していることが確認された。また、酸性化可能性試験結果より、当該地質の長期的な溶出可能性はないことが確認された。	現地調査における自然由来の重金属等の調査結果及び酸性化可能性の結果について、地点番号 01 及び 02 における溶出量試験結果は表 8-3-3-5 に、含有量試験結果は表 8-3-3-6 に示すとおりであり、両地点とも、自然由来の重金属等 8 項目全てで土壤汚染対策法に定める指定基準を満足していることが確認された。 地点番号 03 におけるスクリーニング試験結果は表 8-3-3-7 に示すとおりであり、クロム、鉛、ふつ素は、表 8-3-3-1 に定めるスクリーニング基準値を満足した。また、スクリーニング基準値を満足しない 5 物質(カドミウム、水銀、セレン、砒素、ほう素)の溶出量試験及び含有量試験を行った結果は、表 8-3-3-8 及び表 8-3-3-9 に示すとおりであり、全ての項目について土壤汚染対策法に定める指定基準を満足していることが確認された。 なお、酸性化可能性試験は表 8-3-3-10 に示すとおりであり、全ての地点において表 8-3-3-1 に定める参考値を満足していることが確認された。								

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																												
p. 8-3-3-25~26	表 8-3-3-5(1) 自然由来の重金属等（溶出量試験）の試験結果 表 8-3-3-5(2) 自然由来の重金属等（含有量試験）の試験結果	調査結果のわかりやすさの観点から以下のとおり追記 表 8-3-3-5 自然由来の重金属等の溶出量試験結果 表 8-3-3-6 自然由来の重金属等の含有量試験結果 表 8-3-3-7 自然由来の重金属等のスクリーニング試験結果 表 8-3-3-8 自然由来の重金属等の溶出量試験結果 表 8-3-3-9 自然由来の重金属等の含有量試験結果																												
p. 8-3-3-26 表 8-3-3-10 酸性化可能性試験結果	—	調査深度を追記																												
p. 8-3-3-27 か)予測結果	また、工事中に刺激臭、悪臭又は異常な色を呈した土壤や地下水を確認する等、汚染のおそれがある土壤に遭遇した場合は、有害物質の有無や汚染状況等を確認する。土壤汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき適切に処理、処分する。	また、工事中に刺激臭、悪臭又は異常な色を呈した土壤や地下水を確認する等、汚染のおそれがある土壤に遭遇した場合は、有害物質の有無や汚染状況等を確認する。土壤汚染が明らかとなった際には、 <u>土壤汚染対策法</u> （平成14年法律第53号、改正平成23年法律第74号）等の関連法令等に基づき適切に処理、処分する。																												
p. 8-3-3-28 表 8-3-3-11 環境保全措置の検討の状況（切土工等又は既存の工作物の除去に係る土壤汚染）	表 8-3-3-6 環境保全措置の検討の状況（切土工又は既存の工作物の除去に係る土壤汚染） <table border="1"><thead><tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適合の理由</th></tr></thead><tbody><tr><td>有害物質の有無の確認と基準不適合土壌の適切な処理</td><td>適</td><td>汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合は、有害物質の有無や汚染状況等を確認する。土壤汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき適切に処理、処分すること、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr><tr><td>薬液注入工法における指針の遵守</td><td>適</td><td>薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき実施することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr></tbody></table>	環境保全措置	実施の適否	適合の理由	有害物質の有無の確認と基準不適合土壌の適切な処理	適	汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合は、有害物質の有無や汚染状況等を確認する。土壤汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき適切に処理、処分すること、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。	薬液注入工法における指針の遵守	適	薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき実施することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。	表 8-3-3-11 環境保全措置の検討の状況（切土工又は既存の工作物の除去に係る土壤汚染） <table border="1"><thead><tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適合の理由</th></tr></thead><tbody><tr><td>有害物質の有無の確認と基準不適合土壌の適切な処理</td><td>適</td><td>汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合は、有害物質の有無や汚染状況等を確認する。土壤汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき適切に処理、処分することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr><tr><td>薬液注入工法における指針の遵守</td><td>適</td><td>薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき実施することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr><tr><td>発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底</td><td>適</td><td>発生土を事業者において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に合わせた処理、処分を行うことで、土壤汚染を回避できる。</td></tr></tbody></table>	環境保全措置	実施の適否	適合の理由	有害物質の有無の確認と基準不適合土壌の適切な処理	適	汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合は、有害物質の有無や汚染状況等を確認する。土壤汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき適切に処理、処分することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。	薬液注入工法における指針の遵守	適	薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき実施することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。	発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底	適	発生土を事業者において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に合わせた処理、処分を行うことで、土壤汚染を回避できる。							
環境保全措置	実施の適否	適合の理由																												
有害物質の有無の確認と基準不適合土壌の適切な処理	適	汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合は、有害物質の有無や汚染状況等を確認する。土壤汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき適切に処理、処分すること、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。																												
薬液注入工法における指針の遵守	適	薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき実施することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。																												
環境保全措置	実施の適否	適合の理由																												
有害物質の有無の確認と基準不適合土壌の適切な処理	適	汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合は、有害物質の有無や汚染状況等を確認する。土壤汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき適切に処理、処分することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。																												
薬液注入工法における指針の遵守	適	薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき実施することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。																												
発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底	適	発生土を事業者において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に合わせた処理、処分を行うことで、土壤汚染を回避できる。																												
p. 8-3-3-28 表 8-3-3-12(1) 環境保全措置の内容（切土工等又は既存の工作物の除去に係る土壤汚染）	表 8-3-3-7(1) 環境保全措置の内容（切土工又は既存の工作物の除去に係る土壤汚染） <table border="1"><thead><tr><th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>種類・方法</td><td>有害物質の有無の確認と基準不適合土壌の適切な処理</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>位置・範囲 汚染のおそれがある土壌に遭遇した箇所</td></tr><tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr><tr><td>環境保全措置の効果</td><td>汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合は、有害物質の有無を確認する。土壤汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき適切に処理、処分することで、土壤汚染を回避できる。</td></tr><tr><td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr><tr><td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></tbody></table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	有害物質の有無の確認と基準不適合土壌の適切な処理	実施内容	位置・範囲 汚染のおそれがある土壌に遭遇した箇所	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合は、有害物質の有無を確認する。土壤汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき適切に処理、処分することで、土壤汚染を回避できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	表 8-3-3-12(1) 環境保全措置の内容（切土工又は既存の工作物の除去に係る土壤汚染） <table border="1"><thead><tr><th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>種類・方法</td><td>有害物質の有無の確認と基準不適合土壌の適切な処理</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>位置・範囲 汚染のおそれがある土壌に遭遇した箇所</td></tr><tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr><tr><td>環境保全措置の効果</td><td>汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合は、有害物質の有無や汚染方法を確認する。土壤汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき実施することで、土壤汚染を回避できる。</td></tr><tr><td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr><tr><td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></tbody></table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	有害物質の有無の確認と基準不適合土壌の適切な処理	実施内容	位置・範囲 汚染のおそれがある土壌に遭遇した箇所	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合は、有害物質の有無や汚染方法を確認する。土壤汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき実施することで、土壤汚染を回避できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	有害物質の有無の確認と基準不適合土壌の適切な処理																													
実施内容	位置・範囲 汚染のおそれがある土壌に遭遇した箇所																													
時期・期間	工事中																													
環境保全措置の効果	汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合は、有害物質の有無を確認する。土壤汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき適切に処理、処分することで、土壤汚染を回避できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	有害物質の有無の確認と基準不適合土壌の適切な処理																													
実施内容	位置・範囲 汚染のおそれがある土壌に遭遇した箇所																													
時期・期間	工事中																													
環境保全措置の効果	汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合は、有害物質の有無や汚染方法を確認する。土壤汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき実施することで、土壤汚染を回避できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
p. 8-3-3-29 表 8-3-3-12(3) 環境保全措置の内容（切土工等又は既存の工作物の除去に係る土壤汚染）	—	表 8-3-3-12(3) 環境保全措置の内容（切土工又は既存の工作物の除去に係る土壤汚染） <table border="1"><thead><tr><th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>種類・方法</td><td>発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>位置・範囲 発生土を有効利用する箇所</td></tr><tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr><tr><td>環境保全措置の効果</td><td>発生土を事業者において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に合わせた処理、処分することで、二次的な土壤汚染を回避又は低減できる。</td></tr><tr><td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr><tr><td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></tbody></table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底	実施内容	位置・範囲 発生土を有効利用する箇所	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	発生土を事業者において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に合わせた処理、処分することで、二次的な土壤汚染を回避又は低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし														
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底																													
実施内容	位置・範囲 発生土を有効利用する箇所																													
時期・期間	工事中																													
環境保全措置の効果	発生土を事業者において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に合わせた処理、処分することで、二次的な土壤汚染を回避又は低減できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
p. 8-3-3-29 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、 <u>切土工等又は既存の工作物の除去に伴う土壤汚染を回避又は低減させるため、表 8-3-3-7 に示した環境保全措置を確実に実施することから、土壤汚染は事業者により実行可能な範囲内で回避できる</u> と評価する。	本事業では、表 8-3-3-12 に示した環境保全措置を確実に実施することから、 <u>切土工等又は既存の工作物の除去に伴う土壤汚染を回避できる</u> と評価する。																												
p. 8-3-3-30 か)予測結果	しかしながら、鉱山（早川町茂倉）の周辺を通過するトンネル工区では、今後、事前調査の結果等を踏まえて詳しく調査をすべき地質を絞り込み、絞り込んだ箇所は自然由来の重金属等の溶出特性等に関する調査を実施するとともに、工事中には発生土に含まれる自然由来の重金属等の調査を定期的に実施する。指定基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれがある発生	しかしながら、鉱山（早川町茂倉）の周辺を通過するトンネル工区では、今後、事前調査の結果等を踏まえて詳しく調査をすべき地質を絞り込み、絞り込んだ箇所は自然由来の重金属等の溶出特性等に関する調査を実施するとともに、工事中には発生土に含まれる自然由来の重金属等の調査を定期的に実施する。指定基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれがある発生																												

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																	
	土は、選別して適切な現場管理を行うとともに、関連法令等に基づき処理、処分する。したがって、汚染された発生土の搬出による汚染はない。	土は、選別して適切な現場管理を行うとともに、 <u>土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号、改正 平成 23 年法律第 74 号）等の関連法令等に基づき処理、処分する。</u>																																	
p. 8-3-3-31 表 8-3-3-13 環境保全措置の検討の状況（トンネルの工事に係る土壤汚染）	<p>表 8-3-3-8 環境保全措置の検討の状況（トンネルの工事に係る土壤汚染）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、環境基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、適切に管理し、関連法令等に基づき処理、処分することで、土壤汚染を回避できるところから、環境保全措置として採用する。</td> <td>適</td> <td>発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、環境基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、適切に管理し、関連法令等に基づき処理、処分することで、土壤汚染を回避できるところから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>仮設場における掘削土砂の適切な管理</td> <td>適</td> <td>発生土の仮設場に尼根、側溝、シート覆いを設置する等、発生土を適切に管理することで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事排水の適切な処理</td> <td>適</td> <td>処理施設により工事排水を適切に処理したうえで排水することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>薬液注入工法における指針の順守</td> <td>適</td> <td>薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき実施することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、環境基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、適切に管理し、関連法令等に基づき処理、処分することで、土壤汚染を回避できるところから、環境保全措置として採用する。	適	発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、環境基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、適切に管理し、関連法令等に基づき処理、処分することで、土壤汚染を回避できるところから、環境保全措置として採用する。	仮設場における掘削土砂の適切な管理	適	発生土の仮設場に尼根、側溝、シート覆いを設置する等、発生土を適切に管理することで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。	工事排水の適切な処理	適	処理施設により工事排水を適切に処理したうえで排水することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。	薬液注入工法における指針の順守	適	薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき実施することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。	<p>表 8-3-3-13 環境保全措置の検討の状況（トンネルの工事に係る土壤汚染）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、環境基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、適切に管理し、関連法令等に基づき処理、処分することで、土壤汚染を回避できるところから、環境保全措置として採用する。</td> <td>適</td> <td>発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、環境基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、適切に管理し、関連法令等に基づき処理、処分することで、土壤汚染を回避できるところから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>仮設場における掘削土砂の適切な管理</td> <td>適</td> <td>発生土の仮設場に尼根、側溝、シート覆いを設置する等の管理を行なうことで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事排水の適切な処理</td> <td>適</td> <td>工事排水について、処理施設により法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るために処理をしたうえで排水することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>薬液注入工法における指針の順守</td> <td>適</td> <td>薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき実施することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底</td> <td>適</td> <td>発生土を有効利用する事業者において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壤汚染を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、環境基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、適切に管理し、関連法令等に基づき処理、処分することで、土壤汚染を回避できるところから、環境保全措置として採用する。	適	発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、環境基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、適切に管理し、関連法令等に基づき処理、処分することで、土壤汚染を回避できるところから、環境保全措置として採用する。	仮設場における掘削土砂の適切な管理	適	発生土の仮設場に尼根、側溝、シート覆いを設置する等の管理を行なうことで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。	工事排水の適切な処理	適	工事排水について、処理施設により法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るために処理をしたうえで排水することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。	薬液注入工法における指針の順守	適	薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき実施することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。	発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底	適	発生土を有効利用する事業者において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壤汚染を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																																	
発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、環境基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、適切に管理し、関連法令等に基づき処理、処分することで、土壤汚染を回避できるところから、環境保全措置として採用する。	適	発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、環境基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、適切に管理し、関連法令等に基づき処理、処分することで、土壤汚染を回避できるところから、環境保全措置として採用する。																																	
仮設場における掘削土砂の適切な管理	適	発生土の仮設場に尼根、側溝、シート覆いを設置する等、発生土を適切に管理することで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。																																	
工事排水の適切な処理	適	処理施設により工事排水を適切に処理したうえで排水することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。																																	
薬液注入工法における指針の順守	適	薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき実施することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。																																	
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																																	
発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、環境基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、適切に管理し、関連法令等に基づき処理、処分することで、土壤汚染を回避できるところから、環境保全措置として採用する。	適	発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、環境基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、適切に管理し、関連法令等に基づき処理、処分することで、土壤汚染を回避できるところから、環境保全措置として採用する。																																	
仮設場における掘削土砂の適切な管理	適	発生土の仮設場に尼根、側溝、シート覆いを設置する等の管理を行なうことで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。																																	
工事排水の適切な処理	適	工事排水について、処理施設により法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るために処理をしたうえで排水することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。																																	
薬液注入工法における指針の順守	適	薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき実施することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。																																	
発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底	適	発生土を有効利用する事業者において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壤汚染を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。																																	
p. 8-3-3-32 表 8-3-3-14(1) 環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る土壤汚染）	<p>表 8-3-3-9(1) 環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る土壤汚染）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>発生土に含まれる重金属等の定期的な調査</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>事前調査等で発生土に重金属等が含有するおそれがあると確認された場合に、定期的に調査する。</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>工事中</td> </tr> </tbody> </table> <p>環境保全措置の効果</p> <p>発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、環境基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、適切に管理し、関連法令等に基づき処理、処分することで、土壤汚染を回避できる。</p> <p>効果の不確実性</p> <p>なし</p> <p>他の環境への影響</p> <p>なし</p>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	発生土に含まれる重金属等の定期的な調査	実施内容	事前調査等で発生土に重金属等が含有するおそれがあると確認された場合に、定期的に調査する。	時期・期間	工事中	<p>表 8-3-3-9(1) 環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る土壤汚染）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>発生土に含まれる重金属等の定期的な調査</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>事前調査等で発生土に重金属等が含有するおそれがあると確認された場合に、定期的に調査する。</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>工事中</td> </tr> </tbody> </table> <p>環境保全措置の効果</p> <p>発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、環境基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、適切に管理し、関連法令等に基づき処理、処分することで、土壤汚染を回避できる。</p> <p>効果の不確実性</p> <p>なし</p> <p>他の環境への影響</p> <p>なし</p>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	発生土に含まれる重金属等の定期的な調査	実施内容	事前調査等で発生土に重金属等が含有するおそれがあると確認された場合に、定期的に調査する。	時期・期間	工事中	<p>表 8-3-3-9(1) 環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る土壤汚染）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>発生土に含まれる重金属等の定期的な調査</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>事前調査等で発生土に重金属等が含有するおそれがあると確認された場合に、定期的に調査する。</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>工事中</td> </tr> </tbody> </table> <p>環境保全措置の効果</p> <p>発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、環境基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、適切に管理し、関連法令等に基づき処理、処分することで、土壤汚染を回避できる。</p> <p>効果の不確実性</p> <p>なし</p> <p>他の環境への影響</p> <p>なし</p>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	発生土に含まれる重金属等の定期的な調査	実施内容	事前調査等で発生土に重金属等が含有するおそれがあると確認された場合に、定期的に調査する。	時期・期間	工事中								
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																		
種類・方法	発生土に含まれる重金属等の定期的な調査																																		
実施内容	事前調査等で発生土に重金属等が含有するおそれがあると確認された場合に、定期的に調査する。																																		
時期・期間	工事中																																		
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																		
種類・方法	発生土に含まれる重金属等の定期的な調査																																		
実施内容	事前調査等で発生土に重金属等が含有するおそれがあると確認された場合に、定期的に調査する。																																		
時期・期間	工事中																																		
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																		
種類・方法	発生土に含まれる重金属等の定期的な調査																																		
実施内容	事前調査等で発生土に重金属等が含有するおそれがあると確認された場合に、定期的に調査する。																																		
時期・期間	工事中																																		
p. 8-3-3-32 表 8-3-3-14(2) 環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る土壤汚染）	<p>表 8-3-3-9(2) 環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る土壤汚染）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>仮設場における掘削土砂の適切な管理</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲 事前調査等で発生土に重金属等が含有するおそれがあると確認された場合に、定期的に調査する。</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>工事中</td> </tr> </tbody> </table> <p>環境保全措置の効果</p> <p>発生土の仮設場に尼根、側溝、シート覆いを設置する等、発生土を適切に管理することで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壤汚染を回避できる。</p> <p>効果の不確実性</p> <p>なし</p> <p>他の環境への影響</p> <p>なし</p>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	仮設場における掘削土砂の適切な管理	実施内容	位置・範囲 事前調査等で発生土に重金属等が含有するおそれがあると確認された場合に、定期的に調査する。	時期・期間	工事中	<p>表 8-3-3-9(2) 環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る土壤汚染）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>仮設場における掘削土砂の適切な管理</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲 事前調査等で発生土に重金属等が含有するおそれがあると確認された場合に、定期的に調査する。</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>工事中</td> </tr> </tbody> </table> <p>環境保全措置の効果</p> <p>発生土の仮設場に尼根、側溝、シート覆いを設置する等、発生土を適切に管理することで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壤汚染を回避できる。</p> <p>効果の不確実性</p> <p>なし</p> <p>他の環境への影響</p> <p>なし</p>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	仮設場における掘削土砂の適切な管理	実施内容	位置・範囲 事前調査等で発生土に重金属等が含有するおそれがあると確認された場合に、定期的に調査する。	時期・期間	工事中	<p>表 8-3-3-9(2) 環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る土壤汚染）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>仮設場における掘削土砂の適切な管理</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲 事前調査等で発生土に重金属等が含有するおそれがあると確認された場合に、定期的に調査する。</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>工事中</td> </tr> </tbody> </table> <p>環境保全措置の効果</p> <p>発生土の仮設場に尼根、側溝、シート覆いを設置する等、発生土を適切に管理することで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壤汚染を回避できる。</p> <p>効果の不確実性</p> <p>なし</p> <p>他の環境への影響</p> <p>なし</p>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	仮設場における掘削土砂の適切な管理	実施内容	位置・範囲 事前調査等で発生土に重金属等が含有するおそれがあると確認された場合に、定期的に調査する。	時期・期間	工事中								
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																		
種類・方法	仮設場における掘削土砂の適切な管理																																		
実施内容	位置・範囲 事前調査等で発生土に重金属等が含有するおそれがあると確認された場合に、定期的に調査する。																																		
時期・期間	工事中																																		
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																		
種類・方法	仮設場における掘削土砂の適切な管理																																		
実施内容	位置・範囲 事前調査等で発生土に重金属等が含有するおそれがあると確認された場合に、定期的に調査する。																																		
時期・期間	工事中																																		
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																		
種類・方法	仮設場における掘削土砂の適切な管理																																		
実施内容	位置・範囲 事前調査等で発生土に重金属等が含有するおそれがあると確認された場合に、定期的に調査する。																																		
時期・期間	工事中																																		
p. 8-3-3-32 表 8-3-3-14(3) 環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る土壤汚染）	<p>表 8-3-3-9(3) 環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る土壤汚染）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>工事排水の適切な処理</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲 計画路線全線</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>工事中</td> </tr> </tbody> </table> <p>環境保全措置の効果</p> <p>処理施設により工事排水を適切に処理したうえで排水することで、土壤汚染を回避できる。</p> <p>効果の不確実性</p> <p>なし</p> <p>他の環境への影響</p> <p>なし</p>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	工事排水の適切な処理	実施内容	位置・範囲 計画路線全線	時期・期間	工事中	<p>表 8-3-3-9(3) 環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る土壤汚染）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>工事排水の適切な処理</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲 計画路線全線</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>工事中</td> </tr> </tbody> </table> <p>環境保全措置の効果</p> <p>処理施設により工事排水を適切に処理したうえで排水することで、土壤汚染を回避できる。</p> <p>効果の不確実性</p> <p>なし</p> <p>他の環境への影響</p> <p>なし</p>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	工事排水の適切な処理	実施内容	位置・範囲 計画路線全線	時期・期間	工事中	<p>表 8-3-3-9(3) 環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る土壤汚染）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>工事排水の適切な処理</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲 計画路線全線</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>工事中</td> </tr> </tbody> </table> <p>環境保全措置の効果</p> <p>処理施設により工事排水を適切に処理したうえで排水することで、土壤汚染を回避できる。</p> <p>効果の不確実性</p> <p>なし</p> <p>他の環境への影響</p> <p>なし</p>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	工事排水の適切な処理	実施内容	位置・範囲 計画路線全線	時期・期間	工事中								
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																		
種類・方法	工事排水の適切な処理																																		
実施内容	位置・範囲 計画路線全線																																		
時期・期間	工事中																																		
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																		
種類・方法	工事排水の適切な処理																																		
実施内容	位置・範囲 計画路線全線																																		
時期・期間	工事中																																		
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																		
種類・方法	工事排水の適切な処理																																		
実施内容	位置・範囲 計画路線全線																																		
時期・期間	工事中																																		
p. 8-3-3-32 表 8-3-3-14(5) 環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る土壤汚染）	—	—																																	
p. 8-3-3-33 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、トンネルの工事に伴う土壤汚染を回避又は低減させるため、表 8-3-3-9 に示した環境保全措置を確実に実施することから、 <u>土壤汚染は事業者により実行可能な範囲内で回避できる</u> と評価する。	本事業では、表 8-3-3-14 に示した環境保全措置を確実に実施することから、 <u>トンネルの工事に伴う土壤汚染を回避できる</u> と評価する。																																	
p. 8-3-4-9 表 8-3-4-2 予測地点（鉄道施設の存在に係る日照阻害）	—	環境対策工を追記																																	
p. 8-3-4-9 表 8-3-4-2 予測地点（鉄道施設の存在に係る日照阻害）	(地点番号 11、基準又は目標) ①	(地点番号 11、基準又は目標) ②																																	
p. 8-3-4-9 表 8-3-4-2 予測地点（鉄道施設の存在に係る日照阻害）	(地点番号 13、基準又は目標) ②	(地点番号 13、基準又は目標) ①																																	
p. 8-3-4-10～19 図 8-3-4-3(1)～(10)	—	追記																																	

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
予測地点図（日照阻害）		
p. 8-3-4-22 ②) 予測結果	甲府市上曾根町付近（地点番号 07）の日影断面予測図を図 8-3-4-3 に示す。日中 5 時間の日影を生じる範囲は、敷地境界から 50m と予測される。	甲府市上曾根町付近（地点番号 07）の日影断面予測図を図 8-3-4-4 に示す。日中 5 時間の日影を生じる範囲は、敷地境界から 45m と予測される。
p. 8-3-4-22 図 8-3-4-4 日影断面予測図（高架橋）	敷地境界からの距離 50m	敷地境界からの距離 45m
p. 8-3-4-25 a) 回避又は低減に係る評価	本事業では、鉄道施設（嵩上式、 <u>地上駅</u> ）の存在に伴う日照阻害への影響を低減させるため、環境保全措置として「鉄道施設（嵩上式、 <u>地上駅</u> ）の構造物の形式・配置等の工夫」、「鉄道施設（変電施設、保守基地）の配置等の工夫」を実施する。これらの措置は、他の公共事業においても採用され、その効果が確認されている。このことから、 <u>本事業の影響を事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減している</u> と評価する。	本事業では、鉄道施設（嵩上式、 <u>駅、変電施設、保守基地</u> ）の存在による日照阻害への影響を低減させるため、環境保全措置として「鉄道施設（嵩上式、 <u>駅</u> ）の構造物の形式・配置等の工夫」、「鉄道施設（変電施設、保守基地）の配置等の工夫」を確実に実施する。これらの措置は、他の公共事業においても採用され、その効果が確認されている。このことから、 <u>鉄道施設（嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による日照阻害に係る環境影響の回避又は低減が図られている</u> と評価する。
p. 8-3-5-6 ①) 現地調査	テレビジョン電波の受信状況の概要を表 8-3-5-4 に示す。なお、 <u>総合品質評価の基準</u> を表 8-3-5-5 に示す。	テレビジョン電波の受信状況の概要を表 8-3-5-4 に示す。各調査地域における広域局、県域局及び中継局別の総合品質評価としては、各チャンネルの品質評価の中で、最下位の品質評価を集約し、整理した。なお、各チャンネルの品質評価の基準を表 8-3-5-5 に示す。
p. 8-3-5-6 表 8-3-5-5 各チャンネルの品質評価の基準	資料：「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）改訂版」（平成 22 年、（社）日本 CATV 技術協会）	資料：「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）改訂版」（平成 22 年、（社）日本 CATV 技術協会） p. 10
p. 8-3-5-9 表 8-3-5-7 予測結果（鉄道施設の存在に係る電波障害）	—	遮蔽障害の有無（鉄道施設からの距離）に障害の生じる方向を追記
p. 8-3-5-12 a) 回避又は低減に係る評価	計画路線周辺は、鉄道施設（嵩上式、駅、 <u>変電施設、保守基地</u> ）の存在による電波の遮蔽によってテレビジョン電波障害を生じる可能性があると予測されるが、事前の確認を行うとともに、事業実施後に障害が発生したと判断された場合は、受信施設の移設又は改良等の環境保全措置を講じることとしている。 以上により、鉄道施設（嵩上式、駅、 <u>変電施設、保守基地</u> ）の存在による電波障害の環境影響は、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、鉄道施設（嵩上式、駅、 <u>変電施設、保守基地</u> ）の存在に係る電波障害への影響について、一部の地域において影響があると予測したものの、表 8-3-5-9 に示す環境保全措置を確実に実施することから、電波障害に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。
p. 8-3-6-2 表 8-3-6-1 指定等文化財の状況	—	各指定等文化財について計画路線までの概ねの距離を追記
p. 8-3-6-14 表 8-3-6-2(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況	—	釜無川堤防址群及び滝沢川堤防址群に包含される堤防遺跡を追記
p. 8-3-6-22 図 8-3-6-2(7) 埋蔵	—	釜無川堤防址群及び滝沢川堤防址群に包含される堤防遺跡を追記

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																												
文化財包蔵地の分布状況																														
p. 8-3-6-27 表 8-3-6-3 土地の改変の可能性がある範囲内に存在する埋蔵文化財包蔵地	一	釜無川堤防址群に包含される堤防遺跡を追記																												
p. 8-3-6-34 図 8-3-6-3(7) 土地の改変の可能性がある範囲内に存在する埋蔵文化財包蔵地の分布状況	一	釜無川堤防址群に包含される堤防遺跡を追記																												
p. 8-3-6-38 表 8-3-6-4 環境保全措置の検討の状況（鉄道施設の存在に係る文化財）	<p>表 8-3-6-4 環境保全措置の検討の状況（鉄道施設の存在に係る文化財）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適切な構造及び工法の採用</td> <td>適</td> <td>適切な構造、工法等を採用することで文化財への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>試掘・確認調査及び発掘調査の実施</td> <td>適</td> <td>埋蔵文化財の範囲や性格等の把握が十分でない場合は、自治体など関係箇所との調整のうえ、必要な分量の試掘を行い、試掘結果、発掘調査を実施することで、実験操作のための発掘調査を実施する。これらにより文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>遺跡の発見に関する届出</td> <td>適</td> <td>法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡が発見されたときは、その旨を教育委員会等へ届出をし、その後の取扱いについては関係箇所と協議を行い、対処することで、文化財への影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	適切な構造及び工法の採用	適	適切な構造、工法等を採用することで文化財への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	試掘・確認調査及び発掘調査の実施	適	埋蔵文化財の範囲や性格等の把握が十分でない場合は、自治体など関係箇所との調整のうえ、必要な分量の試掘を行い、試掘結果、発掘調査を実施することで、実験操作のための発掘調査を実施する。これらにより文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。	遺跡の発見に関する届出	適	法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡が発見されたときは、その旨を教育委員会等へ届出をし、その後の取扱いについては関係箇所と協議を行い、対処することで、文化財への影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。	<p>表 8-3-6-4 環境保全措置の検討の状況（鉄道施設の存在に係る文化財）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適切な構造及び工法の採用</td> <td>適</td> <td>必要な範囲で押上への仮設物の設置や橋脚の設置を避ける等、文化財への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>試掘・確認調査及び発掘調査の実施</td> <td>適</td> <td>事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、自治体等関係機関との調整のうえ、必要な分量の試掘を行い、試掘結果、発掘調査を実施することで、実験操作のための発掘調査を実施する。これらにより文化財への影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>遺跡の発見に関する届出</td> <td>適</td> <td>法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡が発見されたときは、その旨を教育委員会等へ届出をし、その後の取扱いについては関係機関と協議を行い、対処することで、文化財への影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	適切な構造及び工法の採用	適	必要な範囲で押上への仮設物の設置や橋脚の設置を避ける等、文化財への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	試掘・確認調査及び発掘調査の実施	適	事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、自治体等関係機関との調整のうえ、必要な分量の試掘を行い、試掘結果、発掘調査を実施することで、実験操作のための発掘調査を実施する。これらにより文化財への影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。	遺跡の発見に関する届出	適	法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡が発見されたときは、その旨を教育委員会等へ届出をし、その後の取扱いについては関係機関と協議を行い、対処することで、文化財への影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。				
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																												
適切な構造及び工法の採用	適	適切な構造、工法等を採用することで文化財への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。																												
試掘・確認調査及び発掘調査の実施	適	埋蔵文化財の範囲や性格等の把握が十分でない場合は、自治体など関係箇所との調整のうえ、必要な分量の試掘を行い、試掘結果、発掘調査を実施することで、実験操作のための発掘調査を実施する。これらにより文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。																												
遺跡の発見に関する届出	適	法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡が発見されたときは、その旨を教育委員会等へ届出をし、その後の取扱いについては関係箇所と協議を行い、対処することで、文化財への影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。																												
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																												
適切な構造及び工法の採用	適	必要な範囲で押上への仮設物の設置や橋脚の設置を避ける等、文化財への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。																												
試掘・確認調査及び発掘調査の実施	適	事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、自治体等関係機関との調整のうえ、必要な分量の試掘を行い、試掘結果、発掘調査を実施することで、実験操作のための発掘調査を実施する。これらにより文化財への影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。																												
遺跡の発見に関する届出	適	法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡が発見されたときは、その旨を教育委員会等へ届出をし、その後の取扱いについては関係機関と協議を行い、対処することで、文化財への影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。																												
p. 8-3-6-38 表 8-3-6-5(1) 環境保全措置の内容（鉄道施設の存在に係る文化財）	<p>表 8-3-6-5(1) 環境保全措置の内容（鉄道施設の存在に係る文化財）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>適切な構造及び工法の採用</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>文化財の改変区域</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>計画時及び工事中</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>適切な構造、工法等を採用することで文化財への影響を回避又は低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	適切な構造及び工法の採用	実施内容	文化財の改変区域	時期・期間	計画時及び工事中	環境保全措置の効果	適切な構造、工法等を採用することで文化財への影響を回避又は低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-3-6-5(1) 環境保全措置の内容（鉄道施設の存在に係る文化財）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>適切な構造及び工法の採用</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>文化財の改変区域</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>計画時及び工事中</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>必要な範囲で押上への仮設物の設置や橋脚の設置を避ける等、文化財への影響を回避又は低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	適切な構造及び工法の採用	実施内容	文化財の改変区域	時期・期間	計画時及び工事中	環境保全措置の効果	必要な範囲で押上への仮設物の設置や橋脚の設置を避ける等、文化財への影響を回避又は低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	適切な構造及び工法の採用																													
実施内容	文化財の改変区域																													
時期・期間	計画時及び工事中																													
環境保全措置の効果	適切な構造、工法等を採用することで文化財への影響を回避又は低減できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	適切な構造及び工法の採用																													
実施内容	文化財の改変区域																													
時期・期間	計画時及び工事中																													
環境保全措置の効果	必要な範囲で押上への仮設物の設置や橋脚の設置を避ける等、文化財への影響を回避又は低減できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
p. 8-3-6-39 表 8-3-6-5(2) 環境保全措置の内容（鉄道施設の存在に係る文化財）	<p>表 8-3-6-5(2) 環境保全措置の内容（鉄道施設の存在に係る文化財）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>試掘・確認調査及び発掘調査の実施</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>文化財の改変区域</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>事前</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、必要となる届出を行い、必要により試掘・確認調査を実施したうえで、記録保存のための発掘調査を実施することにより文化財への影響を回避又は低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	試掘・確認調査及び発掘調査の実施	実施内容	文化財の改変区域	時期・期間	事前	環境保全措置の効果	事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、必要となる届出を行い、必要により試掘・確認調査を実施したうえで、記録保存のための発掘調査を実施することにより文化財への影響を回避又は低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-3-6-5(2) 環境保全措置の内容（鉄道施設の存在に係る文化財）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>試掘・確認調査及び発掘調査の実施</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>文化財の改変区域</td> </tr> <tr> <td>時期・期間</td> <td>工事前</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、自治体等関係機関との調整のうえ、必要となる届出を行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するための発掘調査を実施する。これらにより文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	試掘・確認調査及び発掘調査の実施	実施内容	文化財の改変区域	時期・期間	工事前	環境保全措置の効果	事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、自治体等関係機関との調整のうえ、必要となる届出を行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するための発掘調査を実施する。これらにより文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	試掘・確認調査及び発掘調査の実施																													
実施内容	文化財の改変区域																													
時期・期間	事前																													
環境保全措置の効果	事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、必要となる届出を行い、必要により試掘・確認調査を実施したうえで、記録保存のための発掘調査を実施することにより文化財への影響を回避又は低減できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	試掘・確認調査及び発掘調査の実施																													
実施内容	文化財の改変区域																													
時期・期間	工事前																													
環境保全措置の効果	事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、自治体等関係機関との調整のうえ、必要となる届出を行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するための発掘調査を実施する。これらにより文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
p. 8-3-6-40 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、 <u>鉄道施設（トンネル、地表式又は掘削式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る文化財への影響を回避又は低減させるために表 8-3-6-5 に示した環境保全措置を確実に実施することから、文化財への影響は事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。</u>	本事業では、表 8-3-6-5 に示した環境保全措置を確実に実施することから、 <u>鉄道施設（トンネル、地表式又は掘削式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る文化財への影響の回避又は低減が図られていると評価する。</u>																												
p. 8-3-7-21 ア)回避又は低減に係る評価	事業者により実行可能な範囲内で <u>磁界の影響を回避又は低減が図られていると評価する。</u>	本事業では、 <u>列車の走行（地下を走行する場合を除く。）による磁界の影響について、基準値よりも十分小さく、回避又は低減が図られていると評価する。</u>																												
p. 8-4-1-17 表 8-4-1-4(2) 調査期間等（動物）	(鳥類、希少猛禽類、定点観察法、第 2 営巣期、繁殖期、調査実施日) 平成 25 年 5 月 20 日～23 日	(鳥類、希少猛禽類、定点観察法、第 2 営巣期、繁殖期、調査実施日) 平成 25 年 5 月 21 日～23 日																												
p. 8-4-1-20 表 8-4-1-8 現地調査で確認された重要な哺乳類の確認位置	一	追記																												
p. 8-4-1-22 表 8-4-1-9 鳥類現地調査結果の概要	(確認種数) 夏季：13 目 38 科 80 種 冬季：14 目 38 科 102 種	(確認種数) 夏季：13 目 38 科 81 種 冬季：14 目 38 科 103 種																												

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-4-1-25 表 8-4-1-11 現地調査で確認された重要な鳥類の確認位置	—	追記
p. 8-4-1-28 表 8-4-1-14 現地調査で確認された重要な爬虫類の確認位置	—	追記
p. 8-4-1-30 表 8-4-1-17 現地調査で確認された重要な両生類の確認位置	—	追記
p. 8-4-1-34 表 8-4-1-20 現地調査で確認された重要な昆虫類の確認位置	—	追記
p. 8-4-1-38 表 8-4-1-23 現地調査で確認された重要な魚類の確認位置	—	追記
p. 8-4-1-39 ア) 底生動物の状況	現地調査において 32 目 139 科 432 種の底生動物が確認された（「資料編 11-1-7 底生動物」参照）。現地調査結果の概要を表 8-4-1-17 に示す。	現地調査において 31 目 134 科 411 種の底生動物が確認された（「資料編 14-1-7 底生動物」参照）。現地調査結果の概要を表 8-4-1-24 に示す。
p. 8-4-1-39 表 8-4-1-24 底生動物現地調査結果の概要	(確認種数) 秋季 : 28 目 111 科 272 種 計 : 32 目 139 科 432 種	(確認種数) 秋季 : 28 目 111 科 256 種 計 : 31 目 134 科 411 種
p. 8-4-1-41 表 8-4-1-26 現地調査で確認された重要な底生動物の確認位置	—	追記
p. 8-4-1-45 図 8-4-1-2 影響予測の手順		

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-4-1-52 表 8-4-1-29(2) 重要な哺乳類の予測結果	(ニホンキクガシラコウモリ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である樹林環境や溪流環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(ニホンキクガシラコウモリ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である樹林環境や溪流環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に <u>河川、森林など</u> 同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-55 表 8-4-1-29(9) 重要な哺乳類の予測結果	(ニホンツキノワグマ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である樹林環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(ニホンツキノワグマ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である樹林環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に <u>落葉広葉樹林など</u> 同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-56 表 8-4-1-29(10) 重要な哺乳類の予測結果	(ニホンカモシカ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である樹林環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(ニホンカモシカ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である樹林環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に <u>落葉広葉樹林、針広混交林など</u> 同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-56 表 8-4-1-29(11) 重要な哺乳類の予測結果	(ホンドモモンガ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である樹林環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(ホンドモモンガ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である樹林環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に <u>森林など</u> 同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-57 表 8-4-1-29(12) 重要な哺乳類の予測結果	(ニッコウムササビ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である樹林環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(ニッコウムササビ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である樹林環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に <u>自然林、発達した二次林、針葉樹林など</u> 同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-60 表 8-4-1-30(2) 重要な鳥類の予測結果	(ミゾゴイ、予測結果、工事の実施) 本種は採餌等で沢筋を利用することから、富士川町最勝寺地区、富士川町高下地区では工事の実施により生息環境の一部が消失、縮小する可能性がある。なお、工事の実施に伴う夜間照明は、必要に応じて <u>極力外部に向かないように配慮</u> することにより、生息環境への影響は小さい。また、工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、生息環境への影響は及ばない。	(ミゾゴイ、予測結果、工事の実施) 本種は採餌等で沢筋を利用することから、富士川町最勝寺地区、富士川町高下地区では工事の実施により生息環境の一部が消失、縮小する可能性がある。 <u>工事の実施に伴う騒音・振動により、本種の生息環境に変化が生じる可能性がある。</u> なお、工事の実施に伴う夜間照明は、必要に応じて <u>照明の漏れ出しの抑制</u> することにより、 <u>本種の生息環境への影響は小さい</u> 。また、工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、 <u>本種の生息環境への影響は及ばない</u> 。
p. 8-4-1-62 表 8-4-1-30(6) 重要な鳥類の予測結果	(ケリ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である水田の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(ケリ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である水田の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に <u>水田、河原など</u> 同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-64 表 8-4-1-30(8) 重要な鳥類の予測結果	(コアジサシ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である河川環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(コアジサシ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である河川環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に <u>河原など</u> 同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全され

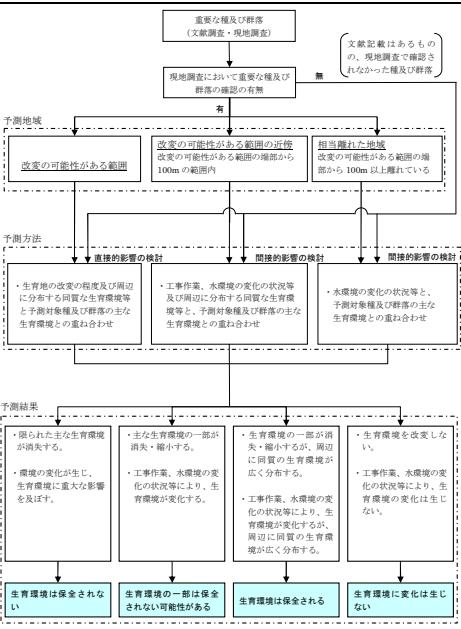
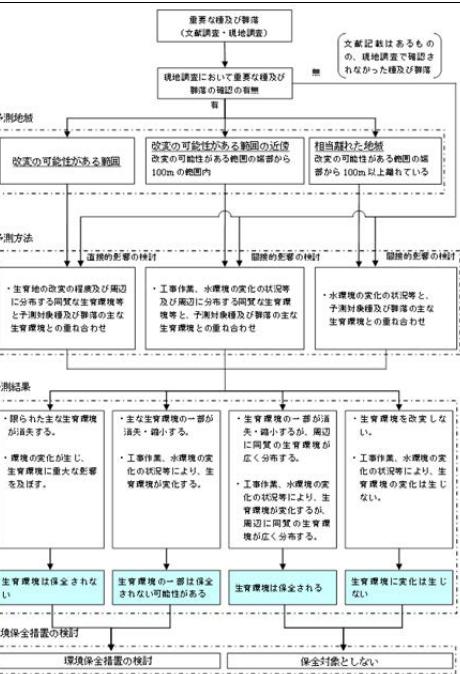
評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-4-1-65 表 8-4-1-30(10) 重要な鳥類の予測結果	(ハチクマ、予測結果、工事の実施) 笛吹市で営巣が確認された1地点（改変の可能性がある範囲の近傍）については、営巣エリアの一部が改変の可能性がある範囲に含まれ、工事の実施により、繁殖環境及び採餌環境の一部は消失・縮小する可能性があることから生息環境の一部は保全されない可能性がある。 <u>また、もう1地点（相当離れた地域）</u> については、本種は事業地周辺を広い行動圏の一部として利用しているが、周辺には同質の環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	る。 (ハチクマ、予測結果、工事の実施) 笛吹市で営巣が確認された1地点（改変の可能性がある範囲の近傍）については、営巣エリアの一部が改変の可能性がある範囲に含まれ、工事の実施により、繁殖環境及び採餌環境の一部は消失・縮小する可能性があることから生息環境の一部は保全されない可能性がある。 <u>また、工事の実施に伴う騒音・振動により、本種の生息環境に変化が生じる可能性がある。</u> もう1地点（相当離れた地域）については、本種は事業地周辺を広い行動圏の一部として利用しているが、周辺には <u>丘陵地や低山の山林など</u> 同質の環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-66 表 8-4-1-30(12) 重要な鳥類の予測結果	(ツミ、予測結果、工事の実施) また、工事の実施により、広い行動圏の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺には同質の環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(ツミ、予測結果、工事の実施) また、工事の実施により、広い行動圏の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺には <u>林など</u> 同質の環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-66 表 8-4-1-30(13) 重要な鳥類の予測結果	(ハイタカ、予測結果、工事の実施) また、工事の実施により、広い行動圏の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺には同質の環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(ハイタカ、予測結果、工事の実施) また、工事の実施により、広い行動圏の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺には <u>林など</u> 同質の環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-67 表 8-4-1-30(14) 重要な鳥類の予測結果	(オオタカ、予測結果、工事の実施) これらのことから笛吹市の1ペアについては、生息環境の一部は保全されない可能性がある。 (中略) また、工事の実施により、広い行動圏の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺には同質の環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(オオタカ、予測結果、工事の実施) これらのことから笛吹市の1ペアについては、生息環境の一部は保全されない可能性がある。 <u>また、工事の実施に伴う騒音・振動により、本種の生息環境に変化が生じる可能性がある。</u> (中略) また、工事の実施により、広い行動圏の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺には <u>アカツツ林やコナラ林など</u> 同質の環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-68 表 8-4-1-30(15) 重要な鳥類の予測結果	(サシバ、確認状況) 上野原市、都留市、笛吹市、富士川町、早川町で合計555例が確認された。その内、富士川町、早川町で合計6ペアが確認され、3ペアの繁殖成功、1ペアの繁殖途中での失敗が確認された。また、営巣については、改変の可能性がある範囲の近傍で1地点確認された。	(サシバ、確認状況) 上野原市、都留市、笛吹市、富士川町、早川町で合計555例が確認された。その内、富士川町、早川町で合計6ペアが確認され、3ペアの繁殖成功、1ペアの繁殖途中での失敗が確認された。また、営巣については、改変の可能性がある範囲の近傍で1地点、 <u>相当離れた地域</u> で3地点確認された。
p. 8-4-1-68 表 8-4-1-30(15) 重要な鳥類の予測結果	(サシバ、予測結果、工事の実施) なお、2地点とも繁殖活動が確認されたのは平成24年のみで、平成25年には繁殖活動が認められていないことから、安定した繁殖地にはなっていない可能性がある。これらのことから富士川町の2ペアについては、生息環境の一部は保全されない可能性がある。 (中略) また、工事の実施により、広い行動圏の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺	(サシバ、予測結果、工事の実施) なお、2地点とも繁殖活動が確認されたのは平成24年のみで、平成25年には繁殖活動が認められていないことから、安定した繁殖地にはなっていない可能性がある。 <u>また、工事の実施に伴う騒音・振動により、本種の生息環境に変化が生じる可能性がある。</u> これらのことから富士川町の2ペアについては、生息環境の一部は保全されない可能性がある。 (中略)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
	には同質の環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	また、工事の実施により、広い行動圏の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺には森林、水田など同質の環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-68 表 8-4-1-30(16) 重要な鳥類の予測結果	(イヌワシ、予測結果、工事の実施) また、工事の実施により、広い行動圏の一部が消失、縮小する可能性があるが、本種の出現は一時期であり、周辺には同質の環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	イヌワシ、予測結果、工事の実施) また、工事の実施により、広い行動圏の一部が消失、縮小する可能性があるが、本種の出現は一時期であり、周辺には山地の広葉樹林や針葉樹林など同質の環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-69 表 8-4-1-30(17) 重要な鳥類の予測結果	(クマタカ、確認状況) 上野原市、都留市、笛吹市、富士川町、早川町で合計 1648 例が確認された。 その内、上野原市、富士川町、早川町で 8 ペアが確認され、3 ペアの繁殖成功、3 ペアの繁殖失敗が確認された。また、営巣については、改変の可能性がある範囲の近傍で 2 地点、相当離れた地域で 5 地点確認された。	(クマタカ、確認状況) 上野原市、都留市、笛吹市、富士川町、早川町で合計 1649 例が確認された。 その内、上野原市、富士川町、早川町で 8 ペアが確認され、2 ペアの繁殖成功が確認された。また、営巣については、改変の可能性がある範囲の近傍で 2 地点、相当離れた地域で 5 地点確認された。
p. 8-4-1-69 表 8-4-1-30(17) 重要な鳥類の予測結果	(クマタカ、予測結果、工事の実施) もう 1 ペアは、古巣が改変の可能性がある範囲の対岸の斜面であり、標高差も 250m 以上あることから繁殖環境への影響は小さいと考えられる。これらのことから生息環境の一部は保全されない可能性がある。 (中略) また、工事の実施により、広い行動圏の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺には同質の環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(クマタカ、予測結果、工事の実施) もう 1 ペアは、古巣が改変の可能性がある範囲の対岸の斜面であり、標高差も 200m 以上あることから繁殖環境への影響は小さいと考えられる。また、工事の実施に伴う騒音・振動により、本種の生息環境に変化が生じる可能性がある。これらのことから生息環境の一部は保全されない可能性がある。 (中略) また、工事の実施により、広い行動圏の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺には針葉樹林、広葉樹林など同質の環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-70 表 8-4-1-30(19) 重要な鳥類の予測結果	(フクロウ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である樹林環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(フクロウ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である樹林環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に樹林など同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-71 表 8-4-1-30(21) 重要な鳥類の予測結果	(アカショウビン、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である樹林環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(アカショウビン、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である樹林環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に落葉広葉樹林など同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-71 表 8-4-1-30(22) 重要な鳥類の予測結果	(カワセミ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である河川環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(カワセミ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である河川環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に河川など同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-72 表 8-4-1-30(23) 重要な鳥類の予測結果	(ブッポウソウ、確認状況) 都留市において合計 12 例が確認された。 春季、繁殖期及び夏季調査時に合計 12 例が確認された。	(ブッポウソウ、確認状況) 都留市において合計 10 例が確認された。 春季、繁殖期及び夏季調査時に合計 10 例が確認された。

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-4-1-72 表 8-4-1-30(23) 重要な鳥類の予測結果	(ブッポウソウ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である樹林環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(ブッポウソウ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である樹林環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に <u>広葉樹林、スギ・ヒノキ林など</u> 同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-73 表 8-4-1-30(26) 重要な鳥類の予測結果	(ハヤブサ、予測結果、工事の実施) また、工事の実施により、広い行動圏の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺には同質の環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(ハヤブサ、予測結果、工事の実施) また、工事の実施により、広い行動圏の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺には <u>平地から山地帯の開けた場所など</u> 同質の環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-74 表 8-4-1-30(27) 重要な鳥類の予測結果	(サンショウクイ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である樹林環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(サンショウクイ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である樹林環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に <u>広葉樹林など</u> 同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-75 表 8-4-1-30(28) 重要な鳥類の予測結果	(サンコウチョウ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である樹林環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(サンコウチョウ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である樹林環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に <u>山地の暗い林など</u> 同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-78 表 8-4-1-30(35) 重要な鳥類の予測結果	(クロジ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である樹林環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。また、間接的影響による生息環境の変化は生じない。	(クロジ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である樹林環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に <u>落葉広葉樹林、針広混交林、針葉樹林など</u> 同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。また、間接的影響による生息環境の変化は生じない。
p. 8-4-1-81 表 8-4-1-31(4) 重要な爬虫類の予測結果	(シマヘビ、予測結果、工事の実施) しかし、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(シマヘビ、予測結果、工事の実施) しかし、周辺に <u>山地、水田、山道、草原、畑など</u> 同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-82 表 8-4-1-31(5) 重要な爬虫類の予測結果	(シロマダラ、予測結果、工事の実施) しかし、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(シロマダラ、予測結果、工事の実施) しかし、周辺に <u>山林など</u> 同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-83 表 8-4-1-32(1) 重要な両生類の予測結果	(アカハライモリ、予測結果、工事の実施) しかし、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(アカハライモリ、予測結果、工事の実施) しかし、周辺に <u>水田、湿地など</u> 同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-84 表 8-4-1-32(3) 重要な両生類の予測結果	(ナガレタゴガエル、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である溪流環境や樹林環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(ナガレタゴガエル、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である溪流環境や樹林環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に <u>森林や溪流などの</u> 同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-86 表 8-4-1-33(1) 重要な昆虫類の予測結果	(ムカシトンボ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である溪流環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(ムカシトンボ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である溪流環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に <u>森林に囲まれた急流など</u> 同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-4-1-91 表 8-4-1-33(15) 重要な昆虫類の予測結果	(ケブカツヤオオアリ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。また、間接的影響による生息環境の変化は生じない。	(ケブカツヤオオアリ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に <u>山麓や河岸など</u> 同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。また、間接的影響による生息環境の変化は生じない。
p. 8-4-1-92 表 8-4-1-33(16) 重要な昆虫類の予測結果	(トゲアリ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(トゲアリ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に <u>樹林がみられ、立木の根際など</u> 同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-93 表 8-4-1-33(19) 重要な昆虫類の予測結果	(オオチャバネセセリ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である草地環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(オオチャバネセセリ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である草地環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に <u>雑木林周辺の林縁部、疎林、ササ原、草地など</u> 同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
p. 8-4-1-94 表 8-4-1-33(21) 重要な昆虫類の予測結果	(オオムラサキ、予測結果、工事の実施) 本種が確認された富士川町最勝寺地区の1地点、早川町広河原地区の1地点は改変の可能性がある範囲であった。工事の実施により生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。工事の実施に伴う夜間照明は、必要に応じて照明の漏れ出しの抑制をすることにより、生息環境の変化は生じない。	(オオムラサキ、予測結果、工事の実施) 本種が確認された富士川町最勝寺地区の1地点、早川町広河原地区の1地点は改変の可能性がある範囲であった。工事の実施により生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に <u>クヌギ、エノキなど</u> 同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。工事の実施に伴う夜間照明は、必要に応じて照明の漏れ出しの抑制をすることにより、生息環境の変化は生じない。
p. 8-4-1-95 表 8-4-1-33(22) 重要な昆虫類の予測結果	(サトキマダラヒカゲ、予測結果、工事の実施) 本種が確認された富士川町高下地区の1地点は改変の可能性がある範囲であった。工事の実施により生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。工事の実施に伴う夜間照明は、必要に応じて照明の漏れ出しの抑制をすることにより、生息環境の変化は生じない。	(サトキマダラヒカゲ、予測結果、工事の実施) 本種が確認された富士川町高下地区の1地点は改変の可能性がある範囲であった。工事の実施により生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に <u>樹林など</u> 同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。工事の実施に伴う夜間照明は、必要に応じて照明の漏れ出しの抑制をすることにより、生息環境の変化は生じない。
p. 8-4-1-95 表 8-4-1-33(23) 重要な昆虫類の予測結果	(コシロシタバ、予測結果、工事の実施) 本種が確認された富士川町最勝寺地区の1地点は改変の可能性がある範囲であった。工事の実施により生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。工事の実施に伴う夜間照明は、必要に応じて照明の漏れ出しの抑制をすることにより、生息環境の変化は生じない。	(コシロシタバ、予測結果、工事の実施) 本種が確認された富士川町最勝寺地区の1地点は改変の可能性がある範囲であった。工事の実施により生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に <u>二次林など</u> 同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。工事の実施に伴う夜間照明は、必要に応じて照明の漏れ出しの抑制をすることにより、生息環境の変化は生じない。
p. 8-4-1-98 表 8-4-1-34(4) 重要な魚類の予測結果	(ヤマメ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である渓流環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。	(ヤマメ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である渓流環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に <u>渓流など</u> 同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全され

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																																																																																															
p. 8-4-1-100 表 8-4-1-34(7) 重要な魚類の予測結果	(カジカ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である止水域・緩流域の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生息環境が広く分布する。	る。 (カジカ、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生息環境である止水域・緩流域の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に渓流環境など同質の生息環境が広く分布する。																																																																																																															
p. 8-4-1-104 ア. 環境保全措置の検討の状況	「工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保」	「工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施」																																																																																																															
p. 8-4-1-105 表 8-4-1-36 環境保全措置の検討の状況(動物)	<p>表 8-4-1-28 環境保全措置の検討の状況(動物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>保全対象種</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要な種の生息地の全体又は一部を回避</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>重要な種の生息地への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>重要な種の生息地への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>侵入防止柵の設置</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>中型及び大型の哺乳類等の侵入による影響を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>小動物が脱出可能な側溝の設置</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>両生類・爬虫類等への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>資材運搬等の適正化</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>車両の運行ルートや配車計画を適切に行うことにより動物全般への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>營業環境の整備</td> <td>オオタカ、クマタカ</td> <td>適</td> <td>汚濁水の滋生を防ぐことにより、魚類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>鳥類等の繁殖環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>防音シート・低騒音・低振動型の建設機械の採用</td> <td>保全対象種(猛禽類等)全般</td> <td>適</td> <td>鳥類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>照明の漏れ出しの抑制</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>走光性の昆蟲等への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>コンディショニングの実施</td> <td>オオタカ、クマタカ</td> <td>適</td> <td>段階的に工事場幅を大きくして、徐々に工事に伴う騒音等に慣れさせること等により、人為的な擾乱等の影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事従事者への講習・指導</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>不用意な林内への立ち入りやゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な擾乱等の影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の計画段階で、林縁保護植栽による自然環境の確保の効果を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>付替え河川における多自然川づくり</td> <td>カワネズミ、オジロサナエ、コオノミジ、カジカ</td> <td>適</td> <td>当該河川の多自然化を図ることで、重要な種の生息環境への影響を代償できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 8-4-1-36 環境保全措置の検討の状況(動物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>保全対象種</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要な種の生息地の全体又は一部を回避</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>重要な種の生息地への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>重要な種の生息地への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>侵入防止柵の設置</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>中型及び大型の哺乳類等の侵入による影響を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>小動物が脱出可能な側溝の設置</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>両生類・爬虫類等への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>資材運搬等の適正化</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>車両の運行ルートや配車計画を適切に行うことにより動物全般への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>營業環境の整備</td> <td>オオタカ、クマタカ</td> <td>適</td> <td>汚濁水の滋生を防ぐことにより、魚類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>鳥類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>防音シート・低騒音・低振動型の建設機械の採用</td> <td>保全対象種(猛禽類等)全般</td> <td>適</td> <td>鳥類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>照明の漏れ出しの抑制</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>走光性の昆蟲類等への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>コンディショニングの実施</td> <td>オオタカ、クマタカ</td> <td>適</td> <td>段階的に工事場幅を大きくして、徐々に工事に伴う騒音等に慣れさせることにより、猛禽類等の重要な種への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事従事者への講習・指導</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>不用意な林内への立ち入りやゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な擾乱等の影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の計画段階で、林縁保護植栽による自然環境の確保の効果を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>付替え河川における多自然川づくり</td> <td>カワネズミ、オジロサナエ、コオノミジ、カジカ</td> <td>適</td> <td>当該河川の多自然化を図ることで、重要な種の生息環境への影響を代償できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	保全対象種	実施の適否	適否の理由	重要な種の生息地の全体又は一部を回避	保全対象種全般	適	重要な種の生息地への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	保全対象種全般	適	重要な種の生息地への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。	侵入防止柵の設置	保全対象種全般	適	中型及び大型の哺乳類等の侵入による影響を回避できることから、環境保全措置として採用する。	小動物が脱出可能な側溝の設置	保全対象種全般	適	両生類・爬虫類等への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	資材運搬等の適正化	保全対象種全般	適	車両の運行ルートや配車計画を適切に行うことにより動物全般への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	營業環境の整備	オオタカ、クマタカ	適	汚濁水の滋生を防ぐことにより、魚類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置	保全対象種全般	適	鳥類等の繁殖環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	防音シート・低騒音・低振動型の建設機械の採用	保全対象種(猛禽類等)全般	適	鳥類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	照明の漏れ出しの抑制	保全対象種全般	適	走光性の昆蟲等への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。	コンディショニングの実施	オオタカ、クマタカ	適	段階的に工事場幅を大きくして、徐々に工事に伴う騒音等に慣れさせること等により、人為的な擾乱等の影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事従事者への講習・指導	保全対象種全般	適	不用意な林内への立ち入りやゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な擾乱等の影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保	保全対象種全般	適	工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の計画段階で、林縁保護植栽による自然環境の確保の効果を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	付替え河川における多自然川づくり	カワネズミ、オジロサナエ、コオノミジ、カジカ	適	当該河川の多自然化を図ることで、重要な種の生息環境への影響を代償できることから、環境保全措置として採用する。	環境保全措置	保全対象種	実施の適否	適否の理由	重要な種の生息地の全体又は一部を回避	保全対象種全般	適	重要な種の生息地への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	保全対象種全般	適	重要な種の生息地への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。	侵入防止柵の設置	保全対象種全般	適	中型及び大型の哺乳類等の侵入による影響を回避できることから、環境保全措置として採用する。	小動物が脱出可能な側溝の設置	保全対象種全般	適	両生類・爬虫類等への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	資材運搬等の適正化	保全対象種全般	適	車両の運行ルートや配車計画を適切に行うことにより動物全般への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	營業環境の整備	オオタカ、クマタカ	適	汚濁水の滋生を防ぐことにより、魚類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置	保全対象種全般	適	鳥類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	防音シート・低騒音・低振動型の建設機械の採用	保全対象種(猛禽類等)全般	適	鳥類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	照明の漏れ出しの抑制	保全対象種全般	適	走光性の昆蟲類等への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。	コンディショニングの実施	オオタカ、クマタカ	適	段階的に工事場幅を大きくして、徐々に工事に伴う騒音等に慣れさせることにより、猛禽類等の重要な種への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事従事者への講習・指導	保全対象種全般	適	不用意な林内への立ち入りやゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な擾乱等の影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施	保全対象種全般	適	工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の計画段階で、林縁保護植栽による自然環境の確保の効果を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	付替え河川における多自然川づくり	カワネズミ、オジロサナエ、コオノミジ、カジカ	適	当該河川の多自然化を図ることで、重要な種の生息環境への影響を代償できることから、環境保全措置として採用する。
環境保全措置	保全対象種	実施の適否	適否の理由																																																																																																														
重要な種の生息地の全体又は一部を回避	保全対象種全般	適	重要な種の生息地への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	保全対象種全般	適	重要な種の生息地への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
侵入防止柵の設置	保全対象種全般	適	中型及び大型の哺乳類等の侵入による影響を回避できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
小動物が脱出可能な側溝の設置	保全対象種全般	適	両生類・爬虫類等への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
資材運搬等の適正化	保全対象種全般	適	車両の運行ルートや配車計画を適切に行うことにより動物全般への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
營業環境の整備	オオタカ、クマタカ	適	汚濁水の滋生を防ぐことにより、魚類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置	保全対象種全般	適	鳥類等の繁殖環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
防音シート・低騒音・低振動型の建設機械の採用	保全対象種(猛禽類等)全般	適	鳥類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
照明の漏れ出しの抑制	保全対象種全般	適	走光性の昆蟲等への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
コンディショニングの実施	オオタカ、クマタカ	適	段階的に工事場幅を大きくして、徐々に工事に伴う騒音等に慣れさせること等により、人為的な擾乱等の影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
工事従事者への講習・指導	保全対象種全般	適	不用意な林内への立ち入りやゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な擾乱等の影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保	保全対象種全般	適	工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の計画段階で、林縁保護植栽による自然環境の確保の効果を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
付替え河川における多自然川づくり	カワネズミ、オジロサナエ、コオノミジ、カジカ	適	当該河川の多自然化を図ることで、重要な種の生息環境への影響を代償できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
環境保全措置	保全対象種	実施の適否	適否の理由																																																																																																														
重要な種の生息地の全体又は一部を回避	保全対象種全般	適	重要な種の生息地への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	保全対象種全般	適	重要な種の生息地への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
侵入防止柵の設置	保全対象種全般	適	中型及び大型の哺乳類等の侵入による影響を回避できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
小動物が脱出可能な側溝の設置	保全対象種全般	適	両生類・爬虫類等への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
資材運搬等の適正化	保全対象種全般	適	車両の運行ルートや配車計画を適切に行うことにより動物全般への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
營業環境の整備	オオタカ、クマタカ	適	汚濁水の滋生を防ぐことにより、魚類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置	保全対象種全般	適	鳥類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
防音シート・低騒音・低振動型の建設機械の採用	保全対象種(猛禽類等)全般	適	鳥類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
照明の漏れ出しの抑制	保全対象種全般	適	走光性の昆蟲類等への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
コンディショニングの実施	オオタカ、クマタカ	適	段階的に工事場幅を大きくして、徐々に工事に伴う騒音等に慣れさせることにより、猛禽類等の重要な種への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
工事従事者への講習・指導	保全対象種全般	適	不用意な林内への立ち入りやゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な擾乱等の影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施	保全対象種全般	適	工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の計画段階で、林縁保護植栽による自然環境の確保の効果を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
付替え河川における多自然川づくり	カワネズミ、オジロサナエ、コオノミジ、カジカ	適	当該河川の多自然化を図ることで、重要な種の生息環境への影響を代償できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																														
p. 8-4-1-106 イ. 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	「工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保」	「工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施」																																																																																																															
p. 8-4-1-108 表 8-4-1 37(12) 環境保全措置の内容(動物)	<p>表 8-4-1-29(12) 環境保全措置の内容(動物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>保全対象種</th> <th>保全対象種全般</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲 工事用道路 工事中</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の緑化や林縁の保護绿化を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 8-4-1-37(12) 環境保全措置の内容(動物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>保全対象種</th> <th>保全対象種全般</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施内容</td> <td>位置・範囲 工事施工ヤード、工事用道路の必要箇所 工事中</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>改変する区域の一部に林縁保護植栽等を図ることで、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	保全対象種	保全対象種全般	種類・方法	工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保	実施内容	位置・範囲 工事用道路 工事中	環境保全措置の効果	工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の緑化や林縁の保護绿化を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	保全対象種	保全対象種全般	種類・方法	工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施	実施内容	位置・範囲 工事施工ヤード、工事用道路の必要箇所 工事中	環境保全措置の効果	改変する区域の一部に林縁保護植栽等を図ることで、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>計画路線は、計画段階において、大部分をトンネル構造にする等して、改変面積を極力小さくする計画とし、動物への影響の回避、低減を図っている。また、地上部区間においては、できる限り重要な種等が生息する地域を避け、重要な種への影響の回避、低減を図っている。</p> <p>一部の種については、生息環境の一部は保全されない可能性があると予測されたが、付替え河川における多自然川づくり、濁水処理施設の設置、低騒音・低振動型の建設機械の採用等の環境保全措置を実施することで、影響の回避、低減に努める。</p> <p>なお、付替え河川における多自然川づくり等は、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。</p> <p>このことから、環境への影響は事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されていると評価する。</p> <p>計画路線は、計画段階において、大部分をトンネル構造にする等して、改変面積を極力小さくする計画とし、動物への影響の回避、低減を図っている。また、地上部区間においては、できる限り重要な種等が生息する地域を避け、重要な種への影響の回避、低減を図っている。</p> <p>一部の種については、生息環境の一部は保全されない可能性があると予測されたが、付替え河川における多自然川づくり、濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置、防音シート・低騒音・低振動型の建設機械の採用等の環境保全措置を確実に実施することで、影響の回避、低減に努める。なお、付替え河川における多自然川づくり等は、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。</p> <p>このことから、動物に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。</p>																																																																																			
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																																																																																																
保全対象種	保全対象種全般																																																																																																																
種類・方法	工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保																																																																																																																
実施内容	位置・範囲 工事用道路 工事中																																																																																																																
環境保全措置の効果	工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の緑化や林縁の保護绿化を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できる。																																																																																																																
効果の不確実性	なし																																																																																																																
他の環境への影響	なし																																																																																																																
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																																																																																																
保全対象種	保全対象種全般																																																																																																																
種類・方法	工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施																																																																																																																
実施内容	位置・範囲 工事施工ヤード、工事用道路の必要箇所 工事中																																																																																																																
環境保全措置の効果	改変する区域の一部に林縁保護植栽等を図ることで、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																																
効果の不確実性	なし																																																																																																																
他の環境への影響	なし																																																																																																																

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-4-2-14 表 8-4-2-6 現地調査結果(高等植物に係る植物相)	(春季、種数) シダ植物 : 78 種子植物 被子植物 双子葉植物 離弁花類 : 413 合弁花類 : 186 單子葉植物 : 150 季節毎の種の合計 : 840	(春季、種数) シダ植物 : 81 種子植物 被子植物 双子葉植物 離弁花類 : 418 合弁花類 : 190 單子葉植物 : 155 季節毎の種の合計 : 857
p. 8-4-2-21～23 表 8-4-2-9 現地調査で確認された重要な種の確認位置	—	追記
p. 8-4-2-53 図 8-4-2-3 影響予測の手順(植物)		
p. 8-4-2-63 表 8-4-2-13(17) 重要な種の予測結果(植物)	(アズマイチゲ(キンポウゲ科)、確認状況) 都留市において合計1地点で確認された。 春季調査時に合計1地点で500個体が、相当離れた地域で確認された。	(アズマイチゲ(キンポウゲ科)、確認状況) 都留市において合計1地点で確認された。 早春季調査時に合計1地点で500個体が、相当離れた地域で確認された。
p. 8-4-2-65 表 8-4-2-13(24) 重要な種の予測結果(植物)	(ジンジソウ(ユキノシタ科)、予測結果、工事の実施) 近傍での樹林伐採により林内の乾燥化、日照条件の変化等、工事の実施により生育環境が変化する可能性があるが、周辺に同質の生育環境が広く分布する。	(ジンジソウ(ユキノシタ科)、予測結果、工事の実施) 近傍での樹林伐採により林内の乾燥化、日照条件の変化等、工事の実施により生育環境が変化する可能性があるが、周辺に山地の岩壁など同質の生育環境が広く分布する。
p. 8-4-2-71 表 8-4-2-13(35) 重要な種の予測結果(植物)	(カワヂシャ(ゴマノハグサ科)、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生育環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境が広く分布する。	(カワヂシャ(ゴマノハグサ科)、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生育環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に田のあぜ、川岸など同質の生育環境が広く分布する。
p. 8-4-2-77 表 8-4-2-13(45) 重要な種の予測結果(植物)	(マコモ(イネ科)、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生育環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境が広く分布する。	(マコモ(イネ科)、予測結果、工事の実施) 工事の実施により生育環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に川岸など同質の生育環境が広く分布する。
p. 8-4-2-82 ア. 環境保全措置の検討の状況	「工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保」	「工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施」

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																																												
p. 8-4-2-82 表 8-4-2-14 環境保全措置の検討の状況（植物）	<p align="center">表 8-4-2-12 環境保全措置の検討の状況（植物）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>保全対象種</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要な種の生育環境の全体又は一部を回避</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>重要な種の生育環境の全体又は一部を回避することで、影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>生育環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事施工ヤード等の緑化・林縁保護植栽による自然環境の確保</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>日々された改変の影響を緩和等により緩和を図ることで、地盤改良等によってできることがから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事従事者への講習・指導</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで、踏みつけ等による重要な種への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>汚濁水の発生が抑えられることで、水生植物等の生育環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>重要な種の移植・播種*</td> <td>ハカタシダ、ヒメカナ、ラブリオモチガ、カンタウキ、イモチガ、ノンタ、クサチモチガ、ジタデ、タチカラソウ、メハジキ、ヤマツボ、ヤマユリ、エビネ、サイハイラン</td> <td>適</td> <td>重要な種を移植・播種することで、種の消失による影響を代替できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	保全対象種	実施の適否	適否の理由	重要な種の生育環境の全体又は一部を回避	保全対象種全般	適	重要な種の生育環境の全体又は一部を回避することで、影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	保全対象種全般	適	生育環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事施工ヤード等の緑化・林縁保護植栽による自然環境の確保	保全対象種全般	適	日々された改変の影響を緩和等により緩和を図ることで、地盤改良等によってできることがから、環境保全措置として採用する。	工事従事者への講習・指導	保全対象種全般	適	工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで、踏みつけ等による重要な種への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置	保全対象種全般	適	汚濁水の発生が抑えられることで、水生植物等の生育環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	重要な種の移植・播種*	ハカタシダ、ヒメカナ、ラブリオモチガ、カンタウキ、イモチガ、ノンタ、クサチモチガ、ジタデ、タチカラソウ、メハジキ、ヤマツボ、ヤマユリ、エビネ、サイハイラン	適	重要な種を移植・播種することで、種の消失による影響を代替できることから、環境保全措置として採用する。	<p align="center">表 8-4-2-14 環境保全措置の検討の状況（植物）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>保全対象種</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要な種の生育環境の全体又は一部を回避</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>重要な種の生育環境の全体又は一部を回避することで、影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>生育環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>改変する区域の一面に工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の林縁の保護植栽を図ることにより、林内環境への影響を軽減する効果があることから環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事従事者への講習・指導</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで、踏みつけ等による重要な種への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>汚濁水の発生が抑えられることで、水生植物等の生育環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>重要な種の移植・播種*</td> <td>ハカタシダ、ヒメカナ、ラブリオモチガ、カンタウキ、イモチガ、ノンタ、ウグモチガ、シタデ、タチカラソウ、メハジキ、ヤマツボ、ヤマユリ、エビネ、サイハイラン</td> <td>適</td> <td>重要な種を移植・播種することで、種の消失による影響を代替できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>外来種の拡大抑制</td> <td>=</td> <td>適</td> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤード等の車両の洗浄等による化粧等に努めることで、外來種の拡大を抑制できる。ことから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	保全対象種	実施の適否	適否の理由	重要な種の生育環境の全体又は一部を回避	保全対象種全般	適	重要な種の生育環境の全体又は一部を回避することで、影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	保全対象種全般	適	生育環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施	保全対象種全般	適	改変する区域の一面に工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の林縁の保護植栽を図ることにより、林内環境への影響を軽減する効果があることから環境保全措置として採用する。	工事従事者への講習・指導	保全対象種全般	適	工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで、踏みつけ等による重要な種への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置	保全対象種全般	適	汚濁水の発生が抑えられることで、水生植物等の生育環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	重要な種の移植・播種*	ハカタシダ、ヒメカナ、ラブリオモチガ、カンタウキ、イモチガ、ノンタ、ウグモチガ、シタデ、タチカラソウ、メハジキ、ヤマツボ、ヤマユリ、エビネ、サイハイラン	適	重要な種を移植・播種することで、種の消失による影響を代替できることから、環境保全措置として採用する。	外来種の拡大抑制	=	適	資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤード等の車両の洗浄等による化粧等に努めることで、外來種の拡大を抑制できる。ことから、環境保全措置として採用する。
環境保全措置	保全対象種	実施の適否	適否の理由																																																											
重要な種の生育環境の全体又は一部を回避	保全対象種全般	適	重要な種の生育環境の全体又は一部を回避することで、影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																											
工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	保全対象種全般	適	生育環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																											
工事施工ヤード等の緑化・林縁保護植栽による自然環境の確保	保全対象種全般	適	日々された改変の影響を緩和等により緩和を図ることで、地盤改良等によってできることがから、環境保全措置として採用する。																																																											
工事従事者への講習・指導	保全対象種全般	適	工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで、踏みつけ等による重要な種への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																											
汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置	保全対象種全般	適	汚濁水の発生が抑えられることで、水生植物等の生育環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																											
重要な種の移植・播種*	ハカタシダ、ヒメカナ、ラブリオモチガ、カンタウキ、イモチガ、ノンタ、クサチモチガ、ジタデ、タチカラソウ、メハジキ、ヤマツボ、ヤマユリ、エビネ、サイハイラン	適	重要な種を移植・播種することで、種の消失による影響を代替できることから、環境保全措置として採用する。																																																											
環境保全措置	保全対象種	実施の適否	適否の理由																																																											
重要な種の生育環境の全体又は一部を回避	保全対象種全般	適	重要な種の生育環境の全体又は一部を回避することで、影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																											
工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	保全対象種全般	適	生育環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																											
工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施	保全対象種全般	適	改変する区域の一面に工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の林縁の保護植栽を図ることにより、林内環境への影響を軽減する効果があることから環境保全措置として採用する。																																																											
工事従事者への講習・指導	保全対象種全般	適	工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで、踏みつけ等による重要な種への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																											
汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置	保全対象種全般	適	汚濁水の発生が抑えられることで、水生植物等の生育環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																											
重要な種の移植・播種*	ハカタシダ、ヒメカナ、ラブリオモチガ、カンタウキ、イモチガ、ノンタ、ウグモチガ、シタデ、タチカラソウ、メハジキ、ヤマツボ、ヤマユリ、エビネ、サイハイラン	適	重要な種を移植・播種することで、種の消失による影響を代替できることから、環境保全措置として採用する。																																																											
外来種の拡大抑制	=	適	資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤード等の車両の洗浄等による化粧等に努めることで、外來種の拡大を抑制できる。ことから、環境保全措置として採用する。																																																											
p. 8-4-2-83 イ. 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）又は鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による植物に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「重要な種の生育環境の全体又は一部を回避」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」「 <u>工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保</u> 」「 <u>工事従事者への講習・指導</u> 」「 <u>汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置</u> 」及び「 <u>重要な種の移植・播種</u> 」を実施する。	本事業では、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）又は鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による植物に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「重要な種の生育環境の全体又は一部を回避」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」「 <u>工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施</u> 」「 <u>工事従事者への講習・指導</u> 」「 <u>重要な種の移植・播種</u> 」「 <u>汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置</u> 」「 <u>重要な種の移植・播種</u> 」及び「 <u>外來種の拡大抑制</u> 」を実施する。																																																												
p. 8-4-2-83 表 8-4-2-15(3) 環境保全措置の内容（植物）	<p align="center">表 8-4-2-13(3) 環境保全措置の内容（植物）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>保全対象種全般</th> </tr> <tr> <th>時期・期間</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の緑化や林縁の保護绿化化を図ることにより、重要な種の生育環境の変化に伴う植物への影響を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保	実施内容	保全対象種全般	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の緑化や林縁の保護绿化化を図ることにより、重要な種の生育環境の変化に伴う植物への影響を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p align="center">表 8-4-2-15(3) 環境保全措置の内容（植物）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>保全対象種全般</th> </tr> <tr> <th>時期・期間</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>変更する区域の一部に林縁保護植栽等を図ることで、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生育環境への影響を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施	実施内容	保全対象種全般	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	変更する区域の一部に林縁保護植栽等を図ることで、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生育環境への影響を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし																																
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																																													
種類・方法	工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保																																																													
実施内容	保全対象種全般																																																													
時期・期間	工事中																																																													
環境保全措置の効果	工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の緑化や林縁の保護绿化化を図ることにより、重要な種の生育環境の変化に伴う植物への影響を低減できる。																																																													
効果の不確実性	なし																																																													
他の環境への影響	なし																																																													
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																																													
種類・方法	工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施																																																													
実施内容	保全対象種全般																																																													
時期・期間	工事中																																																													
環境保全措置の効果	変更する区域の一部に林縁保護植栽等を図ることで、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生育環境への影響を低減できる。																																																													
効果の不確実性	なし																																																													
他の環境への影響	なし																																																													
p. 8-4-2-84 表 8-4-2-15(7) 環境保全措置の内容（植物）	—	<p align="center">表 8-4-2-15(7) 環境保全措置の内容（植物）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>外來種の拡大抑制</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>—</th> </tr> <tr> <th>時期・期間</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤード等の車両の洗浄等による化粧等に努めることで、外來種の拡大を抑制できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	外來種の拡大抑制	実施内容	—	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤード等の車両の洗浄等による化粧等に努めることで、外來種の拡大を抑制できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし																																														
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																																													
種類・方法	外來種の拡大抑制																																																													
実施内容	—																																																													
時期・期間	工事中																																																													
環境保全措置の効果	資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤード等の車両の洗浄等による化粧等に努めることで、外來種の拡大を抑制できる。																																																													
効果の不確実性	なし																																																													
他の環境への影響	なし																																																													
p. 8-4-2-86 ア) 回避又は低減に係る評価	計画路線は、計画段階において、大部分をトンネル構造にする等して、改変面積を極力小さくする計画とし、植物への影響の回避、低減を図っている。また、地上部区間においては、できる限り重要な種及び群落等が生育する地域を避け、重要な種及び群落への影響の回避、低減を図っている。 一部の種については、 <u>生育環境が保全されない又は生育環境の一部が保全されない</u> 可能性があると予測されたが、工事従事者への講習・指導等の環境保全措置を実施することで、影響の回避、低減に努める。 なお、重要な種の移植・播種については、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。 このことから、 <u>環境への影響は事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減され</u>	計画路線は、計画段階において、大部分をトンネル構造にする等して、改変面積を極力小さくする計画とし、植物への影響の回避、低減を図っている。また、地上部区間においては、できる限り重要な種及び群落等が生育する地域を避け、重要な種及び群落への影響の回避、低減を図っている。 一部の種については、 <u>生育環境の一部は保全されない</u> 可能性があると予測されたが、工事従事者への講習・指導等の環境保全措置を確実に実施することで、影響の回避、低減に努める。 なお、重要な種の移植・播種については、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。 このことから、 <u>植物に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。</u>																																																												

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																								
	ていると評価する。																									
p. 8-4-3-23 表 8-4-3-5 注目種等の選定の観点	資料：「環境アセスメント技術ガイド 生態系」（平成 14 年 10 月、財団法人自然環境研究センター）	資料：「環境アセスメント技術ガイド 生態系」（平成 14 年 10 月、財団法人自然環境研究センター） p. 34～35																								
p. 8-4-3-24 b) 注目種等の選定	表 8-4-3-4 で示した地域を特徴づける生態系の概況を踏まえ、表 8-4-3-5 における注目種等の選定の観点により表 8-4-3-6 に示す注目種等を選定した。	表 8-4-3-4 で示した地域を特徴づける生態系の概況を踏まえ、表 8-4-3-5 における注目種等の選定の観点により表 8-4-3-6 に示す注目種等を選定した。 なお、巨摩・赤石地域の里地・里山の生態系では、谷部に複数の計画施設があることから、地区全体の状況を踏まえた環境保全措置の検討が特に有効であると考えられる。このため、里地・里山の生態系において、谷部とその周辺の湿地環境・樹林環境等を利用するミゾゴイを、典型性の注目種として選定することとした。																								
p. 8-4-3-28 表 8-4-3-6(5) 注目種等の選定とその理由	—	典型性の注目種に以下を追記 <u>ミゾゴイ（鳥類）</u> ・谷間の渓流、山ぎわの湖沼のふち等で、サワガニ、ミミズ、魚類等を捕食する。 ・里地・里山の水辺環境を象徴する鳥類である。 ・現地調査での確認地点数が多い種である。																								
p. 8-4-3-33 表 8-4-3-7(4) 注目種等の生態一覧	—	典型性の注目種に以下を追記 表 8-4-3-7(4) 注目種等の生態一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>注目種等</th><th>項目</th><th>一般生態の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ミゾゴイ (鳥類)</td><td>分布状況</td><td>夏鳥として 4 月上旬ごろ渡来し、9 月から晩秋期にかけて分分布する。 東から 200m の範囲内</td></tr> <tr> <td></td><td>行動範囲</td><td>里地・里山の疎林に生息し、谷にせり出した枝の上等に営巣する。</td></tr> <tr> <td></td><td>繁殖場所等</td><td>谷間の溪流や山ぎわの湖沼のふち等で、サワガニ、ミミズ、魚類等を捕食する。</td></tr> <tr> <td></td><td>食性等</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>生態特性</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>現地調査での確認状況</td><td>落葉広葉樹林内の谷部において、谷にせり出したケヤキやサワグルミ等の枝上で複数の古巣が確認されたほか、鳴き声や林内で移動する個体が確認された。</td></tr> <tr> <td></td><td>確認状況</td><td></td></tr> </tbody> </table>	注目種等	項目	一般生態の内容	ミゾゴイ (鳥類)	分布状況	夏鳥として 4 月上旬ごろ渡来し、9 月から晩秋期にかけて分分布する。 東から 200m の範囲内		行動範囲	里地・里山の疎林に生息し、谷にせり出した枝の上等に営巣する。		繁殖場所等	谷間の溪流や山ぎわの湖沼のふち等で、サワガニ、ミミズ、魚類等を捕食する。		食性等			生態特性			現地調査での確認状況	落葉広葉樹林内の谷部において、谷にせり出したケヤキやサワグルミ等の枝上で複数の古巣が確認されたほか、鳴き声や林内で移動する個体が確認された。		確認状況	
注目種等	項目	一般生態の内容																								
ミゾゴイ (鳥類)	分布状況	夏鳥として 4 月上旬ごろ渡来し、9 月から晩秋期にかけて分分布する。 東から 200m の範囲内																								
	行動範囲	里地・里山の疎林に生息し、谷にせり出した枝の上等に営巣する。																								
	繁殖場所等	谷間の溪流や山ぎわの湖沼のふち等で、サワガニ、ミミズ、魚類等を捕食する。																								
	食性等																									
	生態特性																									
	現地調査での確認状況	落葉広葉樹林内の谷部において、谷にせり出したケヤキやサワグルミ等の枝上で複数の古巣が確認されたほか、鳴き声や林内で移動する個体が確認された。																								
	確認状況																									
p. 8-4-3-44 図 8-4-3-17 里地・里山の生態系（巨摩・赤石地域）における生態系模式断面図	—	典型性の注目種として、生態系模式断面図にミゾゴイを追記した。																								
p. 8-4-3-45 e) 里地及び里山の生態系（巨摩・赤石地域）	当該地域の生態系は、落葉広葉樹、植林地、果樹園、水田が主な生息・生育基盤となり、落葉広葉樹ではクヌギーコナラ群集等、植林地ではスギ・ヒノキ・サワラ植林等、果樹園・桑畠・茶畠では果樹園、水田では水田雑草群落、水辺ではヤナギ高木群落(VI)が主な生産者となっている。それらを食すオオムラサキ、ヒグラン、コシロシタバ、メスアカフキバッタ等の昆虫類が一次消費者、これらの昆虫類、植物の種子を採餌する肉食性もしくは雑食性のホンドアカネズミ、シジュウカラ、シマヘビ、アカハライモリ等が二次消費者として位置している。これらの消費者はホンドキツネ、オオタカ、サシバ等のより上位の消費者に捕食される。また、主な捕食者はいないが、草食性哺乳類のニホンジカが一次消費者、雑食性哺乳類のホンドザル、ニホンイノシシが二次消費者に位置している。	当該地域の生態系は、落葉広葉樹、植林地、果樹園、水田が主な生息・生育基盤となり、落葉広葉樹ではクヌギーコナラ群集等、植林地ではスギ・ヒノキ・サワラ植林等、果樹園・桑畠・茶畠では果樹園、水田では水田雑草群落、水辺ではヤナギ高木群落(VI)が主な生産者となっている。それらを食すオオムラサキ、ヒグラン、コシロシタバ、メスアカフキバッタ等の昆虫類が一次消費者、これらの昆虫類、植物の種子を採餌する肉食性もしくは雑食性のホンドアカネズミ、シジュウカラ、シマヘビ、アカハライモリ等が二次消費者として位置している。これらの消費者はホンドキツネ、クマタカ、サシバ等のより上位の消費者に捕食される。また、主な捕食者はいないが、草食性哺乳類のニホンジカが一次消費者、雑食性哺乳類のホンドザル、ニホンイノシシ、ミゾゴイが二次消費者に位置している。																								
p. 8-4-3-45 図 8-4-3-18 里地・	【鳥類】オオタカ、フクロウ	【鳥類】クマタカ、フクロウ																								

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																
里山の生態系(巨摩・赤石地域)における食物連鎖の模式図		典型性の注目種として、食物連鎖の模式図にミゾゴイを追記した。																																
p. 8-4-3-51 表 8-4-3-8 予測対象とする地域を特徴づける生態系における注目種等の一覧	—	典型性の注目種として、注目種等の一覧にミゾゴイを追記した。																																
p. 8-4-3-54 表 8-4-3-11 ホンドタヌキの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	表 8-4-3-11 ホンドタヌキの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	表 8-4-3-11 ホンドタヌキの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A. ハビタット面積(ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積(ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア</td> <td>351.8</td> <td>4.7</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>生息可能域エリア</td> <td>369.8</td> <td>5.7</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>繁殖可能域エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	A. ハビタット面積(ha)	B. 改変の可能性がある面積(ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア	351.8	4.7	1.3	生息可能域エリア	369.8	5.7	1.5				繁殖可能域エリアを含む	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア</td> <td>351.8</td> <td>4.6</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>生息可能域エリア</td> <td>369.8</td> <td>6.1</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>繁殖可能域エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)	B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア	351.8	4.6	1.3	生息可能域エリア	369.8	6.1	1.6				繁殖可能域エリアを含む
A. ハビタット面積(ha)	B. 改変の可能性がある面積(ha)	B/A (%)	記事																															
繁殖可能域エリア	351.8	4.7	1.3																															
生息可能域エリア	369.8	5.7	1.5																															
			繁殖可能域エリアを含む																															
A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)	B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)	B/A (%)	記事																															
繁殖可能域エリア	351.8	4.6	1.3																															
生息可能域エリア	369.8	6.1	1.6																															
			繁殖可能域エリアを含む																															
p. 8-4-3-57 表 8-4-3-14 クマタカの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	表 8-4-3-14 クマタカの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	表 8-4-3-14 クマタカの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A. ハビタット面積(ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積(ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖エリア</td> <td>249.1</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>生息エリア</td> <td>1,094.7</td> <td>6.4</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>繁殖エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	A. ハビタット面積(ha)	B. 改変の可能性がある面積(ha)	B/A (%)	記事	繁殖エリア	249.1	0.0	0.0	生息エリア	1,094.7	6.4	0.6				繁殖エリアを含む	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖エリア</td> <td>248.8</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>生息エリア</td> <td>1,093.4</td> <td>6.4</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>繁殖エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)	B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)	B/A (%)	記事	繁殖エリア	248.8	0.0	0.0	生息エリア	1,093.4	6.4	0.6				繁殖エリアを含む
A. ハビタット面積(ha)	B. 改変の可能性がある面積(ha)	B/A (%)	記事																															
繁殖エリア	249.1	0.0	0.0																															
生息エリア	1,094.7	6.4	0.6																															
			繁殖エリアを含む																															
A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)	B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)	B/A (%)	記事																															
繁殖エリア	248.8	0.0	0.0																															
生息エリア	1,093.4	6.4	0.6																															
			繁殖エリアを含む																															
p. 8-4-3-59 表 8-4-3-17 ホンドヒメネズミの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	表 8-4-3-17 ホンドヒメネズミの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	表 8-4-3-17 ホンドヒメネズミの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A. ハビタット面積(ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積(ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生息可能域エリア</td> <td>351.8</td> <td>4.5</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table>	A. ハビタット面積(ha)	B. 改変の可能性がある面積(ha)	B/A (%)	記事	生息可能域エリア	351.8	4.5	1.3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア</td> <td>351.8</td> <td>4.6</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table>	A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)	B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア	351.8	4.6	1.3																
A. ハビタット面積(ha)	B. 改変の可能性がある面積(ha)	B/A (%)	記事																															
生息可能域エリア	351.8	4.5	1.3																															
A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)	B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)	B/A (%)	記事																															
繁殖可能域エリア	351.8	4.6	1.3																															
p. 8-4-3-62 表 8-4-3-20 シシユウカラの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	表 8-4-3-20 シシユウカラの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	表 8-4-3-20 シシユウカラの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A. ハビタット面積(ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積(ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア</td> <td>238.1</td> <td>1.5</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>生息可能域エリア</td> <td>353.3</td> <td>5.1</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>繁殖可能域エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	A. ハビタット面積(ha)	B. 改変の可能性がある面積(ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア	238.1	1.5	0.6	生息可能域エリア	353.3	5.1	1.4				繁殖可能域エリアを含む	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア</td> <td>238.1</td> <td>1.5</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>生息可能域エリア</td> <td>353.3</td> <td>5.1</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>繁殖可能域エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)	B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア	238.1	1.5	0.6	生息可能域エリア	353.3	5.1	1.4				繁殖可能域エリアを含む
A. ハビタット面積(ha)	B. 改変の可能性がある面積(ha)	B/A (%)	記事																															
繁殖可能域エリア	238.1	1.5	0.6																															
生息可能域エリア	353.3	5.1	1.4																															
			繁殖可能域エリアを含む																															
A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)	B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)	B/A (%)	記事																															
繁殖可能域エリア	238.1	1.5	0.6																															
生息可能域エリア	353.3	5.1	1.4																															
			繁殖可能域エリアを含む																															
p. 8-4-3-65 表 8-4-3-23 アズマヒキガエルの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	表 8-4-3-23 アズマヒキガエルの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	表 8-4-3-23 アズマヒキガエルの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A. ハビタット面積(ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積(ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア/幼生の生息可能域エリア</td> <td>1.6</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>幼体・成体の生息可能域エリア</td> <td>125.8</td> <td>5.7</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>繁殖可能域エリア/幼生の生息可能域エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	A. ハビタット面積(ha)	B. 改変の可能性がある面積(ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア/幼生の生息可能域エリア	1.6	0.0	0.0	幼体・成体の生息可能域エリア	125.8	5.7	4.5				繁殖可能域エリア/幼生の生息可能域エリアを含む	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア/幼生の生息可能域エリア</td> <td>1.6</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>幼体・成体の生息可能域エリア</td> <td>125.8</td> <td>6.1</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>繁殖可能域エリア/幼生の生息可能域エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)	B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア/幼生の生息可能域エリア	1.6	0.0	0.0	幼体・成体の生息可能域エリア	125.8	6.1	4.8				繁殖可能域エリア/幼生の生息可能域エリアを含む
A. ハビタット面積(ha)	B. 改変の可能性がある面積(ha)	B/A (%)	記事																															
繁殖可能域エリア/幼生の生息可能域エリア	1.6	0.0	0.0																															
幼体・成体の生息可能域エリア	125.8	5.7	4.5																															
			繁殖可能域エリア/幼生の生息可能域エリアを含む																															
A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)	B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)	B/A (%)	記事																															
繁殖可能域エリア/幼生の生息可能域エリア	1.6	0.0	0.0																															
幼体・成体の生息可能域エリア	125.8	6.1	4.8																															
			繁殖可能域エリア/幼生の生息可能域エリアを含む																															
p. 8-4-3-68 表 8-4-3-26 カワネズミの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	表 8-4-3-26 カワネズミの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	表 8-4-3-26 カワネズミの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A. ハビタット面積(ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積(ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生息可能域エリア</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> <td>33.3</td> </tr> </tbody> </table>	A. ハビタット面積(ha)	B. 改変の可能性がある面積(ha)	B/A (%)	記事	生息可能域エリア	0.6	0.2	33.3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生息可能域エリア</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> <td>33.3</td> </tr> </tbody> </table>	A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)	B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)	B/A (%)	記事	生息可能域エリア	0.6	0.2	33.3																
A. ハビタット面積(ha)	B. 改変の可能性がある面積(ha)	B/A (%)	記事																															
生息可能域エリア	0.6	0.2	33.3																															
A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)	B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)	B/A (%)	記事																															
生息可能域エリア	0.6	0.2	33.3																															
p. 8-4-3-71 表 8-4-3-29 フクロウの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	表 8-4-3-29 フクロウの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	表 8-4-3-29 フクロウの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A. ハビタット面積(ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積(ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア</td> <td>146.8</td> <td>11.2</td> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td>生息可能域エリア</td> <td>225.2</td> <td>12.1</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>繁殖可能域エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	A. ハビタット面積(ha)	B. 改変の可能性がある面積(ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア	146.8	11.2	7.6	生息可能域エリア	225.2	12.1	5.4				繁殖可能域エリアを含む	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア</td> <td>208.7</td> <td>11.2</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>生息可能域エリア</td> <td>222.0</td> <td>12.1</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>繁殖可能域エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)	B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア	208.7	11.2	5.4	生息可能域エリア	222.0	12.1	5.5				繁殖可能域エリアを含む
A. ハビタット面積(ha)	B. 改変の可能性がある面積(ha)	B/A (%)	記事																															
繁殖可能域エリア	146.8	11.2	7.6																															
生息可能域エリア	225.2	12.1	5.4																															
			繁殖可能域エリアを含む																															
A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)	B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)	B/A (%)	記事																															
繁殖可能域エリア	208.7	11.2	5.4																															
生息可能域エリア	222.0	12.1	5.5																															
			繁殖可能域エリアを含む																															
p. 8-4-3-74 表 8-4-3-32 ホンドアカネズミの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	表 8-4-3-32 ホンドアカネズミの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	表 8-4-3-32 ホンドアカネズミの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A. ハビタット面積(ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積(ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア</td> <td>146.8</td> <td>11.2</td> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td>生息可能域エリア</td> <td>226.0</td> <td>12.3</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>繁殖可能域エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	A. ハビタット面積(ha)	B. 改変の可能性がある面積(ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア	146.8	11.2	7.6	生息可能域エリア	226.0	12.3	5.4				繁殖可能域エリアを含む	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア</td> <td>208.7</td> <td>11.2</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>生息可能域エリア</td> <td>226.1</td> <td>12.3</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>繁殖可能域エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)	B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア	208.7	11.2	5.4	生息可能域エリア	226.1	12.3	5.4				繁殖可能域エリアを含む
A. ハビタット面積(ha)	B. 改変の可能性がある面積(ha)	B/A (%)	記事																															
繁殖可能域エリア	146.8	11.2	7.6																															
生息可能域エリア	226.0	12.3	5.4																															
			繁殖可能域エリアを含む																															
A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)	B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)	B/A (%)	記事																															
繁殖可能域エリア	208.7	11.2	5.4																															
生息可能域エリア	226.1	12.3	5.4																															
			繁殖可能域エリアを含む																															
p. 8-4-3-77 表 8-4-3-35 シシユウカラの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	表 8-4-3-35 シシユウカラの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	表 8-4-3-35 シシユウカラの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A. ハビタット面積(ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積(ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア</td> <td>143.6</td> <td>7.8</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>生息可能域エリア</td> <td>209.6</td> <td>11.4</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>生息可能域エリアに繁殖可能域エリアが含まれる</td> </tr> </tbody> </table>	A. ハビタット面積(ha)	B. 改変の可能性がある面積(ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア	143.6	7.8	5.4	生息可能域エリア	209.6	11.4	5.4				生息可能域エリアに繁殖可能域エリアが含まれる	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア</td> <td>143.6</td> <td>7.8</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>生息可能域エリア</td> <td>209.6</td> <td>11.4</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>生息可能域エリアに繁殖可能域エリアが含まれる</td> </tr> </tbody> </table>	A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)	B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア	143.6	7.8	5.4	生息可能域エリア	209.6	11.4	5.4				生息可能域エリアに繁殖可能域エリアが含まれる
A. ハビタット面積(ha)	B. 改変の可能性がある面積(ha)	B/A (%)	記事																															
繁殖可能域エリア	143.6	7.8	5.4																															
生息可能域エリア	209.6	11.4	5.4																															
			生息可能域エリアに繁殖可能域エリアが含まれる																															
A. 予測の対象としたハビタットの面積(ha)	B. 改変の可能性がある範囲内ハビタット面積(ha)	B/A (%)	記事																															
繁殖可能域エリア	143.6	7.8	5.4																															
生息可能域エリア	209.6	11.4	5.4																															
			生息可能域エリアに繁殖可能域エリアが含まれる																															

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																														
p. 8-4-3-80 表 8-4-3-38 ゲンジボタルの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	<p>表 8-4-3-38 ゲンジボタルの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A. ハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生息可能性エリア</td> <td>1.4</td> <td>0.3</td> <td>21.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	生息可能性エリア	1.4	0.3	21.4		<p>表 8-4-3-38 ゲンジボタルの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生息可能性エリア</td> <td>1.4</td> <td>0.3</td> <td>21.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)	B/A (%)	記事	生息可能性エリア	1.4	0.3	21.4											
	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																												
生息可能性エリア	1.4	0.3	21.4																													
	A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)	B/A (%)	記事																												
生息可能性エリア	1.4	0.3	21.4																													
p. 8-4-3-83 表 8-4-3-41 ホンドキツネの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	<p>表 8-4-3-41 ホンドキツネの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A. ハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能性エリア</td> <td>357.1</td> <td>2.1</td> <td>0.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生息可能性エリア</td> <td>1,855.1</td> <td>20.3</td> <td>1.1</td> <td>生息可能性エリアに繁殖可能性エリアが含まれる</td> </tr> </tbody> </table>		A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能性エリア	357.1	2.1	0.6		生息可能性エリア	1,855.1	20.3	1.1	生息可能性エリアに繁殖可能性エリアが含まれる	<p>表 8-4-3-41 ホンドキツネの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能性エリア</td> <td>357.1</td> <td>2.1</td> <td>0.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生息可能性エリア</td> <td>1,855.1</td> <td>20.3</td> <td>1.1</td> <td>生息可能性エリアに繁殖可能性エリアが含まれる</td> </tr> </tbody> </table>		A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能性エリア	357.1	2.1	0.6		生息可能性エリア	1,855.1	20.3	1.1	生息可能性エリアに繁殖可能性エリアが含まれる
	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																												
繁殖可能性エリア	357.1	2.1	0.6																													
生息可能性エリア	1,855.1	20.3	1.1	生息可能性エリアに繁殖可能性エリアが含まれる																												
	A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)	B/A (%)	記事																												
繁殖可能性エリア	357.1	2.1	0.6																													
生息可能性エリア	1,855.1	20.3	1.1	生息可能性エリアに繁殖可能性エリアが含まれる																												
p. 8-4-3-87 表 8-4-3-44 アオバズクの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	<p>表 8-4-3-44 アオバズクの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A. ハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営巣可能性エリア</td> <td>1.2</td> <td>0.1</td> <td>8.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生息可能性エリア</td> <td>55.0</td> <td>1.1</td> <td>2.0</td> <td>繁殖可能性エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>		A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	営巣可能性エリア	1.2	0.1	8.3		生息可能性エリア	55.0	1.1	2.0	繁殖可能性エリアを含む	<p>表 8-4-3-44 アオバズクの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営巣可能性エリア</td> <td>4.8</td> <td>0.1</td> <td>2.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生息可能性エリア</td> <td>55.1</td> <td>1.1</td> <td>2.0</td> <td>繁殖可能性エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>		A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)	B/A (%)	記事	営巣可能性エリア	4.8	0.1	2.1		生息可能性エリア	55.1	1.1	2.0	繁殖可能性エリアを含む
	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																												
営巣可能性エリア	1.2	0.1	8.3																													
生息可能性エリア	55.0	1.1	2.0	繁殖可能性エリアを含む																												
	A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)	B/A (%)	記事																												
営巣可能性エリア	4.8	0.1	2.1																													
生息可能性エリア	55.1	1.1	2.0	繁殖可能性エリアを含む																												
p. 8-4-3-89 表 8-4-3-47 ホンシュウカヤネズミの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	<p>表 8-4-3-47 ホンシュウカヤネズミの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A. ハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生息可能性エリア</td> <td>279.1</td> <td>1.2</td> <td>0.4</td> <td>生息可能性エリアに繁殖可能性エリアが含まれる</td> </tr> </tbody> </table>		A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	生息可能性エリア	279.1	1.2	0.4	生息可能性エリアに繁殖可能性エリアが含まれる	<p>表 8-4-3-47 ホンシュウカヤネズミの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生息可能性エリア</td> <td>279.1</td> <td>1.2</td> <td>0.4</td> <td>生息可能性エリアに繁殖可能性エリアが含まれる</td> </tr> </tbody> </table>		A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)	B/A (%)	記事	生息可能性エリア	279.1	1.2	0.4	生息可能性エリアに繁殖可能性エリアが含まれる										
	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																												
生息可能性エリア	279.1	1.2	0.4	生息可能性エリアに繁殖可能性エリアが含まれる																												
	A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)	B/A (%)	記事																												
生息可能性エリア	279.1	1.2	0.4	生息可能性エリアに繁殖可能性エリアが含まれる																												
p. 8-4-3-93 表 8-4-3-50 ニホンアマガエルの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	<p>表 8-4-3-50 ニホンアマガエルの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A. ハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能性エリア／幼生の生息可能性エリア</td> <td>915.6</td> <td>12.9</td> <td>1.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幼体・成体の生息可能性エリア</td> <td>1,494.4</td> <td>18.6</td> <td>1.2</td> <td>繁殖可能性エリア／幼生の生息可能性エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>		A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能性エリア／幼生の生息可能性エリア	915.6	12.9	1.4		幼体・成体の生息可能性エリア	1,494.4	18.6	1.2	繁殖可能性エリア／幼生の生息可能性エリアを含む	<p>表 8-4-3-50 ニホンアマガエルの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能性エリア／幼生の生息可能性エリア</td> <td>915.6</td> <td>12.9</td> <td>1.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幼体・成体の生息可能性エリア</td> <td>1,494.4</td> <td>18.7</td> <td>1.2</td> <td>繁殖可能性エリア／幼生の生息可能性エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>		A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能性エリア／幼生の生息可能性エリア	915.6	12.9	1.4		幼体・成体の生息可能性エリア	1,494.4	18.7	1.2	繁殖可能性エリア／幼生の生息可能性エリアを含む
	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																												
繁殖可能性エリア／幼生の生息可能性エリア	915.6	12.9	1.4																													
幼体・成体の生息可能性エリア	1,494.4	18.6	1.2	繁殖可能性エリア／幼生の生息可能性エリアを含む																												
	A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)	B/A (%)	記事																												
繁殖可能性エリア／幼生の生息可能性エリア	915.6	12.9	1.4																													
幼体・成体の生息可能性エリア	1,494.4	18.7	1.2	繁殖可能性エリア／幼生の生息可能性エリアを含む																												
p. 8-4-3-95 図 8-4-3-33(2) 予測対象範囲のニホンアマガエルのハビタット図(2)	(凡例) 繁殖可能性エリア	(凡例) 繁殖可能性エリア／幼生の生息可能性エリア																														
p. 8-4-3-95 図 8-4-3-33(2) 予測対象範囲のニホンアマガエルのハビタット図(2)	(凡例) <u>生息可能性エリア</u>	(凡例) <u>幼体・成体の生息可能性エリア</u>																														
p. 8-4-3-97 表 8-4-3-53 オイカワの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	<p>表 8-4-3-53 オイカワの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A. ハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生息可能性エリア</td> <td>118.0</td> <td>0.5</td> <td>0.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	生息可能性エリア	118.0	0.5	0.4		<p>表 8-4-3-53 オイカワの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生息可能性エリア</td> <td>118.0</td> <td>0.5</td> <td>0.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)	B/A (%)	記事	生息可能性エリア	118.0	0.5	0.4											
	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																												
生息可能性エリア	118.0	0.5	0.4																													
	A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)	B/A (%)	記事																												
生息可能性エリア	118.0	0.5	0.4																													
p. 8-4-3-101 表 8-4-3-56 カワラバッタの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	<p>表 8-4-3-56 カワラバッタの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A. ハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生息可能性エリア</td> <td>90.7</td> <td>1.2</td> <td>1.3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	生息可能性エリア	90.7	1.2	1.3		<p>表 8-4-3-56 カワラバッタの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生息可能性エリア</td> <td>90.7</td> <td>1.2</td> <td>1.3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)	B/A (%)	記事	生息可能性エリア	90.7	1.2	1.3											
	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																												
生息可能性エリア	90.7	1.2	1.3																													
	A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)	B/A (%)	記事																												
生息可能性エリア	90.7	1.2	1.3																													
p. 8-4-3-105 表 8-4-3-59 ホンドタヌキの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	<p>表 8-4-3-59 ホンドタヌキの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A. ハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能性エリア</td> <td>155.9</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生息可能性エリア</td> <td>1,144.6</td> <td>8.0</td> <td>0.7</td> <td>繁殖可能性エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>		A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能性エリア	155.9	1.0	0.6		生息可能性エリア	1,144.6	8.0	0.7	繁殖可能性エリアを含む	<p>表 8-4-3-59 ホンドタヌキの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能性エリア</td> <td>155.9</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生息可能性エリア</td> <td>1,144.6</td> <td>8.0</td> <td>0.7</td> <td>繁殖可能性エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>		A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能性エリア	155.9	1.0	0.6		生息可能性エリア	1,144.6	8.0	0.7	繁殖可能性エリアを含む
	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																												
繁殖可能性エリア	155.9	1.0	0.6																													
生息可能性エリア	1,144.6	8.0	0.7	繁殖可能性エリアを含む																												
	A. 平面の対象としたハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha) の面積 (ha)	B/A (%)	記事																												
繁殖可能性エリア	155.9	1.0	0.6																													
生息可能性エリア	1,144.6	8.0	0.7	繁殖可能性エリアを含む																												

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																																							
p. 8-4-3-110 表 8-4-3-62 オオタカの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	<p>表 8-4-3-62 オオタカの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>α-ペア</th> <th>A. ハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営巣エリア</td> <td>24.5</td> <td>0.7</td> <td>2.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繁殖エリア</td> <td>222.9</td> <td>3.0</td> <td>1.3</td> <td>繁殖なわばりとしての営巣地</td> </tr> <tr> <td>生息エリア</td> <td>1,147.1</td> <td>5.2</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>β-ペア</th> <th>A. ハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖エリア</td> <td>216.3</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>繁殖なわばりとしての営巣地</td> </tr> <tr> <td>生息エリア</td> <td>1,061.9</td> <td>15.3</td> <td>1.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	α-ペア	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	営巣エリア	24.5	0.7	2.9		繁殖エリア	222.9	3.0	1.3	繁殖なわばりとしての営巣地	生息エリア	1,147.1	5.2	0.5		β-ペア	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖エリア	216.3	0.0	0.0	繁殖なわばりとしての営巣地	生息エリア	1,061.9	15.3	1.4		<p>表 8-4-3-62 オオタカの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>α-ペア</th> <th>A. 手前の対象としたハビタットの面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営巣エリア</td> <td>24.5</td> <td>0.7</td> <td>2.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繁殖エリア</td> <td>222.5</td> <td>3.0</td> <td>1.3</td> <td>繁殖なわばりとしての営巣地</td> </tr> <tr> <td>生息エリア</td> <td>1,145.2</td> <td>5.2</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	α-ペア	A. 手前の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事	営巣エリア	24.5	0.7	2.9		繁殖エリア	222.5	3.0	1.3	繁殖なわばりとしての営巣地	生息エリア	1,145.2	5.2	0.5	
α-ペア	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																					
営巣エリア	24.5	0.7	2.9																																																						
繁殖エリア	222.9	3.0	1.3	繁殖なわばりとしての営巣地																																																					
生息エリア	1,147.1	5.2	0.5																																																						
β-ペア	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																					
繁殖エリア	216.3	0.0	0.0	繁殖なわばりとしての営巣地																																																					
生息エリア	1,061.9	15.3	1.4																																																						
α-ペア	A. 手前の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																					
営巣エリア	24.5	0.7	2.9																																																						
繁殖エリア	222.5	3.0	1.3	繁殖なわばりとしての営巣地																																																					
生息エリア	1,145.2	5.2	0.5																																																						
p. 8-4-3-112 表 8-4-3-65 ホンドアカネズミの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	<p>表 8-4-3-65 ホンドアカネズミの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>△-ペア</th> <th>A. ハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア</td> <td>165.0</td> <td>1.4</td> <td>0.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生息可能域エリア</td> <td>1,144.6</td> <td>8.0</td> <td>0.7</td> <td>繁殖可能域エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	△-ペア	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア	165.0	1.4	0.8		生息可能域エリア	1,144.6	8.0	0.7	繁殖可能域エリアを含む	<p>表 8-4-3-65 ホンドアカネズミの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>△-ペア</th> <th>A. 手前の対象としたハビタットの面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア</td> <td>165.0</td> <td>1.4</td> <td>0.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生息可能域エリア</td> <td>1,144.6</td> <td>8.0</td> <td>0.7</td> <td>繁殖可能域エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	△-ペア	A. 手前の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア	165.0	1.4	0.8		生息可能域エリア	1,144.6	8.0	0.7	繁殖可能域エリアを含む																									
△-ペア	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																					
繁殖可能域エリア	165.0	1.4	0.8																																																						
生息可能域エリア	1,144.6	8.0	0.7	繁殖可能域エリアを含む																																																					
△-ペア	A. 手前の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																					
繁殖可能域エリア	165.0	1.4	0.8																																																						
生息可能域エリア	1,144.6	8.0	0.7	繁殖可能域エリアを含む																																																					
p. 8-4-3-116 表 8-4-3-68 ニホンアマガエルの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	<p>表 8-4-3-68 ニホンアマガエルの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>△-ペア</th> <th>A. ハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリア</td> <td>150.0</td> <td>1.6</td> <td>1.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幼体・成体の生息可能域エリア</td> <td>648.3</td> <td>5.7</td> <td>0.9</td> <td>繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	△-ペア	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリア	150.0	1.6	1.1		幼体・成体の生息可能域エリア	648.3	5.7	0.9	繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリアを含む	<p>表 8-4-3-68 ニホンアマガエルの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>△-ペア</th> <th>A. 手前の対象としたハビタットの面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリア</td> <td>150.0</td> <td>1.6</td> <td>1.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幼体・成体の生息可能域エリア</td> <td>648.3</td> <td>5.8</td> <td>0.9</td> <td>繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	△-ペア	A. 手前の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリア	150.0	1.6	1.1		幼体・成体の生息可能域エリア	648.3	5.8	0.9	繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリアを含む																									
△-ペア	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																					
繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリア	150.0	1.6	1.1																																																						
幼体・成体の生息可能域エリア	648.3	5.7	0.9	繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリアを含む																																																					
△-ペア	A. 手前の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																					
繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリア	150.0	1.6	1.1																																																						
幼体・成体の生息可能域エリア	648.3	5.8	0.9	繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリアを含む																																																					
p. 8-4-3-120 表 8-4-3-71 アブラハヤの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	<p>表 8-4-3-71 アブラハヤの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>△-ペア</th> <th>A. ハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生息可能域エリア</td> <td>18.0</td> <td>0.1</td> <td>0.6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	△-ペア	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	生息可能域エリア	18.0	0.1	0.6		<p>表 8-4-3-71 アブラハヤの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>△-ペア</th> <th>A. 手前の対象としたハビタットの面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生息可能域エリア</td> <td>18.1</td> <td>0.1</td> <td>0.6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	△-ペア	A. 手前の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事	生息可能域エリア	18.1	0.1	0.6																																				
△-ペア	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																					
生息可能域エリア	18.0	0.1	0.6																																																						
△-ペア	A. 手前の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																					
生息可能域エリア	18.1	0.1	0.6																																																						
p. 8-4-3-124 表 8-4-3-74 ホンドキツネの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	<p>表 8-4-3-74 ホンドキツネの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>△-ペア</th> <th>A. ハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア</td> <td>1,781.3</td> <td>23.5</td> <td>1.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生息可能域エリア</td> <td>1,970.4</td> <td>50.2</td> <td>2.5</td> <td>繁殖可能域エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	△-ペア	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア	1,781.3	23.5	1.3		生息可能域エリア	1,970.4	50.2	2.5	繁殖可能域エリアを含む	<p>表 8-4-3-74 ホンドキツネの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>△-ペア</th> <th>A. 手前の対象としたハビタットの面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア</td> <td>1,781.3</td> <td>43.6</td> <td>2.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生息可能域エリア</td> <td>1,970.4</td> <td>50.2</td> <td>2.5</td> <td>繁殖可能域エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	△-ペア	A. 手前の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア	1,781.3	43.6	2.4		生息可能域エリア	1,970.4	50.2	2.5	繁殖可能域エリアを含む																									
△-ペア	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																					
繁殖可能域エリア	1,781.3	23.5	1.3																																																						
生息可能域エリア	1,970.4	50.2	2.5	繁殖可能域エリアを含む																																																					
△-ペア	A. 手前の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																					
繁殖可能域エリア	1,781.3	43.6	2.4																																																						
生息可能域エリア	1,970.4	50.2	2.5	繁殖可能域エリアを含む																																																					
p. 8-4-3-127 表 8-4-3-77 サシバの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	<p>表 8-4-3-77 サシバの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>△-ペア</th> <th>A. ハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア</td> <td>1,781.3</td> <td>43.6</td> <td>2.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生息可能域エリア</td> <td>1,882.0</td> <td>48.6</td> <td>2.6</td> <td>繁殖可能域エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	△-ペア	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア	1,781.3	43.6	2.4		生息可能域エリア	1,882.0	48.6	2.6	繁殖可能域エリアを含む	<p>表 8-4-3-77 サシバの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>△-ペア</th> <th>A. 手前の対象としたハビタットの面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア</td> <td>1,781.3</td> <td>43.6</td> <td>2.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生息可能域エリア</td> <td>1,882.0</td> <td>48.6</td> <td>2.6</td> <td>繁殖可能域エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	△-ペア	A. 手前の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア	1,781.3	43.6	2.4		生息可能域エリア	1,882.0	48.6	2.6	繁殖可能域エリアを含む																									
△-ペア	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																					
繁殖可能域エリア	1,781.3	43.6	2.4																																																						
生息可能域エリア	1,882.0	48.6	2.6	繁殖可能域エリアを含む																																																					
△-ペア	A. 手前の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																					
繁殖可能域エリア	1,781.3	43.6	2.4																																																						
生息可能域エリア	1,882.0	48.6	2.6	繁殖可能域エリアを含む																																																					
p. 8-4-3-129 e)里地・里山の生態系 ③ミゾゴイのハビタット(生息環境)の状況	—	典型性の注目種として、ミゾゴイのハビタット(生息環境)の状況を追記した。																																																							
p. 8-4-3-134 表 8-4-3-83 シジュウカラの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	<p>表 8-4-3-80 シジュウカラの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>△-ペア</th> <th>A. ハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア</td> <td>792.4</td> <td>23.1</td> <td>2.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生息可能域エリア</td> <td>1,834.8</td> <td>43.7</td> <td>2.4</td> <td>繁殖可能域エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	△-ペア	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア	792.4	23.1	2.9		生息可能域エリア	1,834.8	43.7	2.4	繁殖可能域エリアを含む	<p>表 8-4-3-83 シジュウカラの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>△-ペア</th> <th>A. ハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリア</td> <td>27.1</td> <td>3.1</td> <td>11.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幼体・成体の生息可能域エリア</td> <td>42.9</td> <td>4.3</td> <td>10.0</td> <td>繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	△-ペア	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリア	27.1	3.1	11.4		幼体・成体の生息可能域エリア	42.9	4.3	10.0	繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリアを含む																									
△-ペア	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																					
繁殖可能域エリア	792.4	23.1	2.9																																																						
生息可能域エリア	1,834.8	43.7	2.4	繁殖可能域エリアを含む																																																					
△-ペア	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																					
繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリア	27.1	3.1	11.4																																																						
幼体・成体の生息可能域エリア	42.9	4.3	10.0	繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリアを含む																																																					
p. 8-4-3-137 表 8-4-3-86 アカハライモリの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	<p>表 8-4-3-83 アカハライモリの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>△-ペア</th> <th>A. ハビタット面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア</td> <td>27.1</td> <td>3.1</td> <td>11.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幼体・成体の生息可能域エリア</td> <td>42.9</td> <td>4.3</td> <td>10.0</td> <td>繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	△-ペア	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア	27.1	3.1	11.4		幼体・成体の生息可能域エリア	42.9	4.3	10.0	繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリアを含む	<p>表 8-4-3-86 アカハライモリの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>△-ペア</th> <th>A. 手前の対象としたハビタットの面積 (ha)</th> <th>B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)</th> <th>B/A (%)</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能域エリア</td> <td>27.2</td> <td>3.1</td> <td>11.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幼体・成体の生息可能域エリア</td> <td>43.1</td> <td>4.3</td> <td>10.0</td> <td>繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリアを含む</td> </tr> </tbody> </table>	△-ペア	A. 手前の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能域エリア	27.2	3.1	11.4		幼体・成体の生息可能域エリア	43.1	4.3	10.0	繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリアを含む																									
△-ペア	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																					
繁殖可能域エリア	27.1	3.1	11.4																																																						
幼体・成体の生息可能域エリア	42.9	4.3	10.0	繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリアを含む																																																					
△-ペア	A. 手前の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																					
繁殖可能域エリア	27.2	3.1	11.4																																																						
幼体・成体の生息可能域エリア	43.1	4.3	10.0	繁殖可能域エリア／幼生の生息可能域エリアを含む																																																					
p. 8-4-3-139 表 8-4-3-88 オオムラサキの推定ハビタットの考え方	<p>表 8-4-3-88 オオムラサキの推定ハビタットの考え方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>幼虫の生息可能性</th> <th>現地調査でオオムラサキの幼虫が確認された樹林及び、植物調査でエノキ、コメツブノキが確認された樹林幼虫の生息可能性エリアとした。幼虫の生息可能性</th> <th>現地調査では主に落葉広葉樹林でオオムラサキが確認されたことから、本種の行動圏を踏まえ、幼虫の生息可能性エリアである落葉広葉樹林から400m以内の市街地を除く環境を成虫の生息可能性エリアとした。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成虫の生息可能性</td> <td>現地調査でオオムラサキの幼虫が確認された樹林及び、植物調査でエノキ、コメツブノキが確認された樹林幼虫の生息可能性エリアとした。幼虫の生息可能性エリアは、成虫の生息可能性エリアとしても利用され</td> <td>現地調査では主に落葉広葉樹林でオオムラサキが確認されたことから、本種の行動圏を踏まえ、幼虫の生息可能性エリアである落葉広葉樹林から400m以内の市街地を除く環境を成虫の生息可能性エリアとした。</td> </tr> </tbody> </table>	幼虫の生息可能性	現地調査でオオムラサキの幼虫が確認された樹林及び、植物調査でエノキ、コメツブノキが確認された樹林幼虫の生息可能性エリアとした。幼虫の生息可能性	現地調査では主に落葉広葉樹林でオオムラサキが確認されたことから、本種の行動圏を踏まえ、幼虫の生息可能性エリアである落葉広葉樹林から400m以内の市街地を除く環境を成虫の生息可能性エリアとした。	成虫の生息可能性	現地調査でオオムラサキの幼虫が確認された樹林及び、植物調査でエノキ、コメツブノキが確認された樹林幼虫の生息可能性エリアとした。幼虫の生息可能性エリアは、成虫の生息可能性エリアとしても利用され	現地調査では主に落葉広葉樹林でオオムラサキが確認されたことから、本種の行動圏を踏まえ、幼虫の生息可能性エリアである落葉広葉樹林から400m以内の市街地を除く環境を成虫の生息可能性エリアとした。	<p>表 8-4-3-88 オオムラサキの推定ハビタットの考え方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>幼虫の生息可能性</th> <th>現地調査でオオムラサキの幼虫が確認された樹林及び、植物調査でエノキ、コメツブノキが確認された樹林幼虫の生息可能性エリアとした。幼虫の生息可能性エリアは、成虫の生息可能性エリアとしても利用され</th> <th>現地調査では主に落葉広葉樹林でオオムラサキが確認されたことから、本種の行動圏を踏まえ、幼虫の生息可能性エリアである落葉広葉樹林から400m以内の市街地を除く環境を成虫の生息可能性エリアとした。</th> </tr> </thead> </table>	幼虫の生息可能性	現地調査でオオムラサキの幼虫が確認された樹林及び、植物調査でエノキ、コメツブノキが確認された樹林幼虫の生息可能性エリアとした。幼虫の生息可能性エリアは、成虫の生息可能性エリアとしても利用され	現地調査では主に落葉広葉樹林でオオムラサキが確認されたことから、本種の行動圏を踏まえ、幼虫の生息可能性エリアである落葉広葉樹林から400m以内の市街地を除く環境を成虫の生息可能性エリアとした。																																														
幼虫の生息可能性	現地調査でオオムラサキの幼虫が確認された樹林及び、植物調査でエノキ、コメツブノキが確認された樹林幼虫の生息可能性エリアとした。幼虫の生息可能性	現地調査では主に落葉広葉樹林でオオムラサキが確認されたことから、本種の行動圏を踏まえ、幼虫の生息可能性エリアである落葉広葉樹林から400m以内の市街地を除く環境を成虫の生息可能性エリアとした。																																																							
成虫の生息可能性	現地調査でオオムラサキの幼虫が確認された樹林及び、植物調査でエノキ、コメツブノキが確認された樹林幼虫の生息可能性エリアとした。幼虫の生息可能性エリアは、成虫の生息可能性エリアとしても利用され	現地調査では主に落葉広葉樹林でオオムラサキが確認されたことから、本種の行動圏を踏まえ、幼虫の生息可能性エリアである落葉広葉樹林から400m以内の市街地を除く環境を成虫の生息可能性エリアとした。																																																							
幼虫の生息可能性	現地調査でオオムラサキの幼虫が確認された樹林及び、植物調査でエノキ、コメツブノキが確認された樹林幼虫の生息可能性エリアとした。幼虫の生息可能性エリアは、成虫の生息可能性エリアとしても利用され	現地調査では主に落葉広葉樹林でオオムラサキが確認されたことから、本種の行動圏を踏まえ、幼虫の生息可能性エリアである落葉広葉樹林から400m以内の市街地を除く環境を成虫の生息可能性エリアとした。																																																							

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																																																																																																																		
p. 8-4-3-140 表 8-4-3-89 オオムラサキの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	<p>表 8-4-3-86 オオムラサキの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>A. ハビタット面積 (ha)</th><th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th><th>B/A (%)</th><th>記事</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼虫の生息可能性エリア</td><td>792.4</td><td>23.2</td><td>2.9</td><td></td></tr> <tr> <td>成虫の生息可能性エリア</td><td>1,886.1</td><td>50.2</td><td>2.7</td><td>幼虫の生息可能性エリアを含む</td></tr> </tbody> </table>		A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	幼虫の生息可能性エリア	792.4	23.2	2.9		成虫の生息可能性エリア	1,886.1	50.2	2.7	幼虫の生息可能性エリアを含む	<p>表 8-4-3-89 オオムラサキの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>A. 幼虫の対象としたハビタットの面積 (ha)</th><th>B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)</th><th>B/A (%)</th><th>記事</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼虫の生息可能性エリア</td><td>792.4</td><td>23.1</td><td>2.9</td><td></td></tr> <tr> <td>成虫の生息可能性エリア</td><td>1,884.4</td><td>50.2</td><td>2.7</td><td>幼虫の生息可能性エリアを含む</td></tr> </tbody> </table>		A. 幼虫の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事	幼虫の生息可能性エリア	792.4	23.1	2.9		成虫の生息可能性エリア	1,884.4	50.2	2.7	幼虫の生息可能性エリアを含む																																																																																																				
	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																																																																																																
幼虫の生息可能性エリア	792.4	23.2	2.9																																																																																																																																	
成虫の生息可能性エリア	1,886.1	50.2	2.7	幼虫の生息可能性エリアを含む																																																																																																																																
	A. 幼虫の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																																																																																																
幼虫の生息可能性エリア	792.4	23.1	2.9																																																																																																																																	
成虫の生息可能性エリア	1,884.4	50.2	2.7	幼虫の生息可能性エリアを含む																																																																																																																																
p. 8-4-3-143 表 8-4-3-92 ホンドキツネの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	<p>表 8-4-3-89 ホンドキツネの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>A. ハビタット面積 (ha)</th><th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th><th>B/A (%)</th><th>記事</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能性エリア</td><td>1,511.4</td><td>17.5</td><td>1.2</td><td></td></tr> <tr> <td>生息可能性エリア</td><td>1,583.5</td><td>20.1</td><td>1.3</td><td>繁殖可能性エリアを含む</td></tr> </tbody> </table>		A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能性エリア	1,511.4	17.5	1.2		生息可能性エリア	1,583.5	20.1	1.3	繁殖可能性エリアを含む	<p>表 8-4-3-92 ホンドキツネの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>A. 幼虫の対象としたハビタットの面積 (ha)</th><th>B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)</th><th>B/A (%)</th><th>記事</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能性エリア</td><td>1,511.4</td><td>17.5</td><td>1.2</td><td></td></tr> <tr> <td>生息可能性エリア</td><td>1,583.7</td><td>20.1</td><td>1.3</td><td>繁殖可能性エリアを含む</td></tr> </tbody> </table>		A. 幼虫の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能性エリア	1,511.4	17.5	1.2		生息可能性エリア	1,583.7	20.1	1.3	繁殖可能性エリアを含む																																																																																																				
	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																																																																																																
繁殖可能性エリア	1,511.4	17.5	1.2																																																																																																																																	
生息可能性エリア	1,583.5	20.1	1.3	繁殖可能性エリアを含む																																																																																																																																
	A. 幼虫の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																																																																																																
繁殖可能性エリア	1,511.4	17.5	1.2																																																																																																																																	
生息可能性エリア	1,583.7	20.1	1.3	繁殖可能性エリアを含む																																																																																																																																
p. 8-4-3-147 表 8-4-3-95 クマタカの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	<p>表 8-4-3-92 クマタカの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <p>αペア</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>A. ハビタット面積 (ha)</th><th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th><th>B/A (%)</th><th>記事</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖エリア</td><td>33.6</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td></td></tr> <tr> <td>繁殖エリア</td><td>268.8</td><td>4.5</td><td>1.7</td><td></td></tr> <tr> <td>生息エリア</td><td>1,094.7</td><td>10.8</td><td>1.0</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>βペア</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>A. ハビタット面積 (ha)</th><th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th><th>B/A (%)</th><th>記事</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖エリア</td><td>157.3</td><td>2.4</td><td>1.5</td><td></td></tr> <tr> <td>生息エリア</td><td>924.3</td><td>16.5</td><td>1.8</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>γペア</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>A. ハビタット面積 (ha)</th><th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th><th>B/A (%)</th><th>記事</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖エリア</td><td>209.8</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td></td></tr> <tr> <td>生息エリア</td><td>832.5</td><td>3.1</td><td>0.4</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>δペア</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>A. ハビタット面積 (ha)</th><th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th><th>B/A (%)</th><th>記事</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖エリア</td><td>177.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td></td></tr> <tr> <td>生息エリア</td><td>825.9</td><td>3.1</td><td>0.4</td><td></td></tr> </tbody> </table>		A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖エリア	33.6	0.0	0.0		繁殖エリア	268.8	4.5	1.7		生息エリア	1,094.7	10.8	1.0			A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖エリア	157.3	2.4	1.5		生息エリア	924.3	16.5	1.8			A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖エリア	209.8	0.0	0.0		生息エリア	832.5	3.1	0.4			A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖エリア	177.0	0.0	0.0		生息エリア	825.9	3.1	0.4		<p>表 8-4-3-92 クマタカの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <p>αペア</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>A. 予測の対象としたハビタットの面積 (ha)</th><th>B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)</th><th>B/A (%)</th><th>記事</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖エリア</td><td>33.6</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td></td></tr> <tr> <td>繁殖エリア</td><td>268.8</td><td>4.5</td><td>1.7</td><td></td></tr> <tr> <td>生息エリア</td><td>1,094.7</td><td>10.8</td><td>1.0</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>βペア</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>A. 予測の対象としたハビタットの面積 (ha)</th><th>B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)</th><th>B/A (%)</th><th>記事</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖エリア</td><td>157.3</td><td>2.4</td><td>1.5</td><td></td></tr> <tr> <td>生息エリア</td><td>924.3</td><td>16.5</td><td>1.8</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>γペア</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>A. 予測の対象としたハビタットの面積 (ha)</th><th>B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)</th><th>B/A (%)</th><th>記事</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖エリア</td><td>209.8</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td></td></tr> <tr> <td>生息エリア</td><td>832.5</td><td>3.1</td><td>0.4</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>δペア</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>A. 予測の対象としたハビタットの面積 (ha)</th><th>B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)</th><th>B/A (%)</th><th>記事</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖エリア</td><td>177.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td></td></tr> <tr> <td>生息エリア</td><td>825.9</td><td>3.1</td><td>0.4</td><td></td></tr> </tbody> </table>		A. 予測の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖エリア	33.6	0.0	0.0		繁殖エリア	268.8	4.5	1.7		生息エリア	1,094.7	10.8	1.0			A. 予測の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖エリア	157.3	2.4	1.5		生息エリア	924.3	16.5	1.8			A. 予測の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖エリア	209.8	0.0	0.0		生息エリア	832.5	3.1	0.4			A. 予測の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖エリア	177.0	0.0	0.0		生息エリア	825.9	3.1	0.4	
	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																																																																																																
繁殖エリア	33.6	0.0	0.0																																																																																																																																	
繁殖エリア	268.8	4.5	1.7																																																																																																																																	
生息エリア	1,094.7	10.8	1.0																																																																																																																																	
	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																																																																																																
繁殖エリア	157.3	2.4	1.5																																																																																																																																	
生息エリア	924.3	16.5	1.8																																																																																																																																	
	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																																																																																																
繁殖エリア	209.8	0.0	0.0																																																																																																																																	
生息エリア	832.5	3.1	0.4																																																																																																																																	
	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																																																																																																
繁殖エリア	177.0	0.0	0.0																																																																																																																																	
生息エリア	825.9	3.1	0.4																																																																																																																																	
	A. 予測の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																																																																																																
繁殖エリア	33.6	0.0	0.0																																																																																																																																	
繁殖エリア	268.8	4.5	1.7																																																																																																																																	
生息エリア	1,094.7	10.8	1.0																																																																																																																																	
	A. 予測の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																																																																																																
繁殖エリア	157.3	2.4	1.5																																																																																																																																	
生息エリア	924.3	16.5	1.8																																																																																																																																	
	A. 予測の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																																																																																																
繁殖エリア	209.8	0.0	0.0																																																																																																																																	
生息エリア	832.5	3.1	0.4																																																																																																																																	
	A. 予測の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																																																																																																
繁殖エリア	177.0	0.0	0.0																																																																																																																																	
生息エリア	825.9	3.1	0.4																																																																																																																																	
p. 8-4-3-149 表 8-4-3-98 ニホンツキノワグマの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	<p>表 8-4-3-95 ニホンツキノワグマの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>A. ハビタット面積 (ha)</th><th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th><th>B/A (%)</th><th>記事</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能性エリア</td><td>1,028.9</td><td>12.7</td><td>1.2</td><td></td></tr> <tr> <td>生息可能性エリア</td><td>1,511.4</td><td>17.5</td><td>1.2</td><td>繁殖可能性エリアを含む</td></tr> </tbody> </table>		A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能性エリア	1,028.9	12.7	1.2		生息可能性エリア	1,511.4	17.5	1.2	繁殖可能性エリアを含む	<p>表 8-4-3-98 ニホンツキノワグマの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>A. 予測の対象としたハビタットの面積 (ha)</th><th>B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)</th><th>B/A (%)</th><th>記事</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能性エリア</td><td>1,028.9</td><td>16.8</td><td>1.6</td><td></td></tr> <tr> <td>生息可能性エリア</td><td>1,511.4</td><td>17.5</td><td>1.2</td><td>繁殖可能性エリアを含む</td></tr> </tbody> </table>		A. 予測の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能性エリア	1,028.9	16.8	1.6		生息可能性エリア	1,511.4	17.5	1.2	繁殖可能性エリアを含む																																																																																																				
	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																																																																																																
繁殖可能性エリア	1,028.9	12.7	1.2																																																																																																																																	
生息可能性エリア	1,511.4	17.5	1.2	繁殖可能性エリアを含む																																																																																																																																
	A. 予測の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																																																																																																
繁殖可能性エリア	1,028.9	16.8	1.6																																																																																																																																	
生息可能性エリア	1,511.4	17.5	1.2	繁殖可能性エリアを含む																																																																																																																																
p. 8-4-3-152 表 8-4-3-101 カジカガエルの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	<p>表 8-4-3-98 カジカガエルの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>A. ハビタット面積 (ha)</th><th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th><th>B/A (%)</th><th>記事</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能性エリア/幼虫の生息可能性エリア</td><td>24.9</td><td>2.9</td><td>11.6</td><td></td></tr> <tr> <td>幼体・成体の生息可能性エリア</td><td>46.0</td><td>3.7</td><td>8.0</td><td>繁殖可能性エリアを含む</td></tr> </tbody> </table>		A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能性エリア/幼虫の生息可能性エリア	24.9	2.9	11.6		幼体・成体の生息可能性エリア	46.0	3.7	8.0	繁殖可能性エリアを含む	<p>表 8-4-3-101 カジカガエルの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>A. 予測の対象としたハビタットの面積 (ha)</th><th>B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)</th><th>B/A (%)</th><th>記事</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繁殖可能性エリア/幼虫の生息可能性エリア</td><td>24.6</td><td>2.9</td><td>11.8</td><td></td></tr> <tr> <td>幼体・成体の生息可能性エリア</td><td>45.5</td><td>3.7</td><td>8.1</td><td>繁殖可能性エリアを含む</td></tr> </tbody> </table>		A. 予測の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事	繁殖可能性エリア/幼虫の生息可能性エリア	24.6	2.9	11.8		幼体・成体の生息可能性エリア	45.5	3.7	8.1	繁殖可能性エリアを含む																																																																																																				
	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																																																																																																
繁殖可能性エリア/幼虫の生息可能性エリア	24.9	2.9	11.6																																																																																																																																	
幼体・成体の生息可能性エリア	46.0	3.7	8.0	繁殖可能性エリアを含む																																																																																																																																
	A. 予測の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																																																																																																
繁殖可能性エリア/幼虫の生息可能性エリア	24.6	2.9	11.8																																																																																																																																	
幼体・成体の生息可能性エリア	45.5	3.7	8.1	繁殖可能性エリアを含む																																																																																																																																
p. 8-4-3-155 表 8-4-3-104 クリコナラ群集の予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	<p>表 8-4-3-101 クリコナラ群集の予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>A. ハビタット面積 (ha)</th><th>B. 改変の可能性がある面積 (ha)</th><th>B/A (%)</th><th>記事</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生育エリア</td><td>532.8</td><td>12.3</td><td>2.3</td><td></td></tr> </tbody> </table>		A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事	生育エリア	532.8	12.3	2.3		<p>表 8-4-3-104 クリコナラ群集の予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>A. 予測の対象としたハビタットの面積 (ha)</th><th>B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)</th><th>B/A (%)</th><th>記事</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生育エリア</td><td>601.0</td><td>12.3</td><td>2.0</td><td></td></tr> </tbody> </table>		A. 予測の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事	生育エリア	601.0	12.3	2.0																																																																																																															
	A. ハビタット面積 (ha)	B. 改変の可能性がある面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																																																																																																
生育エリア	532.8	12.3	2.3																																																																																																																																	
	A. 予測の対象としたハビタットの面積 (ha)	B. 改変の可能性がある範囲内のハビタット面積 (ha)	B/A (%)	記事																																																																																																																																
生育エリア	601.0	12.3	2.0																																																																																																																																	
p. 8-4-3-170 表 8-4-3-105(14) 注目種等の予測結果	—	典型性の注目種として、ミゾゴイの予測結果を追記した。																																																																																																																																		
p. 8-4-3-180 c)巨摩・赤石地域 表 8-4-3-108(1) 里地・里山の生態系への影響	—	典型性の注目種として、ミゾゴイの里地・里山の生態系への影響を追記した。																																																																																																																																		
p. 8-4-3-182 ア. 環境保全措置の検討の状況	本事業では、計画の立案の段階において、生態系に係る環境影響を回避又は低減するため「注目種の生息地の全体又は一部を回避」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくすること」「資材運搬等の適正化」「汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置」「防音シート、低騒音・低振動型の建設機	本事業では、計画の立案の段階において、生態系に係る環境影響を回避又は低減するため「注目種の生息地の全体又は一部を回避」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくすること」「小動物が脱出可能な側溝の設置」「資材運搬等の適正化」「汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置」「防音シ																																																																																																																																		

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																																																																																			
	械の採用」「照明の漏れ出しの抑制」「工事従事者への講習・指導」及び「 <u>工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保</u> 」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）及び鉄道施設（トンネル、変電施設、保守基地）の存在による生態系に係る環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。	一、低騒音・低振動型の建設機械の採用」「照明の漏れ出しの抑制」「工事従事者への講習・指導」及び「 <u>工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施</u> 」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）及び鉄道施設（トンネル、変電施設、保守基地）の存在による生態系に係る環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。																																																																																																			
p. 8-4-3-182 表 8-4-3-109 環境保全措置の検討対象とする注目種等の選定	—	ミゾゴイを環境保全措置の検討対象とする注目種等の選定に係る表に追記した。																																																																																																			
p. 8-4-3-183 表 8-4-3-110 環境保全措置の検討の状況（生態系）	<p>表 8-4-3-107 環境保全措置の検討の状況（生態系）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>保全対象種</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注目種の生息地の全体又は一部を回避</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>注目種の生息地の全体又は一部を回避することで、注目種の生息地への影響を回避、低減できるから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事に伴う変更区域をできるだけ小さくする</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>注目種の生息地への影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>資材運搬等の適正化</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>建設機械の稼働、配達等を適切に行なうことにより動物全般への影響を低減できることから、環境保全措置として採用することから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>営巣環境の整備</td> <td>オオタカ、クマタカ</td> <td>適</td> <td>注目種の生息地の全体又は一部を回避することで、注目種の生息地への影響を回避、低減できるから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>汚漏処理施設及び仮設沈砂池の設置</td> <td>カワネズミ、グンジボタル</td> <td>適</td> <td>汚漏処理施設及び仮設沈砂池の設置により汚水の発生が抑えられることで、注目種（哺乳類・昆蟲類）の生息環境への影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用</td> <td>オオタカ、サシバ、クマタカ</td> <td>適</td> <td>建設機械の採用により、騒音・振動が発生が抑えられることで、注目種（猛禽類）の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>照明の漏れ出しの抑制</td> <td>ゲンジボタル</td> <td>適</td> <td>設置する照明は極力外部に向かないよう配慮することで、注目種（昆蟲類）への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>コンディショニングの実施</td> <td>オオタカ、クマタカ</td> <td>適</td> <td>設置的の施工場所を大きくし、徐々に工事に伴う騒音等に慣れさせること等により、注目種（猛禽類）への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事従事者への講習・指導</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>不用意な林内への立ち入り、ゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な攪乱による影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>工事中の漏水が直接下流域に流出しないようにするとともに、当該河川の多様な生態系を回復することと並んで、注目種の生息環境への影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>付替え河川における多自然川づくり</td> <td>カワネズミ、グンジボタル</td> <td>適</td> <td>工事中の漏水が直接下流域に流出しないようにするとともに、当該河川の多様な生態系を回復することと並んで、注目種の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 8-4-3-110 環境保全措置の検討の状況（生態系）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>保全対象種</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注目種の生息地の全体又は一部を回避</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>注目種の生息地の全体又は一部を回避することで、注目種の生息地への影響を回避、低減できるから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事に伴う変更区域をできるだけ小さくする</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>注目種の生息地への影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>小動物が脱出可能な側溝の設置</td> <td>ミゾゴイ</td> <td>適</td> <td>ミゾゴイ等の小さな小動物の影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>資材運搬等の適正化</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>車両の運行ルート・配達時間等を適切に行なうことにより動物全般への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>汚漏処理施設及び仮設沈砂池の設置</td> <td>オオタカ、クマタカ</td> <td>適</td> <td>注目種（猛禽類）の繁殖環境への影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>汚漏処理施設及び仮設沈砂池の設置</td> <td>カワネズミ、グンジボタル、ミゾゴイ</td> <td>適</td> <td>汚漏処理施設及び仮設沈砂池の設置により汚水の発生が抑えられることで、注目種（猛禽類・昆蟲類・猛虫類）の生息環境への影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>防音シート、防音扉、低騒音・低振動型の建設機械の採用</td> <td>オオタカ、サシバ、クマタカ、ミゾゴイ</td> <td>適</td> <td>建設機械の採用により、騒音・振動が発生が抑えられることで、注目種（猛禽類）の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>照明の漏れ出しの抑制</td> <td>ゲンジボタル、ミゾゴイ</td> <td>適</td> <td>設置する照明は極力外部に向かないよう配慮することで、注目種（昆蟲類）への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>コンディショニングの実施</td> <td>オオタカ、クマタカ</td> <td>適</td> <td>設置的の施工場所を大きくし、徐々に工事に伴う騒音等に慣れさせること等により、注目種（猛禽類）への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事従事者への講習・指導</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>不用意な林内への立ち入り、ゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な攪乱による影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施</td> <td>保全対象種全般</td> <td>適</td> <td>改変予定区域の一部に工事の実施に際して使用した工事施工ヤード等の林縁の保護植被を回復することにより、林内環境への影響を低減し、注目種等の猛鳥・猛虫類への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>付替え河川における多自然川づくり</td> <td>カワネズミ、グンジボタル</td> <td>適</td> <td>工事中の漏水が直接下流域に流出しないようにするとともに、当該河川の多様な生態系を回復することと並んで、注目種の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	保全対象種	実施の適否	適否の理由	注目種の生息地の全体又は一部を回避	保全対象種全般	適	注目種の生息地の全体又は一部を回避することで、注目種の生息地への影響を回避、低減できるから、環境保全措置として採用する。	工事に伴う変更区域をできるだけ小さくする	保全対象種全般	適	注目種の生息地への影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。	資材運搬等の適正化	保全対象種全般	適	建設機械の稼働、配達等を適切に行なうことにより動物全般への影響を低減できることから、環境保全措置として採用することから、環境保全措置として採用する。	営巣環境の整備	オオタカ、クマタカ	適	注目種の生息地の全体又は一部を回避することで、注目種の生息地への影響を回避、低減できるから、環境保全措置として採用する。	汚漏処理施設及び仮設沈砂池の設置	カワネズミ、グンジボタル	適	汚漏処理施設及び仮設沈砂池の設置により汚水の発生が抑えられることで、注目種（哺乳類・昆蟲類）の生息環境への影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。	防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用	オオタカ、サシバ、クマタカ	適	建設機械の採用により、騒音・振動が発生が抑えられることで、注目種（猛禽類）の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	照明の漏れ出しの抑制	ゲンジボタル	適	設置する照明は極力外部に向かないよう配慮することで、注目種（昆蟲類）への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	コンディショニングの実施	オオタカ、クマタカ	適	設置的の施工場所を大きくし、徐々に工事に伴う騒音等に慣れさせること等により、注目種（猛禽類）への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事従事者への講習・指導	保全対象種全般	適	不用意な林内への立ち入り、ゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な攪乱による影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保	保全対象種全般	適	工事中の漏水が直接下流域に流出しないようにするとともに、当該河川の多様な生態系を回復することと並んで、注目種の生息環境への影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。	付替え河川における多自然川づくり	カワネズミ、グンジボタル	適	工事中の漏水が直接下流域に流出しないようにするとともに、当該河川の多様な生態系を回復することと並んで、注目種の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	環境保全措置	保全対象種	実施の適否	適否の理由	注目種の生息地の全体又は一部を回避	保全対象種全般	適	注目種の生息地の全体又は一部を回避することで、注目種の生息地への影響を回避、低減できるから、環境保全措置として採用する。	工事に伴う変更区域をできるだけ小さくする	保全対象種全般	適	注目種の生息地への影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。	小動物が脱出可能な側溝の設置	ミゾゴイ	適	ミゾゴイ等の小さな小動物の影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。	資材運搬等の適正化	保全対象種全般	適	車両の運行ルート・配達時間等を適切に行なうことにより動物全般への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	汚漏処理施設及び仮設沈砂池の設置	オオタカ、クマタカ	適	注目種（猛禽類）の繁殖環境への影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。	汚漏処理施設及び仮設沈砂池の設置	カワネズミ、グンジボタル、ミゾゴイ	適	汚漏処理施設及び仮設沈砂池の設置により汚水の発生が抑えられることで、注目種（猛禽類・昆蟲類・猛虫類）の生息環境への影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。	防音シート、防音扉、低騒音・低振動型の建設機械の採用	オオタカ、サシバ、クマタカ、ミゾゴイ	適	建設機械の採用により、騒音・振動が発生が抑えられることで、注目種（猛禽類）の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	照明の漏れ出しの抑制	ゲンジボタル、ミゾゴイ	適	設置する照明は極力外部に向かないよう配慮することで、注目種（昆蟲類）への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	コンディショニングの実施	オオタカ、クマタカ	適	設置的の施工場所を大きくし、徐々に工事に伴う騒音等に慣れさせること等により、注目種（猛禽類）への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事従事者への講習・指導	保全対象種全般	適	不用意な林内への立ち入り、ゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な攪乱による影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施	保全対象種全般	適	改変予定区域の一部に工事の実施に際して使用した工事施工ヤード等の林縁の保護植被を回復することにより、林内環境への影響を低減し、注目種等の猛鳥・猛虫類への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	付替え河川における多自然川づくり	カワネズミ、グンジボタル	適	工事中の漏水が直接下流域に流出しないようにするとともに、当該河川の多様な生態系を回復することと並んで、注目種の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
環境保全措置	保全対象種	実施の適否	適否の理由																																																																																																		
注目種の生息地の全体又は一部を回避	保全対象種全般	適	注目種の生息地の全体又は一部を回避することで、注目種の生息地への影響を回避、低減できるから、環境保全措置として採用する。																																																																																																		
工事に伴う変更区域をできるだけ小さくする	保全対象種全般	適	注目種の生息地への影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。																																																																																																		
資材運搬等の適正化	保全対象種全般	適	建設機械の稼働、配達等を適切に行なうことにより動物全般への影響を低減できることから、環境保全措置として採用することから、環境保全措置として採用する。																																																																																																		
営巣環境の整備	オオタカ、クマタカ	適	注目種の生息地の全体又は一部を回避することで、注目種の生息地への影響を回避、低減できるから、環境保全措置として採用する。																																																																																																		
汚漏処理施設及び仮設沈砂池の設置	カワネズミ、グンジボタル	適	汚漏処理施設及び仮設沈砂池の設置により汚水の発生が抑えられることで、注目種（哺乳類・昆蟲類）の生息環境への影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。																																																																																																		
防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用	オオタカ、サシバ、クマタカ	適	建設機械の採用により、騒音・振動が発生が抑えられることで、注目種（猛禽類）の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																		
照明の漏れ出しの抑制	ゲンジボタル	適	設置する照明は極力外部に向かないよう配慮することで、注目種（昆蟲類）への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																		
コンディショニングの実施	オオタカ、クマタカ	適	設置的の施工場所を大きくし、徐々に工事に伴う騒音等に慣れさせること等により、注目種（猛禽類）への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																		
工事従事者への講習・指導	保全対象種全般	適	不用意な林内への立ち入り、ゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な攪乱による影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																		
工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保	保全対象種全般	適	工事中の漏水が直接下流域に流出しないようにするとともに、当該河川の多様な生態系を回復することと並んで、注目種の生息環境への影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。																																																																																																		
付替え河川における多自然川づくり	カワネズミ、グンジボタル	適	工事中の漏水が直接下流域に流出しないようにするとともに、当該河川の多様な生態系を回復することと並んで、注目種の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																		
環境保全措置	保全対象種	実施の適否	適否の理由																																																																																																		
注目種の生息地の全体又は一部を回避	保全対象種全般	適	注目種の生息地の全体又は一部を回避することで、注目種の生息地への影響を回避、低減できるから、環境保全措置として採用する。																																																																																																		
工事に伴う変更区域をできるだけ小さくする	保全対象種全般	適	注目種の生息地への影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。																																																																																																		
小動物が脱出可能な側溝の設置	ミゾゴイ	適	ミゾゴイ等の小さな小動物の影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。																																																																																																		
資材運搬等の適正化	保全対象種全般	適	車両の運行ルート・配達時間等を適切に行なうことにより動物全般への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																		
汚漏処理施設及び仮設沈砂池の設置	オオタカ、クマタカ	適	注目種（猛禽類）の繁殖環境への影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。																																																																																																		
汚漏処理施設及び仮設沈砂池の設置	カワネズミ、グンジボタル、ミゾゴイ	適	汚漏処理施設及び仮設沈砂池の設置により汚水の発生が抑えられることで、注目種（猛禽類・昆蟲類・猛虫類）の生息環境への影響を低減できるから、環境保全措置として採用する。																																																																																																		
防音シート、防音扉、低騒音・低振動型の建設機械の採用	オオタカ、サシバ、クマタカ、ミゾゴイ	適	建設機械の採用により、騒音・振動が発生が抑えられることで、注目種（猛禽類）の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																		
照明の漏れ出しの抑制	ゲンジボタル、ミゾゴイ	適	設置する照明は極力外部に向かないよう配慮することで、注目種（昆蟲類）への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																		
コンディショニングの実施	オオタカ、クマタカ	適	設置的の施工場所を大きくし、徐々に工事に伴う騒音等に慣れさせること等により、注目種（猛禽類）への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																		
工事従事者への講習・指導	保全対象種全般	適	不用意な林内への立ち入り、ゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な攪乱による影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																		
工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施	保全対象種全般	適	改変予定区域の一部に工事の実施に際して使用した工事施工ヤード等の林縁の保護植被を回復することにより、林内環境への影響を低減し、注目種等の猛鳥・猛虫類への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																		
付替え河川における多自然川づくり	カワネズミ、グンジボタル	適	工事中の漏水が直接下流域に流出しないようにするとともに、当該河川の多様な生態系を回復することと並んで、注目種の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																		
p. 8-4-3-184 表 8-4-3-111(3) 環境保全措置の内容（生態系）	—	ミゾゴイの環境保全措置として、小動物が脱出可能な側溝の設置を追加した。																																																																																																			
p. 8-4-3-185 表 8-4-3-111(6) 環境保全措置の内容（生態系）	—	保全対象種にミゾゴイを追記した。																																																																																																			
p. 8-4-3-185 表 8-4-3-111(7) 環境保全措置の内容（生態系）	—	保全対象種にミゾゴイを追記した。																																																																																																			
p. 8-4-3-186 表 8-4-3-111(10) 環境保全措置の内容（生態系）	(環境保全措置の効果) 不用意な林内への立ち入り、ゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な攪乱による影響を回避、低減できる	(環境保全措置の効果) 不用意な林内への立ち入り、ゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な攪乱による影響を低減できる																																																																																																			

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書 表 8-4-3-108(10) 環境保全措置の内容（生態系）	環境影響評価書 表 8-4-3-111(11) 環境保全措置の内容（生態系）																																
p. 8-4-3-186 表 8-4-3-111(11) 環境保全措置の内容 (生態系)	<table border="1"> <tr><td>実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr><td>保全対象種</td><td>保全対象種全般</td></tr> <tr><td>種類・方法</td><td>工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保</td></tr> <tr><td>実施内容</td><td>位置・範囲 工事用道路</td></tr> <tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr> <tr><td>環境保全措置の効果</td><td>工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の緑化、林縁の保護緑化を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できる。</td></tr> <tr><td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr> <tr><td>環境保全措置の実施に伴う他の環境への影響</td><td>なし</td></tr> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	保全対象種	保全対象種全般	種類・方法	工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保	実施内容	位置・範囲 工事用道路	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の緑化、林縁の保護緑化を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できる。	効果の不確実性	なし	環境保全措置の実施に伴う他の環境への影響	なし	<table border="1"> <tr><td>実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr><td>保全対象種</td><td>保全対象種全般</td></tr> <tr><td>種類・方法</td><td>工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施</td></tr> <tr><td>実施内容</td><td>位置・範囲 工事施工ヤード、工事用道路の必要箇所</td></tr> <tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr> <tr><td>環境保全措置の効果</td><td>改変する区域の一部に林縁保護植栽等を図ることで、林内環境への影響を軽減し、注目種等の生息環境への影響を低減できる。</td></tr> <tr><td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr> <tr><td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	保全対象種	保全対象種全般	種類・方法	工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施	実施内容	位置・範囲 工事施工ヤード、工事用道路の必要箇所	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	改変する区域の一部に林縁保護植栽等を図ることで、林内環境への影響を軽減し、注目種等の生息環境への影響を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																	
保全対象種	保全対象種全般																																	
種類・方法	工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保																																	
実施内容	位置・範囲 工事用道路																																	
時期・期間	工事中																																	
環境保全措置の効果	工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の緑化、林縁の保護緑化を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できる。																																	
効果の不確実性	なし																																	
環境保全措置の実施に伴う他の環境への影響	なし																																	
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																	
保全対象種	保全対象種全般																																	
種類・方法	工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施																																	
実施内容	位置・範囲 工事施工ヤード、工事用道路の必要箇所																																	
時期・期間	工事中																																	
環境保全措置の効果	改変する区域の一部に林縁保護植栽等を図ることで、林内環境への影響を軽減し、注目種等の生息環境への影響を低減できる。																																	
効果の不確実性	なし																																	
他の環境への影響	なし																																	
p. 8-4-3-189 ア)回避又は低減に係る評価（工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）又は鉄道施設（トンネル、地表式又は掘削式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在）	<p>計画路線は、計画段階において、大部分をトンネル構造にする等して、改変面積を極力小さくする計画とし、注目種等への影響の回避、低減を図っている。また、地上部区間においては、できる限り注目種等が生息・生育する地域を避け、注目種等への影響の回避、低減を図っている。</p> <p>一部の注目種等は、生息環境の一部が保全されない可能性がある。これに対しては、付替え河川における多自然川づくり、濁水処理施設の設置、低騒音・低振動型の建設機械の採用等の環境保全措置を実施することで、影響の回避、低減に努める。</p> <p>なお、付替え河川における多自然川づくり等は、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。</p> <p>このことから、<u>環境影響は事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されていると評価する。</u></p>	<p>計画路線は、計画段階において、大部分をトンネル構造にする等して、改変面積を極力小さくする計画とし、注目種等への影響の回避、低減を図っている。また、地上部区間においては、できる限り注目種等が生息・生育する地域を避け、注目種等への影響の回避、低減を図っている。</p> <p>一部の注目種等は、生息環境の一部が保全されない可能性がある。これに対しては、付替え河川における多自然川づくり、濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置、防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用等の環境保全措置を確実に実施することで、影響の回避、低減に努める。</p> <p>なお、付替え河川における多自然川づくり等は、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。</p> <p>このことから、<u>生態系に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。</u></p>																																
p. 8-5-1-2 表 8-5-1-1 主要な眺望点の状況	(No.01、主要な眺望点と鉄道施設との位置関係) 水平距離約 900m	(No.01、主要な眺望点と鉄道施設との位置関係) 水平距離約 400m																																
p. 8-5-1-2 表 8-5-1-1 主要な眺望点の状況	(No.06、主要な眺望点と鉄道施設との位置関係) 水平距離約 200m	(No.06、主要な眺望点と鉄道施設との位置関係) 水平距離約 900m																																
p. 8-5-1-2 表 8-5-1-1 主要な眺望点の状況	—	No.11 森林総合研究所芝生広場を追記																																
p. 8-5-1-11 図 8-5-1-1(8) 主要な眺望点及び日常的な視点場並びに景観資源の状況	日常的な視点場 [⑫⑬⑮⑯⑰] 不整合	⑫→⑭、⑬→⑰、⑮→⑯、⑯→⑮、⑰→⑭ 主要な眺望点 No.11 を追記																																
p. 8-5-1-15 表 8-5-1-4 主要な眺望景観の状況	—	No.11 森林総合研究所芝生広場を追記																																
p. 8-5-1-17 表 8-5-1-6 主要な眺望点の予測地点の選定	—	No.11 森林総合研究所芝生広場を追記																																
p. 8-5-1-18 表 8-5-1-9 主要な眺望点の予測地点	—	No.11 森林総合研究所芝生広場を追記																																
p. 8-5-1-19 表 8-5-1-11 主要な眺望点の改変の状況	—	No.11 森林総合研究所芝生広場を追記																																
p. 8-5-1-20～49 表 8-5-1-14(1)～(15)	—	撮影条件、フォトモンタージュの概要を追記																																

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
主要な眺望景観の変化の予測結果 図 8-5-1-2(1)～(15) 主要な眺望景観の変化の予測結果		現況及び完成後のイメージをできる限り大きく示した。 完成後のイメージに矢印で鉄道施設を追記した。
p. 8-5-1-40～41 表 8-5-1-14(11) 主要な眺望景観の変化の予測結果 図 8-5-1-2(11) 主要な眺望景観の変化の予測結果	—	No.11 森林総合研究所芝生広場を追記
p. 8-5-1-50～87 表 8-5-1-15(1)～(19) 日常的な視点場からの景観の変化の予測結果 図 8-5-1-3(1)～(19) 日常的な視点場からの景観の変化の予測結果	—	撮影条件、フォトモンタージュの概要を追記 現況及び完成後のイメージをできる限り大きく示した。 完成後のイメージに矢印で鉄道施設を追記した。
p. 8-5-1-89 a)回避又は低減に係る評価（鉄道施設（地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地））	<u>景観への変化の程度はわずかであり、景観の価値を大きく損なうものではなく、「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」、「構造物の形状の配慮」の環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減が図られていると評価する。</u>	本事業では、「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」、「構造物の形状の配慮」の環境保全措置を確実に実施することから、鉄道施設（地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る景観等に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。
p. 8-5-2-2 表 8-5-2-1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布	—	地点番号 04 荒川サイクリングロード 地点番号 08 長沢川（ホタル観賞） 地点番号 10 森林総合研究所芝生広場を追記
p. 8-5-2-8～10 図 8-5-2-1(6)、(7)、(8) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場	—	地点番号 04 荒川サイクリングロード 地点番号 08 長沢川（ホタル観賞） 地点番号 10 森林総合研究所芝生広場を追記
p. 8-5-2-15 表 8-5-2-2(4) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用の状況及び利用環境の状況	—	地点番号 04 荒川サイクリングロードを追記
p. 8-5-2-20 表 8-5-2-2(8) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用の状況及び利用環境の状況	—	地点番号 08 長沢川（ホタル観賞）を追記
p. 8-5-2-22 表 8-5-2-2(10) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用の状況及び利用環境の状況	—	地点番号 10 森林総合研究所芝生広場を追記

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																								
p. 8-5-2-26 表 8-5-2-3(4) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の予測結果	—	地点番号 04 荒川サイクリングロードを追記																								
p. 8-5-2-28 表 8-5-2-3(8) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の予測結果	—	地点番号 08 長沢川（ホタル観賞）を追記																								
p. 8-5-2-29 表 8-5-2-3(10) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の予測結果	—	地点番号 10 森林総合研究所芝生広場を追記																								
p. 8-5-2-32 a)回避又は低減に係る評価（鉄道施設（地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地））	<p><u>鉄道施設（保守基地）の設置に伴う迂回水路への配慮を行うことにより、利用性への影響の低減を図ることができる。</u></p> <p><u>鉄道施設（保守基地）の設置位置、構造形式、色合い等への配慮を行うことにより、改変や利用性への影響の回避又は低減を図ることができる。</u></p> <p><u>鉄道施設の形状等の工夫による近傍の風景への調和の配慮を行うことにより、快適性への影響の低減を図ることができる。これらの環境保全措置は、効果も十分期待できる。</u></p> <p><u>したがって、鉄道施設（地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動の場へ及ぼす影響は、事業者の実行可能な範囲でその影響を回避又は低減が図られていると評価する。</u></p>	本事業では、表 8-5-2-5 に示した環境保全措置を確実に実施することから、鉄道施設（地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。																								
p. 8-6-1-1 e)予測結果（切土工等又は既存の工作物の除去）	また、当該副産物の処理、処分は、関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再利用するとともに、その処理に当たっては適正処理を図る。	また、当該副産物の処理、処分は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号、改正 平成 23 年法律第 105 号）等の関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再利用するとともに、その処理に当たっては適正処理を図る。																								
p. 8-6-1-1 表 8-6-1-1 予測結果	(建設発生木材、発生量) 約 4,600t	(建設発生木材、発生量) 約 20,000t 対象事業実施区域内の造成等による森林伐採によって発生する木材量を追加																								
p. 8-6-1-2 表 8-6-1-2 環境保全措置の検討の状況（切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物）	<p>表 8-6-1-2 環境保全措置の検討の状況 (切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生土の再利用</td> <td>適</td> <td>建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などの有効利用に努めるなど、適切な処理を図ることにより、建設発生土の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥の脱水処理</td> <td>適</td> <td>脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>副産物の分別、再資源化</td> <td>適</td> <td>場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	建設発生土の再利用	適	建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などの有効利用に努めるなど、適切な処理を図ることにより、建設発生土の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	建設汚泥の脱水処理	適	脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	副産物の分別、再資源化	適	場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	<p>表 8-6-1-2 環境保全措置の検討の状況 (切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生土の再利用</td> <td>適</td> <td>建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などの有効利用に努める等、活用を図ることで、取り扱い副産物量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥の脱水処理</td> <td>適</td> <td>貯泥貯木（ペルトフィルタ）、漬心血水（スクリューデンクタ）、加圧脱水（フィルタープレス）並びに加圧絞り脱水（ロールプレス、ベルトプレス）等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、底面排水、並びにアレンチ工法などの物理乾燥や自重圧密により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>副産物の分別、再資源化</td> <td>適</td> <td>場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、建設工事に伴う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	建設発生土の再利用	適	建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などの有効利用に努める等、活用を図ることで、取り扱い副産物量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	建設汚泥の脱水処理	適	貯泥貯木（ペルトフィルタ）、漬心血水（スクリューデンクタ）、加圧脱水（フィルタープレス）並びに加圧絞り脱水（ロールプレス、ベルトプレス）等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、底面排水、並びにアレンチ工法などの物理乾燥や自重圧密により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	副産物の分別、再資源化	適	場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、建設工事に伴う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																								
建設発生土の再利用	適	建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などの有効利用に努めるなど、適切な処理を図ることにより、建設発生土の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																								
建設汚泥の脱水処理	適	脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																								
副産物の分別、再資源化	適	場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																								
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																								
建設発生土の再利用	適	建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などの有効利用に努める等、活用を図ることで、取り扱い副産物量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																								
建設汚泥の脱水処理	適	貯泥貯木（ペルトフィルタ）、漬心血水（スクリューデンクタ）、加圧脱水（フィルタープレス）並びに加圧絞り脱水（ロールプレス、ベルトプレス）等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、底面排水、並びにアレンチ工法などの物理乾燥や自重圧密により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																								
副産物の分別、再資源化	適	場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、建設工事に伴う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																								

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																												
p. 8-6-1-2 表 8-6-1-3(1) 環境保全措置の内容(切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物)	<p>表 8-6-1-3(1) 環境保全措置の内容 (切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物)</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr> <td>種類・方法</td><td>建設発生土の再利用</td></tr> <tr> <td>実施内容</td><td>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</td></tr> <tr> <td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td><td>事業内及び事業外での再利用に努めることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。</td></tr> <tr> <td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	建設発生土の再利用	実施内容	位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	事業内及び事業外での再利用に努めることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-6-1-3(1) 環境保全措置の内容 (切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物)</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr> <td>種類・方法</td><td>建設発生土の再利用</td></tr> <tr> <td>実施内容</td><td>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</td></tr> <tr> <td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td><td>建設発生土は本事業内で再利用。他の公共事業などへの有効利用に努めることで、取り扱う副産物の量を低減できる。</td></tr> <tr> <td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	建設発生土の再利用	実施内容	位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	建設発生土は本事業内で再利用。他の公共事業などへの有効利用に努めることで、取り扱う副産物の量を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	建設発生土の再利用																													
実施内容	位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所																													
時期・期間	工事中																													
環境保全措置の効果	事業内及び事業外での再利用に努めることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	建設発生土の再利用																													
実施内容	位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所																													
時期・期間	工事中																													
環境保全措置の効果	建設発生土は本事業内で再利用。他の公共事業などへの有効利用に努めることで、取り扱う副産物の量を低減できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
p. 8-6-1-3 表 8-6-1-3(2) 環境保全措置の内容(切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物)	<p>表 8-6-1-3(2) 環境保全措置の内容 (切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物)</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr> <td>種類・方法</td><td>建設汚泥の脱水処理</td></tr> <tr> <td>実施内容</td><td>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</td></tr> <tr> <td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td><td>脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。</td></tr> <tr> <td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	建設汚泥の脱水処理	実施内容	位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-6-1-3(2) 環境保全措置の内容 (切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物)</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr> <td>種類・方法</td><td>建設汚泥の脱水処理</td></tr> <tr> <td>実施内容</td><td>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</td></tr> <tr> <td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td><td>真空脱水（ベルトフィルタ）、遠心脱水（スクリューデカント）、加圧脱水（フィルターパイプ）、並びに加圧脱水（ロールプレス、ベルトプレス）等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、底面脱水、並びにトレレンチ法などの強制乾燥や自重重量により含水量低下を促す自然式脱水処理、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。</td></tr> <tr> <td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	建設汚泥の脱水処理	実施内容	位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	真空脱水（ベルトフィルタ）、遠心脱水（スクリューデカント）、加圧脱水（フィルターパイプ）、並びに加圧脱水（ロールプレス、ベルトプレス）等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、底面脱水、並びにトレレンチ法などの強制乾燥や自重重量により含水量低下を促す自然式脱水処理、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	建設汚泥の脱水処理																													
実施内容	位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所																													
時期・期間	工事中																													
環境保全措置の効果	脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	建設汚泥の脱水処理																													
実施内容	位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所																													
時期・期間	工事中																													
環境保全措置の効果	真空脱水（ベルトフィルタ）、遠心脱水（スクリューデカント）、加圧脱水（フィルターパイプ）、並びに加圧脱水（ロールプレス、ベルトプレス）等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、底面脱水、並びにトレレンチ法などの強制乾燥や自重重量により含水量低下を促す自然式脱水処理、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
p. 8-6-1-3 表 8-6-1-3(3) 環境保全措置の内容(切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物)	<p>表 8-6-1-3(3) 環境保全措置の内容 (切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物)</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr> <td>種類・方法</td><td>副産物の分別、再資源化</td></tr> <tr> <td>実施内容</td><td>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</td></tr> <tr> <td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td><td>場内で細かく分別し再資源化に努めることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。</td></tr> <tr> <td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	副産物の分別、再資源化	実施内容	位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	場内で細かく分別し再資源化に努めることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-6-1-3(3) 環境保全措置の内容 (切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物)</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr> <td>種類・方法</td><td>副産物の分別、再資源化</td></tr> <tr> <td>実施内容</td><td>位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所</td></tr> <tr> <td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td><td>場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物の量を低減できる。</td></tr> <tr> <td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	副産物の分別、再資源化	実施内容	位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物の量を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	副産物の分別、再資源化																													
実施内容	位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所																													
時期・期間	工事中																													
環境保全措置の効果	場内で細かく分別し再資源化に努めることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	副産物の分別、再資源化																													
実施内容	位置・範囲 切土工等又は既存の工作物の除去を実施する箇所																													
時期・期間	工事中																													
環境保全措置の効果	場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物の量を低減できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
p. 8-6-1-4 b)評価結果(切土工等又は既存の工作物の除去)	<p><u>切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物の発生量は、表8-6-1-1に示すとおりである。事業の実施にあたっては、事業者により実行可能な範囲内で、再利用及び再資源化を図る。なお、再利用及び再資源化できない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し適正に処理、処分する。基準不適合土壌が発見された場合には、土壤汚染対策法ほか、関係法令等を遵守し適正に処理、処分する（「8-3-3 土壤汚染」参照）。なお、副産物の減量化、再資源化にあたっては、表8-6-1-4に示す「山梨県建設リサイクル推進計画2011」（平成23年3月、山梨県）を目標として実施する。</u> <u>したがって、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減できると評価する。</u></p>	<p>本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物が発生するものの、表8-6-1-3に示す環境保全措置を確実に実施する。なお、再利用及び再資源化できない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し適正に処理、処分するとともに、基準不適合土壌が発見された場合には、土壤汚染対策法ほか、関係法令等を遵守し適正に処理、処分する（「8-3-3 土壤汚染」参照）。また、副産物の減量化、再資源化にあたっては、表8-6-1-4に示す「山梨県建設リサイクル推進計画2011」（平成23年3月、山梨県）を目標として実施する。 したがって、廃棄物に係る環境影響の低減が図られていると評価する。</p>																												
p. 8-6-1-5 e)予測結果(トンネルの工事)	<p>また、当該副産物の処理、処分は、関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再利用するとともに、その処理に当たっては適正処理を図る。</p>	<p>また、当該副産物の処理、処分は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号、改正平成23年法律第105号）等の関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再利用するとともに、その処理に当たっては適正処理を図る。</p>																												
p. 8-6-1-6 表 8-6-1-6 環境保全措置の検討の状況(トンネル工事に係る建設工事に伴う副産物)	<p>表 8-6-1-6 環境保全措置の検討の状況(トンネル工事に係る建設工事に伴う副産物)</p> <table border="1"> <tr> <td>環境保全措置</td><td>実施の適合</td><td>適合の理由</td></tr> <tr> <td>建設発生土の再利用</td><td>適</td><td>建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努めると、適切な処理を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr> <tr> <td>建設汚泥の脱水処理</td><td>適</td><td>脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr> <tr> <td>副産物の分別、再資源化</td><td>適</td><td>場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減するため、環境保全措置として採用する。</td></tr> </table>	環境保全措置	実施の適合	適合の理由	建設発生土の再利用	適	建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努めると、適切な処理を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	建設汚泥の脱水処理	適	脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	副産物の分別、再資源化	適	場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減するため、環境保全措置として採用する。	<p>表 8-6-1-6 環境保全措置の検討の状況(トンネル工事に係る建設工事に伴う副産物)</p> <table border="1"> <tr> <td>環境保全措置</td><td>実施の適合</td><td>適合の理由</td></tr> <tr> <td>建設発生土の再利用</td><td>適</td><td>建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努めると、適切な処理を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr> <tr> <td>建設汚泥の脱水処理</td><td>適</td><td>真空脱水（ベルトフィルタ）、遠心脱水（スクリューデカント）、加圧脱水（フィルターパイプ）、並びに加圧脱水（ロールプレス、ベルトプレス）等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、風乾脱水、並びにトレレンチ法などの強制乾燥や自重重量により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr> <tr> <td>副産物の分別、再資源化</td><td>適</td><td>場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr> </table>	環境保全措置	実施の適合	適合の理由	建設発生土の再利用	適	建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努めると、適切な処理を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	建設汚泥の脱水処理	適	真空脱水（ベルトフィルタ）、遠心脱水（スクリューデカント）、加圧脱水（フィルターパイプ）、並びに加圧脱水（ロールプレス、ベルトプレス）等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、風乾脱水、並びにトレレンチ法などの強制乾燥や自重重量により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	副産物の分別、再資源化	適	場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。				
環境保全措置	実施の適合	適合の理由																												
建設発生土の再利用	適	建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努めると、適切な処理を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																												
建設汚泥の脱水処理	適	脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																												
副産物の分別、再資源化	適	場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減するため、環境保全措置として採用する。																												
環境保全措置	実施の適合	適合の理由																												
建設発生土の再利用	適	建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努めると、適切な処理を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																												
建設汚泥の脱水処理	適	真空脱水（ベルトフィルタ）、遠心脱水（スクリューデカント）、加圧脱水（フィルターパイプ）、並びに加圧脱水（ロールプレス、ベルトプレス）等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、風乾脱水、並びにトレレンチ法などの強制乾燥や自重重量により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																												
副産物の分別、再資源化	適	場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																												
p. 8-6-1-6 表 8-6-1-7(1) 環境保全措置の内容(トンネル工事に係る建設工事に伴う副産物)	<p>表 8-6-1-7(1) 環境保全措置の内容(トンネル工事に係る建設工事に伴う副産物)</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr> <td>種類・方法</td><td>建設発生土の再利用</td></tr> <tr> <td>実施内容</td><td>位置・範囲 トンネル工事を実施する箇所</td></tr> <tr> <td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td><td>事業内及び事業外での再利用に努めることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。</td></tr> <tr> <td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	建設発生土の再利用	実施内容	位置・範囲 トンネル工事を実施する箇所	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	事業内及び事業外での再利用に努めることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-6-1-7(1) 環境保全措置の内容(トンネル工事に係る建設工事に伴う副産物)</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr> <td>種類・方法</td><td>建設発生土の再利用</td></tr> <tr> <td>実施内容</td><td>位置・範囲 トンネル工事を実施する箇所</td></tr> <tr> <td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td><td>建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努めると、適切な処理を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。</td></tr> <tr> <td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	建設発生土の再利用	実施内容	位置・範囲 トンネル工事を実施する箇所	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努めると、適切な処理を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	建設発生土の再利用																													
実施内容	位置・範囲 トンネル工事を実施する箇所																													
時期・期間	工事中																													
環境保全措置の効果	事業内及び事業外での再利用に努めることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																													
種類・方法	建設発生土の再利用																													
実施内容	位置・範囲 トンネル工事を実施する箇所																													
時期・期間	工事中																													
環境保全措置の効果	建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努めると、適切な処理を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。																													
効果の不確実性	なし																													
他の環境への影響	なし																													

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																		
p. 8-6-1-6 表 8-6-1-7(2) 環境保全措置の内容(トンネル工事に係る建設工事に伴う副産物)	<p>表 8-6-1-7(2) 環境保全措置の内容(トンネル工事に係る建設工事に伴う副産物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr> <tr> <th>種類・方法</th><th>施設内廃水処理</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施内容</td><td> 位置・範囲 工事中 工事場で施工する工事を実施する箇所 時期・期間 工事中 環境保全措置の効果 脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし </td></tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	施設内廃水処理	実施内容	位置・範囲 工事中 工事場で施工する工事を実施する箇所 時期・期間 工事中 環境保全措置の効果 脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし	<p>表 8-6-1-7(2) 環境保全措置の内容(トンネル工事に係る建設工事に伴う副産物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr> <tr> <th>種類・方法</th><th>施設内廃水処理</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施内容</td><td> 位置・範囲 工事中 工事場で施工する工事を実施する箇所 時期・期間 工事中 環境保全措置の効果 脱水処理(ベルトフィルター)、遠心脱水(スクリューデカンタ)、加圧脱水(フィルタープレス)、並びに加圧絞り脱水(ローラープレス、ベルトプレス)等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式廃水処理、瓦刀乾燥、底面脱水、並びにドレンジ工法などの強制乾燥や自然乾燥により含水比低下を促す自然式廃水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし </td></tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	施設内廃水処理	実施内容	位置・範囲 工事中 工事場で施工する工事を実施する箇所 時期・期間 工事中 環境保全措置の効果 脱水処理(ベルトフィルター)、遠心脱水(スクリューデカンタ)、加圧脱水(フィルタープレス)、並びに加圧絞り脱水(ローラープレス、ベルトプレス)等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式廃水処理、瓦刀乾燥、底面脱水、並びにドレンジ工法などの強制乾燥や自然乾燥により含水比低下を促す自然式廃水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし						
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																			
種類・方法	施設内廃水処理																			
実施内容	位置・範囲 工事中 工事場で施工する工事を実施する箇所 時期・期間 工事中 環境保全措置の効果 脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし																			
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																			
種類・方法	施設内廃水処理																			
実施内容	位置・範囲 工事中 工事場で施工する工事を実施する箇所 時期・期間 工事中 環境保全措置の効果 脱水処理(ベルトフィルター)、遠心脱水(スクリューデカンタ)、加圧脱水(フィルタープレス)、並びに加圧絞り脱水(ローラープレス、ベルトプレス)等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式廃水処理、瓦刀乾燥、底面脱水、並びにドレンジ工法などの強制乾燥や自然乾燥により含水比低下を促す自然式廃水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし																			
p. 8-6-1-7 表 8-6-1-7(3) 環境保全措置の内容(トンネル工事に係る建設工事に伴う副産物)	<p>表 8-6-1-7(3) 環境保全措置の内容(トンネル工事に係る建設工事に伴う副産物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr> <tr> <th>種類・方法</th><th>副産物の分別、再資源化</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施内容</td><td> 位置・範囲 工事中 工事場で細かく分別し再資源化を努めることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。 時期・期間 工事中 環境保全措置の効果 発生量を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし </td></tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	副産物の分別、再資源化	実施内容	位置・範囲 工事中 工事場で細かく分別し再資源化を努めることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。 時期・期間 工事中 環境保全措置の効果 発生量を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし	<p>表 8-6-1-7(3) 環境保全措置の内容(トンネル工事に係る建設工事に伴う副産物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr> <tr> <th>種類・方法</th><th>副産物の分別、再資源化</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施内容</td><td> 位置・範囲 工事中 工事場で細かく分別し、再資源化を努めることで、取り扱う副産物の量を低減できる。 時期・期間 工事中 環境保全措置の効果 発生量を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし </td></tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	副産物の分別、再資源化	実施内容	位置・範囲 工事中 工事場で細かく分別し、再資源化を努めることで、取り扱う副産物の量を低減できる。 時期・期間 工事中 環境保全措置の効果 発生量を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし						
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																			
種類・方法	副産物の分別、再資源化																			
実施内容	位置・範囲 工事中 工事場で細かく分別し再資源化を努めることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。 時期・期間 工事中 環境保全措置の効果 発生量を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし																			
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																			
種類・方法	副産物の分別、再資源化																			
実施内容	位置・範囲 工事中 工事場で細かく分別し、再資源化を努めることで、取り扱う副産物の量を低減できる。 時期・期間 工事中 環境保全措置の効果 発生量を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし																			
p. 8-6-1-7 b)評価結果(トンネルの工事)	<p>トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物の発生量は、表 8-6-1-5 に示すとおりである。事業の実施にあたっては、事業者により実行可能な範囲内で、再利用及び再資源化を図る。なお、再利用及び再資源化できない場合は、廃棄物等の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し適正に処理、処分する。基準不適合土壌が発見された場合には、土壤汚染対策法ほか、関係法令等を遵守し適正に処理、処分する(「8-3-3 土壤汚染」参照)。</p> <p>なお、副産物の減量化、再資源化にあたっては、表 8-6-1-8 に示す「山梨県建設リサイクル推進計画 2011」(平成 23 年 3 月、山梨県) を目標として実施する。したがって、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減できると評価する。</p>	<p>本事業では、トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物が発生するものの、表 8-6-1-7 に示す環境保全措置を確実に実施する。なお、再利用及び再資源化できない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し適正に処理、処分するとともに基準不適合土壌が発見された場合には、土壤汚染対策法ほか、関係法令等を遵守し適正に処理、処分する(「8-3-3 土壤汚染」参照)。</p> <p>また、副産物の減量化、再資源化にあたっては、表 8-6-1-8 に示す「山梨県建設リサイクル推進計画 2011」(平成 23 年 3 月、山梨県) を目標として実施する。したがって、廃棄物に係る環境影響の低減が図られていると評価する。</p>																		
p. 8-6-1-9 f)予測結果(鉄道施設(駅)の供用)	<p>また、廃棄物の処理、処分は、関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再利用するとともに、その処理に当たっては適正処理を図る。</p>	<p>また、廃棄物の処理、処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号、改正 平成 24 年法律第 53 号)等の関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再利用するとともに、その処理に当たっては適正処理を図る。</p>																		
p. 8-6-1-10 表 8-6-1-10 環境保全措置の検討の状況(鉄道施設(駅)の供用に伴う廃棄物)	<p>表 8-6-1-10 環境保全措置の検討の状況(鉄道施設(駅)の供用に伴う廃棄物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>効果の不確実性</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物の分別、再資源化</td><td>適</td><td>分別回収施設の設置及び利用者への周知を行い、廃棄物の分別、再資源化の徹底を図ることで、鉄道施設(駅)の供用に伴う廃棄物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr> <tr> <td>廃棄物の処理、処分の円滑化</td><td>適</td><td>廃棄物保管場所の設置を適切に行い、廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、廃棄物の分別、再資源化及び適正処理を徹底することができ、鉄道施設(駅)の供用に伴う廃棄物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	効果の不確実性	廃棄物の分別、再資源化	適	分別回収施設の設置及び利用者への周知を行い、廃棄物の分別、再資源化の徹底を図ることで、鉄道施設(駅)の供用に伴う廃棄物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	廃棄物の処理、処分の円滑化	適	廃棄物保管場所の設置を適切に行い、廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、廃棄物の分別、再資源化及び適正処理を徹底することができ、鉄道施設(駅)の供用に伴う廃棄物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	<p>表 8-6-1-10 環境保全措置の検討の状況(鉄道施設(駅)の供用に伴う廃棄物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>効果の不確実性</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物の分別、再資源化</td><td>適</td><td>分別回収施設の設置及び利用者への周知を行い、廃棄物の分別、再資源化の徹底を図ることで、廃棄物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr> <tr> <td>廃棄物の処理、処分の円滑化</td><td>適</td><td>廃棄物保管場所について、利用者の利便性や収集作業の効率性を考慮した配置をするとともに、仕切りの配慮、色箱または形状の工夫等で区別しやすいようにするなどにより、廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、廃棄物の分別、再資源化及び適正処理を徹底することができ、取り扱う廃棄物の量を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	効果の不確実性	廃棄物の分別、再資源化	適	分別回収施設の設置及び利用者への周知を行い、廃棄物の分別、再資源化の徹底を図ることで、廃棄物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	廃棄物の処理、処分の円滑化	適	廃棄物保管場所について、利用者の利便性や収集作業の効率性を考慮した配置をするとともに、仕切りの配慮、色箱または形状の工夫等で区別しやすいようにするなどにより、廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、廃棄物の分別、再資源化及び適正処理を徹底することができ、取り扱う廃棄物の量を低減できることから、環境保全措置として採用する。
環境保全措置	実施の適否	効果の不確実性																		
廃棄物の分別、再資源化	適	分別回収施設の設置及び利用者への周知を行い、廃棄物の分別、再資源化の徹底を図ることで、鉄道施設(駅)の供用に伴う廃棄物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																		
廃棄物の処理、処分の円滑化	適	廃棄物保管場所の設置を適切に行い、廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、廃棄物の分別、再資源化及び適正処理を徹底することができ、鉄道施設(駅)の供用に伴う廃棄物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																		
環境保全措置	実施の適否	効果の不確実性																		
廃棄物の分別、再資源化	適	分別回収施設の設置及び利用者への周知を行い、廃棄物の分別、再資源化の徹底を図ることで、廃棄物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																		
廃棄物の処理、処分の円滑化	適	廃棄物保管場所について、利用者の利便性や収集作業の効率性を考慮した配置をするとともに、仕切りの配慮、色箱または形状の工夫等で区別しやすいようにするなどにより、廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、廃棄物の分別、再資源化及び適正処理を徹底することができ、取り扱う廃棄物の量を低減できることから、環境保全措置として採用する。																		
p. 8-6-1-10 表 8-6-1-11(1) 環境保全措置の内容(鉄道施設(駅)の供用に伴う廃棄物)	<p>表 8-6-1-11(1) 環境保全措置の内容(鉄道施設(駅)の供用に伴う廃棄物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr> <tr> <th>種類・方法</th><th>廃棄物の分別、再資源化</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施内容</td><td> 位置・範囲 鉄道施設(駅) 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 分別回収施設の設置及び利用者への周知を行い、廃棄物の分別、再資源化の徹底を図ることで、鉄道施設(駅)の供用に伴う廃棄物の発生量を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし </td></tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	廃棄物の分別、再資源化	実施内容	位置・範囲 鉄道施設(駅) 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 分別回収施設の設置及び利用者への周知を行い、廃棄物の分別、再資源化の徹底を図ることで、鉄道施設(駅)の供用に伴う廃棄物の発生量を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし	<p>表 8-6-1-11(1) 環境保全措置の内容(鉄道施設(駅)の供用に伴う廃棄物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr> <tr> <th>種類・方法</th><th>廃棄物の分別、再資源化</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施内容</td><td> 位置・範囲 鉄道施設(駅) 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 分別回収施設の設置及び利用者への周知を行い、廃棄物の分別、再資源化の徹底を図ることで、取り扱う廃棄物の量を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし </td></tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	廃棄物の分別、再資源化	実施内容	位置・範囲 鉄道施設(駅) 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 分別回収施設の設置及び利用者への周知を行い、廃棄物の分別、再資源化の徹底を図ることで、取り扱う廃棄物の量を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし						
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																			
種類・方法	廃棄物の分別、再資源化																			
実施内容	位置・範囲 鉄道施設(駅) 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 分別回収施設の設置及び利用者への周知を行い、廃棄物の分別、再資源化の徹底を図ることで、鉄道施設(駅)の供用に伴う廃棄物の発生量を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし																			
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																			
種類・方法	廃棄物の分別、再資源化																			
実施内容	位置・範囲 鉄道施設(駅) 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 分別回収施設の設置及び利用者への周知を行い、廃棄物の分別、再資源化の徹底を図ることで、取り扱う廃棄物の量を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし																			
p. 8-6-1-11 表 8-6-1-11(2) 環境保全措置の内容(鉄道施設(駅)の供用に伴う廃棄物)	<p>表 8-6-1-11(2) 環境保全措置の内容(鉄道施設(駅)の供用に伴う廃棄物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr> <tr> <th>種類・方法</th><th>廃棄物の処理、処分の円滑化</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施内容</td><td> 位置・範囲 鉄道施設(駅) 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 廃棄物保管場所の適切な配置による廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、廃棄物の分別、再資源化及び適正処理を徹底することができる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし </td></tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	廃棄物の処理、処分の円滑化	実施内容	位置・範囲 鉄道施設(駅) 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 廃棄物保管場所の適切な配置による廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、廃棄物の分別、再資源化及び適正処理を徹底することができる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし	<p>表 8-6-1-11(2) 環境保全措置の内容(鉄道施設(駅)の供用に伴う廃棄物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>東海旅客鉄道株式会社</th></tr> <tr> <th>種類・方法</th><th>廃棄物の処理、処分の円滑化</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施内容</td><td> 位置・範囲 鉄道施設(駅) 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 廃棄物保管場所について、利用者の利便性や収集作業の効率性を考慮した配置、色箱または形状の工夫等で区別しやすいようにするなどにより、廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、廃棄物の分別、再資源化及び適正処理を徹底することができ、取り扱う廃棄物の量を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし </td></tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	廃棄物の処理、処分の円滑化	実施内容	位置・範囲 鉄道施設(駅) 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 廃棄物保管場所について、利用者の利便性や収集作業の効率性を考慮した配置、色箱または形状の工夫等で区別しやすいようにするなどにより、廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、廃棄物の分別、再資源化及び適正処理を徹底することができ、取り扱う廃棄物の量を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし						
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																			
種類・方法	廃棄物の処理、処分の円滑化																			
実施内容	位置・範囲 鉄道施設(駅) 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 廃棄物保管場所の適切な配置による廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、廃棄物の分別、再資源化及び適正処理を徹底することができる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし																			
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																			
種類・方法	廃棄物の処理、処分の円滑化																			
実施内容	位置・範囲 鉄道施設(駅) 時期・期間 供用時 環境保全措置の効果 廃棄物保管場所について、利用者の利便性や収集作業の効率性を考慮した配置、色箱または形状の工夫等で区別しやすいようにするなどにより、廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、廃棄物の分別、再資源化及び適正処理を徹底することができ、取り扱う廃棄物の量を低減できる。 効果の不確実性 なし 他の環境への影響 なし																			
p. 8-6-1-11 b)評価結果(鉄道施設(駅)の供用)	<p>鉄道施設(駅)の供用に伴う廃棄物の発生量は、表 8-6-1-9 に示すとおりである。事業の実施にあたっては、事業者により実行可能な範囲内で、再利用及び再資源化を図</p>	<p>本事業では、鉄道施設(駅)の供用に伴う廃棄物が発生するものの、表 8-6-1-11 に示す環境保全措置を確実に実施する。なお、再利用及び再資源化できない場合は、</p>																		

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																										
	<p>る。なお、再利用及び再資源化できない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し適正に処理、処分する。</p> <p>したがって、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減できると評価する。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し適正に処理、処分する。</p> <p>したがって、<u>廃棄物に係る環境影響の低減が図られていると評価する。</u></p>																																										
p. 8-6-2-5 表 8-6-2-4 環境保全措置の検討の状況 (建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガス)	<p>表 8-6-2-4 環境保全措置の検討の状況 (建設機械の稼働及び運搬車両の運行に係る温室効果ガス)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高効率の建設機械の選定</td> <td>適</td> <td>高効率の建設機械の採用により、排出される温室効果ガスの低減が見込まれため、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>高負荷運転の抑制</td> <td>適</td> <td>建設機械の高負荷運転を抑制することにより、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事規模に合わせた建設機械の設定</td> <td>適</td> <td>適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配備や稼働を避けることで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>建設機械の点検・整備による性能維持</td> <td>適</td> <td>適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持</td> <td>適</td> <td>適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>低燃費車種の選定・積載の効率化・運搬計画の合理化による距離距離の最適化</td> <td>適</td> <td>低燃費車種の選定・積載の効率化・合理的な運搬計画の策定による運搬距離の最適化等により、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	高効率の建設機械の選定	適	高効率の建設機械の採用により、排出される温室効果ガスの低減が見込まれため、環境保全措置として採用する。	高負荷運転の抑制	適	建設機械の高負荷運転を抑制することにより、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	工事規模に合わせた建設機械の設定	適	適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配備や稼働を避けることで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	建設機械の点検・整備による性能維持	適	適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持	適	適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	低燃費車種の選定・積載の効率化・運搬計画の合理化による距離距離の最適化	適	低燃費車種の選定・積載の効率化・合理的な運搬計画の策定による運搬距離の最適化等により、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	<p>表 8-6-2-4 環境保全措置の検討の状況 (建設機械の稼働及び運搬車両の運行に係る温室効果ガス)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低炭素型建設機械の選定</td> <td>適</td> <td>低炭素型建設機械(例えば油圧ショベル)ではCO₂排出量が従来型に比べて10%低減の採用により、排出される温室効果ガスの低減が見込まれるため、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>高負荷運転の抑制</td> <td>適</td> <td>建設機械の高負荷運転を抑制することにより、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>工事規模に合わせた建設機械の設定</td> <td>適</td> <td>工事規模に合わせて必要な以上の建設機械の規格・配備及び稼働とならないように計画することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>建設機械の点検及び整備による性能維持</td> <td>適</td> <td>法令上の定めにより建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</td> <td>適</td> <td>法令上の定めにより資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>低燃費車種の選定・積載の効率化・運搬計画の合理化による距離距離の最適化</td> <td>適</td> <td>低燃費車種の選定・積載の効率化・合理的な運搬計画の策定による運搬距離の最適化等により、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	低炭素型建設機械の選定	適	低炭素型建設機械(例えば油圧ショベル)ではCO ₂ 排出量が従来型に比べて10%低減の採用により、排出される温室効果ガスの低減が見込まれるため、環境保全措置として採用する。	高負荷運転の抑制	適	建設機械の高負荷運転を抑制することにより、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	工事規模に合わせた建設機械の設定	適	工事規模に合わせて必要な以上の建設機械の規格・配備及び稼働とならないように計画することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	建設機械の点検及び整備による性能維持	適	法令上の定めにより建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	適	法令上の定めにより資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	低燃費車種の選定・積載の効率化・運搬計画の合理化による距離距離の最適化	適	低燃費車種の選定・積載の効率化・合理的な運搬計画の策定による運搬距離の最適化等により、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																																										
高効率の建設機械の選定	適	高効率の建設機械の採用により、排出される温室効果ガスの低減が見込まれため、環境保全措置として採用する。																																										
高負荷運転の抑制	適	建設機械の高負荷運転を抑制することにより、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																																										
工事規模に合わせた建設機械の設定	適	適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配備や稼働を避けることで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																																										
建設機械の点検・整備による性能維持	適	適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																																										
資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持	適	適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																																										
低燃費車種の選定・積載の効率化・運搬計画の合理化による距離距離の最適化	適	低燃費車種の選定・積載の効率化・合理的な運搬計画の策定による運搬距離の最適化等により、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																																										
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																																										
低炭素型建設機械の選定	適	低炭素型建設機械(例えば油圧ショベル)ではCO ₂ 排出量が従来型に比べて10%低減の採用により、排出される温室効果ガスの低減が見込まれるため、環境保全措置として採用する。																																										
高負荷運転の抑制	適	建設機械の高負荷運転を抑制することにより、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																																										
工事規模に合わせた建設機械の設定	適	工事規模に合わせて必要な以上の建設機械の規格・配備及び稼働とならないように計画することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																																										
建設機械の点検及び整備による性能維持	適	法令上の定めにより建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																																										
資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	適	法令上の定めにより資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																																										
低燃費車種の選定・積載の効率化・運搬計画の合理化による距離距離の最適化	適	低燃費車種の選定・積載の効率化・合理的な運搬計画の策定による運搬距離の最適化等により、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																																										
p. 8-6-2-6 表 8-6-2-5(1) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガス)	<p>表 8-6-2-5(1) 環境保全措置の内容 (建設機械の稼働及び運搬車両の運行に係る温室効果ガス)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>高効率の建設機械の選定</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>位置・範囲 工事施工範囲内</th> </tr> <tr> <th>時期・期間</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>温室効果ガスの排出量を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	高効率の建設機械の選定	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	温室効果ガスの排出量を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-6-2-5(1) 環境保全措置の内容 (建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガス)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>低炭素型建設機械の選定</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>位置・範囲 工事施工範囲内</th> </tr> <tr> <th>時期・期間</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>温室効果ガスの排出量を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	低炭素型建設機械の選定	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	温室効果ガスの排出量を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし														
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																											
種類・方法	高効率の建設機械の選定																																											
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内																																											
時期・期間	工事中																																											
環境保全措置の効果	温室効果ガスの排出量を低減できる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																											
種類・方法	低炭素型建設機械の選定																																											
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内																																											
時期・期間	工事中																																											
環境保全措置の効果	温室効果ガスの排出量を低減できる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
p. 8-6-2-6 表 8-6-2-5(3) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガス)	<p>表 8-6-2-5(3) 環境保全措置の内容 (建設機械の稼働及び運搬車両の運行に係る温室効果ガス)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>工事規模に合わせた建設機械の設定</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>位置・範囲 工事施工範囲内</th> </tr> <tr> <th>時期・期間</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配備や稼働を避けることで、温室効果ガスの排出量を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	工事規模に合わせた建設機械の設定	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配備や稼働を避けることで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-6-2-5(3) 環境保全措置の内容 (建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガス)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>工事規模に合わせた建設機械の設定</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>位置・範囲 工事施工範囲内</th> </tr> <tr> <th>時期・期間</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	工事規模に合わせた建設機械の設定	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし														
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																											
種類・方法	工事規模に合わせた建設機械の設定																																											
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内																																											
時期・期間	工事中																																											
環境保全措置の効果	適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配備や稼働を避けることで、温室効果ガスの排出量を低減できる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																											
種類・方法	工事規模に合わせた建設機械の設定																																											
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内																																											
時期・期間	工事中																																											
環境保全措置の効果	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
p. 8-6-2-6 表 8-6-2-5(4) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガス)	<p>表 8-6-2-5(4) 環境保全措置の内容 (建設機械の稼働及び運搬車両の運行に係る温室効果ガス)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>建設機械の点検・整備による性能維持</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>位置・範囲 工事施工範囲内</th> </tr> <tr> <th>時期・期間</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	建設機械の点検・整備による性能維持	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-6-2-5(4) 環境保全措置の内容 (建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガス)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>建設機械の点検・整備による性能維持</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>位置・範囲 工事施工範囲内</th> </tr> <tr> <th>時期・期間</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	建設機械の点検・整備による性能維持	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし														
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																											
種類・方法	建設機械の点検・整備による性能維持																																											
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内																																											
時期・期間	工事中																																											
環境保全措置の効果	適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																											
種類・方法	建設機械の点検・整備による性能維持																																											
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内																																											
時期・期間	工事中																																											
環境保全措置の効果	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
p. 8-6-2-7 表 8-6-2-5(5) 環境保全措置の内容(建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガス)	<p>表 8-6-2-5(5) 環境保全措置の内容 (建設機械の稼働及び運搬車両の運行に係る温室効果ガス)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>位置・範囲 工事施工範囲内</th> </tr> <tr> <th>時期・期間</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表 8-6-2-5(5) 環境保全措置の内容 (建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガス)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> <tr> <th>種類・方法</th> <th>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</th> </tr> <tr> <th>実施内容</th> <th>位置・範囲 工事施工範囲内</th> </tr> <tr> <th>時期・期間</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし														
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																											
種類・方法	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持																																											
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内																																											
時期・期間	工事中																																											
環境保全措置の効果	適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																											
種類・方法	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持																																											
実施内容	位置・範囲 工事施工範囲内																																											
時期・期間	工事中																																											
環境保全措置の効果	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。																																											
効果の不確実性	なし																																											
他の環境への影響	なし																																											
p. 8-6-2-8 ①評価結果(工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)に伴い発生する温室効果ガス排出量は、表 8-6-2-3 に示すとおりであり、本事業における温室効果ガス年平均排出量は、山梨県における1年間あたりの温室効果ガス 6,040 千 tCO ₂ と比較すると 0.45%程度である。)	<p>工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)に伴い発生する温室効果ガス排出量は、表 8-6-2-3 に示すとおりであり、本事業における温室効果ガス年平均排出量は、山梨県における1年間あたりの温室効果ガス 6,040 千 tCO₂ と比較すると 0.45%程度である。</p>	<p>本事業では、工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)に伴う温室効果ガスが排出されるものの、本事業における温室効果ガス年平均排出量は、山梨県における1年間あたりの温室効果ガス 6,040 千 tCO₂ と比較すると 0.45%程度である。</p>																																										

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																
	<p>また本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴う温室効果ガスの排出による環境負荷を低減させるため、表8-6-2-5に示した環境保全措置を実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。</p>	<p>また本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴う温室効果ガスの排出による環境負荷を低減させるため、表8-6-2-5に示した環境保全措置を確実に実施することから、温室効果ガスに係る環境影響の低減が図られていると評価する。</p>																																
p.8-6-2-10 表8-6-2-8 環境保全措置の検討の状況（鉄道施設（駅）の供用に係る温室効果ガス）	<p>表8-6-2-8 環境保全措置の検討の状況（鉄道施設（駅）の供用に係る温室効果ガス）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省エネルギー型製品の導入</td> <td>適</td> <td>省エネルギー型製品の導入により、発生する温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備や管理を行うことにより、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td> <td>適</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器の点検・整備による性能維持</td> <td>適</td> <td>適切な点検・整備により設備機器の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	省エネルギー型製品の導入	適	省エネルギー型製品の導入により、発生する温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備や管理を行うことにより、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	適		設備機器の点検・整備による性能維持	適	適切な点検・整備により設備機器の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	<p>表8-6-2-8 環境保全措置の検討の状況（鉄道施設（駅）の供用に係る温室効果ガス）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省エネルギー型製品の導入</td> <td>適</td> <td>省エネルギー型製品の導入により、発生する温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td> </tr> <tr> <td>温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備や管理を行うことにより、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td> <td>適</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器の点検及び整備による性能維持</td> <td>適</td> <td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により設備機器の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	省エネルギー型製品の導入	適	省エネルギー型製品の導入により、発生する温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備や管理を行うことにより、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	適		設備機器の点検及び整備による性能維持	適	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により設備機器の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。								
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																																
省エネルギー型製品の導入	適	省エネルギー型製品の導入により、発生する温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																																
温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備や管理を行うことにより、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	適																																	
設備機器の点検・整備による性能維持	適	適切な点検・整備により設備機器の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																																
環境保全措置	実施の適否	適否の理由																																
省エネルギー型製品の導入	適	省エネルギー型製品の導入により、発生する温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																																
温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備や管理を行うことにより、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	適																																	
設備機器の点検及び整備による性能維持	適	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により設備機器の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。																																
p.8-6-2-11 表8-6-2-9(3) 環境保全措置の内容（鉄道施設（駅）の供用に係る温室効果ガス）	<p>表8-6-2-9(3) 環境保全措置の内容（鉄道施設（駅）の供用に係る温室効果ガス）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>設備機器の点検・整備による性能維持</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位置・範囲</th> <th>鉄道施設（駅）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時期・期間</td> <td>供用時</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>適切な点検・整備により設備機器の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果への不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	設備機器の点検・整備による性能維持	実施内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>位置・範囲</th> <th>鉄道施設（駅）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時期・期間</td> <td>供用時</td> </tr> </tbody> </table>	位置・範囲	鉄道施設（駅）	時期・期間	供用時	環境保全措置の効果	適切な点検・整備により設備機器の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	効果への不確実性	なし	他の環境への影響	なし	<p>表8-6-2-9(3) 環境保全措置の内容（鉄道施設（駅）の供用に係る温室効果ガス）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>東海旅客鉄道株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類・方法</td> <td>設備機器の点検及び整備による性能維持</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位置・範囲</th> <th>鉄道施設（駅）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時期・期間</td> <td>供用時</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>法令の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により設備機器の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果への不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	種類・方法	設備機器の点検及び整備による性能維持	実施内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>位置・範囲</th> <th>鉄道施設（駅）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時期・期間</td> <td>供用時</td> </tr> </tbody> </table>	位置・範囲	鉄道施設（駅）	時期・期間	供用時	環境保全措置の効果	法令の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により設備機器の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	効果への不確実性	なし	他の環境への影響	なし
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																	
種類・方法	設備機器の点検・整備による性能維持																																	
実施内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>位置・範囲</th> <th>鉄道施設（駅）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時期・期間</td> <td>供用時</td> </tr> </tbody> </table>	位置・範囲	鉄道施設（駅）	時期・期間	供用時																													
位置・範囲	鉄道施設（駅）																																	
時期・期間	供用時																																	
環境保全措置の効果	適切な点検・整備により設備機器の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。																																	
効果への不確実性	なし																																	
他の環境への影響	なし																																	
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																																	
種類・方法	設備機器の点検及び整備による性能維持																																	
実施内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>位置・範囲</th> <th>鉄道施設（駅）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時期・期間</td> <td>供用時</td> </tr> </tbody> </table>	位置・範囲	鉄道施設（駅）	時期・期間	供用時																													
位置・範囲	鉄道施設（駅）																																	
時期・期間	供用時																																	
環境保全措置の効果	法令の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により設備機器の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。																																	
効果への不確実性	なし																																	
他の環境への影響	なし																																	
p.8-6-2-12 イ)評価結果（鉄道施設（駅）の供用）	<p>鉄道施設（駅）の供用に伴い発生する温室効果ガス排出量は、表8-6-2-7に示すとおりであり、本事業における温室効果ガス年平均排出量は、山梨県における1年間あたりの温室効果ガス 6,040 千 tCO₂ と比較すると 0.3%程度である。</p> <p>また本事業では、鉄道施設（駅）の供用に伴う温室効果ガスの排出による環境負荷を低減させるため、表8-6-2-9に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。</p>	<p>本事業では、鉄道施設（駅）の供用に伴う温室効果ガスが排出されるものの、本事業における温室効果ガス年平均排出量は、山梨県における1年間あたりの温室効果ガス 6,040 千 tCO₂ と比較すると 0.3%程度である。</p> <p>また本事業では、鉄道施設（駅）の供用に伴う温室効果ガスの排出による環境負荷を低減させるため、表8-6-2-9に示した環境保全措置を確実に実施することから、温室効果ガスに係る環境影響の低減が図られていると評価する。</p>																																
p.9-2~3 表9-1-1-1 大気環境（大気質）に関する環境保全措置の検討結果 (建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生)	<p>(環境保全措置) 工事規模に合わせた建設機械の設定 (環境保全措置の効果) 適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</p> <p>(環境保全措置) 建設機械の点検及び整備による性能維持 (環境保全措置の効果) 適切な点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</p> <p>—</p>	<p>(環境保全措置) 工事規模に合わせた建設機械の設定 (環境保全措置の効果) 工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</p> <p>(環境保全措置) 建設機械の点検及び整備による性能維持 (環境保全措置の効果) 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</p> <p>(環境保全措置) VOCの排出抑制 (環境保全措置の効果) 工事の実施において、低 VOC 塗料等の使用に努めることで、浮遊粒子状物質の生成を低減できる。 (措置の区分) 低減 (実施主体) a (効果の不確実性) なし (他の環境要素への影響) なし</p>																																
p.9-3~4 表9-1-1-1 大気環	(環境保全措置) 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検	(環境保全措置) 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検																																

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
境（大気質）に関する環境保全措置の検討結果 （資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生）	<p>及び整備による性能維持 (環境保全措置の効果)</p> <p>適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</p>	<p>及び整備による性能維持 (環境保全措置の効果)</p> <p><u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u></p>
	—	<p>(環境保全措置) 環境負荷低減を意識した運転の徹底 (環境保全措置の効果)</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、アイドリングストップ及び急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</p> <p>(措置の区分) 低減 (実施主体) a (効果の不確実性) なし (他の環境要素への影響) なし</p>
	—	<p>(環境保全措置) VOC の排出抑制 (環境保全措置の効果)</p> <p>工事の実施において、低 VOC 塗料等の使用に努めることで、浮遊粒子状物質の生成を低減できる。</p> <p>(措置の区分) 低減 (実施主体) a (効果の不確実性) なし (他の環境要素への影響) なし</p>
p. 9-4 表 9-1-1-1 大気環境（大気質）に関する環境保全措置の検討結果 （建設機械の稼働に係る粉じん等の発生）	<p>(環境保全措置) 工事規模に合わせた建設機械の設定 (環境保全措置の効果)</p> <p>適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、粉じん等の発生を低減できる。</p>	<p>(環境保全措置) 工事規模に合わせた建設機械の設定 (環境保全措置の効果)</p> <p><u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、粉じん等の発生を低減できる。</u></p>
	<p>(環境保全措置) 仮囲いの設置 (環境保全措置の効果)</p> <p>仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できる。</p>	<p>(環境保全措置) 仮囲いの設置 (環境保全措置の効果)</p> <p><u>住居等周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できる。</u></p>
p. 9-6～7 表 9-1-2-1 大気環境（騒音）に関する環境保全措置の検討結果 （建設機械の稼働に係る騒音の発生）	<p>(環境保全措置) 仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策 (環境保全措置の効果)</p> <p>仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。</p>	<p>(環境保全措置) 仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策 (環境保全措置の効果)</p> <p><u>住居等周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。</u></p>
	<p>(環境保全措置) 工事規模に合わせた建設機械の設定 (環境保全措置の効果)</p> <p>適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、騒音の発生を低減できる。</p>	<p>(環境保全措置) 工事規模に合わせた建設機械の設定 (環境保全措置の効果)</p> <p><u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、騒音の発生を低減できる。</u></p>
	(環境保全措置) 建設機械の点検及び整備による性能維持	(環境保全措置) 建設機械の点検及び整備による性能維持

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
	<p>(環境保全措置の効果) 適切な点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</p>	<p>(環境保全措置の効果) 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</p>
p. 9-7 表 9-1-2-1 大気環境(騒音)に関する環境保全措置の検討結果 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の発生)	<p>(環境保全措置) 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 (環境保全措置の効果) 適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</p>	<p>(環境保全措置) 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 (環境保全措置の効果) 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</p>
	—	<p>(環境保全措置) 環境負荷低減を意識した運転の徹底 (環境保全措置の効果) 資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、騒音の発生を低減できる。 (措置の区分) 低減 (実施主体) a (効果の不確実性) なし (他の環境要素への影響) なし</p>
p. 9-8~9 表 9-1-2-1 大気環境(騒音)に関する環境保全措置の検討結果 (列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に係る騒音の発生)	<p>(環境保全措置) 防音防災フードの目地の維持管理の徹底 (環境保全措置の効果) 防音防災フードの目地の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、騒音を低減できる。</p>	<p>(環境保全措置) 防音防災フードの目地の維持管理の徹底 (環境保全措置の効果) 防音防災フード間目地の取り付けボルトの緩みや目地材の腐食の有無等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの増締めや目地材の交換を行うことにより、その性能を維持することで、騒音を低減できる。</p>
	<p>(環境保全措置) 桁間の目地の維持管理の徹底 (環境保全措置の効果) 桁間の目地の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、騒音を低減できる。</p>	<p>(環境保全措置) 桁間の目地の維持管理の徹底 (環境保全措置の効果) 桁間目地の目地材の腐食や亀裂の有無、取り付け状況の確認等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、目地材の交換等を行うことにより、その性能を維持することで、騒音を低減できる。</p>
	<p>(環境保全措置) 沿線の土地利用対策 (環境保全措置の効果) 新幹線計画と整合した公共施設(道路、公園、緑地等)を配置する等の土地利用対策を推進することで、距離減衰により住居等における騒音を低減できる。</p>	<p>(環境保全措置) 沿線の土地利用対策 (環境保全措置の効果) 新幹線計画と整合した公共施設(道路、公園、緑地等)を配置する等の土地利用対策を推進することで、鉄道施設との距離を確保することにより住居等における騒音を低減できる。</p>
p. 9-10 表 9-1-3-1 大気環境(振動)に関する環境保全措置の検討結果 (建設機械の稼働に係る振動の発生)	<p>(環境保全措置) 工事規模に合わせた建設機械の設定 (環境保全措置の効果) 適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、振動の発生を低減できる。</p>	<p>(環境保全措置) 工事規模に合わせた建設機械の設定 (環境保全措置の効果) 工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、振動の発生を低減できる。</p>
	<p>(環境保全措置) 建設機械の点検及び整備による性能維持 (環境保全措置の効果)</p>	<p>(環境保全措置) 建設機械の点検及び整備による性能維持 (環境保全措置の効果)</p>

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
	適切な点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。
p. 9-11 表 9-1-3-1 大気環境（振動）に関する環境保全措置の検討結果 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動の発生)	(環境保全措置) 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 (環境保全措置の効果) 適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。	(環境保全措置) 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 (環境保全措置の効果) 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。
	—	(環境保全措置) 環境負荷低減を意識した運転の徹底 (環境保全措置の効果) 資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、騒音の発生を低減できる。 (措置の区分) 低減 (実施主体) a (効果の不確実性) なし (他の環境要素への影響) なし
p. 9-12 表 9-1-3-1 大気環境（振動）に関する環境保全措置の検討結果 (列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に係る振動の発生)	(環境保全措置) 桁支承部の維持管理の徹底 (環境保全措置の効果) <u>桁支承部の適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、振動の発生を低減できる。</u>	(環境保全措置) 桁支承部の維持管理の徹底 (環境保全措置の効果) <u>桁支承部の腐食や亀裂の有無、取り付け状況の確認、支承取り付け部分のコンクリートのひび割れの有無等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、支承や取り付け部分のコンクリートの補修等を行うことにより、その性能を維持することで、振動の発生を低減できる。</u>
	(環境保全措置) ガイドウェイの維持管理の徹底 (環境保全措置の効果) <u>ガイドウェイの適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、振動の発生を低減できる。</u>	(環境保全措置) ガイドウェイの維持管理の徹底 (環境保全措置の効果) <u>ガイドウェイの取り付けボルトの緩みや取り付け状況の確認、ガイドウェイコンクリートのひび割れ、欠け等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの増締めやガイドウェイの補修、交換等を行うことにより、その性能を維持することで、振動の発生を低減できる。</u>
p. 9-13 表 9-1-3-1 大気環境（振動）に関する環境保全措置の検討結果 (列車の走行(地下を走行する場合に限る。)に係る振動の発生)	(環境保全措置) ガイドウェイの維持管理の徹底 (環境保全措置の効果) <u>ガイドウェイの適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、振動の発生を低減できる。</u>	(環境保全措置) ガイドウェイの維持管理の徹底 (環境保全措置の効果) <u>ガイドウェイの取り付けボルトの緩みや取り付け状況の確認、ガイドウェイコンクリートのひび割れ、欠け等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの増締めやガイドウェイの補修、交換等を行うことにより、その性能を維持することで、振動の発生を低減できる。</u>
p. 9-14 表 9-1-4-1 大気環境（微気圧波）に関する環境保全措置の検討結果(列車の走行に	(環境保全措置) 緩衝工の設置 (環境保全措置の効果) 微気圧波対策が必要な箇所であるトンネル及び防音防災フードの出入口に適切に	(環境保全措置) 緩衝工の設置 (環境保全措置の効果) 微気圧波対策が必要な箇所であるトンネル及び防音防災フードの出入口に、周辺の

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
係る微気圧波の発生)	緩衝工を設置することにより、微気圧波を低減できる。 (環境保全措置) 緩衝工の維持管理の徹底 (環境保全措置の効果) <u>適切な点検及び整備を行い、その性能を維持することで、微気圧波を低減することができる。</u>	<u>住居分布等に留意し、基準値を満足できる延長の緩衝工を設置することにより、微気圧波を低減できる。</u> (環境保全措置) 緩衝工の維持管理の徹底 (環境保全措置の効果) <u>緩衝工の性能を維持するため、開口部の飛来物等による閉塞の有無、開口部の腐食の有無等の検査を行い、その結果をもとに必要に応じて、飛来物の撤去や開口部の補修等を行うことで、微気圧波を低減できる。</u>
p. 9-15 表 9-2-1-1 水環境 (水質)に関する環境保全措置の検討結果 (切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の濁り)	(環境保全措置) 工事排水の適切な処理 (環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は必要に応じて <u>濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。</u>	(環境保全措置) 工事排水の適切な処理 (環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は必要に応じ、 <u>発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈澱、濾過等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。</u>
	(環境保全措置) 処理装置の点検・整備による性能維持 (環境保全措置の効果) 処理装置を設置する場合は、 <u>適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。</u>	(環境保全措置) 処理装置の点検・整備による性能維持 (環境保全措置の効果) 処理装置を設置する場合は、 <u>点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。</u>
p. 9-17 表 9-2-1-1 水環境 (水質)に関する環境保全措置の検討結果 (トンネルの工事に係る水の濁り)	(環境保全措置) 工事排水の適切な処理 (環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は必要に応じて <u>濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。</u>	(環境保全措置) 工事排水の適切な処理 (環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は必要に応じ、 <u>発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈澱、濾過等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。</u>
	(環境保全措置) 処理装置の点検・整備による性能維持 (環境保全措置の効果) 処理装置を設置する場合は、 <u>適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。</u>	(環境保全措置) 処理装置の点検・整備による性能維持 (環境保全措置の効果) 処理装置を設置する場合は、 <u>点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。</u>
p. 9-18 表 9-2-1-1 水環境 (水質)に関する環境保全措置の検討結果 (工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る水の濁り)	(環境保全措置) 工事排水の適切な処理 (環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は必要に応じて <u>濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。</u>	(環境保全措置) 工事排水の適切な処理 (環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は必要に応じ、 <u>発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈澱、濾過等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。</u>
	(環境保全措置) 処理装置の点検・整備による性能維持 (環境保全措置の効果) 処理装置を設置する場合は、 <u>適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適</u>	(環境保全措置) 処理装置の点検・整備による性能維持 (環境保全措置の効果) 処理装置を設置する場合は、 <u>点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、</u>

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 9-19～20 表 9-2-1-1 水環境 (水質)に関する環境保全措置の検討結果 (切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の汚れ)	正処理を徹底することができる。 (環境保全措置) 工事排水の適切な処理 (環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。	工事排水の処理を徹底することができる。 (環境保全措置) 工事排水の適切な処理 (環境保全措置の効果) 工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、pH値の改善を図るために処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。
	(環境保全措置) 仮縫切工の実施 (環境保全措置の効果) 公共用水域内の工事に際し止水性の高い仮縫切工を行い、改変により巻き上げられる浮遊物質の周辺公共用水域への流出を防止することで、水の濁りに係る影響を低減することができる。	(環境保全措置) 仮縫切工の実施 (環境保全措置の効果) 公共用水域内の工事に際し止水性の高い仮縫切工を行い、コンクリート打設により発生するアルカリ排水の周辺公共用水域への流出を防止することで、水の汚れに係る影響を低減することができる。
	(環境保全措置) 水路等の切回しの実施 (環境保全措置の効果) 公共用水域内の工事に際し水路等の切回しを実施することにより、改変により巻き上げられる浮遊物質の周辺公共用水域への流出を防止することで、水の濁りに係る影響を低減することができる。	(環境保全措置) 水路等の切回しの実施 (環境保全措置の効果) 公共用水域内の工事に際し水路等の切回しを実施することにより、コンクリート打設により発生するアルカリ排水の周辺公共用水域への流出を防止することで、水の汚れに係る影響を低減することができる。
	(環境保全措置) 処理装置の点検・整備による性能維持 (環境保全措置の効果) 処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	(環境保全措置) 処理装置の点検・整備による性能維持 (環境保全措置の効果) 処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。
p. 9-20～21 表 9-2-1-1 水環境 (水質)に関する環境保全措置の検討結果 (トンネルの工事に係る水の汚れ)	(環境保全措置) 工事排水の適切な処理 (環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。	(環境保全措置) 工事排水の適切な処理 (環境保全措置の効果) 工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、pH値の改善を図るために処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。
	(環境保全措置) 処理装置の点検・整備による性能維持 (環境保全措置の効果) 処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	(環境保全措置) 処理装置の点検・整備による性能維持 (環境保全措置の効果) 処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。
p. 9-21 表 9-2-2-1 水環境 (水底の底質)に関する環境保全措置の検討結果 (切土工等又は既存の工作物の除去に係る水底の底質)	(環境保全措置) 河川内工事における工事排水の適切な処理 (環境保全措置の効果) 河川内工事において工事により排出する水は、必要に応じて適切に処理したうえで排出することで、水底の底質への影響を低減することができる。	(環境保全措置) 河川内工事における工事排水の適切な処理 (環境保全措置の効果) 河川内工事において工事により排出する水は、必要に応じて水質の改善を図るために処理をしたうえで排出することで、水底の底質への影響を低減することができる。
p. 9-22 表 9-2-3-1 水環境 (地下水)に関する環境保全措置の検討結果	(環境保全措置) 適切な構造及び工法の採用 (環境保全措置の効果) 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を探	(環境保全措置) 適切な構造及び工法の採用 (環境保全措置の効果) 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、覆工コンクリート、防水シートの

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
(トンネルの工事及び鉄道施設(トンネル)の存在に係る地下水の水質及び水位)	用することにより影響を低減できる。	設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工を実施することなどにより、地下水への影響を低減できる。
p. 9-23 表 9-2-4-1 水環境(水資源)に関する環境保全措置の検討結果 (トンネルの工事及び鉄道施設(トンネル)の存在に係る水資源)	(環境保全措置) 工事排水の適切な処理 (環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。	(環境保全措置) 工事排水の適切な処理 (環境保全措置の効果) 工事により発生する水は必要に応じて沈殿・濾過・中和等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るために処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。
	(環境保全措置) 処理装置の点検・整備による性能維持 (環境保全措置の効果) 処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	(環境保全措置) 処理装置の点検・整備による性能維持 (環境保全措置の効果) 処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。
	(環境保全措置) 適切な構造及び工法の採用 (環境保全措置の効果) 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を採用することにより影響を低減できる。	(環境保全措置) 適切な構造及び工法の採用 (環境保全措置の効果) 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、覆工コンクリート、防水シートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工を実施することなどにより、地下水への影響を低減できる。
p. 9-27～28 表 9-3-3-1 土壌環境(土壤汚染)に関する環境保全措置の検討結果 (切土工等又は既存の工作物の除去に係る土壤汚染)	(環境保全措置) 有害物質の有無の確認と基準不適合土壤の適切な処理 (環境保全措置の効果) 汚染のおそれがある土壤に遭遇した場合には、有害物質の有無を確認する。その結果、環境基準に適合しない有害物質の存在が明らかとなった際には、土壤汚染対策法等に基づき適切に処理することで、土壤汚染を回避できる。	(環境保全措置) 有害物質の有無の確認と基準不適合土壤の適切な処理 (環境保全措置の効果) 汚染のおそれがある土壤に遭遇した場合には、有害物質の有無や汚染状況等を確認する。土壤汚染が明らかとなった際には、関係法令等に基づき、対象物質の種類や含有状況等に合わせた処理、処分を行うことで、土壤汚染を回避できる。
	—	発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底を追記
p. 9-28～29 表 9-3-3-1 土壌環境(土壤汚染)に関する環境保全措置の検討結果 (トンネルの工事に係る土壤汚染)	(環境保全措置) 発生土に含まれる重金属等の定期的な調査 (環境保全措置の効果) 発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、環境基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、適切に管理し、処理、処分することで、土壤汚染を回避できる。	(環境保全措置) 発生土に含まれる重金属等の定期的な調査 (環境保全措置の効果) 発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、環境基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、選別して対象物質の種類や含有状況等に合わせた管理、関係法令等に基づく処理、処分を行うことで、土壤汚染を回避できる。
	(環境保全措置) 仮置場における発生土の適切な管理 (環境保全措置の効果) 発生土の仮置場に屋根、側溝、シート覆いを設置する等、発生土を適切に管理することで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壤汚染を回避できる。	(環境保全措置) 仮置場における発生土の適切な管理 (環境保全措置の効果) 発生土の仮置場に屋根、側溝、シート覆いを設置する等の管理を行うことで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壤汚染を回避できる。

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
	<p>(環境保全措置) 工事排水の適切な処理 (環境保全措置の効果) <u>処理装置により工事排水を適切に処理したうえで排水することで、土壤汚染を回避又は低減できる。</u></p> <p>—</p>	<p>(環境保全措置) 工事排水の適切な処理 (環境保全措置の効果) <u>工事排水について、処理施設により法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、土壤汚染を回避又は低減できる。</u></p> <p>発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底を追記</p>
p. 9-33～34 表 9-3-6-1 その他 (文化財)に関する環境保全措置の検討結果 (鉄道施設 (トンネル、地表式又は掘削式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地) の存在に係る文化財)	<p>(環境保全措置) 適切な構造及び工法の採用 (環境保全措置の効果) <u>適切な構造、工法等を採用することで文化財への影響を回避又は低減できる。</u></p> <p>(環境保全措置) 試掘・確認調査及び発掘調査の実施 (環境保全措置の効果) <u>事前に埋蔵文化財の範囲や性格等を明らかにし、自治体など関係箇所との調整のうえ、必要となる届出を行い、必要により試掘・確認調査を実施したうえで、記録保存のための発掘調査を実施することで、影響を回避又は低減できる。</u></p> <p>(環境保全措置) 遺跡の発見に関する届出 (環境保全措置の効果) <u>法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡が発見されたときは、その旨を教育委員会等へ届出をし、その後の取扱いについては<u>関係箇所</u>と協議を行い、対処することで、文化財への影響を回避又は低減できる。</u></p>	<p>(環境保全措置) 適切な構造及び工法の採用 (環境保全措置の効果) <u>必要な範囲で地上への仮設物の設置や橋脚の設置を避ける等、文化財の状況に応じた構造、工法等を採用することで文化財への影響を回避又は低減できる。</u></p> <p>(環境保全措置) 試掘・確認調査及び発掘調査の実施 (環境保全措置の効果) <u>事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、自治体等関係機関との調整のうえ、必要となる届出を行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世へ継承するために発掘調査を実施する。これらによる文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できる。</u></p> <p>(環境保全措置) 遺跡の発見に関する届出 (環境保全措置の効果) <u>法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡が発見されたときは、その旨を教育委員会等へ届出をし、その後の取扱いについては<u>関係機関</u>と協議を行い、対処することで、文化財への影響を回避又は低減できる。</u></p>
p. 9-37 表 9-4-1-1 動物に関する環境保全措置の検討結果 (工事の実施に係る動物)	<p>(環境保全措置) 工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保 (環境保全措置の効果) <u>工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の緑化や林縁の保護緑化を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できる。</u></p>	<p>(環境保全措置) 工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施 (環境保全措置の効果) <u>改变する区域の一部に林縁保護植栽等を図ることで、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できる。</u></p>
p. 9-38 表 9-4-1-1 動物に関する環境保全措置の検討結果 (鉄道施設の存在に係る動物)	<p>(環境保全措置) 付替え河川における多自然川づくり (環境保全措置の効果) <u>付替え河川で多自然川づくりを実施することにより、当該河川に生息する重要な種の生息環境を代償することができる。</u></p>	<p>(環境保全措置) 付替え河川における多自然川づくり (環境保全措置の効果) <u>保守基地の位置や形状の観点から、そこに生息する注目種の一部は、やむを得ず消失することとなるため、代償措置として、消失する環境の近傍における付替え河川において河川環境(瀬、淵及び水際等)を復元した多自然川づくりを実施することで注目種の生息環境への影響を代償することができる。</u></p>
p. 9-39～42 表 9-4-2-1 植物に関する環境保全措置	(環境保全措置) 工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保	(環境保全措置) 工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
の検討結果 (工事の実施に係る植物)	<p>(環境保全措置の効果) <u>工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の緑化や林縁の保護緑化を図ることにより、重要な種の生育環境の変化に伴う植物への影響を低減できる。</u></p> <p>(環境保全措置) 汚濁処理設備及び仮設沈砂池の設置 (環境保全措置の効果) 汚濁処理装置及び仮設沈砂池の設置により汚濁水の発生が抑えられることで、<u>魚類等の生息環境への影響を低減できる。</u></p> <p>(環境保全措置) 重要な種の移植・播種 (環境保全措置の効果) <u>重要な種を移植・播種することで、種の消失による影響を代償できる。</u></p>	<p>(環境保全措置) 改変する区域の一部に林縁保護植栽等を図ることで、林内環境への影響を軽減し、<u>重要な種の生育環境への影響を低減できる。</u></p> <p>(環境保全措置) 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 (環境保全措置の効果) 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置により汚濁水の発生が抑えられることで、<u>水生植物等の生育環境への影響を低減できる。</u></p> <p>(環境保全措置) 重要な種の移植・播種 (環境保全措置の効果) <u>保守基地の位置や形状の観点から、そこに生育する重要な種の一部は、やむを得ず消失することとなるため、代償措置として、消失する環境の近傍において、消失する環境に類似した環境（植生、光及び水分等の条件等）を持つ場所へ移植・播種を行うことで、重要な種の生育環境への影響を代償することができる。なお、重要な種の移植・播種は、事例等から知見が得られており、専門家の助言を得ながら行うことでの効果が期待できる。</u></p>
	—	外来種の拡大抑制 を追記
p. 9-43 表 9-4-3-1 生態系に関する環境保全措置の検討結果 (工事の実施に係る生態系)	<p>(環境保全措置) <u>重要な種の生息地の全体又は一部を回避</u> (環境保全措置の効果) <u>重要な種の生息地への影響を回避又は低減できる。</u></p>	<p>(環境保全措置) <u>注目種の生息地の全体又は一部を回避</u> (環境保全措置の効果) <u>注目種の生息地の全体又は一部を回避することで、注目種の生息地への影響を回避又は低減できる。</u></p>
p. 9-43 表 9-4-3-1 生態系に関する環境保全措置の検討結果 (工事の実施、鉄道施設の存在に係る生態系)	—	小動物が脱出可能な側溝の設置 を追記（ミゾゴイを注目種として追加したことによる）
p. 9-44 表 9-4-3-1 生態系に関する環境保全措置の検討結果 (工事の実施に係る生態系)	<p>(環境保全措置) 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 (検討種) カワネズミ、ゲンジボタル</p>	<p>(環境保全措置) 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 (検討種) カワネズミ、<u>ミゾゴイ</u>、ゲンジボタル</p>
p. 9-44~45 表 9-4-3-1 生態系に関する環境保全措置の検討結果 (工事の実施、鉄道施設の存在に係る生態系)	<p>(環境保全措置) 照明の漏れ出しの抑制 (検討種) ゲンジボタル</p> <p>(環境保全措置) 工事施工ヤード等の<u>緑化</u>、林縁保護植栽による自然環境の確保 (環境保全措置の効果) <u>工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の緑化や林縁の保護緑化を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う植物への影響を低減できる。</u></p>	<p>(環境保全措置) 照明の漏れ出しの抑制 (検討種) ミゾゴイ、ゲンジボタル</p> <p>(環境保全措置) 工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施 (環境保全措置の効果) 改変する区域の一部に林縁保護植栽等を図ることで、林内環境への影響を軽減し、<u>注目種の生息・生育環境への影響を低減できる。</u></p>

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 9-46 表 9-4-3-1 生態系に関する環境保全措置の検討結果 (鉄道施設の存在に係る生態系)	(環境保全措置) 付替え河川における多自然川づくり (環境保全措置の効果) <u>付替え河川で多自然川づくりを実施することにより、当該河川に生息する注目種の生息環境を代償することができる。</u>	(環境保全措置) 付替え河川における多自然川づくり (環境保全措置の効果) 保守基地の位置や形状の観点から、そこに生息する注目種の一部は、やむを得ず消失することとなるため、代償措置として、消失する環境の近傍における付替え河川において河川環境(瀬、淵及び水際等)を復元した多自然川づくりを実施することで注目種の生息環境への影響を代償することができる。
p. 9-49 表 9-6-1-1 環境への負荷(廃棄物等)に関する環境保全措置の検討結果 (切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等)	(環境保全措置) 建設発生土の再利用 (環境保全措置の効果) <u>事業内及び事業外での再利用に努めることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。</u>	(環境保全措置) 建設発生土の再利用 (環境保全措置の効果) 建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努めるなど、活用を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。
	(環境保全措置) 建設汚泥の脱水処理 (環境保全措置の効果) <u>脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。</u>	(環境保全措置) 建設汚泥の脱水処理 (環境保全措置の効果) 真空脱水(ベルトフィルタ)、遠心脱水(スクリューデカンタ)、加圧脱水(フィルタープレス)、並びに加圧絞り脱水(ロールプレス、ベルトプレス)等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、底面脱水、並びにトレンチ工法など強制乾燥や自重圧密により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。
p. 9-50 表 9-6-1-1 環境への負荷(廃棄物等)に関する環境保全措置の検討結果 (トンネルの工事に係る廃棄物等)	(環境保全措置) 建設発生土の再利用 (環境保全措置の効果) <u>事業内及び事業外での再利用に努めることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。</u>	(環境保全措置) 建設発生土の再利用 (環境保全措置の効果) 建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努めるなど、活用を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。
	(環境保全措置) 建設汚泥の脱水処理 (環境保全措置の効果) <u>脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。</u>	(環境保全措置) 建設汚泥の脱水処理 (環境保全措置の効果) 真空脱水(ベルトフィルタ)、遠心脱水(スクリューデカンタ)、加圧脱水(フィルタープレス)、並びに加圧絞り脱水(ロールプレス、ベルトプレス)等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、底面脱水、並びにトレンチ工法など強制乾燥や自重圧密により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。
p. 9-51 表 9-6-1-1 環境への負荷(廃棄物等)に関する環境保全措置の検討結果 (鉄道施設(駅)の供用に係る廃棄物等)	(環境保全措置) 廃棄物の処理、処分の円滑化 (環境保全措置の効果) <u>廃棄物保管場所の適切な配置による廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、廃棄物の分別、再資源化及び適正処理を徹底することができ、鉄道施設(駅)の供用に伴</u>	(環境保全措置) 廃棄物の処理、処分の円滑化 (環境保全措置の効果) 廃棄物保管場所について、利用者の利便性や収集作業の効率性を考慮した配置とともに、仕切りの配置、色彩または形状の工夫等で区別しやすいようにするこ

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
	う廃棄物の発生量を低減できる。	とにより、廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、廃棄物の分別、再資源化及び適正処理を徹底することができ、取り扱う廃棄物の量を低減できる。
p. 9-52～53 表 9-6-2-1 環境への負荷（温室効果ガス）に関する環境保全措置の検討結果 (建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガス)	(環境保全措置) <u>高効率の建設機械の選定</u> (環境保全措置の効果) <u>高効率の建設機械の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。</u>	(環境保全措置) <u>低炭素型建設機械の選定</u> (環境保全措置の効果) <u>低炭素型建設機械（例えば油圧ショベルではCO₂排出量が従来型に比べ10%低減）の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。</u>
	(環境保全措置) <u>工事規模に合わせた建設機械の設定</u> (環境保全措置の効果) <u>適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置や稼働を避けることで、温室効果ガスの排出量を低減できる。</u>	(環境保全措置) <u>工事規模に合わせた建設機械の設定</u> (環境保全措置の効果) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。</u>
	(環境保全措置) <u>建設機械の点検・整備による性能維持</u> (環境保全措置の効果) <u>適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。</u>	(環境保全措置) <u>建設機械の点検・整備による性能維持</u> (環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。</u>
	(環境保全措置) <u>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持</u> (環境保全措置の効果) <u>適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。</u>	(環境保全措置) <u>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持</u> (環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。</u>
p. 9-53 表 9-6-2-1 環境への負荷（温室効果ガス）に関する環境保全措置の検討結果 (鉄道施設の供用に係る温室効果ガス)	(環境保全措置) <u>設備機器の点検・整備による性能維持</u> (環境保全措置の効果) <u>適切な点検・整備により設備機器の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。</u>	(環境保全措置) <u>設備機器の点検・整備による性能維持</u> (環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により設備機器の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。</u>
p. 9-54 9-7 具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難な付帯施設に関する環境保全措置	—	追記
p. 9-54～55 表 9-7-1-1 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【大気質】 (建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生)	(環境保全措置) <u>工事規模に合わせた建設機械の設定</u> (環境保全措置の効果) <u>適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u>	(環境保全措置) <u>工事規模に合わせた建設機械の設定</u> (環境保全措置の効果) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u>
	(環境保全措置) <u>建設機械の点検及び整備による性能維持</u> (環境保全措置の効果) <u>適切な点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊</u>	(環境保全措置) <u>建設機械の点検及び整備による性能維持</u> (環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、建設機械の性能を</u>

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
	粒子状物質の発生を低減できる。 —	維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。 (環境保全措置) VOC の排出抑制 (環境保全措置の効果) 工事の実施において、低 VOC 塗料等の使用に努めることで、浮遊粒子状物質の生成を低減できる。 (措置の区分) 低減 (実施主体) a (効果の不確実性) なし (他の環境要素への影響) なし
p. 9-55～56 表 9-7-1-1 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【大気質】 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生)	(環境保全措置) 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 (環境保全措置の効果) <u>適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u> —	(環境保全措置) 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 (環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u> (環境保全措置) 環境負荷低減を意識した運転の徹底 (環境保全措置の効果) 資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、アイドリングストップ及び急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。 (措置の区分) 低減 (実施主体) a (効果の不確実性) なし (他の環境要素への影響) なし
	—	(環境保全措置) VOC の排出抑制 (環境保全措置の効果) 工事の実施において、低 VOC 塗料等の使用に努めることで、浮遊粒子状物質の生成を低減できる。 (措置の区分) 低減 (実施主体) a (効果の不確実性) なし (他の環境要素への影響) なし
p. 9-56 表 9-7-1-1 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【大気質】 (建設機械の稼働に係る粉じん等の発生)	(環境保全措置) 工事規模に合わせた建設機械の設定 (環境保全措置の効果) <u>適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、粉じん等の発生を低減できる。</u> (環境保全措置) 仮囲いの設置 (環境保全措置の効果) 仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できる。	(環境保全措置) 工事規模に合わせた建設機械の設定 (環境保全措置の効果) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、粉じん等の発生を低減できる。</u> (環境保全措置) 仮囲いの設置 (環境保全措置の効果) <u>住居等周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できる。</u>
p. 9-58 表 9-7-1-2 環境へ	(環境保全措置) 仮囲い・防音シート等の設置による遮音対	(環境保全措置) 仮囲い・防音シート等の設置による遮音対

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
の負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【騒音】 （建設機械の稼働に係る騒音の発生）	<p>策 (環境保全措置の効果) 仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。</p> <p>（環境保全措置） 工事規模に合わせた建設機械の設定 (環境保全措置の効果) <u>適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、騒音の発生を低減できる。</u></p> <p>（環境保全措置） 建設機械の点検及び整備による性能維持 (環境保全措置の効果) <u>適切な点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</u></p>	<p>策 (環境保全措置の効果) <u>住居等周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。</u></p> <p>（環境保全措置） 工事規模に合わせた建設機械の設定 (環境保全措置の効果) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、騒音の発生を低減できる。</u></p> <p>（環境保全措置） 建設機械の点検及び整備による性能維持 (環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</u></p>
p. 9-59 表 9-7-1-2 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【騒音】 （資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の発生）	<p>（環境保全措置） 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 (環境保全措置の効果) <u>適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</u></p> <p>—</p>	<p>（環境保全措置） 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 (環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</u></p> <p>（環境保全措置） 環境負荷低減を意識した運転の徹底 (環境保全措置の効果) 資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、騒音の発生を低減できる。 (措置の区分) 低減 (実施主体) a (効果の不確実性) なし (他の環境要素への影響) なし</p>
p. 9-61 表 9-7-1-3 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【振動】 （建設機械の稼働に係る振動の発生）	<p>（環境保全措置） 工事規模に合わせた建設機械の設定 (環境保全措置の効果) <u>適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、振動の発生を低減できる。</u></p> <p>（環境保全措置） 建設機械の点検及び整備による性能維持 (環境保全措置の効果) <u>適切な点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。</u></p>	<p>（環境保全措置） 工事規模に合わせた建設機械の設定 (環境保全措置の効果) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、振動の発生を低減できる。</u></p> <p>（環境保全措置） 建設機械の点検及び整備による性能維持 (環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。</u></p>
p. 9-62 表 9-7-1-3 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【振動】 （資材及び機械の運	<p>（環境保全措置） 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 (環境保全措置の効果) <u>適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。</u></p>	<p>（環境保全措置） 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 (環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、</u></p>

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
搬に用いる車両の運行に係る振動の発生)	－	<p>振動の発生を低減できる。</p> <p>(環境保全措置) 環境負荷低減を意識した運転の徹底 (環境保全措置の効果) 資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、騒音の発生を低減できる。 (措置の区分) 低減 (実施主体) a (効果の不確実性) なし (他の環境要素への影響) なし</p>
p. 9-63 表 9-7-1-4 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【水質】 (工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る水の濁り)	<p>(環境保全措置) 工事排水の適切な処理 (環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。</p> <p>(環境保全措置) 処理装置の点検・整備による性能維持 (環境保全措置の効果) 処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。</p>	<p>(環境保全措置) 工事排水の適切な処理 (環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は必要に応じ、<u>発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈澱、濾過等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。</u></p> <p>(環境保全措置) 処理装置の点検・整備による性能維持 (環境保全措置の効果) 処理装置を設置する場合は、<u>点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。</u></p>
p. 9-64 表 9-7-1-5 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【重要な地形及び地質】 (工事施工ヤード及び工事用道路の設置及び存在に係る地形及び地質)	(影響要因) 工事施工ヤード及び工事用道路の設置	(影響要因) <u>工事施工ヤード及び工事用道路の設置及び存在</u>
p. 9-65 表 9-7-1-6 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【文化財】 (工事施工ヤード及び工事用道路の設置及び存在に係る文化財)	(影響要因) 工事施工ヤード及び工事用道路の設置	(影響要因) <u>工事施工ヤード及び工事用道路の設置及び存在</u>
	<p>(環境保全措置) 適切な構造及び工法の採用 (環境保全措置の効果) 適切な構造、工法等を採用することで文化財への影響を回避又は低減できる。</p> <p>(環境保全措置) 試掘・確認調査及び発掘調査の実施 (環境保全措置の効果) 事前に埋蔵文化財の範囲や性格等を明らかにし、自治体など関係箇所との調整のうえ、必要となる届出を行い、<u>必要により試掘・確認調査を実施したうえで、記録保存のための発掘調査を実施することで、影響を回避又は低減できる。</u></p>	<p>(環境保全措置) 適切な構造及び工法の採用 (環境保全措置の効果) <u>必要な範囲で地上への仮設物の設置や橋脚の設置を避ける等、文化財の状況に応じた構造、工法等を採用することで文化財への影響を回避又は低減できる。</u></p> <p>(環境保全措置) 試掘・確認調査及び発掘調査の実施 (環境保全措置の効果) 事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、自治体等関係機関との調整のうえ、必要となる届出を行い、<u>試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世へ継承するために発掘調査を実施する。これらによる文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できる。</u></p>

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 9-72 表 9-7-1-10 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【景観】 （工事施工ヤード及び工事用道路の設置及び存在に係る景観）	（影響要因） 工事施工ヤード及び工事用道路の設置	（影響要因） 工事施工ヤード及び工事用道路の設置及び存在
p. 9-73 表 9-7-1-10 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【人と自然との触れ合いの活動の場】 （工事施工ヤード及び工事用道路の設置及び存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場）	（影響要因） 工事施工ヤード及び工事用道路の設置	（影響要因） 工事施工ヤード及び工事用道路の設置及び存在
p. 10-3 表 10-1-1(1) 事後調査の概要（水資源）		
p. 10-9 10-2 具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難な付帯施設に関する環境保全措置の内容をより詳細なものにするための調査	—	追記
p. 11-1 第 11 章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	本準備書において選定した対象事業に係る環境要素ごとに、調査、予測及び評価についての結果の概要を表 11-1 に示す。 これらの結果から、環境保全措置を実施することによって、環境への影響について実行可能な範囲内で回避又は低減が図られ、環境の保全について適正な配慮がなされている事業であると総合的に評価する。 <u>なお、山梨リニア実験線での成果を含め、工事期間中に新たな環境保全技術などの知見が得られた場合には、できる限り採り入れるよう努める。</u>	本評価書において選定した対象事業に係る環境要素ごとに、調査、予測及び評価についての結果の概要を表 11-1 に示す。 これらの結果から、環境保全措置を実施することによって、環境への影響について実行可能な範囲内で回避又は低減が図られ、環境の保全について適正な配慮がなされている事業であると総合的に評価する。 <u>なお、山梨リニア実験線での成果を含め、工事期間中に新たな環境保全技術などの知見が得られた場合には、できる限り採り入れるよう努める。</u>
p. 11-3 表 11-1(1) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）	（調査結果） 【文献調査】 気象（風向・風速）は、最近 1 年間（平成 24 年 5 月～平成 25 年 4 月）と過去 10 年間を比較するとほぼ同様の傾向であった。二酸化窒素は、日平均値の年間 98% 値が 0.022～0.030ppm、浮遊粒子状物質は、日	（調査結果） 気象（風向・風速）は、最近 1 年間（平成 24 年 5 月 16 日～平成 25 年 5 月 15 日）と過去 10 年間を比較するとほぼ同様の傾向であった。二酸化窒素は、日平均値の年間 98% 値が 0.022～0.030ppm、浮遊粒子状物質は、日

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
	平均値の 2%除外値が 0.040~0.053mg/m ³ であり、全ての地点で環境基準を下回っていた。 (環境保全措置) 排出ガス対策型建設機械の採用 工事規模に合わせた建設機械の設定 建設機械の使用時における配慮 建設機械の点検及び整備による性能維持 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	平均値の 2%除外値が 0.040~0.053mg/m ³ であり、全ての地点で環境基準を下回っていた。 (環境保全措置) 排出ガス対策型建設機械の採用 工事規模に合わせた建設機械の設定 建設機械の使用時における配慮 建設機械の点検及び整備による性能維持 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする <u>揮発性有機化合物の排出抑制</u>
	(評価結果) 二酸化窒素、浮遊粒子状物質とともに、予測値は環境基準を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	(評価結果) 二酸化窒素、浮遊粒子状物質とともに、予測値は環境基準を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境影響について低減が図られていると評価する。
p. 11-3 表 11-1(1) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)	(環境保全措置) 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 (評価結果) 二酸化窒素、浮遊粒子状物質とともに、予測値は環境基準を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	(環境保全措置) 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 <u>環境負荷低減を意識した運転の徹底</u> <u>揮発性有機化合物の排出抑制</u> (評価結果) 二酸化窒素、浮遊粒子状物質とともに、予測値は環境基準を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境影響について低減が図られていると評価する。
p. 11-5 表 11-1(2) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (建設機械の稼働に係る粉じん等)	(評価結果) 降下ばいじん量の予測値は参考値を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	(評価結果) 降下ばいじん量の予測値は参考値を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働に係る粉じん等の環境影響について低減が図られていると評価する。
p. 11-5 表 11-1(2) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等)	(評価結果) 降下ばいじん量の予測値は参考値を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	(評価結果) 降下ばいじん量の予測値は参考値を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等の環境影響について低減が図られていると評価する。
p. 11-5 表 11-1(2) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (建設機械の稼働に係る騒音)	(評価結果) 騒音の予測値は規制基準を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	(評価結果) 騒音の予測値は規制基準を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働に係る騒音の環境影響について低減が図られていると評価する。
p. 11-5 表 11-1(2) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (資材及び機械の運	(環境保全措置) 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮	(環境保全措置) 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
搬に用いる車両の運行に係る騒音)	工事の平準化	<u>環境負荷低減を意識した運転の徹底</u> 工事の平準化
	(評価結果) 騒音の予測値は環境基準を下回っている。また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	(評価結果) 騒音の予測値は環境基準を下回っている。また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の環境影響について低減が図られていると評価する。
p. 11-7 表 11-1(3) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (建設機械の稼働に係る振動)	(評価結果) 振動の予測値は規制基準を下回っている。また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	(評価結果) 振動の予測値は規制基準を下回っている。また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働に係る振動の環境影響について低減が図られていると評価する。
p. 11-7 表 11-1(3) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動)	(環境保全措置) 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 工事の平準化	(環境保全措置) 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 <u>環境負荷低減を意識した運転の徹底</u> 工事の平準化
	(評価結果) 振動の予測値は要請限度を下回っている。また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	(評価結果) 振動の予測値は要請限度を下回っている。また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動の環境影響について低減が図られていると評価する。
p. 11-9 表 11-1(4) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に係る振動)	(評価結果) 振動の予測値は新幹線勧告値を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	(評価結果) 振動の予測値は新幹線勧告値を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に係る振動の環境影響について低減が図られていると評価する。
p. 11-9 表 11-1(4) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (列車の走行(地下を走行する場合に限る。)に係る振動)	(評価結果) 振動の予測値は新幹線勧告値を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	(評価結果) 振動の予測値は新幹線勧告値を下回っている。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、列車の走行(地下を走行する場合に限る。)に係る振動の環境影響について低減が図られていると評価する。
p. 11-9 表 11-1(4) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (列車の走行(地下を走行する場合を除く。)、列車の走行(地下を走行する場合に限る。)に係る微気圧波)	(調査結果) トンネル坑口付近に住居、耕作地、樹林地、工場が分布している。	(調査結果) トンネル及び防音防災フードの出入り口付近に住居、耕作地、樹林地、工場が分布している。
	(評価結果) <u>微気圧波の予測値は「トンネル坑口緩衝工の設置基準(案)」に示された基準値を下回っている。</u> また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	(評価結果) 緩衝工端部中心から 20m の距離においては 50Pa 以下である。また、緩衝工端部中心から 80m の距離においては最大でも 20Pa を下回ることから、今後、路線近傍の住居分布等の周辺環境に留意し、トンネル、防音防災フードの配置に応じて適切な位置に緩衝工を設置し、必要な延長を確保することにより、「トンネル坑口緩衝工の設置基準(案)」に示された基準値との整合が図られることを確認した。 また、左記の環境保全措置を確実に実施することから、列車の走行に係るトンネル及

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
		び防音防災フードの出入口から発生する微気圧波の環境影響について低減が図られていると評価する。
p. 11-11 表 11-1(5) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (水質 (水の濁り))	(調査結果) 【文献調査】 対象事業実施区域及びその周囲で測定されている河川は、 <u>環境基準を達成している。</u> 【現地調査】 調査した河川は、 <u>環境基準を達成している。</u>	(調査結果) 【文献調査】 対象事業実施区域及びその周囲で測定されている河川のうち、 <u>環境基準の類型が指定されている河川について、一部の河川では環境基準を達成していない。</u> 【現地調査】 調査した河川のうち、 <u>環境基準の類型が指定されている河川について、一部の河川では環境基準を達成していない。</u>
p. 11-11 表 11-1(5) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の濁り)	(予測結果) 切土工等又は既存の工作物の除去に伴い発生する濁水は、沈砂池等による処理のほか、必要に応じ法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、周辺公共用水域への水の濁りの影響は小さいと予測する。 (評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、 <u>事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。</u>	(予測結果) 切土工等又は既存の工作物の除去に伴い発生する濁水は、沈砂池等による処理のほか、必要に応じ、 <u>水質汚濁防止法</u> に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、周辺公共用水域への水の濁りの影響は小さいと予測する。 (評価結果) 左記の環境保全措置を実施することから、 <u>切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の濁りの環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。</u>
p. 11-11 表 11-1(5) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (トンネルの工事に係る水の濁り)	(予測結果) トンネルの工事に伴う地下水の湧出により発生する濁水は、必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、 <u>法令</u> に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、公共用水域の水の濁りの影響は小さいと予測する。 (評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、 <u>事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。</u>	(予測結果) トンネルの工事に伴う地下水の湧出により発生する濁水は、必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、 <u>水質汚濁防止法</u> に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、公共用水域の水の濁りの影響は小さいと予測する。 (評価結果) 左記の環境保全措置を実施することから、 <u>トンネルの工事に係る水の濁りの環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。</u>
p. 11-11 表 11-1(5) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る水の濁り)	(予測結果) 工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い発生する濁水は、沈砂池等による処理のほか、必要に応じ、 <u>法令</u> に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして共用水域へ排水する。 (評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、 <u>事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。</u>	(予測結果) 工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い発生する濁水は、沈砂池等による処理のほか、必要に応じ、 <u>水質汚濁防止法</u> に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をしてから公共用水域へ排水することから、 <u>公共用水域の水の濁りの影響は小さいと予測する。</u> (評価結果) 左記の環境保全措置を実施することから、 <u>工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る水の濁りの環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。</u>
p. 11-13 表 11-1(6) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (水質 (水の汚れ))	(調査結果) 【文献調査】 対象事業実施区域及びその周囲で測定されている河川は、 <u>環境基準を達成している。</u>	(調査結果) 【文献調査】 対象事業実施区域及びその周囲で測定されている河川のうち、 <u>環境基準の類型が指定されている河川について、一部の河川で</u>

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
	<p>【現地調査】 調査した河川は、<u>環境基準を達成していない。</u></p>	<p>【現地調査】 調査した河川のうち、環境基準の類型が指定されている河川について、一部の河川では<u>環境基準を達成していない。</u></p>
p. 11-13 表 11-1(6) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の汚れ)	<p>(予測結果) 切土工等又は既存の工作物の除去に伴い発生するアルカリ排水は、必要に応じ、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、公共用水域への水の汚れの影響は小さいと予測する。</p>	<p>(予測結果) 切土工等又は既存の工作物の除去に伴い発生するアルカリ排水は、必要に応じ、<u>水質汚濁防止法</u>に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、公共用水域への水の汚れの影響は小さいと予測する。</p>
	<p>(評価結果) 左記の環境保全措置を<u>確実に実施</u>することから、<u>事業者</u>により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。</p>	<p>(評価結果) 左記の環境保全措置を実施することから、<u>切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の汚れの環境影響の回避又は低減</u>が図られていると評価する。</p>
p. 11-13 表 11-1(6) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (トンネルの工事に係る水の汚れ)	<p>(予測結果) トンネルの工事の実施に伴い発生するアルカリ排水は、発生水量を考慮した処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、公共用水域への水の汚れの影響は小さいと予測する。</p>	<p>(予測結果) トンネルの工事の実施に伴い発生するアルカリ排水は、発生水量を考慮した処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、<u>水質汚濁防止法</u>に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、公共用水域への水の汚れの影響は小さいと予測する。</p>
	<p>(評価結果) 左記の環境保全措置を<u>確実に実施</u>することから、<u>事業者</u>により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。</p>	<p>(評価結果) 左記の環境保全措置を実施することから、<u>トンネルの工事に係る水の汚れの環境影響の回避又は低減</u>が図られていると評価する。</p>
p. 11-15 表 11-1(7) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (切土工等又は既存の工作物の除去に係る水底の底質)	<p>(評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、<u>事業者</u>により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。</p>	<p>(評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、<u>水底の底質への環境影響の回避又は低減</u>が図られていると評価する。</p>
p. 11-15 表 11-1(7) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (トンネルの工事、鉄道施設(トンネル)の存在に係る地下水の水質及び水位)	<p>(評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、<u>事業者</u>により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。</p>	<p>(評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、<u>地下水に係る環境影響の低減</u>が図られていると評価する。</p>
	<p>(事後調査) <u>地下水の水位</u> (水資源で実施)</p>	<p>(事後調査) <u>井戸の水位</u> <u>湧水の水量</u> (水資源で実施)</p>
p. 11-17 表 11-1(8) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (トンネルの工事、鉄道施設(トンネル)の存在に係る地下水の水質及び水位)	<p>(予測結果) 以上より、<u>破碎帶等の周辺の一部においては、地下水の水位への影響を及ぼす可能性があるものの、全体としてトンネルの工事及び鉄道施設(トンネル)の存在に係る地下水の水位への影響は小さいと予測する。</u></p>	<p>(予測結果) 以上より、<u>トンネルの工事及び鉄道施設(トンネル)の存在による地下水の水位への影響は、トンネル区間全般としては小さいものの、破碎帶等の周辺の一部においては、地下水の水位への影響を及ぼす可能性があるものと予測する。</u></p>
p. 11-19 表 11-1(9) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	<p>(調査結果) 【文献調査】 調査地域の中で飲料用水の利用が 14 点、農業用水の利用が 1 点、水産用水として内</p>	<p>(調査結果) 【文献調査】 調査地域の中で飲料用水の利用が 14 点、農業用水の利用が 1 点、水産用水として内</p>

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
(トンネルの工事、鉄道施設（トンネル）の存在に係る水資源)	<p>水面漁業権が1件、工業用水の利用が2点、温泉が2点、発電用水が2箇所の発電所で確認された。</p> <p>（予測結果） 【定性的予測結果】 (中略) 地下水の水位については、「8-2-4 地下水の水質及び水位」に記載の通り浅層及び深層の帶水状態が異なっていると考えられ、破碎帯等の周辺の一部及び一部の浅層通過時においては、水資源への影響を及ぼす可能性があるものの、全体として水資源への影響は小さいと予測する。 【水収支解析による予測結果】 (中略) また、簡易水道水源については、影響は無いと予測する。</p>	<p>水面漁業権が1件、工業用水の利用が2点、温泉が3点、発電用水が2箇所の発電所で確認された。</p> <p>（予測結果） 【定性的予測結果】 地下水の水位については、「8-2-4 地下水の水質及び水位」に記載の通り浅層及び深層の帶水状態が異なっていると考えられ、破碎帯等の周辺の一部及び一部の浅層通過時においては、水資源への影響を及ぼす可能性がある。<u>以上より、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在による地下水の水位への影響は、トンネル区間全般としては小さいものの、破碎帯等の周辺の一部及び一部の浅層通過時においては、水資源へ影響を及ぼす可能性があるものと予測する。</u> 【水収支解析による予測結果】 (中略) <u>なお、今回の河川流量の予測は、覆工コンクリート、防水シート及び薬液注入等の環境保全措置を何も実施していない最も厳しい条件下での計算の結果であり、事業の実施にあたってはさまざまな環境保全措置を実施することから、河川流量の減少量を少なくできると考えている。</u></p>
	<p>（評価結果） 一部の地域において影響があると予測したもの、その影響を低減させるため、左記の環境保全措置を確実に実施することから、<u>事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られている</u>と評価する。</p>	<p>（評価結果） 一部の地域において影響があると予測したもの、その影響を低減させるため、左記の環境保全措置を確実に実施することから、<u>水資源に係る環境影響の低減が図られている</u>と評価する。</p>
	<p>（事後調査） <u>地下水の水位</u></p>	<p>（事後調査） <u>井戸の水位</u> <u>湧水の水量</u> <u>地表水の流量</u></p>
p. 11-21 表 11-1(10) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る重要な地形及び地質)	<p>（評価結果） 工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い、重要な地形及び地質の一部が改変されるが、左記の環境保全措置を確実に実施することから、<u>事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られている</u>と評価する。</p>	<p>（評価結果） <u>一部の地域において影響があると予測したもの、左記の環境保全措置を確実に実施することから、回避又は低減が図られている</u>と評価する。</p>
p. 11-23 表 11-1(11) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (トンネルの工事に係る地盤沈下)	<p>（評価結果） 重要な地形及び地質の一部が改変されるが、左記の環境保全措置を確実に実施することから、<u>事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られている</u>と評価する。</p>	<p>（評価結果） <u>一部の地域において影響があると予測したもの、左記の環境保全措置を確実に実施することから、回避又は低減が図られている</u>と評価する。</p>
p. 11-25 表 11-1(12) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (トンネルの工事に係る地盤沈下)	<p>（評価結果） 左記の環境保全措置を確実に実施することから、<u>事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られている</u>と評価する。</p>	<p>（評価結果） 左記の環境保全措置を確実に実施することから、<u>トンネルの工事伴う地盤沈下に係る環境影響の回避又は低減が図られている</u>と評価する。</p>

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 11-25 表 11-1(12) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (切土工等又は既存の工作物の除去に係る土壤汚染)	(予測結果) 工事中に汚染のおそれがある土壤に遭遇した場合は、有害物質の有無や汚染状況等を確認し、土壤汚染が明らかとなった際には、 <u>関連法令等</u> に基づき適切に処理、処分する。	(予測結果) 工事中に汚染のおそれがある土壤に遭遇した場合は、有害物質の有無や汚染状況等を確認し、土壤汚染が明らかとなった際には、 <u>土壤汚染対策法等</u> に基づき適切に処理、処分する。
	(環境保全措置) 有害物質の有無の確認と基準不適合土壤の適切な処理 薬液注入工法における指針の順守	(環境保全措置) 有害物質の有無の確認と基準不適合土壤の適切な処理 薬液注入工法における指針の順守 <u>発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底</u>
	(評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、 <u>事業者</u> により実行可能な範囲内で回避できると評価する。	(評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、 <u>切土工等又は既存の工作物の除去</u> に伴う土壤汚染を回避できると評価する。
p. 11-27 表 11-1(13) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (トンネルの工事に係る土壤汚染)	(予測結果) 指定基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれがある発生土は、選別して適切な現場管理を行うとともに、 <u>関連法令等</u> に基づき処理、処分する。	(予測結果) 指定基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれがある発生土は、選別して適切な現場管理を行うとともに、 <u>土壤汚染対策法等</u> に基づき処理、処分する。
	(環境保全措置) 発生土に含まれる重金属等の定期的な調査 仮置場における掘削土砂の適切な管理 工事排水の適切な処理 薬液注入工法における指針の順守	(環境保全措置) 発生土に含まれる重金属等の定期的な調査 仮置場における掘削土砂の適切な管理 工事排水の適切な処理 薬液注入工法における指針の順守 <u>発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底</u>
	(評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、 <u>事業者</u> により実行可能な範囲内で回避できると評価する。	(評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、 <u>トンネルの工事</u> に伴う土壤汚染を回避できると評価する。
p. 11-29 表 11-1(14) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (鉄道施設（嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る日照阻害)	(評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、 <u>事業者</u> により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	(評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、 <u>鉄道施設（嵩上式、駅、変電施設、保守基地）</u> の存在による日照阻害に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。
p. 11-29 表 11-1(14) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (鉄道施設（嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る電波障害)	(評価結果) 計画路線周辺は、 <u>鉄道施設（嵩上式、地上駅、変電施設、保守基地）</u> の存在による電波の遮蔽によってテレビジョン電波障害を生じる可能性があると予測されるが、事業実施に際しては、事前確認を行い、その結果、障害等が認められた場合は、受信施設の移設又は改良等の環境保全措置を講じることとする。したがって、事業者により実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。	(評価結果) <u>鉄道施設（嵩上式、駅、変電施設、保守基地）</u> の存在に係る電波障害への影響について、一部の地域において影響があると予測したものの、左記に示す環境保全措置を確実に実施することから、電波障害に係る環境影響の低減が図られていると評価する。
p. 11-31 表 11-1(15) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割）	(予測結果) 指定等文化財は、回避する計画としているため、影響はないと予測する。 埋蔵文化財は、 <u>包蔵地の一部が改変される可能性があるもの</u> 、 <u>文化財保護法等の関係法令に基づき関係機関への手続き、適切</u>	(予測結果) 指定等文化財は、回避する計画としているため、影響はないと予測する。 埋蔵文化財は、 <u>包蔵地の一部が改変される可能性があるが、文化財保護法等の関係法令に基づき必要となる関係機関への手続</u>

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地) の存在に係る文化財)	な措置を講ずることから、影響は小さいと予測する。	きを行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施することから、影響は小さいと予測する。
(評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	(評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、鉄道施設（トンネル、地表式又は掘削式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る文化財への影響の回避又は低減が図られていると評価する。	(評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、鉄道施設（トンネル、地表式又は掘削式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る文化財への影響の回避又は低減が図られていると評価する。
p. 11-31 表 11-1(15) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に係る磁界)	(評価結果) 予測結果は、基準値を下回り、十分に小さい値を示したことから、列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に係る磁界について、基準との整合が図られていると評価する。	(評価結果) ①回避又は低減に係る評価 基準値よりも十分小さく、回避又は低減が図られていると評価する。 ②基準又は目標との整合性の検討 予測結果は、基準値を下回り、十分小さい値を示したことから、列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に係る磁界は、基準との整合が図られていると評価する。
p. 11-33 表 11-1(16) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (工事の実施、鉄道施設の存在に係る動物)	(調査結果) 底生動物 32 目 139 科 432 種 (環境保全措置) 重要な種の生息地の全体又は一部の回避工事に伴う改変区域をできる限り小さくする 侵入防止柵の設置 小動物等が脱出可能な側溝の設置 資材運搬等の適正化 営巣環境の整備 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用 照明の漏れ出しの抑制 コンディショニングの実施 工事従事者への講習・指導 工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保 付替え河川における多自然川づくり	(調査結果) 底生動物 31 目 134 科 411 種 (環境保全措置) 重要な種の生息地の全体又は一部の回避工事に伴う改変区域をできる限り小さくする 侵入防止柵の設置 小動物等が脱出可能な側溝の設置 資材運搬等の適正化 営巣環境の整備 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用 照明の漏れ出しの抑制 コンディショニングの実施 工事従事者への講習・指導 工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施 付替え河川における多自然川づくり
	(評価結果) 一部の種については、生息環境の一部は保全されない可能性があると予測されたが、付替え河川における多自然川づくり、 <u>濁水処理施設の設置、低騒音・低振動型の建設機械の採用等の環境保全措置を実施することで、影響の回避、低減に努める。</u> なお、付替え河川における多自然川づくり等は、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。 このことから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	(評価結果) 一部の種については、生息環境の一部は保全されない可能性があると予測されたが、付替え河川における多自然川づくり、 <u>汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置、防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用等の環境保全措置を確実に実施することで、影響の回避、低減に努める。</u> なお、付替え河川における多自然川づくり等は、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。 このことから、動物に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。
	(事後調査計画) 営巣地整備を行うオオタカ、クマタカについて生息状況調査を行う。 付替え河川における川づくりについて、保全対象種の生息状況調査を行う。	(事後調査計画) 営巣地整備を行うオオタカ、クマタカについて生息状況調査を行う。 付替え河川における多自然川づくりについて、保全対象種の生息状況調査を行う。
p. 11-35 表 11-1(17) 対象事	(環境保全措置) 重要な種の生育環境の全体又は一部の回	(環境保全措置) 重要な種の生育環境の全体又は一部の回

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
業に係る環境影響の総合的な評価 (工事の実施、鉄道施設の存在に係る植物)	<p>避 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする <u>工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保</u> 工事従事者への講習・指導 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 重要な種の移植・播種</p> <p>(評価結果) 一部の種については、<u>生育環境が保全されない又は生育環境の一部が保全されない可能性がある</u>と予測されたが、工事従事者への講習・指導等の環境保全措置を実施することで、影響の回避、低減に努める。 (中略) のことから、<u>事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られている</u>と評価する。</p>	<p>避 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする <u>工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施</u> 工事従事者への講習・指導 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 重要な種の移植・播種 外来種の拡大抑制</p> <p>(評価結果) 一部の種については、<u>生育環境の一部が保全されない可能性がある</u>と予測されたが、工事従事者への講習・指導等の環境保全措置を確実に実施することで、影響の回避、低減に努める。 (中略) のことから、<u>植物に係る環境影響の回避又は低減が図られている</u>と評価する。</p>
p. 11-37 表 11-1(18) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (工事の実施、鉄道施設の存在に係る生態系)	<p>(環境保全措置) 注目種の生息地の全体又は一部の回避 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする 資材運搬等の適正化 営巣環境の整備 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用 照明の漏れ出しの抑制 コンディショニングの実施 工事従事者への講習・指導 <u>工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保</u> 付替え河川における多自然川づくり</p> <p>(評価結果) 一部の注目種等については、<u>生息・生育環境の一部が保全されない可能性がある</u>。これに対しては、付替え河川における多自然川づくり、<u>汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置、防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用</u>等の環境保全措置を実施することで、影響の回避、低減に努める。 (中略) のことから、<u>事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られている</u>と評価する。</p>	<p>(環境保全措置) 注目種の生息地の全体又は一部の回避 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする <u>小動物が脱出可能な側溝の設置</u> 資材運搬等の適正化 営巣環境の整備 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用 照明の漏れ出しの抑制 コンディショニングの実施 工事従事者への講習・指導 <u>工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施</u> 付替え河川における多自然川づくり</p> <p>(評価結果) 一部の注目種等については、<u>生息環境の一部が保全されない可能性がある</u>。これに対しては、付替え河川における多自然川づくり、<u>汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置、防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用</u>等の環境保全措置を確実に実施することで、影響の回避、低減に努める。 (中略) のことから、<u>生態系に係る環境影響の回避又は低減が図られている</u>と評価する。</p>
	<p>(事後調査計画) 営巣地整備を行うオオタカ、クマタカについて生息状況調査を行う。 付替え河川における<u>川づくり</u>について、保全対象種の生息状況調査を行う。</p>	<p>(事後調査計画) 営巣地整備を行うオオタカ、クマタカについて生息状況調査を行う。 付替え河川における<u>多自然川づくり</u>について、保全対象種の生息状況調査を行う。</p>
p. 11-39 表 11-1(19) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (工事の実施、鉄道施設の存在に係る生態)	<p>(評価結果) 計画路線は、計画段階において、大部分の区間をトンネル構造にするなどして、改変面積を極力小さくする計画とし、注目種等への影響の回避、低減を図っている。また、地上部区間においては、注目種等が生息す</p>	<p>(評価結果) 計画路線は、計画段階において、大部分の区間をトンネル構造にするなどして、改変面積を極力小さくする計画とし、注目種等への影響の回避、低減を図っている。また、地上部区間においては、注目種等が生息す</p>

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
系)	<p>る地域を避け、注目種等への影響の回避、低減を図っている。</p> <p>一部の注目種等については、生息・生育環境の一部が保全されない可能性がある。これに対しては、付替え河川における多自然川づくり、濁水処理施設の設置、低騒音・低振動型の建設機械の採用等の環境保全措置を実施することで、影響の回避、低減に努める。</p> <p>(中略)</p> <p>のことから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。</p>	<p>生育する地域を避け、注目種等への影響の回避、低減を図っている。</p> <p>一部の注目種等については、生息・生育環境の一部が保全されない可能性がある。これに対しては、付替え河川における多自然川づくり、汚濁処理施設の設置及び仮設沈砂池、防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用等の環境保全措置を確実に実施することで、影響の回避、低減に努める。</p> <p>(中略)</p> <p>のことから、生態系に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。</p>
p. 11-41 表 11-1(20) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (鉄道施設 (トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地) の存在に係る景観)	<p>(調査結果) 【文献調査】</p> <p>調査地域内における景観資源計 9 箇所、主要な眺望景観計 14 箇所、日常的な眺望景観計 19 箇所を調査した。</p> <p>【現地調査】</p> <p>文献調査で把握した各眺望点について、関係市町村へのヒアリング調査及び現地調査により景観資源 9 箇所、主要な眺望景観 14 箇所、日常的な眺望景観 19 箇所を選定した。</p> <p>(予測結果)</p> <p>景観資源等計 5 箇所で一部が改変されるものの、改変はごくわずかであり、景観資源等の価値を大きく損なうものではないと予測する。</p> <p>(評価結果)</p> <p>左記の環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。</p>	<p>(調査結果) 【文献調査】</p> <p>調査地域内における景観資源計 9 箇所、主要な眺望景観計 15 箇所、日常的な眺望景観計 19 箇所を調査した。</p> <p>【現地調査】</p> <p>文献調査で把握した各眺望点について、関係市町村へのヒアリング調査及び現地調査により景観資源 9 箇所、主要な眺望景観 15 箇所、日常的な眺望景観 19 箇所を選定した。</p> <p>(予測結果)</p> <p>景観資源等計 6 箇所で一部が改変されるものの、改変はごくわずかであり、景観資源等の価値を大きく損なうものではないと予測する。</p> <p>(評価結果)</p> <p>左記の環境保全措置を確実に実施することから、鉄道施設 (地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地) の存在に係る景観等に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。</p>
p. 11-41 表 11-1(20) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (鉄道施設 (トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地) の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場)	<p>(調査結果) 【文献調査】</p> <p>調査地域内における人と自然の触れ合い活動の場を計 8 箇所選定し、その概況について調査した。</p> <p>(環境保全措置)</p> <p>鉄道施設 (保守基地) の設置に伴う迂回水路への配慮</p> <p>鉄道施設 (保守基地) の設置位置、構造、色合い等への配慮</p> <p>鉄道施設の形状等の工夫による近傍の風景への調和の配慮</p> <p>(評価結果)</p> <p>左記の環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。</p>	<p>(調査結果) 【文献調査】</p> <p>調査地域内における人と自然の触れ合い活動の場を計 11 箇所選定し、その概況について調査した。</p> <p>(環境保全措置)</p> <p>鉄道施設 (保守基地) の設置に伴う迂回水路への配慮</p> <p>鉄道施設 (保守基地) の設置位置、構造形式、色合い等への配慮</p> <p>鉄道施設の形状等の工夫による近傍の風景への調和の配慮</p> <p>(評価結果)</p> <p>左記の環境保全措置を確実に実施することから、人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。</p>

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 11-41 表 11-1(20) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (切土等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等)	(予測結果) 建設工事に伴う副産物として、建設発生土のほか、建設廃棄物として建設汚泥、コンクリート塊及び建設発生木材等の発生が見込まれるが、適切に処理・処分を行うことにより、発生量を低減できると予測する。	(予測結果) 建設工事に伴う副産物として、建設発生土のほか、建設廃棄物として建設汚泥、コンクリート塊及び建設発生木材等の発生が見込まれるが、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律等の関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再利用するとともに、その処理に当たっては適正処理を図る。
	(評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	(評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施する。なお、再利用及び再資源化できない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し適正に処理、処分するとともに、基準不適合土壤が発見された場合には、土壤汚染対策法ほか、関係法令等を遵守し適正に処理、処分する。 また、副産物の減量化、再資源化にあたっては、「山梨県建設リサイクル推進計画2011」（平成23年3月、山梨県）を目標として実施することから、廃棄物に係る環境影響の低減が図られていると評価する。
p. 11-43 表 11-1(21) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (トンネルの工事に係る廃棄物等)	(予測結果) 建設工事に伴う副産物として、建設発生土のほか、建設廃棄物として建設汚泥及びアスファルト・コンクリート塊等の発生が見込まれるが、適切に処理・処分を行うことにより、発生量を低減できると予測する。	(予測結果) 建設工事に伴う副産物として、建設発生土のほか、建設廃棄物として建設汚泥及びアスファルト・コンクリート塊等の発生が見込まれるが、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律等の関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再利用するとともに、その処理に当たっては適正処理を図る。
	(評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	(評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施する。なお、再利用及び再資源化できない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し適正に処理、処分する。 基準不適合土壤が発見された場合には、土壤汚染対策法ほか、関係法令等を遵守し適正に処理、処分する。 また、副産物の減量化、再資源化にあたっては、「山梨県建設リサイクル推進計画2011」（平成23年3月、山梨県）を目標として実施することから、廃棄物に係る環境影響の低減が図られていると評価する。
p. 11-43 表 11-1(21) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (鉄道施設（駅）の供用に係る廃棄物等)	(予測結果) 一般廃棄物及び産業廃棄物の発生が見込まれるが、適切に処理・処分を行うことにより、発生量を低減できると予測する。	(予測結果) 一般廃棄物及び産業廃棄物の発生が見込まれるが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再利用するとともに、その処理に当たっては適正処理を図る。
	(評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	(評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、廃棄物に係る環境影響の低減が図られていると評価する。なお、再利用及び再資源化できない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し適正に処理、処分する。

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																																						
		<u>したがって、廃棄物に係る環境影響の低減が図られていると評価する。</u>																																																						
p. 11-43 表 11-1(21) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガス)	(環境保全措置) 高効率の建設機械の選定 高負荷運転の抑制 工事規模に合わせた建設機械の設定 建設機械の点検・整備による性能維持 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持 低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化 (評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	(環境保全措置) 低炭素型建設機械の選定 高負荷運転の抑制 工事規模に合わせた建設機械の設定 建設機械の点検・整備による性能維持 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持 低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化 (評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、温室効果ガスに係る環境影響の低減が図られていると評価する。																																																						
p. 11-43 表 11-1(21) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (鉄道施設(駅)の供用に係るに係る温室効果ガス)	(評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	(評価結果) 左記の環境保全措置を確実に実施することから、温室効果ガスに係る環境影響の低減が図られていると評価する。																																																						
以降、資料編																																																								
p. 事 2-2~9 図 2-1(1) ~ (8) 路線概要(縦断計画)	平成 25 年 9 月時点の縦断線形を反映	平成 26 年 3 月時点の縦断線形を反映																																																						
p. 事 3-4-1 3-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の通行ルートについて	—	追記																																																						
p. 事 3-6-1 3-6 本線トンネル及び非常口(山岳部)の計画	—	追記																																																						
p. 事 6-1 表 6-1 隆起の分析手法	※わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性 - 地層処分研究開発第二次取りまとめ 分冊 1 わが国の地質環境」(核燃料サイクル開発機構, 1999) より、引用・加筆	※わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性 - 地層処分研究開発第二次取りまとめ 分冊 1 わが国の地質環境」(核燃料サイクル開発機構, 1999) p. II-116 より、引用・加筆																																																						
p. 事 6-4 図 6-3-1 100 万年レベルの上下地殻変動	出典: 日本の地形 1 総説, 米倉ほか, 東京大学出版会, 2005 (一部加筆)	出典: 日本の地形 1 総説, 米倉ほか, 東京大学出版会, 2005 p. 308 (一部加筆)																																																						
p. 事 6-5 表 6-4-1 隆起量のまとめ	<p style="text-align: center;">表 5-4-1 隆起量のまとめ^{a)}</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期間^{b)}</th> <th colspan="2">工学的推定^{c)}</th> <th colspan="2">理学的測定^{d)}</th> </tr> <tr> <th>10 年^{e)}</th> <th>100 年^{f)}</th> <th>10 万年^{g)}</th> <th>100 万年^{h)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均隆起速度ⁱ⁾ (mm/年)^{j)}</td> <td>-2~-4^{k)}</td> <td>3~-4^{l)}</td> <td>0.3~-^{m)}</td> <td>2~-4ⁿ⁾</td> </tr> <tr> <td>解析方法^{o)}</td> <td>測地学的手法^{p)}</td> <td>測地学的手法^{p)}</td> <td>地形学的手法^{q)}</td> <td>地質学的手法^{r)}</td> </tr> <tr> <td>判断データ^{s)}</td> <td>GPS 測量^{t)}</td> <td>水準路線測量^{u)}</td> <td>段丘堆積物^{v)}</td> <td>テフラ分析^{w)} 深層試すい^{x)}</td> </tr> </tbody> </table>	期間 ^{b)}	工学的推定 ^{c)}		理学的測定 ^{d)}		10 年 ^{e)}	100 年 ^{f)}	10 万年 ^{g)}	100 万年 ^{h)}	平均隆起速度 ⁱ⁾ (mm/年) ^{j)}	-2~-4 ^{k)}	3~-4 ^{l)}	0.3~- ^{m)}	2~-4 ⁿ⁾	解析方法 ^{o)}	測地学的手法 ^{p)}	測地学的手法 ^{p)}	地形学的手法 ^{q)}	地質学的手法 ^{r)}	判断データ ^{s)}	GPS 測量 ^{t)}	水準路線測量 ^{u)}	段丘堆積物 ^{v)}	テフラ分析 ^{w)} 深層試すい ^{x)}	<p style="text-align: center;">表 6-4-1 隆起量のまとめ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>10年</th> <th>100年</th> <th>10万年</th> <th>100万年~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均隆起速度 (mm/年)</td> <td>-4~-2</td> <td>3~4</td> <td>1.3~2</td> <td>2~4</td> </tr> <tr> <td>解析方法</td> <td>測地学的手法</td> <td>測地学的手法</td> <td>地形学的手法</td> <td>地質学的手法</td> </tr> <tr> <td>判断データ</td> <td>GPS測量</td> <td>水準路線測量</td> <td>段丘堆積物 段丘面比較</td> <td>テフラ分析 深層試すい</td> </tr> </tbody> </table>	期間	10年	100年	10万年	100万年~	平均隆起速度 (mm/年)	-4~-2	3~4	1.3~2	2~4	解析方法	測地学的手法	測地学的手法	地形学的手法	地質学的手法	判断データ	GPS測量	水準路線測量	段丘堆積物 段丘面比較	テフラ分析 深層試すい										
期間 ^{b)}	工学的推定 ^{c)}		理学的測定 ^{d)}																																																					
	10 年 ^{e)}	100 年 ^{f)}	10 万年 ^{g)}	100 万年 ^{h)}																																																				
平均隆起速度 ⁱ⁾ (mm/年) ^{j)}	-2~-4 ^{k)}	3~-4 ^{l)}	0.3~- ^{m)}	2~-4 ⁿ⁾																																																				
解析方法 ^{o)}	測地学的手法 ^{p)}	測地学的手法 ^{p)}	地形学的手法 ^{q)}	地質学的手法 ^{r)}																																																				
判断データ ^{s)}	GPS 測量 ^{t)}	水準路線測量 ^{u)}	段丘堆積物 ^{v)}	テフラ分析 ^{w)} 深層試すい ^{x)}																																																				
期間	10年	100年	10万年	100万年~																																																				
平均隆起速度 (mm/年)	-4~-2	3~4	1.3~2	2~4																																																				
解析方法	測地学的手法	測地学的手法	地形学的手法	地質学的手法																																																				
判断データ	GPS測量	水準路線測量	段丘堆積物 段丘面比較	テフラ分析 深層試すい																																																				
p. 事 7-1 7 南アルプスエコハイクについて	—	追記																																																						
p. 環 1-1-1 表 1-1-1(1) 建設機械の大気質の排出量	表 1-1-1(1) 建設機械の大気質排出量	表 1-1-1(1) 建設機械の大気質排出量																																																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建設機械</th> <th rowspan="2">規格</th> <th rowspan="2">定格出力 kw</th> <th colspan="2">NO_x 排出係数 (g/h 台)</th> <th rowspan="2">SPM 排出係数 (g/h 台)¹¹⁾</th> <th rowspan="2">平均稼働率¹²⁾</th> </tr> <tr> <th>排出係数 (g/h 台)</th> <th>排出係数 (g/h 台)¹³⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オールテレンクリーン</td> <td>220t 打</td> <td>191</td> <td>397</td> <td>12</td> <td>0.847</td> </tr> <tr> <td>タイヤローラ</td> <td>8~15 t</td> <td>71</td> <td>233</td> <td>8</td> <td>0.679</td> </tr> <tr> <td>ダンptrック</td> <td>23t (トンネル工事用)</td> <td>170</td> <td>630</td> <td>18</td> <td>0.889</td> </tr> </tbody> </table>	建設機械	規格	定格出力 kw	NO _x 排出係数 (g/h 台)		SPM 排出係数 (g/h 台) ¹¹⁾	平均稼働率 ¹²⁾	排出係数 (g/h 台)	排出係数 (g/h 台) ¹³⁾	オールテレンクリーン	220t 打	191	397	12	0.847	タイヤローラ	8~15 t	71	233	8	0.679	ダンptrック	23t (トンネル工事用)	170	630	18	0.889	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建設機械</th> <th rowspan="2">規格</th> <th rowspan="2">定格出力 kw</th> <th colspan="2">NO_x 排出係数 (g/h 台)</th> <th rowspan="2">SPM 排出係数 (g/h 台)¹¹⁾</th> <th rowspan="2">平均 稼働率 n¹²⁾</th> </tr> <tr> <th>排出係数 (g/h 台)¹⁴⁾</th> <th>排出係数 (g/h 台)¹⁵⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オールテレンクリーン</td> <td>220t 打</td> <td>191</td> <td>349</td> <td>19</td> <td>0.847</td> </tr> <tr> <td>タイヤローラ</td> <td>8~15 t</td> <td>71</td> <td>134</td> <td>6</td> <td>0.679</td> </tr> <tr> <td>ダンptrック</td> <td>23t (トンネル工事用)</td> <td>170</td> <td>351</td> <td>14</td> <td>0.889</td> </tr> </tbody> </table>	建設機械	規格	定格出力 kw	NO _x 排出係数 (g/h 台)		SPM 排出係数 (g/h 台) ¹¹⁾	平均 稼働率 n ¹²⁾	排出係数 (g/h 台) ¹⁴⁾	排出係数 (g/h 台) ¹⁵⁾	オールテレンクリーン	220t 打	191	349	19	0.847	タイヤローラ	8~15 t	71	134	6	0.679	ダンptrック	23t (トンネル工事用)	170	351	14	0.889
建設機械	規格				定格出力 kw	NO _x 排出係数 (g/h 台)			SPM 排出係数 (g/h 台) ¹¹⁾	平均稼働率 ¹²⁾																																														
		排出係数 (g/h 台)	排出係数 (g/h 台) ¹³⁾																																																					
オールテレンクリーン	220t 打	191	397	12	0.847																																																			
タイヤローラ	8~15 t	71	233	8	0.679																																																			
ダンptrック	23t (トンネル工事用)	170	630	18	0.889																																																			
建設機械	規格	定格出力 kw	NO _x 排出係数 (g/h 台)		SPM 排出係数 (g/h 台) ¹¹⁾	平均 稼働率 n ¹²⁾																																																		
			排出係数 (g/h 台) ¹⁴⁾	排出係数 (g/h 台) ¹⁵⁾																																																				
オールテレンクリーン	220t 打	191	349	19	0.847																																																			
タイヤローラ	8~15 t	71	134	6	0.679																																																			
ダンptrック	23t (トンネル工事用)	170	351	14	0.889																																																			
p. 環 1-1-1~2 表 1-1-1(1) ~ (2)	—	注釈として NO _x 排出係数及び SPM 排出係数の算出方法を追記																																																						

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																																
建設機械の大気質排出量																																																		
p. 環 1-1-2 表 1-1-1(2) 建設機械の大気質の排出量	<p>表 1-1-1(2) 建設機械の大気質排出量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設機械</th> <th>規 格</th> <th>定格出力 kw</th> <th>NO_x 排出係数 (g/h/台)^{a)}</th> <th>SPM 排出係数 (g/h/台)</th> <th>平均稼働率 n:</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラフテレンクレーン</td> <td>12t 吊 (1次排出ガス対策型)</td> <td>140</td> <td>510</td> <td>15</td> <td>0.721</td> </tr> <tr> <td>ラフテレンクレーン</td> <td>45t 吊 (1次排出ガス対策型)</td> <td>237</td> <td>500</td> <td>20</td> <td>0.721</td> </tr> <tr> <td>ラフテレンクレーン</td> <td>50t 吊 (1次排出ガス対策型)</td> <td>254</td> <td>925</td> <td>27</td> <td>0.721</td> </tr> </tbody> </table>	建設機械	規 格	定格出力 kw	NO _x 排出係数 (g/h/台) ^{a)}	SPM 排出係数 (g/h/台)	平均稼働率 n:	ラフテレンクレーン	12t 吊 (1次排出ガス対策型)	140	510	15	0.721	ラフテレンクレーン	45t 吊 (1次排出ガス対策型)	237	500	20	0.721	ラフテレンクレーン	50t 吊 (1次排出ガス対策型)	254	925	27	0.721	<p>表 1-1-1(2) 建設機械の大気質排出量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設機械</th> <th>規 格</th> <th>定格出力 kw</th> <th>NO_x 排出係数 (g/h/台)^{a)}</th> <th>SPM 排出係数 (g/h/台)</th> <th>平均稼働率 n:</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラフテレンクレーン</td> <td>12t 吊 (1次排出ガス対策型)</td> <td>140</td> <td>284</td> <td>11</td> <td>0.721</td> </tr> <tr> <td>ラフテレンクレーン</td> <td>45t 吊 (1次排出ガス対策型)</td> <td>237</td> <td>481</td> <td>19</td> <td>0.721</td> </tr> <tr> <td>ラフテレンクレーン</td> <td>50t 吊 (1次排出ガス対策型)</td> <td>254</td> <td>515</td> <td>20</td> <td>0.721</td> </tr> </tbody> </table>	建設機械	規 格	定格出力 kw	NO _x 排出係数 (g/h/台) ^{a)}	SPM 排出係数 (g/h/台)	平均稼働率 n:	ラフテレンクレーン	12t 吊 (1次排出ガス対策型)	140	284	11	0.721	ラフテレンクレーン	45t 吊 (1次排出ガス対策型)	237	481	19	0.721	ラフテレンクレーン	50t 吊 (1次排出ガス対策型)	254	515	20	0.721
建設機械	規 格	定格出力 kw	NO _x 排出係数 (g/h/台) ^{a)}	SPM 排出係数 (g/h/台)	平均稼働率 n:																																													
ラフテレンクレーン	12t 吊 (1次排出ガス対策型)	140	510	15	0.721																																													
ラフテレンクレーン	45t 吊 (1次排出ガス対策型)	237	500	20	0.721																																													
ラフテレンクレーン	50t 吊 (1次排出ガス対策型)	254	925	27	0.721																																													
建設機械	規 格	定格出力 kw	NO _x 排出係数 (g/h/台) ^{a)}	SPM 排出係数 (g/h/台)	平均稼働率 n:																																													
ラフテレンクレーン	12t 吊 (1次排出ガス対策型)	140	284	11	0.721																																													
ラフテレンクレーン	45t 吊 (1次排出ガス対策型)	237	481	19	0.721																																													
ラフテレンクレーン	50t 吊 (1次排出ガス対策型)	254	515	20	0.721																																													
p. 環 1-2-1 図 1-2-1-1 風配図の比較	(統計期間) 平成 24 年 5 月～平成 25 年 4 月 (1年間)	(統計期間) 平成 24 年 5 月 16 日～平成 25 年 5 月 15 日 (1年間)																																																
p. 環 1-2-1 図 1-2-1-2 風速階級別出現頻度の比較	(統計期間) 平成 24 年 5 月～平成 25 年 4 月 (1年間)	(統計期間) 平成 24 年 5 月 16 日～平成 25 年 5 月 15 日 (1年間)																																																
p. 環 1-2-2～5 表 1-2-2-1(1)～(4) 風速別風局階級別出現頻度	—	(地点番号) 各測定地点について、地名を追記																																																
p. 環 1-2-5 1-2-3 現地調査と周辺の一般環境大気測定期との風速相関	現地調査地点周辺に存在する一般環境大気測定期の風データを収集し、現地データとの風速相関を解析した結果を表 1-2-3-1 に示す。下表のとおり、相関係数 0.7 以上が確保されたため、高い相関が得られたと判断した。	現地調査地点周辺に存在する一般環境大気測定期の風データを収集し、現地データとの風速相関を解析した結果を表 1-2-3-1 に示す。現地調査地点 環境 05 (南アルプス市戸田) と文献調査地点 06 (南アルプス市鏡中條) のデータにおいて風速相関係数 0.7 以上が確保されたため、高い相関が得られたと判断した。																																																
p. 環 1-2-6 1-2-4 甲府地方気象台の日射量	日射量について、平成 24 年 5 月から平成 25 年 4 月の甲府地方気象台のデータを収集・整理したものを表 1-2-4-1 に示す。	日射量について、平成 24 年 5 月 16 日～平成 25 年 5 月 15 日の甲府地方気象台のデータを収集・整理したものを表 1-2-4-1 に示す。																																																
p. 環 1-2-6 表 1-2-4-1 全天日射量	(統計期間) 平成 24 年 5 月～平成 25 年 4 月 (1年間)	(統計期間) 平成 24 年 5 月 16 日～平成 25 年 5 月 15 日 (1年間) 上記統計期間のデータに修正																																																
p. 環 1-2-7 1-2-5 甲府地方気象台の雲量	雲量について、平成 24 年 5 月から平成 25 年 4 月の甲府地方気象台のデータを収集・整理したものを表 1-2-5-1 に示す。	雲量について、平成 24 年 5 月 16 日～平成 25 年 5 月 15 日の甲府地方気象台のデータを収集・整理したものを表 1-2-5-1 に示す。																																																
p. 環 1-2-7 表 1-2-5-1 平均雲量 (10 分比)	(統計期間) 平成 24 年 5 月～平成 25 年 4 月 (1年間)	(統計期間) 平成 24 年 5 月 16 日～平成 25 年 5 月 15 日 (1年間) 上記統計期間のデータに修正																																																
p. 環 1-3-2～5 表 1-3-1-1(1)～(4) 予測に用いた気象条件 (建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)	—	(地点番号) 各予測地点において予測に使用した気象データの観測地点を追記																																																
p. 環 1-3-7～13 表 1-3-1-2(1)～(7) 予測に用いた気象条件 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)	—	(地点番号) 各予測地点において予測に使用した気象データの観測地点を追記																																																
p. 環 1-3-14～16 表 1-3-2-1(1)～(3) 予測に用いた気象条件 (建設機械の稼働に	—	(地点番号) 各予測地点において予測に使用した気象データの観測地点を追記																																																

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
伴う粉じん等)		
p. 環 1-3-17～19 表 1-3-2-2(1)～(3) 予測に用いた気象条件(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う粉じん等)	—	(地点番号) 各予測地点において予測に使用した気象データの観測地点を追記
p. 環 1-4-1 1-4 大気質の距離毎の予測値について	—	追記
p. 環 1-5-1 1-5 使用する気象データの期間代表性及び地域代表性による誤差の程度について	—	追記
p. 環 1-6-1 1-6 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う予測地点より勾配及びカーブが急な箇所並びに道路の幅員が十分でない箇所への影響について	—	追記
p. 環 1-7-1 1-7 建設機械に関する発生源配置の考え方	—	追記
p. 環 2-6-1 2-6 建設機械の予測に係る音源配置の考え方	—	追記
p. 環 2-7-1 2-7 騒音の距離毎の予測値について	—	追記
p. 環 2-8-1 2-8 騒音の高さ方向における予測について	—	追記
p. 環 2-11-1 2-11 防音防災フード区間と防音壁区間の境界部の騒音について	—	追記
p. 環 2-12-1 2-12 地下の走行に伴う騒音について	これらの設備の設置により、非常口(山岳部)の外においては、列車が地下のトンネルを走行する際の騒音の影響は小さい。	これらの設備の設置に加え、本線トンネルと非常口を接続するトンネルの壁面凹凸の減衰効果等により、非常口(山岳部)の外においては、列車が地下のトンネルを走行する際の騒音の影響は小さい。 なお、山梨リニア実験線での試験結果から開閉設備透過後のパワーレベルを設定(約120dB)し、消音設備、多孔板の減衰効果を考慮した上で予測を行った結果、地下の走行に伴い非常口から発生する列車走行騒音は、約23dB(換気口中心から20m離

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
		れ、1.2m 高さ)と予測し、列車走行に伴う騒音の影響はないと考える。
p. 環 2-13-1 2-13 L0 系車両の測定結果について	—	追記
p. 環 2-14-1 2-14 変電施設の騒音及び低周波音について	—	追記
p. 環 2-15-1 2-15 騒音の大きさの目安について	—	追記
p. 環 3-5-1 3-5 振動の距離毎の予測値について	—	追記
p. 環 3-7-1 図 3-7-1 編成両数の補正イメージ	—	(図の縦軸に振動レベルの目盛を追記)
p. 環 3-9-1 3-9 L0 系車両の測定結果について	—	追記
p. 環 3-10-1 3-10 振動の大きさの目安について	—	追記
p. 環 4-3-1 4-3-1 緩衝工	資料：日本鉄道施設協会誌（2007）トンネル微気圧波対策 前田達夫	資料：日本鉄道施設協会誌（2007.8）トンネル微気圧波対策 前田達夫 p.2~4
p. 環 4-3-2 4-3-2 多孔板	なお、多孔板（20m）の設置により非常口出口における微気圧波は約1/2に低減可能であり、基準値を満足することがわかっている。	なお、多孔板（20m）の設置により非常口出口における微気圧波は約1/2に低減可能であり、基準値を満足することがわかっている。また、山梨リニア実験線において、多孔板延長を調整することにより微気圧波を低減できることを確認している。
p. 環 4-4-1 4-4 微気圧波の基準について	—	微気圧波は図4-4-1に示すとおりパルス状の圧力波であり、継続時間が極めて短いことも勘案して騒音レベルであるdB表示とするより圧力レベルであるPa表示とすることが適切とされ、これまでPa表示で測定や対策が進められている。
p. 環 4-4-1 図4-4-1 微気圧波測定値（20m離れ）	—	追記
p. 環 4-6-1 4-6 L0 系車両の測定結果について	—	追記
p. 環 5-1-1 5-1 列車走行に伴う低周波音について	後者については、山梨リニア実験線における防音防災フード設置区間での圧力変動の測定値は50m離れて1Pa以下、防音壁設置区間での測定値は50m離れて約12Pa程度である。これは、建物のガタつきに関する目安値である「トンネル坑口緩衝工の設置基準（案）」（山岳トンネル設計施工標準・同解説、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、平成20年4月）の、「民家近傍で微気圧波のピーク値が20Pa以上」を下回っており、沿線への影響は小さく低周波音に関する苦情は発生していない。	後者については、これまで一般的な地上走行区間での苦情は発生していない。低周波音の評価については、列車の様な移動する音源に対しての定量的な指標がないこと、また、圧力変動の継続時間が短いものであることから、微気圧波の基準値であるPa表示の圧力レベルで比較した。山梨リニア実験線における防音防災フード設置区間での圧力変動の測定値は、図5-1-1-1に示すとおり50m離れて1Pa以下、防音壁設置区間での測定値は50m離れて約12Pa程度である。これは、建物のガタつきに関する苦情は発生していない。

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
		目安値である「トンネル坑口緩衝工の設置基準(案)」(山岳トンネル設計施工標準・同解説、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、平成20年4月)の、「民家近傍で微気圧波のピーク値が20Pa以上」を下回っており、沿線への影響は小さい。
p.環5-1-1 表5-1-1 各交通機関におけるたわみ制限(連続桁の場合)	—	追記
p.環5-1-2 図5-1-1(1) 防音防災フード区間での圧力変動の測定値(50m離れ) 図5-1-1(2) 防音壁区間での圧力変動の測定値(50m離れ)	—	追記
p.環6-1-1 6 水質 6-1 水質における調査地点及び予測地点と河川の分布状況について	—	追記
p.環8-1-1 8-1-1 トンネル水收支モデルの概要	「トンネル掘さくに伴う湧水とそれに伴う水收支変化に関する水文地質学的研究」 鉄道技術研究報告、1983年3月	「トンネル掘さくに伴う湧水とそれに伴う水收支変化に関する水文地質学的研究」 鉄道技術研究報告、p.4~21、1983年3月
p.環8-1-4 (3) トンネルモデル	「グラウトによるトンネル湧水量変化解析」トンネルと地下、vol.11、No.10、1980年10月	「グラウトによるトンネル湧水量変化解析」トンネルと地下、vol.11、No.10、p.47~52、1980年10月
p.環8-3-1 8-3 高架橋施工に伴う水資源への影響(甲府盆地付近の状況)	—	追記
p.環8-4-1 8-4 山梨リニア実験線における水資源対策について	—	追記
p.環8-5-1 8-5 公共事業に係る工事の施工に起因する水枯渇等により生ずる損害等に係る事務処理要綱について	—	追記
p.環9-1-1 9 土壤汚染 9-1 堀削土に含まれる自然由来重金属等の調査について	—	追記
p.環10-2-1 10-2 日影時間予測結果	—	追記
p.環11-2-3 11-2 公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等	更改費 = $E \times \left\{ 1 + \frac{1}{(1+r)^{q_1}} + \frac{1}{(1+r)^{q_2}} \right\}$	更改費 = $E \times \left\{ \frac{1}{(1+r)^{q_1}} + \frac{1}{(1+r)^{q_2}} \right\}$

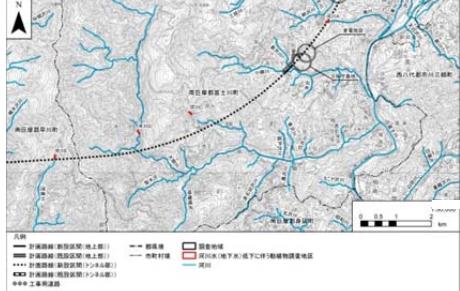
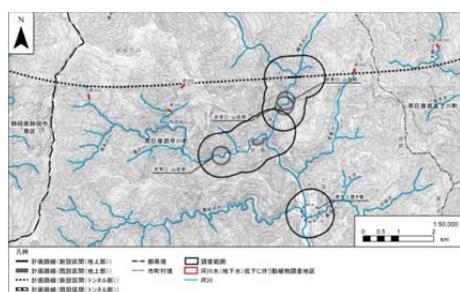
評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
に係る費用負担について		
p. 環 12-1-1 12 文化財 12-1 関係自治体等へのヒアリング結果	—	追記
p. 環 12-2-1 12-2 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度	—	追記
p. 環 13-5-1 13-5 車内及びホームの磁界	超電導リニアの車両及びホームについては図 10-5-1 および図 10-5-2 に示す通り磁気シールドを設置しているため、車内及びホームの磁界は、国の基準である国際非電離放射線防護委員会 (ICNIRP) のガイドラインの基準値を大幅に下回っており、磁界による影響は極めて小さい。 <u>図 10-5-3 および図 10-5-4 に磁界の測定箇所を、図 10-5-5 に測定結果を示す。</u>	超電導リニアの車両及びホームについては図 13-5-1 及び図 13-5-2 に示すとおり、磁気シールドを設置しているため、車内及びホーム並びに乗降装置内の磁界は、国の基準である国際非電離放射線防護委員会 (ICNIRP) のガイドラインの参考値を大幅に下回っており、磁界による影響は極めて小さい。 特殊鉄道告示の解釈基準に基づく、車内及び乗降装置部の測定箇所を図 13-5-3 及び図 13-5-4 に、同基準に基づく測定結果のまとめを図 13-5-5 に示す。(測定の詳細は「13-8 磁界の測定結果について」付属資料 5 (平成 25 年 12 月 5 日実施の公開磁界測定) 参照。なお、対向列車すれ違いによる車内変動磁界データは平成 25 年 9 月環境影響評価準備書資料編に既に掲載済。)
p. 環 13-5-1 図 13-5-2 ホームへの磁気シールド設置の概念図	先行区間のホームへの磁気シールド設置の概念図	新実験線のホームへの磁気シールド設置の概念図
p. 環 13-5-2 図 13-5-3 車内の磁界の測定箇所 図 13-5-4 乗降装置と車内(出入台)の磁界の測定箇所	—	追記
p. 環 13-5-3 図 13-5-5 車内及び乗降装置と車内(出入台)の磁界の測定結果	—	
p. 環 13-8-1 13-8 磁界の測定結果について	—	追記
p. 環 14-1-2 表 14-1-2-1(1) 鳥類確認種一覧	—	ミゾゴイの行の夏季と冬季に確認 (●印) を追記
p. 環 14-1-4 表 14-1-2-1(3) 鳥類確認種一覧	(確認種合計) 夏季 : <u>80</u> 種、冬季 : <u>102</u> 種	(確認種合計) 夏季 : <u>81</u> 種、冬季 : <u>103</u> 種
p. 環 14-1-40~46 表 14-1-7-1 底生動物確認種一覧	(確認種合計) <u>32</u> 目 <u>139</u> 科 <u>432</u> 種	(確認種合計) <u>31</u> 目 <u>134</u> 科 <u>411</u> 種
p. 環 14-2-1 14-2 重要な動物出現種リスト(調査地域別)	—	追記

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 環 14-3-1 表 14-3-1-1 哺乳類確認種一覧（文献調査）	上野原町誌（上巻）（昭和 50 年 7 月、上野原町誌刊行委員会）	上野原町誌（上巻）（昭和 50 年 7 月、上野原町誌刊行委員会） p. 161～165
p. 環 14-3-1 表 14-3-1-1 哺乳類確認種一覧（文献調査）	中道町史（上巻）（昭和 50 年 3 月、中道町役場）	中道町史（上巻）（昭和 50 年 3 月、中道町役場） p. 94～100
p. 環 14-3-1 表 14-3-1-1 哺乳類確認種一覧（文献調査）	石和町誌（第一巻）（昭和 62 年 11 月、石和町）	石和町誌（第一巻）（昭和 62 年 11 月、石和町） p. 267
p. 環 14-3-1 表 14-3-1-1 哺乳類確認種一覧（文献調査）	豊富村誌（上巻）（平成 12 年 2 月、豊富村）	豊富村誌（上巻）（平成 12 年 2 月、豊富村） p. 150～156
p. 環 14-3-1 表 14-3-1-1 哺乳類確認種一覧（文献調査）	若草町誌（平成 2 年 12 月、若草町）	若草町誌（平成 2 年 12 月、若草町） p. 143～144
p. 環 14-3-1 表 14-3-1-1 哺乳類確認種一覧（文献調査）	鰍沢町誌（上巻）（平成 8 年 3 月、鰍沢町）	鰍沢町誌（上巻）（平成 8 年 3 月、鰍沢町） p. 166～172
p. 環 14-3-1 表 14-3-1-1 哺乳類確認種一覧（文献調査）	増穂町誌（上巻）（昭和 52 年 1 月、増穂町誌刊行委員会）	増穂町誌（上巻）（昭和 52 年 1 月、増穂町誌刊行委員会） p. 107～108
p. 環 14-3-1 表 14-3-1-1 哺乳類確認種一覧（文献調査）	山梨県の野生動物（昭和 55 年 3 月、山梨県県民生活局自然保護課）	山梨県の野生動物（昭和 55 年 3 月、山梨県県民生活局自然保護課） p. 9～49
p. 環 14-3-1 表 14-3-1-1 哺乳類確認種一覧（文献調査）	希少種を主とする山梨県の野生鳥獣生息調査（平成 9 年 3 月、山梨県 山梨県自然保護教育振興会）	希少種を主とする山梨県の野生鳥獣生息調査（平成 9 年 3 月、山梨県 山梨県自然保護教育振興会） p. 61～78
p. 環 14-3-1 表 14-3-1-1 哺乳類確認種一覧（文献調査）	甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価 評価書（平成 24 年 6 月、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 山梨県市町村総合事務組合笛吹市）	甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価 評価書（平成 24 年 6 月、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 山梨県市町村総合事務組合笛吹市） p. 資 2.7.1～資 2.7.32
p. 環 14-3-1 表 14-3-1-1 哺乳類確認種一覧（文献調査）	都市計画道路甲府外郭環状道路東区間に係る環境影響評価書（平成 24 年、国土交通省）	都市計画道路甲府外郭環状道路東区間に係る環境影響評価書（平成 24 年、国土交通省） p. 8.8.9
p. 環 14-3-2 表 14-3-2-1 鳥類確認種一覧（文献調査）	上野原町誌（上巻）（昭和 50 年 7 月、上野原町誌刊行委員会）	上野原町誌（上巻）（昭和 50 年 7 月、上野原町誌刊行委員会） p. 165～175
p. 環 14-3-2 表 14-3-2-1 鳥類確認種一覧（文献調査）	中道町史（上巻）（昭和 50 年 3 月、中道町役場）	中道町史（上巻）（昭和 50 年 3 月、中道町役場） p. 100～116
p. 環 14-3-2 表 14-3-2-1 鳥類確認種一覧（文献調査）	石和町誌（第一巻）（昭和 62 年 11 月、石和町）	石和町誌（第一巻）（昭和 62 年 11 月、石和町） p. 268～276
p. 環 14-3-2 表 14-3-2-1 鳥類確認種一覧（文献調査）	豊富村誌（上巻）（平成 12 年 2 月、豊富村）	豊富村誌（上巻）（平成 12 年 2 月、豊富村） p. 156～176
p. 環 14-3-2 表 14-3-2-1 鳥類確認種一覧（文献調査）	若草町誌（平成 2 年 12 月、若草町）	若草町誌（平成 2 年 12 月、若草町） p. 143～156

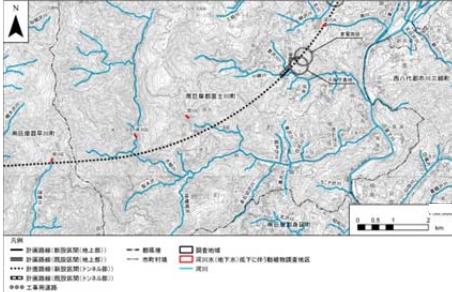
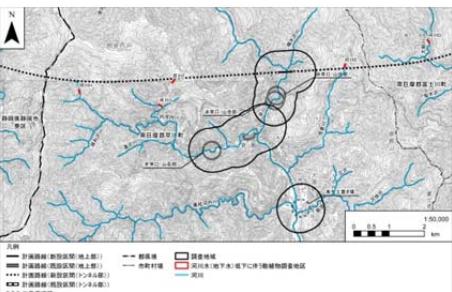
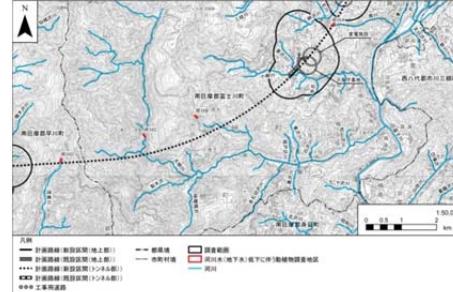
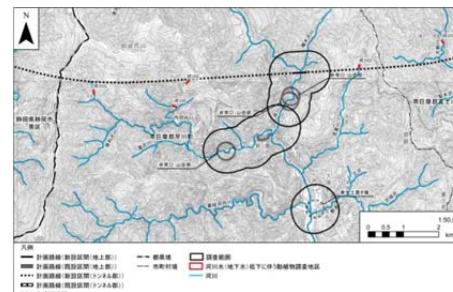
評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
認種一覧（文献調査）		
p. 環 14-3-2 表 14-3-2-1 鳥類確認種一覧（文献調査）	鰍沢町誌（上巻）（平成 8 年 3 月、鰍沢町）	鰍沢町誌（上巻）（平成 8 年 3 月、鰍沢町） <u>p. 172～187</u>
p. 環 14-3-2 表 14-3-2-1 鳥類確認種一覧（文献調査）	増穂町誌（上巻）（昭和 52 年 1 月、増穂町誌刊行委員会）	増穂町誌（上巻）（昭和 52 年 1 月、増穂町誌刊行委員会） <u>p. 92～107</u>
p. 環 14-3-2 表 14-3-2-1 鳥類確認種一覧（文献調査）	希少種を主とする山梨県の野生鳥獣生息調査（平成 9 年 3 月、山梨県 山梨県自然保護教育振興会）	希少種を主とする山梨県の野生鳥獣生息調査（平成 9 年 3 月、山梨県 山梨県自然保護教育振興会） <u>p. 79～86</u>
p. 環 14-3-2 表 14-3-2-1 鳥類確認種一覧（文献調査）	山梨県の主要動植物（昭和 47 年 2 月、山梨県教育委員会）	山梨県の主要動植物（昭和 47 年 2 月、山梨県教育委員会） <u>p. 119、127～140</u>
p. 環 14-3-2 表 14-3-2-1 鳥類確認種一覧（文献調査）	平成 13 年度猛禽類分布調査報告書（平成 14 年 3 月、山梨県 山梨県猛禽類研究会）	平成 13 年度猛禽類分布調査報告書（平成 14 年 3 月、山梨県 山梨県猛禽類研究会） <u>p. 25～38</u>
p. 環 14-3-3 表 14-3-2-1 鳥類確認種一覧（文献調査）	甲府・峠東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価 評価書（平成 24 年 6 月、甲府・峠東地域ごみ処理施設事務組合 山梨県市町村総合事務組合笛吹市）	甲府・峠東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価 評価書（平成 24 年 6 月、甲府・峠東地域ごみ処理施設事務組合 山梨県市町村総合事務組合笛吹市） <u>p. 資 2.7.1～資 2.7.32</u>
p. 環 14-3-3 表 14-3-2-1 鳥類確認種一覧（文献調査）	都市計画道路甲府外郭環状道路東区間に係る環境影響評価書（平成 24 年、国土交通省）	都市計画道路甲府外郭環状道路東区間に係る環境影響評価書（平成 24 年、国土交通省） <u>p. 8.8.10～8.8.11</u>
p. 環 14-3-4 表 14-3-3-1 爬虫類確認種一覧（文献調査）	山梨県の爬虫類・両生類と魚類（平成 18 年 11 月、山梨淡水生物調査会）	山梨県の爬虫類・両生類と魚類（平成 18 年 11 月、山梨淡水生物調査会） <u>p. 6～22</u>
p. 環 14-3-4 表 14-3-3-1 爬虫類確認種一覧（文献調査）	上野原町誌（上巻）（昭和 50 年 7 月、上野原町誌刊行委員会）	上野原町誌（上巻）（昭和 50 年 7 月、上野原町誌刊行委員会） <u>p. 176～177</u>
p. 環 14-3-4 表 14-3-3-1 爬虫類確認種一覧（文献調査）	中道町史（上巻）（昭和 50 年 3 月、中道町役場）	中道町史（上巻）（昭和 50 年 3 月、中道町役場） <u>p. 116～117</u>
p. 環 14-3-4 表 14-3-3-1 爬虫類確認種一覧（文献調査）	石和町誌（第一巻）（昭和 62 年 11 月、石和町）	石和町誌（第一巻）（昭和 62 年 11 月、石和町） <u>p. 277</u>
p. 環 14-3-4 表 14-3-3-1 爬虫類確認種一覧（文献調査）	豊富村誌（上巻）（平成 12 年 2 月、豊富村）	豊富村誌（上巻）（平成 12 年 2 月、豊富村） <u>p. 177～179</u>
p. 環 14-3-4 表 14-3-3-1 爬虫類確認種一覧（文献調査）	若草町誌（平成 2 年 12 月、若草町）	若草町誌（平成 2 年 12 月、若草町） <u>p. 156～158</u>
p. 環 14-3-4 表 14-3-3-1 爬虫類確認種一覧（文献調査）	鰍沢町誌（上巻）（平成 8 年 3 月、鰍沢町）	鰍沢町誌（上巻）（平成 8 年 3 月、鰍沢町） <u>p. 188</u>
p. 環 14-3-4 表 14-3-3-1 爬虫類確認種一覧（文献調査）	増穂町誌（上巻）（昭和 52 年 1 月、増穂町誌刊行委員会）	増穂町誌（上巻）（昭和 52 年 1 月、増穂町誌刊行委員会） <u>p. 116</u>
p. 環 14-3-4 表 14-3-3-1 爬虫類	甲府・峠東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設	甲府・峠東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
確認種一覧（文献調査）	整備事業に係る環境影響評価 評価書（平成24年6月、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 山梨県市町村総合事務組合笛吹市）	整備事業に係る環境影響評価 評価書（平成24年6月、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 山梨県市町村総合事務組合笛吹市）p.資2.7.1～資2.7.32
p.環14-3-4 表14-3-3-1 爬虫類 確認種一覧（文献調査）	都市計画道路甲府外郭環状道路東区間に係る環境影響評価書（平成24年、国土交通省）	都市計画道路甲府外郭環状道路東区間に係る環境影響評価書（平成24年、国土交通省）p.8.8.13
p.環14-3-5 表14-3-4-1 両生類 確認種一覧（文献調査）	山梨県の爬虫類・両生類と魚類（平成18年11月、山梨淡水生物調査会）	山梨県の爬虫類・両生類と魚類（平成18年11月、山梨淡水生物調査会）p.23～37
p.環14-3-5 表14-3-4-1 両生類 確認種一覧（文献調査）	上野原町誌（上巻）（昭和50年7月、上野原町誌刊行委員会）	上野原町誌（上巻）（昭和50年7月、上野原町誌刊行委員会）p.177～178
p.環14-3-5 表14-3-4-1 両生類 確認種一覧（文献調査）	中道町史（上巻）（昭和50年3月、中道町役場）	中道町史（上巻）（昭和50年3月、中道町役場）p.117～118
p.環14-3-5 表14-3-4-1 両生類 確認種一覧（文献調査）	石和町誌（第一巻）（昭和62年11月、石和町）	石和町誌（第一巻）（昭和62年11月、石和町）p.278
p.環14-3-5 表14-3-4-1 両生類 確認種一覧（文献調査）	豊富村誌（上巻）（平成12年2月、豊富村）	豊富村誌（上巻）（平成12年2月、豊富村）p.176～177
p.環14-3-5 表14-3-4-1 両生類 確認種一覧（文献調査）	若草町誌（平成2年12月、若草町）	若草町誌（平成2年12月、若草町）p.156～158
p.環14-3-5 表14-3-4-1 両生類 確認種一覧（文献調査）	鰍沢町誌（上巻）（平成8年3月、鰍沢町）	鰍沢町誌（上巻）（平成8年3月、鰍沢町）p.187～188
p.環14-3-5 表14-3-4-1 両生類 確認種一覧（文献調査）	増穂町誌（上巻）（昭和52年1月、増穂町誌刊行委員会）	増穂町誌（上巻）（昭和52年1月、増穂町誌刊行委員会）p.116～117
p.環14-3-5 表14-3-4-1 両生類 確認種一覧（文献調査）	山梨県の野生動物（昭和55年3月、山梨県県民生活局自然保護課）	山梨県の野生動物（昭和55年3月、山梨県県民生活局自然保護課）p.87～99
p.環14-3-5 表14-3-4-1 両生類 確認種一覧（文献調査）	希少種を主とする山梨県の野生鳥獣生息調査（平成9年3月、山梨県 山梨県自然保護教育振興会）	希少種を主とする山梨県の野生鳥獣生息調査（平成9年3月、山梨県 山梨県自然保護教育振興会）p.87～89
p.環14-3-5 表14-3-4-1 両生類 確認種一覧（文献調査）	山梨県の主要動植物（昭和47年2月、山梨県教育委員会）	山梨県の主要動植物（昭和47年2月、山梨県教育委員会）p.119～120、141～146
p.環14-3-5 表14-3-4-1 両生類 確認種一覧（文献調査）	甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価 評価書（平成24年6月、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 山梨県市町村総合事務組合笛吹市）	甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価 評価書（平成24年6月、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 山梨県市町村総合事務組合笛吹市）p.資2.7.1～資2.7.32
p.環14-3-6 表14-3-5-1 昆虫類	上野原町誌（上巻）（昭和50年7月、上野原町誌刊行委員会）	上野原町誌（上巻）（昭和50年7月、上野原町誌刊行委員会）p.180～182

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
確認種一覧（文献調査）		
p.環 14-3-6 表 14-3-5-1 昆虫類 確認種一覧（文献調査）	中道町史（上巻）（昭和 50 年 3 月、中道町役場）	中道町史（上巻）（昭和 50 年 3 月、中道町役場）p. 118～123
p.環 14-3-6 表 14-3-5-1 昆虫類 確認種一覧（文献調査）	石和町誌（第一巻）（昭和 62 年 11 月、石和町）	石和町誌（第一巻）（昭和 62 年 11 月、石和町）p. 288～301
p.環 14-3-6 表 14-3-5-1 昆虫類 確認種一覧（文献調査）	豊富村誌（上巻）（平成 12 年 2 月、豊富村）	豊富村誌（上巻）（平成 12 年 2 月、豊富村）p. 179～181
p.環 14-3-6 表 14-3-5-1 昆虫類 確認種一覧（文献調査）	若草町誌（平成 2 年 12 月、若草町）	若草町誌（平成 2 年 12 月、若草町）p. 160～171
p.環 14-3-6 表 14-3-5-1 昆虫類 確認種一覧（文献調査）	鰍沢町誌（上巻）（平成 8 年 3 月、鰍沢町）	鰍沢町誌（上巻）（平成 8 年 3 月、鰍沢町）p. 189～194
p.環 14-3-6 表 14-3-5-1 昆虫類 確認種一覧（文献調査）	増穂町誌（上巻）（昭和 52 年 1 月、増穂町誌刊行委員会）	増穂町誌（上巻）（昭和 52 年 1 月、増穂町誌刊行委員会）p. 109～116
p.環 14-3-6 表 14-3-5-1 昆虫類 確認種一覧（文献調査）	甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価 評価書（平成 24 年 6 月、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 山梨県市町村総合事務組合笛吹市）	甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価 評価書（平成 24 年 6 月、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 山梨県市町村総合事務組合笛吹市）p. 資 2.7.1～資 2.7.32
p.環 14-3-6 表 14-3-5-1 昆虫類 確認種一覧（文献調査）	都市計画道路甲府外郭環状道路東区間に係る環境影響評価書（平成 24 年、国土交通省）	都市計画道路甲府外郭環状道路東区間に係る環境影響評価書（平成 24 年、国土交通省）p. 6-1～6-15
p.環 14-3-8 表 14-3-6-1 魚類確認種一覧（文献調査）	山梨県の爬虫類・両生類と魚類（平成 18 年 11 月、山梨淡水生物調査会）	山梨県の爬虫類・両生類と魚類（平成 18 年 11 月、山梨淡水生物調査会）p. 38～96
p.環 14-3-8 表 14-3-6-1 魚類確認種一覧（文献調査）	上野原町誌（上巻）（昭和 50 年 7 月、上野原町誌刊行委員会）	上野原町誌（上巻）（昭和 50 年 7 月、上野原町誌刊行委員会）p. 178～180
p.環 14-3-8 表 14-3-6-1 魚類確認種一覧（文献調査）	中道町史（上巻）（昭和 50 年 3 月、中道町役場）	中道町史（上巻）（昭和 50 年 3 月、中道町役場）p. 118
p.環 14-3-8 表 14-3-6-1 魚類確認種一覧（文献調査）	石和町誌（第一巻）（昭和 62 年 11 月、石和町）	石和町誌（第一巻）（昭和 62 年 11 月、石和町）p. 279～287
p.環 14-3-8 表 14-3-6-1 魚類確認種一覧（文献調査）	豊富村誌（上巻）（平成 12 年 2 月、豊富村）	豊富村誌（上巻）（平成 12 年 2 月、豊富村）p. 179
p.環 14-3-8 表 14-3-6-1 魚類確認種一覧（文献調査）	若草町誌（平成 2 年 12 月、若草町）	若草町誌（平成 2 年 12 月、若草町）p. 159
p.環 14-3-8 表 14-3-6-1 魚類確認種一覧（文献調査）	鰍沢町誌（上巻）（平成 8 年 3 月、鰍沢町）	鰍沢町誌（上巻）（平成 8 年 3 月、鰍沢町）p. 188～189
p.環 14-3-8 表 14-3-6-1 魚類確認種一覧（文献調査）	山梨県の野生動物（昭和 55 年 3 月、山梨県県民生活局自然保護課）	山梨県の野生動物（昭和 55 年 3 月、山梨県県民生活局自然保護課）p. 121～141

評価書の該当箇所 認種一覧（文献調査）	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 環 14-3-8 表 14-3-6-1 魚類確認種一覧（文献調査）	甲府・峠東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価 評価書（平成24年6月、甲府・峠東地域ごみ処理施設事務組合 山梨県市町村総合事務組合笛吹市）	甲府・峠東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価 評価書（平成24年6月、甲府・峠東地域ごみ処理施設事務組合 山梨県市町村総合事務組合笛吹市）p. 資2.8.1～資2.8.11
p. 環 14-3-8 表 14-3-6-1 魚類確認種一覧（文献調査）	都市計画道路甲府外郭環状道路東区間に係る環境影響評価書（平成24年、国土交通省）	都市計画道路甲府外郭環状道路東区間に係る環境影響評価書（平成24年、国土交通省）p. 8.8.14
p. 環 14-3-9 表 14-3-7-1 底生動物確認種一覧（文献調査）	上野原町誌（上巻）（昭和50年7月、上野原町誌刊行委員会）	上野原町誌（上巻）（昭和50年7月、上野原町誌刊行委員会）p. 180～182
p. 環 14-3-9 表 14-3-7-1 底生動物確認種一覧（文献調査）	豊富村誌（上巻）（平成12年2月、豊富村）	豊富村誌（上巻）（平成12年2月、豊富村）p. 179～181
p. 環 14-3-9 表 14-3-7-1 底生動物確認種一覧（文献調査）	甲府・峠東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価 評価書（平成24年6月、甲府・峠東地域ごみ処理施設事務組合 山梨県市町村総合事務組合笛吹市）	甲府・峠東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価 評価書（平成24年6月、甲府・峠東地域ごみ処理施設事務組合 山梨県市町村総合事務組合笛吹市）p. 資2.8.1～資2.8.11
p. 環 14-3-9 表 14-3-7-1 底生動物確認種一覧（文献調査）	都市計画道路甲府外郭環状道路東区間に係る環境影響評価書（平成24年、国土交通省）	都市計画道路甲府外郭環状道路東区間に係る環境影響評価書（平成24年、国土交通省）p. 6-16～6-17
p. 環 14-4-1 14-4-1 調査地点 図 14-3-1-1(1)～(2) 調査位置図	 <p>図 11-2-1-1(1) 調査位置図</p>  <p>図 14-3-1-1(2) 調査位置図</p>	<p>(差替え)</p>  <p>図 14-3-1-1(1) 調査位置図</p>  <p>図 14-3-1-1(2) 調査位置図</p>
p. 環 14-4-10	<p>11-3-3 その他</p> <p>山岳トンネル区間における水質及び水位への影響については、「8-2-3 地下水の水質及び水位」で示すとおり、地質及び水質の状況より、深層と浅層の地下水は帶水状態が異なると言える。これより、深層の新鮮岩部の地下水がトンネル内に湧出し</p>	<p><u>14-4-3 影響について</u></p> <p>山岳トンネル区間においては、動物の生息環境である沢の水質及び水位と関係する地下水の水質及び水位による影響について「8-2-3 地下水の水質及び水位」で示すとおり、トンネル区間全般としては地下水の水質及び水位への影響は小さいもの</p>

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
	<p><u>たとしても、その影響が沢の水質及び水位に及ぶ可能性は小さいと予測する。しかし、断層付近の破碎帯を通過する区間や土被りの浅い区間の一部においては、予測の不確実性が否定できないことから、「8-2-4 水資源」において環境影響評価法に基づく事後調査を実施する。</u></p>	<p>の、破碎帯等の周辺の一部においては、地下水の水位への影響を及ぼす可能性があると予測していることから、トンネル上部の沢に生息し沢水に依存する動物への影響については、トンネル区間全般では影響は小さいものの、破碎帯等の周辺の一部においては、影響を及ぼす可能性があると考えられる。</p> <p>今後は、高橋の方法による予測検討範囲内において、準備書において調査した箇所以外の沢についても、文献調査等により重要種が存在する可能性がある場合は、代表的な箇所を選定して調査を行う。また、工事中は、「8-2-4 水資源」において環境影響評価法に基づく事後調査として実施する予測検討範囲内にある河川や沢の流量とともに、トンネルの湧水を測定して、減水の傾向が認められ水資源への影響の可能性が考えられる場合は、その影響の程度や範囲に応じた動物のモニタリングを行う。その結果、重要種への影響が確認された場合は、「動物個体の移植」や「重要な種の移植」などの環境保全措置を講じる。</p>
p. 環 14-5-1 14-5 主な環境保全措置の実施イメージ	—	追記
p. 環 15-1-1～16 表 15-1-1 植物確認種一覧	(春季確認種合計) <u>840種</u>	(春季確認種合計) <u>857種</u>
p. 環 15-2-1 15-2 重要な植物出現種リスト(調査地域別)	—	追記
p. 環 15-3-3 表 15-3-1 植物確認種一覧	日本の重要な植物群落(昭和 55 年 1 月、環境庁)	日本の重要な植物群落(昭和 55 年 1 月、環境庁)p. 1～204
p. 環 15-3-3 表 15-3-1 植物確認種一覧	日本の重要な植物群落 II(昭和 63 年 8 月、環境庁)	日本の重要な植物群落 II(昭和 63 年 8 月、環境庁)p. 1～154
p. 環 15-3-3 表 15-3-1 植物確認種一覧	2005 山梨県レッドデータブック(平成 17 年 3 月、山梨県森林環境部みどり自然課)	2005 山梨県レッドデータブック(平成 17 年 3 月、山梨県森林環境部みどり自然課)p. 17～135
p. 環 15-3-3 表 15-3-1 植物確認種一覧	上野原町誌(上巻)(昭和 50 年 7 月、上野原町誌刊行委員会)	上野原町誌(上巻)(昭和 50 年 7 月、上野原町誌刊行委員会) p. 132～159
p. 環 15-3-3 表 15-3-1 植物確認種一覧	中道町史 上巻(昭和 50 年 3 月、中道町役場)	中道町史 上巻(昭和 50 年 3 月、中道町役場) p. 77～93
p. 環 15-3-3 表 15-3-1 植物確認種一覧	石和町誌 第一巻(昭和 62 年 11 月、石和町)	石和町誌 第一巻(昭和 62 年 11 月、石和町) p. 227～264
p. 環 15-3-3 表 15-3-1 植物確認種一覧	豊富村誌(上巻)(平成 12 年 2 月、豊富村)	豊富村誌(上巻)(平成 12 年 2 月、豊富村) p. 181～283
p. 環 15-3-3 表 15-3-1 植物確認	鰍沢町誌(上巻)(平成 8 年 3 月、鰍沢町)	鰍沢町誌(上巻)(平成 8 年 3 月、鰍沢町) p. 194～231

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
種一覧		
p. 環 15-3-3 表 15-3-1 植物確認種一覧	増穂町誌 上巻（昭和 52 年 1 月、増穂町誌刊行委員会）	増穂町誌 上巻（昭和 52 年 1 月、増穂町誌刊行委員会）p. 119～240
p. 環 15-3-3 表 15-3-1 植物確認種一覧	早川町誌（昭和 55 年、早川町教育委員会）	早川町誌（昭和 55 年、早川町教育委員会）p. 149～229
p. 環 15-3-3 表 15-3-1 植物確認種一覧	若草町誌（平成 2 年 12 月、若草町）	若草町誌（平成 2 年 12 月、若草町）p. 117～139
p. 環 15-3-3 表 15-3-1 植物確認種一覧	昭和村村誌（昭和 33 年 7 月、昭和村々誌編纂委員会）	昭和村村誌（昭和 33 年 7 月、昭和村々誌編纂委員会）p. 40～51
p. 環 15-3-3 表 15-3-1 植物確認種一覧	甲府・峠東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価 評価書（平成 24 年 6 月、甲府・峠東地域ごみ処理施設事務組合 山梨県市町村総合事務組合笛吹市）	甲府・峠東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価 評価書（平成 24 年 6 月、甲府・峠東地域ごみ処理施設事務組合 山梨県市町村総合事務組合笛吹市）p. 資 2.6.1～資 2.6.10
p. 環 15-3-3 表 15-3-1 植物確認種一覧	都市計画道路甲府外郭環状道路東区間に係る環境影響評価書（平成 24 年、国土交通省）	都市計画道路甲府外郭環状道路東区間に係る環境影響評価書（平成 24 年、国土交通省）p. 7-1～7-7
p. 環 15-4-1 15-4-1 調査地点 図 15-4-1-1(1)～(2) 調査位置図	 <p>図 12-2-1-1(1) 調査位置図</p>  <p>図 12-2-1-1(2) 調査位置図</p>	 <p>(差替え)</p> <p>図 15-3-1-1(1) 調査位置図</p>  <p>図 15-3-1-1(2) 調査位置図</p>
p. 環 15-4-4	<p>12-3-3 その他</p> <p>山岳トンネル区間における水質及び水位への影響については、「8-2-3 地下水の水質及び水位」で示すとおり、地質及び水質の状況より、深層と浅層の地下水は帶水状態が異なると言える。これより、深層の新鮮岩部の地下水がトンネル内に湧出したとしても、その影響が沢の水質及び水位に及ぶ可能性は小さいと予測する。しかし、断層付近の破碎帯を通過する区間や土被りの浅い区間の一部においては、予測の不確実性が否定できないことから、「8-2-4 水資源」において事後調査を実施する。</p>	<p><u>15-4-3 影響について</u></p> <p>山岳トンネル区間においては、植物の生育環境である沢の水質及び水位と関係する地下水の水質及び水位による影響について「8-2-3 地下水の水質及び水位」で示すとおり、トンネル区間全般としては地下水の水質及び水位への影響は小さいものの、破碎帯等の周辺の一部においては、地下水の水位への影響を及ぼす可能性があると予測していることから、トンネル上部の沢に生息し沢水に依存する植物への影響については、トンネル区間全般では影響は小さいものの、破碎帯等の周辺の一部に</p>

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
		<p>においては、影響を及ぼす可能性があると考えられる。</p> <p>今後は、高橋の方法による予測検討範囲内において、準備書において調査した箇所以外の沢についても、文献調査等により重要種が存在する可能性がある場合は、代表的な箇所を選定して調査を行う。また、工事中は、「8-2-4 水資源」において環境影響評価法に基づく事後調査として実施する予測検討範囲内にある河川や沢の流量とともに、トンネルの湧水を測定して、減水の傾向が認められ水資源への影響の可能性が考えられる場合は、その影響の程度や範囲に応じた植物のモニタリングを行う。その結果、重要種への影響が確認された場合は、「重要な種の移植」などの環境保全措置を講じる。</p>
p. 環 15-5-1 15-5 主な環境保全措置の実施イメージ	—	追記
p. 環 16-1-1 16 生態系 16-1 生態系におけるハビタットの設定の考え方について	—	追記
p. 環 16-2-1 16-2 主な環境保全措置の実施イメージ	—	追記
p. 環 17-1-2~7 2)一般高架橋の設計検討 ア. 枝式高架橋	<p>ア)水平線を主題とする観点 橋脚：水平線を強調するため張り出し面を縮小 橋側歩道：手すりのアルミ化及びアルマイト加工により手すりの水平線を強調（色彩は上部工に合せて調整） 防音防災フード： 水平方向のリブ高さをより高くし水平線を強調</p> <p>イ)水平線と垂直線の均衡の観点 橋側歩道：手すりの縦線と防音防災フードの継ぎ目の縦の線を揃える</p> <p>ウ)一体性の確保の観点 橋脚：桁の側面との連続性の確保 橋側歩道：橋側歩道の床をコンクリート化 排水管：排水管形状を矩形化し、色彩を橋脚のコンクリートに合せて調整</p> <p>エ)煩雑性の軽減の観点 橋側歩道：橋側歩道の床をコンクリート化 排水管：主な視点の方向に応じて側面又は橋脚中央部の目立たない箇所に配置</p>	<p>p. 環 17-1-3 防音防災フード p. 環 17-1-4 橋脚 p. 環 17-1-5 橋側歩道 p. 環 17-1-6 排水管、桁部 p. 環 17-1-7 防音壁部</p> <p>を追記</p>
p. 環 17-1-7~8 2)一般高架橋の設計検討	枝式高架橋と同様の検討に加え、煩雑性の軽減の観点から、橋脚の幅を厚くして線路方向の中間梁を無くすとともに、防音壁部	当社が技術開発を行った新形式高架橋は、形状に新規性があり斬新なイメージの創出に繋がるとともに、桁厚と橋脚幅が小さ

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																																
イ. 新形式高架橋	<p>においては排水管について主な視点から見えない側の窪みに配置することとした。また、形状に新規性があり斬新なイメージの創出に繋がるとともに、桁厚と橋脚幅が小さく圧迫感が小さいことから、住居地域も含め積極的に適用していくこととした。新形式高架橋のイメージを図 13-1-2-2～図 13-1-2-3 に示す。また、桁式高架橋との境界部においては、両側からの構造の連続性に配慮しつつ自然な形で構造の変化点を表現する形状とした。桁式高架橋と新形式高架橋の境界部のイメージを図 13-1-2-4 に示す。</p>	<p>く圧迫感が小さいことから、住居地域も含め積極的に適用していくこととした。新形式高架橋のイメージを、図 17-1-2-8 及び図 17-1-2-9 に示す。防音防災フード及び橋側歩道について、桁式高架橋との連続性の観点から桁式高架橋の検討結果を適用した。一方、新形式高架橋独自の検討として煩雑性の軽減の観点から、橋脚の幅を厚くして線路方向の中間梁を不要とする検討を行った。新形式高架橋の中間梁の有無に関する比較検討を図 17-1-2-10 に示す。防音壁部においては排水管について主な視点から見えない側の窪みに配置することとした。また、桁式高架橋との境界部においては、なめらかに擦り付ける案、橋脚形状を変更する案を比較検討し、両側からの構造の連続性に配慮しつつ橋脚形状をより近い距離にある新形式高架橋に合せた形状とすることで自然な形で構造の変化点を表現する形状とした。新形式高架橋と桁式高架橋の境界部に関する比較検討を図 17-1-2-11 に示す。</p>																																																
p. 環 17-1-9～16	景観上の重要な箇所であり、景観の創出の観点から長大橋梁を視対象とした視点場を必要に応じて設定するとともに、繁雑な印象を与える異種構造物とのデザイン的統合を図る観点に加えて「長大橋梁の側径間部も含めた径間のバランス」、「橋脚と桁のバランス」、及び「全体的な重量感の軽減」に配慮した。検討を行った橋梁についてのフォトモニタージュを図 13-1-2-5～図 13-1-2-15 に示す。なお、概略条件下で基本事項を踏まえて検討したものであるため、最終的な形式及び形状等は今後の詳細検討や設計を経て確定していく。	<p>【構造要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桁端部の遊間を抑え、推進力を確保するため、桁長は一定以下に抑える。 そのため、桁の伸縮の大きい鋼橋については、単径間に限られる。 ・たわみ制限が厳しいため、剛性の高い構造形式とする必要がある。 ・ガイドウェイのユニット長が 12.6m であり、桁長はその整数倍とする。 ・斜角の桁の採用はガイドウェイやコイルの配置の関係から不可能である。 <p>を追記 笛吹川・濁川橋梁、新山梨環状道路架道橋、釜無川橋梁、早川橋梁の比較検討結果を追記</p>																																																
p. 環 17-1-19 図 17-1-2-29 鉄道施設の景観可視領域	—	追記																																																
p. 環 17-2-1 17-2 駅部の景観について	—	追記																																																
p. 環 17-3-1 17-3 山岳の眺望への影響範囲について	—	追記																																																
p. 環 17-4-1 17-4 列車の走行に係るフォトモニタージュ	—	追記																																																
p. 環 18-1-1 表 18-1-1-1 建設工事に伴う副産物発生量と再利用量及び搬出量	<p>表 14-1-1-1 建設工事に伴う副産物発生量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th> <th>切土工等又は既存の工作物の除去 (地表式又は削剥式、高架橋、橋梁、地上駅、変電施設、保守基地)</th> <th>トンネルの工事 (山岳トンネル、非常口(山岳部))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生土</td> <td>約 760,000 m³</td> <td>約 6,000,000 m³</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>約 19,000 m³</td> <td>約 400,000 m³</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>約 27,000 m³</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>—</td> <td>約 2,700 m³</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>約 4,600 t</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	建設副産物の種類	切土工等又は既存の工作物の除去 (地表式又は削剥式、高架橋、橋梁、地上駅、変電施設、保守基地)	トンネルの工事 (山岳トンネル、非常口(山岳部))	建設発生土	約 760,000 m ³	約 6,000,000 m ³	建設汚泥	約 19,000 m ³	約 400,000 m ³	コンクリート塊	約 27,000 m ³	—	アスファルト・コンクリート塊	—	約 2,700 m ³	建設発生木材	約 4,600 t	—	<p>表 18-1-1-1 建設工事に伴う副産物発生量と再利用量及び搬出量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設工事に伴う建設副産物の種類</th> <th>切土工等又は既存の工作物の除去 (削剥式、高架橋、橋梁、地上駅、変電施設、保守基地)</th> <th>トンネルの工事 (山岳トンネル、非常口(山岳部))</th> <th>対象事業実施区域での再利用量^{a1}</th> <th>対象事業実施区域外への搬出量^{a2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生土</td> <td>約 760,000 m³</td> <td>約 6,000,000 m³</td> <td>約 2,400,000 m³</td> <td>約 4,400,000 m³</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>約 19,000 m³</td> <td>約 400,000 m³</td> <td>—</td> <td>約 420,000 m³</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>約 27,000 m³</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>約 27,000 m³</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>—</td> <td>約 2,700 m³</td> <td>—</td> <td>約 2,700 m³</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>約 20,000 t</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>約 20,000 t</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1. 現時点での見込み量</p>	建設工事に伴う建設副産物の種類	切土工等又は既存の工作物の除去 (削剥式、高架橋、橋梁、地上駅、変電施設、保守基地)	トンネルの工事 (山岳トンネル、非常口(山岳部))	対象事業実施区域での再利用量 ^{a1}	対象事業実施区域外への搬出量 ^{a2}	建設発生土	約 760,000 m ³	約 6,000,000 m ³	約 2,400,000 m ³	約 4,400,000 m ³	建設汚泥	約 19,000 m ³	約 400,000 m ³	—	約 420,000 m ³	コンクリート塊	約 27,000 m ³	—	—	約 27,000 m ³	アスファルト・コンクリート塊	—	約 2,700 m ³	—	約 2,700 m ³	建設発生木材	約 20,000 t	—	—	約 20,000 t
建設副産物の種類	切土工等又は既存の工作物の除去 (地表式又は削剥式、高架橋、橋梁、地上駅、変電施設、保守基地)	トンネルの工事 (山岳トンネル、非常口(山岳部))																																																
建設発生土	約 760,000 m ³	約 6,000,000 m ³																																																
建設汚泥	約 19,000 m ³	約 400,000 m ³																																																
コンクリート塊	約 27,000 m ³	—																																																
アスファルト・コンクリート塊	—	約 2,700 m ³																																																
建設発生木材	約 4,600 t	—																																																
建設工事に伴う建設副産物の種類	切土工等又は既存の工作物の除去 (削剥式、高架橋、橋梁、地上駅、変電施設、保守基地)	トンネルの工事 (山岳トンネル、非常口(山岳部))	対象事業実施区域での再利用量 ^{a1}	対象事業実施区域外への搬出量 ^{a2}																																														
建設発生土	約 760,000 m ³	約 6,000,000 m ³	約 2,400,000 m ³	約 4,400,000 m ³																																														
建設汚泥	約 19,000 m ³	約 400,000 m ³	—	約 420,000 m ³																																														
コンクリート塊	約 27,000 m ³	—	—	約 27,000 m ³																																														
アスファルト・コンクリート塊	—	約 2,700 m ³	—	約 2,700 m ³																																														
建設発生木材	約 20,000 t	—	—	約 20,000 t																																														

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																																																																																																																																																																																																																																																																
p.環 18-1-1 表 18-1-1-1 建設工事に伴う副産物発生量と再利用量及び搬出量	—	<p>なお、対象事業実施区域内での再利用量については、富士川町で発生する建設発生土約 240 万 m³を高下地区付近に計画する変電施設及び保守基地の造成に再利用することを見込んでいる。</p> <p>一方、対象事業実施区域外への搬出量のうち、早川町で発生する建設発生土の一部については、早川町塩島地区付近に計画する発生土置き場及び山梨県が計画している早川・芦安連絡道路等の造成において、活用することを見込んでいる。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																
p.環 18-1-2 表 18-1-2-1 建設工事による発生地域ごとの副産物発生量	<p>表 14-1-2-1 建設工事による発生地域ごとの副産物発生量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th rowspan="2">発生地點</th> <th colspan="3">建設発生土</th> <th colspan="3">建設廃棄物</th> <th colspan="3">建設廃棄物</th> </tr> <tr> <th>日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万m³)</th> <th>日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万t)</th> <th>日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万t)</th> <th>日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万m³)</th> <th>日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万t)</th> <th>日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万t)</th> <th>日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万m³)</th> <th>日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万t)</th> <th>日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上野原市</td> <td>新井字寺井</td> <td>0.1</td> <td>32.6</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新井市</td> <td>小坂</td> <td>2.0</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新井市</td> <td>新井字御前</td> <td>5.2</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上野原市</td> <td>上野原</td> <td>5.2</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新井市</td> <td>小坂</td> <td>2.4</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新井市</td> <td>新井字御前</td> <td>2.4</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大月市</td> <td>大月</td> <td>5.2</td> <td>—</td> <td>0.2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大月市</td> <td>新井字御前</td> <td>1.5</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中央市</td> <td>上野原</td> <td>4.1</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中央市</td> <td>中央</td> <td>3.2</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中央市</td> <td>山ノ内</td> <td>2.1</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新井市</td> <td>新井</td> <td>4.1</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新井市</td> <td>新井</td> <td>6.1</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新井市</td> <td>新井</td> <td>5.5</td> <td>—</td> <td>0.2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新井市</td> <td>小坂</td> <td>5.1</td> <td>—</td> <td>0.2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新井市</td> <td>新井字御前</td> <td>1.1</td> <td>—</td> <td>0.2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新井市</td> <td>新井字御前</td> <td>6.4</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新井市</td> <td>新井字御前</td> <td>4.2</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新井市</td> <td>新井字御前</td> <td>2.3</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新井市</td> <td>新井字御前</td> <td>7.5</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新井市</td> <td>新井字御前</td> <td>75.9</td> <td>598.5</td> <td>1.8</td> <td>39.6</td> <td>2.7</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新井市</td> <td>合計</td> <td>97.1</td> <td>—</td> <td>41.9</td> <td>—</td> <td>2.7</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新井市</td> <td>合計</td> <td>97.1</td> <td>—</td> <td>41.9</td> <td>—</td> <td>2.7</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	発生地點	建設発生土			建設廃棄物			建設廃棄物			日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万m ³)	日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万t)	日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万t)	日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万m ³)	日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万t)	日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万t)	日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万m ³)	日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万t)	日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万t)	上野原市	新井字寺井	0.1	32.6	0.1	0.1	—	—	0.1	0.1	—	新井市	小坂	2.0	—	0.1	—	—	—	0.1	0.1	—	新井市	新井字御前	5.2	—	0.1	0.1	—	—	0.1	0.1	—	上野原市	上野原	5.2	—	0.1	—	—	—	0.1	0.1	—	新井市	小坂	2.4	—	0.1	0.1	—	—	0.1	0.1	—	新井市	新井字御前	2.4	—	0.1	0.1	—	—	0.1	0.1	—	大月市	大月	5.2	—	0.2	—	—	—	0.1	0.1	—	大月市	新井字御前	1.5	—	0.1	0.1	—	—	0.1	0.1	—	中央市	上野原	4.1	—	0.1	—	—	—	0.1	0.1	—	中央市	中央	3.2	—	0.1	0.2	—	—	0.1	0.1	—	中央市	山ノ内	2.1	—	0.1	0.1	—	—	0.1	0.1	—	新井市	新井	4.1	—	0.1	0.1	—	—	0.1	0.1	—	新井市	新井	6.1	—	0.1	—	—	—	0.1	0.1	—	新井市	新井	5.5	—	0.2	—	—	—	0.1	0.1	—	新井市	小坂	5.1	—	0.2	—	—	—	0.1	0.1	—	新井市	新井字御前	1.1	—	0.2	—	—	—	0.1	0.1	—	新井市	新井字御前	6.4	—	0.1	0.1	—	—	0.1	0.1	—	新井市	新井字御前	4.2	—	0.1	0.1	—	—	0.1	0.1	—	新井市	新井字御前	2.3	—	0.1	0.1	—	—	0.1	0.1	—	新井市	新井字御前	7.5	—	0.1	0.1	—	—	0.1	0.1	—	新井市	新井字御前	75.9	598.5	1.8	39.6	2.7	—	0.1	0.1	—	新井市	合計	97.1	—	41.9	—	2.7	—	0.1	0.1	—	新井市	合計	97.1	—	41.9	—	2.7	—	0.1	0.1	—
市町村名	発生地點			建設発生土			建設廃棄物			建設廃棄物																																																																																																																																																																																																																																																																								
		日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万m ³)	日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万t)	日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万t)	日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万m ³)	日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万t)	日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万t)	日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万m ³)	日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万t)	日本工事又は建設工事に係る レーベルの工事(万t)																																																																																																																																																																																																																																																																								
上野原市	新井字寺井	0.1	32.6	0.1	0.1	—	—	0.1	0.1	—																																																																																																																																																																																																																																																																								
新井市	小坂	2.0	—	0.1	—	—	—	0.1	0.1	—																																																																																																																																																																																																																																																																								
新井市	新井字御前	5.2	—	0.1	0.1	—	—	0.1	0.1	—																																																																																																																																																																																																																																																																								
上野原市	上野原	5.2	—	0.1	—	—	—	0.1	0.1	—																																																																																																																																																																																																																																																																								
新井市	小坂	2.4	—	0.1	0.1	—	—	0.1	0.1	—																																																																																																																																																																																																																																																																								
新井市	新井字御前	2.4	—	0.1	0.1	—	—	0.1	0.1	—																																																																																																																																																																																																																																																																								
大月市	大月	5.2	—	0.2	—	—	—	0.1	0.1	—																																																																																																																																																																																																																																																																								
大月市	新井字御前	1.5	—	0.1	0.1	—	—	0.1	0.1	—																																																																																																																																																																																																																																																																								
中央市	上野原	4.1	—	0.1	—	—	—	0.1	0.1	—																																																																																																																																																																																																																																																																								
中央市	中央	3.2	—	0.1	0.2	—	—	0.1	0.1	—																																																																																																																																																																																																																																																																								
中央市	山ノ内	2.1	—	0.1	0.1	—	—	0.1	0.1	—																																																																																																																																																																																																																																																																								
新井市	新井	4.1	—	0.1	0.1	—	—	0.1	0.1	—																																																																																																																																																																																																																																																																								
新井市	新井	6.1	—	0.1	—	—	—	0.1	0.1	—																																																																																																																																																																																																																																																																								
新井市	新井	5.5	—	0.2	—	—	—	0.1	0.1	—																																																																																																																																																																																																																																																																								
新井市	小坂	5.1	—	0.2	—	—	—	0.1	0.1	—																																																																																																																																																																																																																																																																								
新井市	新井字御前	1.1	—	0.2	—	—	—	0.1	0.1	—																																																																																																																																																																																																																																																																								
新井市	新井字御前	6.4	—	0.1	0.1	—	—	0.1	0.1	—																																																																																																																																																																																																																																																																								
新井市	新井字御前	4.2	—	0.1	0.1	—	—	0.1	0.1	—																																																																																																																																																																																																																																																																								
新井市	新井字御前	2.3	—	0.1	0.1	—	—	0.1	0.1	—																																																																																																																																																																																																																																																																								
新井市	新井字御前	7.5	—	0.1	0.1	—	—	0.1	0.1	—																																																																																																																																																																																																																																																																								
新井市	新井字御前	75.9	598.5	1.8	39.6	2.7	—	0.1	0.1	—																																																																																																																																																																																																																																																																								
新井市	合計	97.1	—	41.9	—	2.7	—	0.1	0.1	—																																																																																																																																																																																																																																																																								
新井市	合計	97.1	—	41.9	—	2.7	—	0.1	0.1	—																																																																																																																																																																																																																																																																								
注1.端数の関係で、合計値が一致しない場合がある。																																																																																																																																																																																																																																																																																		
p.環 18-1-3 表 18-1-2-2 トンネル工事による建設発生土の発生場所毎の活用先等の状況	—	<p>表 18-1-2-2 トンネル工事による建設発生土の発生場所毎の活用先等の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①発生場所</th> <th>②発生量 (万m³)</th> <th>③活用先、 未確定等の別</th> <th>④建設発生土の運 搬に係る車両の最 大台数(台/月) ^{注1}</th> <th>⑤車両台数が最大 となる時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>坑口(非常口) (上野原市 秋山安寺沢)</td> <td>32.6</td> <td>未定</td> <td>3,453 台/月</td> <td>工事開始後 1 年目</td> </tr> <tr> <td>坑口 (笛吹川町最勝寺)</td> <td>12.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>坑口 (富士川町小室)</td> <td>43.2</td> <td>高下地区造成工事</td> <td>8,470 台/月</td> <td>工事開始後 6 年目</td> </tr> <tr> <td>坑口 (笛吹川町高下)</td> <td>181.9</td> <td></td> <td>—^{注2}</td> <td>—^{注2}</td> </tr> <tr> <td>坑口(非常口) (早川町新倉)</td> <td>94.2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>坑口(非常口) (早川町新倉)</td> <td>84.2</td> <td>発生土置き場 (塩島地区) 早川・芦安連絡 道路ほか</td> <td>11,963 台/月</td> <td>工事開始後 6 年目</td> </tr> <tr> <td>坑口(非常口) (早川町新倉)</td> <td>147.5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	①発生場所	②発生量 (万m ³)	③活用先、 未確定等の別	④建設発生土の運 搬に係る車両の最 大台数(台/月) ^{注1}	⑤車両台数が最大 となる時期	坑口(非常口) (上野原市 秋山安寺沢)	32.6	未定	3,453 台/月	工事開始後 1 年目	坑口 (笛吹川町最勝寺)	12.9				坑口 (富士川町小室)	43.2	高下地区造成工事	8,470 台/月	工事開始後 6 年目	坑口 (笛吹川町高下)	181.9		— ^{注2}	— ^{注2}	坑口(非常口) (早川町新倉)	94.2				坑口(非常口) (早川町新倉)	84.2	発生土置き場 (塩島地区) 早川・芦安連絡 道路ほか	11,963 台/月	工事開始後 6 年目	坑口(非常口) (早川町新倉)	147.5																																																																																																																																																																																																																																											
①発生場所	②発生量 (万m ³)	③活用先、 未確定等の別	④建設発生土の運 搬に係る車両の最 大台数(台/月) ^{注1}	⑤車両台数が最大 となる時期																																																																																																																																																																																																																																																																														
坑口(非常口) (上野原市 秋山安寺沢)	32.6	未定	3,453 台/月	工事開始後 1 年目																																																																																																																																																																																																																																																																														
坑口 (笛吹川町最勝寺)	12.9																																																																																																																																																																																																																																																																																	
坑口 (富士川町小室)	43.2	高下地区造成工事	8,470 台/月	工事開始後 6 年目																																																																																																																																																																																																																																																																														
坑口 (笛吹川町高下)	181.9		— ^{注2}	— ^{注2}																																																																																																																																																																																																																																																																														
坑口(非常口) (早川町新倉)	94.2																																																																																																																																																																																																																																																																																	
坑口(非常口) (早川町新倉)	84.2	発生土置き場 (塩島地区) 早川・芦安連絡 道路ほか	11,963 台/月	工事開始後 6 年目																																																																																																																																																																																																																																																																														
坑口(非常口) (早川町新倉)	147.5																																																																																																																																																																																																																																																																																	
注1.建設発生土運搬に係る車両用ルート上の最大台数(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数を含む)。 注2.高下地区内での現場内運搬となるため未記載。																																																																																																																																																																																																																																																																																		
p.環 18-1-3 表 18-1-2-3 トンネル工事による活用先の状況	—	<p>表 18-1-2-3 トンネル工事による建設発生土の活用先の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①発生土置き場等の名称</th> <th>②設置場所</th> <th>③最大搬入量 (万m³)</th> <th>④最大面積 (万m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生土置き場 (塩島地区)</td> <td>早川町大原野塩島地区</td> <td>4.1 ^{注1}</td> <td>1.1 ^{注1}</td> </tr> </tbody> </table>	①発生土置き場等の名称	②設置場所	③最大搬入量 (万m ³)	④最大面積 (万m ²)	発生土置き場 (塩島地区)	早川町大原野塩島地区	4.1 ^{注1}	1.1 ^{注1}																																																																																																																																																																																																																																																																								
①発生土置き場等の名称	②設置場所	③最大搬入量 (万m ³)	④最大面積 (万m ²)																																																																																																																																																																																																																																																																															
発生土置き場 (塩島地区)	早川町大原野塩島地区	4.1 ^{注1}	1.1 ^{注1}																																																																																																																																																																																																																																																																															
注1.現時点での想定数量であり、今後の手続き等によって変更の可能性がある。																																																																																																																																																																																																																																																																																		
p.環 18-2-1 (5)建設発生木材	建設発生木材について、高架橋、橋梁、地上駅の建設工事において、コンクリート打設の施工に用いる木製型枠の量と工事の実施に伴う森林伐採によって発生する木材量を算出し、建設発生木材の発生量とした。	建設発生木材について、高架橋、橋梁、地上駅の建設工事において、コンクリート打設の施工に用いる木製型枠の量と工事の実施に伴う森林伐採によって発生する木材量を算出し、建設発生木材の発生量とした。																																																																																																																																																																																																																																																																																
		木製型枠の発生量については、構造物の体積より算出した。森林伐採によって発生する木材の発生量については、改変範囲内に存在する群落の想定した胸高断面積に群落高を掛けることで木材の体積を求め、木材の比重を乗ずることにより算出した。																																																																																																																																																																																																																																																																																

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 環 18-3-1 18-3 建設工事に伴う副産物の取扱いについて	—	追記
p. 環 18-4-1 図 18-4-1-1 建設工事に伴う副産物の一般的な処理・処分の流れ	<p>建設工事に伴う副産物の一般的な処理・処分の方法</p> <p>図 14-3-1-1 建設工事に伴う副産物の一般的な処理・処分の流れ</p>	<p>建設工事に伴う副産物の一般的な処理・処分の方法</p> <p>※1 混合処理：既水が混入する場合に適用。たとじ、既水の実況により混合処理の手を行ひ、まと既水ケーキなどの形し、既水ケーキを適切な量として、既水する場合である。 ※2 一次処理：少少（1m³を越えるもの）の雨水の分離により、既水の状態でなく適切性を呈さなくなる上に適用する。 ※3 二次処理：一次処理の雨水について、既水処理を行ひ、まと既水ケーキに分離する処理。既水ケーキを適切な量として、既水する。 ※4 汚染土処理の特徴：「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 18 号、改正 平成 25 年法律第 74 号）で規定される汚染土処理の実務の実際を示す施設として、浄化、セメント埋設、壁立式区分等による実施を行うことを規定している。汚染土処理方法は、浄化処理、壁立処理、高圧洗浄、高圧洗浄等がある。 ※5 最終処分：埋め立て処分、海洋投入処分等をいう。</p> <p>図 14-4-1-1 建設工事に伴う副産物の一般的な処理・処分の流れ</p>
p. 環 18-4-2 図 18-4-2-1 施設の供用に伴う廃棄物の一般的な処理・処分の流れ	<p>鉄道施設の供用に伴う廃棄物の一般的な処理・処分の方法</p> <p>図 14-3-2-1 施設の供用に伴う廃棄物の一般的な処理・処分の流れ</p>	<p>鉄道施設の供用に伴う廃棄物の一般的な処理・処分の方法</p> <p>※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定される一般廃棄物処理施設のうち「ごみ処理施設」として規定される施設を想定している。</p> <p>図 14-3-2-1 施設の供用に伴う廃棄物の一般的な処理・処分の流れ</p>
p. 環 19-1-1～3 表 19-1-1-1(1)～(3) 建設機械の稼働に用いた原単位	—	注釈として予測に用いた建設機械の緒元、燃料、定格出力、運転 1 時間あたり燃料消費率、運転 1 時間あたり燃料消費量、平均稼働率、CO ₂ 排出係数、N ₂ O排出係数及び地球温暖化係数の出典並びに算出方法を追記
p. 環 19-2-4 図 19-2-1-3 東京都と大阪府の間の輸送需要量	交通政策審議会 第 9 回中央新幹線小委員会資料（国土交通省作成）	交通政策審議会 第 9 回中央新幹線小委員会資料（国土交通省作成）p. 17 (資料 1)
p. 環 19-2-6 19-2-2 名古屋開業時	—	追記
p. 環 19-2-9 19-2-3 列車の走行に伴う温室効果ガス排出量の原単位について	—	追記
p. 環 19-2-13 19-2-4 他のケースにおける CO ₂ 排出量、CO ₂ 排出割合について	—	追記
p. 環 20-1-1 20 都市計画道路甲府外郭環状道路東区間事業に係る複合的	—	追記

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
な環境について 20-1 都市計画道路 甲府外郭環状道路東 区間事業の概要につ いて		
p. 環 20-2-1 20-2 本事業におけ る複合的な環境につ いて	—	追記
p. 環 21-1 21 富士川町高下地 区における環境影響 の検討状況について	—	追記
p. 環 22-1 22 モニタリング等 について	—	追記
p. 他 1-1-1 1 専門家への技術的 助言、関係自治体等ヒ アリングについて 1-1 専門家等による 技術的助言に関する 方法書・準備書での反 映状況	—	追記
p. 他 1-2-1 1-2 自治体ヒアリン グ実施状況	—	追記
p. 他 2-1 2 方法書についての 意見の概要と準備書 における事業者の見 解の変更点	—	追記

以降、環境影響評価関連図

環境図⑯	—	「病院」の凡例及び鰍沢病院、峠南病院の 名称を当該位置に追記
環境図⑯	—	「学校」の凡例及び鰍沢小学校、鰍沢中學 校の名称を当該位置に追記
環境図⑯	—	「病院」の凡例及び峠南病院の名称を当該 位置に追記
環境図⑯	—	「学校」の凡例及び鰍沢小学校、鰍沢中學 校の名称を当該位置に追記